

平成 23 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【2月25日】

1 櫻井清蔵（ぽぷら） 15～19ページ

議案第15号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 国庫支出金 住民生活に光をそそぐ交付金 9,000千円について問う
 - (1) この交付金を図書等充実事業に充当した経緯について
 - (2) なぜ小・中学校へも図書等充実事業を実施しないのか

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

1 岡本公秀（新和会） 45～55ページ

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 市長マニフェストの反映について
- 2 予算の硬直化と後期基本計画に向けての財政運営について
- 3 選択と集中について
- 4 不用額について
- 5 インフラ整備予算と執行のスピードについて
- 6 基金費について
 - (1) 考え方について
 - (2) リニア中央新幹線駅整備基金費について
 - (3) 庁舎建設基金費について
- 7 債務負担行為について

2 竹井道男（市民クラブ） 55～71ページ

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 大幅な減額補正の内容について
- 2 平成22年度の実質収支額の予測について

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 財政改革への取り組みについて
 - (1) 歳出構造の刷新について
 - (2) 歳入改革について
- 3 起債の圧縮について
- 4 三重大学亀山地域医療学講座支援事業について

議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 三重大学亀山地域医療学講座支援事業での診療支援について
- 2 資本的支出の建設改良費、投資について

3 櫻井清蔵（ぽぷら） 71～82ページ

議案第7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 一部改正の理由について

議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について

1 条例廃止の理由について

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

1 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費

(1) 事業名（市民参画協働事業）市民税1%市民活動応援事業296,000円の減額（当初予算300,000円）の理由について

2 第2款総務費、第1項総務管理費、第14目災害対策費

(1) 事業名（緊急耐震対策事業）木造住宅補強事業30,200,000円の減額の理由について

(2) 補助金交付要綱に問題点があるのでは

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

1 平成23年度予算について

(1) 23年度予算を一言でいうならば

(2) 主要事業は何か

2 第12款諸支出金、第1項基金費、第6目庁舎建設基金費

(1) 積立金額4,805,000円とは

(2) 平成22年3月定例会以降の市長答弁と積立額の推移について

(3) 23年度の財政動向をどのように認識しているのかを知りたい

4 服部孝規（日本共産党議員団） 82～91ページ

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

1 市長自らの意思で本則は変えずに一時的に減額をするだけなのに、特別職報酬等審議会に諮問する必要があったのか

2 「財政が厳しい」ことを理由とした減額だが、もともと市長の給料は「横並びで高い」という認識はなかったのか

議案第5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

1 県下で2番目に高い教育長の給料だが、特別職報酬等審議会も指摘しているように「今後、さらに検討を要する」と考えるが、どうするのか

議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

1 一般会計からの法定外の繰り入れがされなかったが、2年連続で大幅な値上げをしたままで国保税の引き下げもせず、被保険者は保険税を十分に負担できると判断したのか

5 森 美和子（公明党） 91～96ページ

議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について

1 今までの具体的な取り組みについて

2 効果について

3 今後の取り組みについて

議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について及び

議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 特定健康診査等事業費について
 - (1) 減額の要因は
 - (2) 特定健康診査等実施計画の目標値に対して現状はどうか
 - (3) 平成23年度の増額について

6 坊野洋昭（緑風会） 96～108ページ

議案第2号 亀山市職員定数条例の一部改正について

- 1 なぜ改正が必要か
- 2 職員定数はどの様にして決めるのか
- 3 定数と現職員数に大差があるのはなぜか

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 なぜ改正が必要か
- 2 5%減の根拠は何か
- 3 期間限定の理由を問う

議案第5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

- 1 亀山市特別職報酬等審議会に諮問したのか
- 2 教育長は特別職なのか

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 歳入について、市税等の前年比の増減の理由を問う
 - (1) 市民税について
 - (2) 固定資産税について
 - (3) 都市計画税について
 - (4) 地方交付税について
 - (5) 市債について
- 2 歳出について
 - (1) 特徴的な施策は何か
 - (2) 関連事業の内容を問う

7 伊藤彦太郎（ぼぶら） 108～116ページ

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 本則の改正ではなく附則での改正とし、平成25年2月5日（市長任期）までの特例措置とした理由について。また、退職金に影響はあるのか

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 議会費・議員共済組合負担金について、財源はどうするのか
- 2 児童福祉費・待機児童緊急対策施設整備事業について
 - (1) 収容予定人数を15人とした理由

- (2) 認可外保育施設とすることで認可保育施設に比したデメリットは生じるのか
- (3) 運営費について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 福沢美由紀（日本共産党議員団） 121～130ページ

議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について及び

議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について及び

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 療育ルームや行政情報番組収録室と保育施設が一緒になることで問題はないか
- 2 待機児童緊急対策施設整備事業について
- 3 介護予防支援センターを廃止することの影響について

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 学校給食に関連する予算について
- 2 スtockヤード整備事業について

2 宮村和典（緑風会） 130～139ページ

議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 待機児童の受入人数は妥当か

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 歳入、歳出それぞれ15億円の減額について
- 2 債務負担行為補正の変更の内、斎場管理業務委託料について
- 3 地方債補正の内、臨時財政対策での起債の変更について
- 4 実質収支額の予測について

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成についての考え方について
 - (1) 第12款諸支出金 第1項基金費 庁舎建設基金費で積立金を計上しない理由は
 - (2) 第3款民生費 第2項児童福祉費 子ども手当給付費11億9,310万円の内容は
 - (3) 第4款衛生費 第2項清掃費 Stockヤード整備事業の目的と事業費の積算について
 - (4) 歳入の内、第13款使用料及び手数料や第20款諸収入 第4項雑入などについて、1,000円をいくつか計上しているが、本来の収入を検討したのか

3 鈴木達夫（ぽぷら） 139～146ページ

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費の内、就農支援モデル事業796千円の減額について

議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について

- 1 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費の内、就農支援モデル事業
4,563千円について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 中崎孝彦（新和会） 153～159ページ

新名神高速道路工事について

- 1 本線及び関連工事への地元建設業者参入を図るべく、市長自らトップセールスをする気はないかお尋ねしたい
- 2 亀山西ジャンクションのフルジャンクション化は企業誘致、観光客誘致等にとって必要不可欠であり本市にとって最重要課題と考えるが、実現に向けて今後の取り組みについて市長にお聞きしたい

企業誘致活動について

- 1 企業誘致活動の現状と誘致の見通しについてお聞きしたい

2 片岡武男（市民クラブ） 159～166ページ

土地利用計画について

- 1 工業専用地域、農業振興地域等の農地の土地利用促進策について
 - (1) 工業専用地域と用途指定した土地への企業誘致等の進捗状況について
 - (2) 工業専用地域に企業誘致をしないのなら、工業地域へと変更できないのか
 - (3) 農業振興地域での就農利益確保への支援策は、十分検討されているのか
 - (4) 過去5年間の農地転用許可物件の中で、計画に基づく転用がなされていない物件は、何件あるのか
 - (5) 農地転用計画が遂行されない用地は、原型復旧させ農地として使用するのか

3 伊藤彦太郎（ぼぷら） 166～173ページ

合併特例債について

- 1 現時点での合併特例債発行可能額は
- 2 今後、新規に合併特例債を適用する事業はあるのか

今後の施設整備について

- 1 財政難と言われる中での、今後の施設整備の考え方は。また、それらに対する合併特例債の適用は

4 福沢美由紀（日本共産党議員団） 173～180ページ

学童保育所の整備について

- 1 未設置校区について
- 2 生活の場にふさわしい施設、条件整備について

保育所の整備について

- 1 現在の状況把握及び問題点について
- 2 亀山市立保育所在り方検討委員会での議論について
- 3 成長発達段階に応じた保育室の整備について

5 新 秀隆（公明党） 180～188 ページ

鳥獣被害対策について

- 1 有害鳥獣被害の実態について
- 2 有害鳥獣駆除のフローについて
- 3 有害鳥獣駆除の支援について

健康づくり対策について

- 1 うつ対策について
 - (1) 対象者の状況について
 - (2) 把握体制・方法について
 - (3) 支援策の状況について

6 尾崎邦洋（緑風会） 188～197 ページ

地域医療体制について

- 1 医療センターの現状について
- 2 三重大学亀山地域医療学講座支援事業について

市長マニフェスト3つの戦略プロジェクト「新生・亀山市の顔づくり」について

- 1 「JR亀山駅前」再生プロジェクトについて
 - (1) 亀山駅周辺まちづくり研究会の支援事業について
 - (2) 亀山駅周辺再生検討チームの活動について
 - (3) 亀山市交通バリアフリー構想について

待機児童対策について

- 1 保育所の現状について
- 2 認可外保育施設設置について（介護予防支援センター内）

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 中村嘉孝（新和会） 200～215ページ

地上デジタル放送移行について

- 1 難視聴地域の現状と対策について
- 2 市内の普及状況について
- 3 公共施設のデジタル化について
- 4 地上デジタル放送移行に伴うテレビ等の不法投棄について

教育関係について

- 1 新教育長としての抱負について
- 2 亀山市学校教育ビジョンの見直しについて
- 3 教育基本法改正（教育三法）について
- 4 新学習指導要領本格実施について

中山間地域対策について

- 1 市内の高齢化率（行政区、自治会単位）について
- 2 空き家対策について
- 3 中山間地域等直接支払事業の成果と今後の方向性について

2 竹井道男（市民クラブ） 216～227ページ

亀山市行財政改革大綱について

- 1 亀山市行政改革大綱の検証について
- 2 亀山市行財政改革大綱とした考え方について
- 3 改革の目標や取り組む方針について
- 4 事業仕分けの考え方について

溶融施設中間改修について

- 1 溶融施設の長寿命化の目的・効果について
 - (1) 溶融施設の寿命の判断について
 - (2) 長寿命化の目的・効果について
- 2 稼働状況について
 - (1) これまでのゴミ処理量と稼働率について
 - (2) 溶融施設導入時の考え方について
- 3 余剰能力の活用について

3 鈴木達夫（ぽぶら） 227～234ページ

「お茶のまち亀山」としての健康推進について

- 1 茶業動向について
- 2 お茶の効能について
- 3 お茶と健康の接点をどう導くかについて
 - (1) 保育、教育施設での反応について
 - (2) 後期基本計画への反映について

4 服部孝規（日本共産党議員団） 234～244ページ

行財政改革大綱について

- 1 徹底した無駄の削減や不要不急の事業の見直しがどれだけ盛り込まれたのか
- 2 自民党政治が進めてきた「構造改革」路線による「官から民へ」や「市民に負担を押しつける」内容となっているが、こうした方向性でいいのか
- 3 市民生活の厳しさをどう認識し、大綱にどう反映されているのか
- 4 リニア基金を暮らしに使うことや高すぎる市長などの退職金を見直すことこそ必要だが、どう考えているのか

地上デジタル化に伴う「テレビ難民」を出さないための対応について

- 1 地上デジタル化に対応できていない世帯がどれくらいあるのか。また、地上デジタル化が進まない世帯や地域の課題は何か
- 2 総務省の支援策を受けることができる世帯の現状を把握しているのか
- 3 テレビ難民を出さないために、国にアナログ停波時期の延長を求めるべきだと思うが市長の見解を問う

5 森 美和子（公明党） 244～253ページ

少子化対策について

- 1 不育症に対する認識について
- 2 不育症治療に対する公費負担について

障がい者支援対策について

- 1 障害者自立支援法の改正について
 - (1) 今回の改正の内容について
 - (2) 相談支援の充実について
 - (3) 地域支援体制について

6 坊野洋昭（緑風会） 253～267ページ

弁護士への委託状況について

- 1 弁護士に委託する案件について

集会施設建築等助成金について

- 1 集会施設建築助成金制度について
- 2 助成申請等、手続きについて

収納対策について

- 1 公的年金特別徴収化事業について
- 2 地方税ポータルシステム事業について
- 3 県地方税管理回収機構について
- 4 市税等コンビニ収納事業について

地籍調査事業について

- 1 平成23年度の事業計画について
- 2 今後の目標など将来展望について

生活保護について

- 1 亀山市の生活保護の実態について
- 2 生活保護認定条件について
- 3 該当者の調査及び見直しについて

子ども手当について

- 1 児童手当給付事業について
- 2 子ども手当給付費について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月14日】

1 岡本公秀（新和会） 271～278ページ

高齢者へのタクシー料金助成額について

- 1 75歳以上の方に交付するタクシー券助成の増額について
- 2 タクシー料金助成事業の予算の執行率を伺う
- 3 予算残の有効活用について

高金利の市債の償還について

- 1 亀山市の市債のうち、金利5%以上の残高について
- 2 繰り上げ償還と補償金制度について
- 3 補償金免除の繰り上げ償還について
- 4 市長マニフェストにある「ミニ市場公募債」について

2 前田耕一（市民クラブ） 278～287ページ

安心・安全のまちづくりについて

- 1 犯罪のないまちづくりについて
 - (1) 刑法犯罪防止対策について
 - (2) 児童・生徒の安全確保とサポート体制の確立について
- 2 監視カメラ・防犯カメラの設置について
 - (1) 設置状況とその目的について
 - (2) 今後の設置計画について

亀山駅前周辺整備について

- 1 亀山駅周辺まちづくり研究会との連携について
- 2 駅前周辺整備に対する行政独自の対策について

3 櫻井清蔵（ぽぶら） 287～299ページ

人権について

- 1 人権とは
- 2 旧関町の人権条例については、合併協議により新市において調整するため廃止となったが、その後の調整結果は
- 3 文化部新設の意義と共生社会推進室設置の考えについて
- 4 県下29市町の中で人権条例未制定は2市2町だけであるが、未制定に対する市長の考えは、また今後制定する考えがあるのかないのか

新教育長に就任の決意を伺う

- 1 教育委員会4室の所管事務に対する決意について
 - (1) 教育総務室
 - (2) 学校教育室
 - (3) 教育研究室
 - (4) 生涯学習室

高齢者・障がい者タクシー料金助成事業について

- 1 合併協議の調整内容の結果について
- 2 新制度になってからの市民の反応は
- 3 今年度からタクシー利用券の交付要件が変更され、対象者は拡大されたが、一人当たりの交付額は減少となった。個々の身体の状態に応じて支給すべきではないのか
- 4 利用者の状況把握はできているのか

4 宮村和典（緑風会） 299～315ページ

教育委員会委員長就任について

- 1 抱負を伺う
- 2 役割を問う

教育長就任について

- 1 抱負を伺う
- 2 全国学力テストの結果について
- 3 国旗、国歌についての考え方を問う
- 4 教育三法について

新年度の成長戦略について

- 1 液晶企業シャープの企業戦略について、亀山第一工場にラインの計画はあるのか
- 2 中古住宅のリフォーム助成事業について

亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例について

- 1 12月定例会で廃止が否決された亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の今後の考え方は

市長マニフェストについて

- 1 北東部への消防分署設置を期限3年以内と掲げているが、進捗状況は

5 高島 真 315～326ページ

亀山市非常勤・臨時職員の実態について

- 1 職種、雇用期間、年齢、男女の構成について
- 2 業務内容について
- 3 能力向上対策について
- 4 賃金水準について

市内地籍測量について

- 1 市道敷や公共施設の未登記について
 - (1) 未登記の件数について
 - (2) 解決の為の費用について

水道配水管の更新について

- 1 石綿管の取り扱いについて
- 2 市内全域での石綿管及び鉛管は、どの程度残存しているのか
- 3 埋殺し状態になっている所は、どれ程か
- 4 石綿管処理費用は、市全体でどれ程の規模になるか

市長マニフェストについて

- 1 達成率について

6 豊田恵理 326～333ページ

新生活交通再編事業について

- 1 バス事業について
 - (1) 現在の利用状況について
 - (2) なぜバスは利用されないか
- 2 タクシー料金助成事業について
 - (1) 再編後の利用状況について
 - (2) この事業の目的は何か
 - (3) 今後の方向性を知りたい
- 3 亀山市の公共交通全般について
 - (1) 亀山市には様々な公共移動手段があるが、それらの役割・位置づけはどうか
 - (2) 今後も移動困難者が増加していく中でその対応策は考えているのか
- 4 公共交通についての考え方について
 - (1) 全庁的に取り組んでいく問題だと思うがどうか、公共交通はもっと利用できないか
 - (2) 市長の考え方について
 - (3) 副市長の考え方について

平成23年2月25日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成23年2月25日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 平成23年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成23年度教育行政の一般方針の説明
- 第 6 議案第15号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 7 議案第 1号 亀山市暴力団排除条例の制定について
- 第 8 議案第 2号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 9 議案第 3号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 13 議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 14 議案第 8号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 15 議案第 9号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 16 議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第11号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 18 議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 19 議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 20 議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について
- 第 21 議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 22 議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 23 議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 25 議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 26 議案第21号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第22号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 28 議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について
- 第 29 議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 30 議案第25号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 第 31 議案第26号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 32 議案第27号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 第 33 議案第28号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 34 議案第29号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 35 議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 36 議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 第 37 議案第32号 指定管理者の指定について
- 第 38 議案第33号 市道路線の廃止について
- 第 39 議案第34号 市道路線の認定について
- 第 40 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 41 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 42 亀山市農業委員会委員の推薦について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 安 田 正 君
企 画 部 長 古 川 鉄 也 君	総 務 部 長 広 森 繁 君
	(兼)選挙管理委員会事務局長
総 務 部 参 事 笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長 梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長	

文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター 事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	原千里		

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長（大井捷夫君）

おはようございます。

ただいまから平成23年3月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書8件及び同法第199条第9項の規定に基づく平成22年度における行政監査結果報告書、工事検査結果報告書、指定管理者監査結果報告書がそれぞれ提出されております。また、亀山市土地開発公社から平成23年度事業計画及び収入支出予算書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成23年度事業計画書案及び一般会計収支予算書案が、財団法人亀山市地域社会振興会から平成23年度一般会計、事業計画及び収支予算書案が、社団法人亀山市シルバー人材センターから平成23年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

1番 高島 真 議員

12番 前田 耕一 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いをいたします。もし、会期中におきまして、

ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月25日までの29日間と決定いたしました。

次に日程第4、平成23年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成23年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成につきまして私の所信を申し述べ、議員各位を初め市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国は、世界同時不況後の経済危機は克服したものの、依然として円高・デフレ基調が続き、世界経済の動向によっては景気が下押しされるリスクもあるため、今後とも予断を許さない経済状況にあります。また、失業率が若年層を中心に高水準で推移するとともに、少子・高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少が進むなど、経済成長、財政健全化、社会保障制度改革が最重要課題となっております。

このような中、先月24日に通常国会が開会され、成長と雇用に重点を置いた平成23年度予算案と関連法案が審議されているところであります。

一方、地域主権改革につきましては、昨年12月に開催された地域主権戦略会議において、地域主権戦略大綱に基づき、国の出先機関廃止に係るアクションプラン及び補助金等の一括交付金の概要が示されました。その中で、地域の自由裁量を拡大するための地域自主戦略交付金（仮称）を創設し、新年度においては、都道府県分を対象に5,000億円を超える投資補助金の一括交付金化を実施することとしております。この一括交付金は平成24年度には市町村にも対象を拡大されることが予定されております。これら国の動向は本市の財政運営や各種施策、事業にも影響が及ぶものと考えますので、引き続き注視するとともに、迅速な情報収集を行い、自立した独自の政策と仕組みへの転換につなげられるよう努力いたしてまいります。

さて、私が市長に就任して2年が経過いたしました。これまでの間、持続可能な自治体経営を目指し、選択と集中の考えを基軸に、市民の皆様の暮らしの質を高める施策を展開してまいりました。

このような中、昨年秋には平成23年度行政経営方針を定め、基本構想に定める目指すまちの姿を再認識し、その実現のための施策推進と行財政の再構築に向け、全職員が英知を結集して取り組むことといたしました。

具体的には、第2次実施計画の推進を基本に、健康医療・次世代育成・環境に関する施策が一層推進できるよう努めてまいります。

また、後期基本計画の策定に向けてあらゆる地域資源を活用し、有機的に施策をつなぎ合わせ、

市民の皆さんにとっての成果を重視した施策を立案するとともに、市民力や地域力が一層活性化する環境や仕組みの構築に努めてまいります。

さらに、新年度においても「コミュニケーション・スピード・透明性」の三つのスローガンを掲げ、行政経営を進めていきます。このスローガンが職員に一層浸透することにより、希望と信頼の市政の実現に近づくものと考えております。

一方、このほど、開かれた市政の推進と行財政運営の強化を目標とした亀山市行財政改革大綱を策定いたしましたので、この大綱に沿って、市民への視点、行政経営の視点、財政運営の視点に立った着実な行財政改革の取り組みを進めてまいります。

さて、本市は、近年の液晶関連産業の集積等による税収の増加に支えられ、平成17年度から普通交付税の不交付団体として今日に至っております。しかし、新年度には数年来の財政基盤を支えてきた市税収入が減収し、7年ぶりに交付団体となることが見込まれるという市財政運営上の大きな転換点を迎えております。

このような中で新年度予算編成につきましては、職員一人一人が財政状況に対する危機意識を十分に認識し、前例にとらわれることなく、標準的経費についても目標額を設定し、すべての事業において「1事業1工夫」を加え、最少の経費で最大の成果を上げるよう事業内容の精査を行っております。

また、財政調整基金、減債基金を初めとする各基金についても、財源として有効に活用することで市民生活への影響にも十分配慮した予算編成を行ったところでございます。

各会計別の予算額でございますが、一般会計予算額は、対前年比4.8%減の198億8,500万円といたしております。

また、国民健康保険事業特別会計は40億9,340万円、後期高齢者医療事業特別会計は7億3,030万円、農業集落排水事業特別会計は9億4,200万円、公共下水道事業特別会計は16億9,840万円、水道事業会計は17億7,010万円、工業用水道事業会計は1億1,415万8,000円、病院事業会計は22億7,130万円、国民宿舎事業会計は1億6,590万円、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、対前年比0.4%減の316億7,055万8,000円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、美しい都市環境の創造と産業の振興についてご説明申し上げます。

まず、産業の集積、雇用の創出のうち、緊急雇用対策につきましては、引き続き国の制度である緊急雇用対策事業、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、18事業に取り組み、延べ58人の雇用の確保を図ってまいります。

次に、にぎわいの場の創造、商店街の活性化につきましては、地域商業活性化事業を実施し、専門家の指導により商業者の経営意欲の向上を図るとともに、亀山市商業活性化調査研究事業を進め、市内商業活性化に向けた目指すべき方向性、施策案の検討を行ってまいります。

次いで、観光の振興につきましては、引き続きふるさと雇用再生特別基金事業の活用により、亀山市観光協会において、まちづくり観光コーディネーターを採用し、市内の観光資源を生かした交流・体験プログラムの企画等に取り組みます。また、さまざまな地域資源を生かすとともに、地域

や団体の方々との交流を通じて、市外の方々に本市の魅力を認識いただくため、モデルツアーを実施してまいります。

次に、都市づくりの推進であります。JR亀山駅のバリアフリー化につきましては、ホームへのエレベーターや改札内への多目的トイレが先月18日に供用開始され、利便性の向上が図られたところであります。また、駅周辺に位置する県道亀山白山線の一部において、歩道のバリアフリー化が進められております。今後も、地域の方々とともに駅前再生に向けた多様な手法による整備・再生を検討いたしてまいります。

また、井田川駅前整備につきましては、測量、設計や事前協議がおおむね完了いたしましたので、新年度におきまして雨天時の利便性向上のための待合所整備や、利用者の安全確保のための駅前ロータリーの整備等を行ってまいります。

次いで、景観づくりの推進につきましては、東海道の宿場町、城下町の歴史的な趣や、棚田百選に選ばれた坂本地区など、亀山の多様な景観を生かし守り育てるため、市独自の景観計画を策定し、地域の特性を生かした景観形成に努めてまいります。

次に、上下水道の整備のうち水道事業につきましては、田村町の第4水源施設拡張事業について、本年度3号取水井戸の増設工事が完了いたしましたので、来る4月から安定供給に向けて稼働する運びといたしております。

また、流域関連公共下水道事業につきましては、国補事業において事業予算が縮小される状況がありますが、本年度に引き続き能褒野町、栄町、羽若町、野村一丁目、小野町、関町会下の管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

一方、農業集落排水事業を実施している昼生地区につきましては、平成26年度末の供用に向け、引き続き三寺町、中庄町、下庄町の管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、分権自治の推進のうち川崎地区コミュニティセンターにつきましては、これまで地元の方々との施設の有効利用等について検討を進めてきましたので、新年度内の完成を目指し、建設工事を行ってまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、亀山市まちづくり基本条例推進委員会において、まちづくりの具体的な推進方法を調査・検討するため、本年度に9回の会議を開催し、「協働を支援する機能」「コンプライアンス」「監査機能の充実」「子供」「住民投票制度」の五つのテーマを中心に議論してまいりました。

このほど、各テーマの課題や今後行政において取り組むべき事項を整理したところであり、新年度におきましては、委員会の議論の結果について、担当となる部・室で一定の期間を設けて協議を重ね、今後の市としての方向性を示してまいりたいと考えております。

また、社会貢献活動やボランティア活動、伝統芸能文化活動等を行っている市民活動団体を一層支援するため、市民参加型の市民が支え合う制度の構築を進めてまいります。

次いで、男女共同参画の推進につきましては、亀山市男女共同参画基本計画の計画期間が平成23年度末で終了することから、市民意識調査による現状把握やこれまでの事業の進捗状況の検証等を行い、本市の現状や課題に対応したより実効性のある第2次基本計画を策定いたします。

次に、外国人との共生のうち国際化推進事業につきましては、本年度、試行的に開始いたしまし

た携帯メールによる情報発信につきまして170件を超える登録がありましたことから、この実績を踏まえ、新年度におきましてはより多くの情報提供に努めてまいります。

次いで、情報の提供と公開につきましては、行政情報の市民との共有化を図るため、広報紙、行政情報番組、ホームページの三つの媒体を相互に連携させ、わかりやすい市政情報の発信に努めるとともに、市長への手紙、市政メールモニター制度、キラリまちづくりトーク等により、幅広く市民の声に耳を傾ける広聴機能の充実を図ってまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち地球温暖化防止対策につきましては、亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画に基づき、市民を対象とした省エネ・省資源行動のためのエコライフチェック事業や、市内事業者を対象とした環境管理システムの認証取得支援事業の取り組みを進め、温暖化防止意識の向上や、二酸化炭素の排出抑制につなげてまいります。

一方、総合環境研究センターにおきましては、これまで「かめやま環境市民大学」を開校し、市民の環境意識の醸成の取り組みを進めてまいりました。新年度には、環境・文化・健康の3学科を持つ「かめやま市民大学・キラリ」として開校し、その充実を図ってまいります。環境問題に関する調査・研究に加え、地域に根差した文化や、長寿社会に向けて健康で人に優しい地域社会の形成を図る研究等を実施し、さまざまな地域課題に取り組む人材の育成に努めてまいります。

また、総合環境センターへ搬入された古紙類・びん類等の資源物の分別スペースや保管場所が不足している中、資源物ストックヤード整備事業として、旧焼却施設跡地にストックヤードを建設し、古紙類の飛散防止、適正保管に努めてまいります。

さらに、衛生公苑につきましては、処理設備の老朽化が進み、し尿処理の大部分が浄化槽汚泥の処理であることから、当該施設の機能改善を図るため、国の交付金を活用し、処理施設の長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの軽減に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、有害獣による農作物被害の軽減を図るため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、坂本棚田区域に一体的な侵入防止さくを設置するとともに、この防止さくの効果を検証し、有効な獣害被害の対策を研究してまいりたいと考えております。

次いで、森林の保全のうち森林・林業関係につきましては、国の森林・林業再生プラン及び森林・林業の再生に向けた改革の姿に基づき、新年度におきまして、森林・林業施策の抜本的見直しに向けた法改正等が行われることから、亀山市森林整備計画を森林のマスタープランとすべく大幅な見直しを行い、森林の環境保全や地域林業の振興に努めてまいります。

また、本年4月に開園いたします加太梶ヶ坂地区の亀山森林公園につきましては、地元や環境市民大学院の方々と組織された委員会で検討していただいた具体的な利活用計画に基づき、森林環境教育、森林体験学習の場として、広く市民にご利用いただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、農業の振興につきましては、本年度に水田農家を対象とした戸別所得補償モデル対策が実施されたところであります。新年度からは、さらに畑作物まで対象を拡大した戸別所得補償制度が本格実施されますので、市といたしましては、国・県・農業協同組合等の関係機関と連携し、この制度が適正に運用されるよう啓発に努めてまいります。

次いで、健康づくりと地域医療の充実につきましては、地域医療再構築プランに基づきまして三重大学へ寄附を行うことにより、同大学が本市をフィールドとした地域医療研究の寄附講座を設置

することとなります。当講座では、亀山地域の医療体制や市民の生活習慣など、地域の特性が住民の健康に及ぼす影響の研究や地域医療を担う医師を効果的に養成するカリキュラムの研究、さらには医療センターへの総合診療医師及び整形外科医師の派遣による診療支援が行われることとなります。現在、国の許可に向け、諸準備を進めております。

また、地域医療再構築プランの年次計画に基づき、新年度におきましては、寝たきり高齢者をなくすことを目的に、2人暮らし高齢者世帯への訪問を実施してまいります。また、訪問とあわせて、高齢者が万一急病になった場合に、救命作業を迅速に行えるよう高齢者世帯への救急医療情報キットの配布を実施してまいります。

このほか、市民みずからが地域医療を支えていけるよう市民団体の方々にも健康都市連合日本支部の大会にご参加いただき、他市の市民団体とも情報共有し、交流を図っていただくことで、市民活動の強化や主体的な行動をとる機運づくりを行ってまいります。

次に、亀山市食育推進・健康増進計画の策定に伴い、健康都市亀山として、生涯にわたる健康づくりと食育に関する取り組みを進めるため、食育推進では、地産地消の推進として「かめやまっ子給食」を初めとして、安全・安心な地元産の食材を使った給食の提供に努めます。一方、健康づくりでは、身体・運動による健康づくりとして、手軽にできる運動や体操などの情報提供を行うとともに、ライフステージに合わせて運動教室などの実施に努めてまいります。

次いで、医療センターにつきましては、亀山市立医療センター改革プラン並びに亀山市地域医療再構築プランの年次計画に従い、具体的な取り組みを進めているところであり、新年度におきましては、看護師を確保するための条件整備として、修学資金を現行の月額3万円から6万円へ増額いたします。また、開院後20年を経過することから、本年度に医療センター建物調査及び修繕計画を策定し、新年度には計画的な改修に向けて実施設計を行うとともに、先行して全体の雨漏り対策として屋上等の改修を実施いたします。

次に、安心・安全なまちづくりにつきましては、災害時の被害の拡大を最小限にするため、特に重要課題となります人的被害の軽減を図ることを目的として、地震で倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震化について引き続き支援を行うとともに、災害発生時に重要な役割を担っていただく自主防災組織等の育成支援の取り組みを進めてまいります。

一方、消防救急無線につきましては、電波法の改正により、現在のアナログ方式からデジタル方式に移行するため、本年度、県下の消防本部が共同して基本設計及び電波伝搬調査を実施いたしましたので、新年度につきましては、平成25年度の整備工事に向け実施設計に着手してまいります。

また、救急救助体制の充実につきましては、昨年中の救急出動件数が傷病者の増加から、1,842件を数え、昭和44年に救急業務を開始して以来、過去最多となったところであり、今後も救急需要の増加が予想される中、救命率の向上を図るため、救急救命士の育成・強化とともに、新年度には救急車の予備配置など救急搬送体制を確立・強化してまいります。

続きまして、道路・交通ネットワークの形成についてご説明申し上げます。

まず、新たな国土軸の形成につきましては、新名神高速道路の亀山・草津田上間の開通により、東海と京阪神の距離が縮まり、物的・人的交流が盛んになる一方で、新名神高速道路と伊勢湾岸自動車道の連結道路となった東名阪自動車道は交通渋滞が慢性化しており、この状況を解消するためにも、東名阪と並行する新名神高速道路三重県区間の亀山・四日市間の早期開通が求められます。

このため、現在、事業を進めている区間の平成30年の完成予定をできるだけ前倒しするとともに、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化に向けた整備計画の見直しが実現するよう県及び関係市町等と連携し、関係機関への働きかけを強めてまいります。

一方、リニア中央新幹線につきましては、昨年12月15日に、国土交通省の交通政策審議会中央新幹線小委員会において、中央新幹線の走行方式は超電導リニア方式の採用が適当、東京・大阪間の営業主体及び建設主体としてJR東海を指名することが適当などとする中間取りまとめが公表され、新年度の早い時期にも最終答申が出される見通しとなってまいりました。市といたしましては、引き続きリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、近畿圏までの早期実現や市内への停車駅設置について、関係機関に対し、積極的な働きかけを行ってまいります。

次に、道路網の整備のうち市道賀白川線につきましては、国土交通省とJRとの協議等に時間を要していましたが、ようやく調整ができましたので、新年度につきましては、鈴鹿川の橋梁工事等を実施し、平成25年度の供用に向け取り組んでまいります。

また、市道野村布気線につきましては、本年度も用地買収に取り組んでまいりましたが、残念ながら一部用地取得が完了していない状況でありますので、今後も関係者との話し合いを継続してまいります。このほか市道椿世道線につきましても、平成24年度の供用を目指し、残る用地買収と工事を進めてまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、昨年春のゴールデンウィークに、市内の幼稚園、小・中学校を7連休とした家族の時間づくりの取り組みにつきましては、アンケート調査結果でも多くの方々から肯定的なご意見をいただきましたので、引き続き新年度も実施いたします。本年5月2日を休業日に設定し、4月29日から5月5日までを7連休にすることで、親子のきずな、家族のきずな、さらには地域のきずなを深めるきっかけづくりに取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの振興につきましては、より総合的・効果的にスポーツを推進していくため、スポーツ振興計画の中間見直しを行います。また、各種スポーツ団体の活性化を図るため、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、機動力や専門性のある団体等にその事務局を支援する業務を委託するほか、中学校区単位での新たな総合型地域スポーツクラブの設立に向け、地域で関係する団体に対し説明会を開催し、働きかけてまいります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、亀山市高齢者保健福祉計画に基づき、地域包括支援センター「きずな」を中心に、高齢者の相談・支援、また介護予防など高齢者の包括的・継続的ケアなどに取り組んでいるところであります。核家族化の進展など社会情勢の変化に伴う高齢者を取り巻く環境の変化、また年々高齢者が増加しており、認知症高齢者に対する対策などが大きな課題となってきました。高齢者の皆様が住みなれた地域で生きがいを持って生活できるよう地域での支え合いや見守り、介護予防のさらなる推進を目指して、同計画の見直しを行い、平成24年度から平成26年度の3カ年の計画策定を行います。この計画は介護保険事業計画と一体的に策定することとなりますので、鈴鹿亀山地区広域連合とも連携を密にして取り組みを進めてまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、障害者総合相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図り、各種障がい者福祉サービスの提供に取り組んでいるところであります。今

後も、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせることができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めていくため、新年度におきまして、亀山市障害者福祉計画の中間見直しを行うとともに、第3期亀山市障がい福祉計画を策定いたします。

次いで、高齢者・障がい者の介護・支援のうち、介護基盤緊急整備事業につきましては、新年度におきまして、第4期介護保険事業計画に基づいて、民間事業者による定員9名の認知症高齢者グループホーム1カ所の整備が計画されておりますので、県の介護基盤緊急整備事業を活用し、開設準備に係る費用の一部を助成いたします。このほか特定施設入居者生活介護施設で、定員50名の有料老人ホーム1カ所につきましても民間事業者により整備される予定と伺っており、今後におきましても、高齢者が住みなれた地域でニーズに応じたサービスが受けられるよう、関係機関に対して働きかけをしてまいります。

次に、社会保障の充実のうち国民健康保険制度の充実につきましては、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、依然として医療費の支出は増加傾向にある中、被保険者の所得の減少から想定した税収が見込めない状況にあります。そのため、新年度におきましては、収納対策の体制強化やジェネリック医薬品等の普及による医療費抑制を図るとともに、国民健康保険に係る運用基金の有効活用を図るため、国民健康保険高額療養費貸付基金を減額し、国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止することで、国民健康保険給付費等支払準備基金の充実を図るなど、今後の国民健康保険事業の安定化に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち学童保育所整備事業につきましては、関係者のご尽力により、本年4月から、新たに神辺小学校区において地区コミュニティーを活用した学童保育所が開設されますので、備品購入に関し助成をいたします。また、市内の保育所につきましては、県内で最も待機児童数が多く、入所希望者は低年齢児を中心に年々増加傾向にあり、現在の保育所施設を最大限に活用しても待機児童が発生することが予測される現状であります。このことから、新年度におきまして、介護予防支援センターを改修し、ゼロ・1・2歳の乳幼児を対象とした保育所の待機児童を緊急に受け入れるための保育施設として整備いたします。なお、この施設は隣接する医療センターの医師・看護師等の安定的な確保のため、院内保育所としての機能もあわせ持つ保育施設とすることで、効果的・効率的に運営を行ってまいります。

次に、子ども総合支援事業につきましては、子ども総合センターを中心とした関係機関とのネットワークの強化や、児童家庭支援事業や療育相談事業による総合相談機能の充実を図り、児童福祉の向上に努めてまいります。

次いで、芸術文化の振興につきましては、このほど策定いたしました文化振興ビジョンを着実に推進していくため、文化振興の基本方針の一つである「文化による創造と交流のまち」の実現に向け、文化芸術を担う人材を育成するための研修会を開催するとともに、推進計画の策定や庁内体制の整備を進めてまいります。

次に、歴史文化の継承のうち市史編さん事業につきましては、平成15年度から8年間に及ぶ編さん業務が本年度で完了いたしますので、新年度からは画像や映像、音声といった市史の情報をICTを使った公開を行うことにより、多くの方々にご利用いただけるものと期待しております。

次いで、歴史的なまちなみの保全整備のうち、まちなみ・文化財の保護につきましては、関宿の

個々の伝統的建造物の保存修理修景事業を継続して実施するとともに、新年度から3カ年の計画で閑宿防災対策調査事業に着手いたします。また、亀山城周辺保存整備事業につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき整備を進めているところであり、新年度におきましてはこれまでの旧亀山城多門櫓石垣等修復整備に引き続き、多門櫓建造物の復原整備を実施いたします。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、行財政改革のうち事業仕分けにつきましては、1事業当たりの議論の時間を拡大するなど、諸課題を整理した上で実施し、事業の必要性や改善点等について検証し、歳出構造の刷新につながるよう取り組んでまいります。

次に、電子自治体の構築による情報化の推進につきましては、住民情報系システム事業として、基幹情報システムの更新を行い、住民記録や各種税の計算等のさらなる市民サービスの向上と事務の効率化を図ってまいります。また、新年度におきましては、県及び県内の市町で共同で整備した共有デジタル地図を活用した本市の地理情報システム（GIS）を稼働し、全職員が業務にこのシステムを利用できる環境が構築されます。これにより、数値や文字情報を地図に表示したわかりやすい資料の作成など分散化した情報の集約を行うとともに、施策の立案につなげるよう努めてまいります。

次いで、第1次総合計画・後期基本計画の策定につきましては、本月16日に第2回総合計画審議会を開催したところであります。本年度におきましては、庁内の策定組織で検討を進めるとともに、近く市民2,000人に対しアンケートを発送し、市民のまちづくりに対する満足度や今後の施策の重要度の把握に努めてまいります。新年度におきましては、各施策の展開方向や戦略プロジェクト、実施計画の策定を行ってまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月21日から本年2月20日までに係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成23年度教育行政の一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

まず最初に、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、このたび教育委員会委員長に就任させていただきました肥田と申します。もとより微力ではございますが、本市教育行政の進展のために一生懸命努力する所存でございます。何とぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成23年3月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げます、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、国の情勢であります。新年度から、小学校において新学習指導要領が全面実施されます。確かな学力をはぐくむために、「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成を、いわば車の両輪として伸ばしていくことが求められているところでございます。

とりわけ公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律改正着手の動きの中で、30年ぶりに現在の40人学級を見直し、少人数学級の検討が行われております。国においては、小学校の新入学児童が学校の集団生活に適應できないという「小1プロブレム」に対応するために、新年度から小学校1年生を対象に35人学級の実施を見込んでいた状況でございます。また、学校評価の義務化やコミュニティ・スクールの指定促進の動きなど、教育の質の向上への対応が求められております。

このような教育改革の動きや教育基本法に沿った国の教育振興計画に基づき、県教育委員会におきましても、新年度から5年間の基本計画となる三重県教育振興ビジョンが策定されました。計画では、「自立」と「共生」をキーワードとしながら、学校と家庭・地域が一体となること等が強調されております。

こうした国や県の動向・施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、学校教育ビジョンの見直し作業を初め、学校教育や社会教育等の充実に着実に取り組んでまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてご説明申し上げます。

学校経営の充実に資するため、児童生徒や保護者等の満足度を高めることを第一とし、教職員個々のモチベーションや資質・能力を高めながら、各学校が組織として有機的に機能するよう、学校経営品質向上活動に邁進してまいります。また、保護者や地域住民の皆様方の声に真摯に耳を傾けながら学校評価を実施し、課題解決に向けた改善とその公表にも努めてまいります。

ところで、本年1月から2月にかけては、市内にて不審者による声かけ事案等が多発しました。教育委員会といたしましては、迅速かつ組織的に対応を図ったところでございます。今後とも、防犯、防災、交通安全、感染症等の対策に関しまして、関係機関と連携を深めながら適切に対応を図ってまいります。

次に、「ふるさと先生」の適正配置と効果的な活用でございます。

国の教職員定数やみえ少人数教育推進事業等の補完、また35人以上の過密学級を解消するため、きめ細かな少人数指導ができるよう努めてまいります。また、教員の資質向上を目指し、新年度も「ふるさと先生養成塾」を継続実施してまいります。

次いで、食育の推進についてでございます。

学校給食につきましては、本年4月から亀山中学校におけるデリバリー給食をスタートさせます。これを機に、中部中学校とあわせ、喫食率によって単価が変わる方式から、喫食率によって変化しない固定額制に変更することにより、経費削減に努めたいと考えております。また、三重県産の食材活用をふやし、地産地消の推進にも努めてまいります。なお、かめやまっ子給食の実施回数もふやし、さらなる地産地消率の向上に寄与するよう努めてまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、学力・体力向上についてでございます。子供たちの学力向上につきましては、本市の教育

における最重要課題であるにとらえ、市内小・中学校においては、「学習規律の確立」「授業改善」「学習習慣の定着」の3本柱を重点項目に据え、各学校で具体的な取り組みを進めているところでございます。今後もこの3本柱の取り組みを継続するとともに、わかる楽しい授業の創造に努めてまいります。また、平成24年度からの中学校学習指導要領本格実施に向け、その準備もあわせて進めてまいります。また、読書習慣の確立や読書環境の整備は、学力の基礎づくりに大切であることから、学校図書や幼稚園図書の蔵書数をふやし、子供たちが読書に親しみやすいよう環境整備に努めているところでございます。新年度においては、各小学校に学校図書館支援員を1名ずつ配置し、亀山市ファミリー読書リレー等の取り組みを一層充実させてまいります。また、学校図書館のシステム化についても研究を行ってまいります。さらに、本市では子供たちのテレビの視聴時間が長いことが学力や体力の低下につながっているという実態がございまして。規則正しい生活を送ることは学習習慣や運動習慣を身につける上で大切であります。生活習慣の見直しと改善のため、家庭や地域の協力を得るとともに、関係室とも連携して、学力・体力向上に向けて取り組んでまいります。

次に、情報教育の推進についてでございますが、各小・中学校におきましては、国の学校ICT環境整備事業により、情報環境を整備し、大型テレビや書画カメラ等を活用した授業の構築を推進しているところでございます。新年度においては、市内小学校9校のパソコン教室の機器の更新を行い、整備されたパソコン教室でさらなる情報通信技術を活用した調べ学習ができるよう進めてまいります。

次いで、特別支援教育の充実についてでございますが、現在、国立特別支援教育総合研究所の研究パートナー指定を受け、発達障がいのある子供の小・中学校の連携について研究に参加しているところでございます。新年度は、発達障がいのある子供の中学校から高校までの支援の連続性とその連携について本格的に研究を進めてまいります。今後は特別支援教育をさらに強化し、幼稚園から高等学校までの支援の連続性について研究するとともに、その効果についても検証してまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、井田川小学校教室等増設事業でございますが、児童数の増加に対応し、不足が見込まれる教室を増設するため、新年度において設計等を行うものです。国による35人学級への取り組み状況も踏まえ、学習環境の整備に努めてまいります。

次に、空調機整備事業でございますが、中部中学校の特別支援教室及びサマースクール等に対応した教室へ空調機を設置し、生徒が学習しやすい環境を整えてまいります。

続きまして、生涯学習についてご説明申し上げます。

亀山市生涯学習計画に基づき、市民一人一人が、いつでも、どこでも、だれでも楽しく学び、生きがいの持てる人生が送れるよう事業を推進してまいります。生涯学習の充実に向けては、その中心的役割を担う公民館事業において、中央公民館や各コミュニティセンター等を活用し、市民のニーズと今日的課題を踏まえながら、魅力ある講座の開催に努めるとともに、休日や夜間における講座の拡大に向けて検討してまいります。また、来る2月26日と27日には、「学び、それは生きがい」をテーマとして第6回亀山市生涯学習フェスティバルを開催いたしますが、このような取り組みを通して、市民の皆様の日ごろの学習成果の発表の場や生涯学習に触れる機会を充実させると

ともに、生涯学習情報の発信に努めてまいります。なお、亀山市生涯学習計画につきましては、平成18年に策定し5カ年が経過しましたので、新年度においては、社会経済情勢や市民の意識調査を参考にしながら、具体的方策の見直しを行ってまいります。

次に、青少年健全育成関係についてでございますが、青少年総合支援センターに補導員及び支援員を配置し、関係機関・団体との連携を強化しながら、引き続き子供の安心・安全に向けて取り組んでまいります。なお、新年度においても緊急雇用対策事業を活用しながら、深夜0時までの街頭補導や巡回パトロールを実施することで、犯罪の抑止力にもつなげてまいります。また、亀山っ子市民宣言の取り組みについては、青少年育成市民会議を中心とした関係団体との連携を強化しながら、その実践活動を行うとともに、家庭や各地域においても積極的に取り組んでいただくよう推進してまいります。なお、放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、現在、市内11小学校区中、7小学校区で放課後子ども教室を開催しておりますが、新年度は、新たに昼生小学校区においても開催できるよう準備を進めております。今後も、市内の全小学校区での放課後子ども教室開催に向けて働きかけてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

児童書など蔵書の充実を図り、図書館の利用者も年々増加しております。書籍を通して知識や趣味の場を広げるために図書館の有効活用が求められている中で、健康都市連合への加盟により、健康に対する関心が高まりつつあります。市民の皆様の健康づくりを推し進めるため、健康・医療分野に関する書籍を特定の書架に集めるなど、図書館としての情報発信を行ってまいります。また、新年度も引き続き中学校へ司書を派遣し、生徒に読書の楽しさ、さまざまな知識を得るための方法などを伝えながら、豊かな心をはぐむ読書活動を推進してまいります。

以上、平成23年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

教育委員会委員長の教育行政の一般方針の説明は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議案第15号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ900万円を追加して、補正後の予算総額を220億6,231万1,

000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、国において昨年12月17日に、住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱が制定されたことにより、本市といたしましても、当交付金制度を活用し、保育所、幼稚園、図書館への図書等の充実を図ることで、早い時期から図書になれ親しむ環境づくりを図り、読書の根づいた地域づくりにより、幼児期、また地域の教育水準の上昇につなげるものでございます。

補正額につきましては、図書等の購入費として、民生費に360万円、教育費に540万円を、また、歳入に国庫支出金を900万円計上いたしております。

なお、今回の補正内容は、国の平成22年度補正予算での対応であり、平成22年度事業として予算計上された対象事業に対し交付されるものであります。このことから、年度内の早期に事業完了いたしたく、調達期間を考慮し、先議をもってご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、先議することに決しました。

これより、本案に対する質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

ただいま市長より提案がありました議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）、国庫支出金の900万について、提案理由の説明の中にありましたように、22年度の制度であるために年度内予算を消化するというので、先議をするということで提案理由がありました。その内容におきまして、今回の政府の決定におきます住民生活に光をそそぐ交付金1,000億、閣議決定においては3,500億円の中のうちの1,000億であるというふうに調べましたけれども、今回、この住民生活に光をそそぐ交付金の内容はどのような内容であったのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この交付金の制度ということでございますが、この交付金につきましては、平成22年10月8日に閣議決定された円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～、いわゆる緊急総合経済対策において、これまで住民生活にとって大切でありながらも十分に光が当たっていなかった分野とされる地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援する交付金となっております。また、これらの執行に係る予算につきましては、議員も申されたとおり、閣議決定をされておりました、この予算につきましては、閣議決定日以降に成立した予算によるものとされており、事業内容によっては繰り越しは認められますものの、原則として年度内に執行することとされておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そういう中で、今、大体5項目ぐらい上げられた。消費者相談、自立支援、DV対策、自殺予防対策、児童虐待等々、政府の考え方が僕もようわからんですけれども、今、国の財政的にリーマンショック後、各地方自治体が財政難で苦慮しておると。民主党も政権をとって、マニフェストの達成等でいろいろ財政的なことで財源捻出に苦慮しておると。ここで1,000億を出してきたんですけれども、政府が3,500億出した意図的なことがちょっとわからんですけれども、各自治体で考えなさいということになりましたね。片山総務大臣がいろんなことを言うておると。基本的に文部科学省等々で、この予算の中で当初は先ほども市長が言われたように、早い時期から子供たちを図書に接しさせてやりたいために行う措置であるということで、各科目でこういうふうに教育委員会等々の幼稚園、保育園、図書館の方に振り分けをされた。そうすると、この交付金に充当した経緯の中で、亀山市が図書購入等を選別したことの経緯を教えてください。といいますのは、安心・安全な学校づくりの交付金として、学校施設の新設・増築・改築及び大規模改造における学校図書館の整備に限るというような形で、文部科学省の大臣の所管する事業に充てると。それが図書購入という形で本市は選択されたと。その経緯についてひとつお教え願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

図書購入にした経緯でございますが、今回この交付金は、先ほどもご答弁しましたように、既決予算での執行ができないこと、また、年度内に完了する必要があるといった予算執行上の制約が一つございます。また、この交付金で本年度に基金を設置し、翌年度以降の対象分野での雇用創出の取り組みにも活用することも可能ではございますが、本市は不交付団体でもあり、他に比べて900万円と交付額も少ないため、そうした分野での有効な活用も難しい状況と判断したものでございます。こうしたことから、本交付金の活用方法としましては、年度内に確実な執行ができ、なおかつ交付金の意図にも合致するこの知の地域づくりに資する幼少期からの読書に親しむ環境づくりのため、児童図書等の充実を図ることとしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

まあ国からおりてくる補助金ですから、執行せんと返すのももったいない話だけれども、基本的にこれは国の、まさか菅 直人総理大臣の懐から出てきた金やないわけですね。それは国民の税金を分配するというやり方ですわな。総理の懐から出てきた金やないんやから、あくまでも国民の税金を使うておるわけです。その奥深いものがあると思うんですけれども、本市は図書購入に充当したと。そこで1点、歳出の中で保育所の図書充当費360万、幼稚園の図書購入費200万のうち消耗品費で185万9,000円、備品購入費で14万1,000円、それから社会教育費で、図書館で340万のうち備品購入費が140万で、図書購入費が200万円という形になっていますけれども、私も市内の小・中学校、かなり図書の充実はやっていただいておりますというように漏れ聞きますけれども、やはり均等に分配すべきでなかったかと。なぜこのような形で保育園、幼稚園、図書館と。図書館利用者は市内の市民の皆さん方が、高齢者から子供たちまで幅広い形で使われるということで、小・中学生も対象になるかと思っておりますけれども、できたら義務教育期間の小・中学生の方にも、今日まで手厚いいろんな方法もやってみえると思うんですけれども、なぜそのような形も考えに入れなかったのか。このような形で振り分けられたのか、一遍その点についてお尋ねしたいと思っています。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ただいまの小・中学校の図書の購入については、なぜ入れなかったのかという話でございますけれども、小・中学校の図書購入につきましては、第1次亀山市総合計画第2次実施計画に位置づけてまして、本年度より平成23年度までの2ヵ年、学校図書充実事業として図書費を増額していただきまして、図書の充実を図っておるところでございます。しかしながら、幼稚園や保育園の図書につきましては、あまり措置ができていない現状がございます。そこで、亀山っ子市民宣言にもある運動や読書に親しむ子に関する取り組みの一環といたしまして、幼少期からの読書習慣確立に向け、幼稚園・保育園における図書の充実を行うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そのような形で、基本的に小・中学校については、それなりに十分な手当てをしておると。だけど、幼稚園や保育園はちょっと手薄いと。市長にちょっと言いたいんですけれども、こういうようなところでは、幼児保育でもそうですけれども、幼稚園・保育園でも、こういうようなお金を使うのはもう少し考えていかなあかんと。こんなときに選別される立場にある保育園・幼稚園ではあかんと私は思うんですよ。図書館の充実は当然すべきことやと思う。それは光が当たっていないところのお金やからと言うて、保育園と幼稚園を選別したと。小・中学校は十分してあると。私が言いたいのは、やはり小・中学校と同並びで保育園にも幼稚園にももう少し力を入れるべきやないかと私は思う。あえてこういうような金が今度ね。片山総務大臣かて、これは単発的な22年度のみのお金であると。ちなみにリーマンショック後、緊急雇用創出事業というのがありましたね。本市でも22年度の実績でも4,700万ぐらいの緊急雇用対策事業をやっておるんですよ。これも

民主党政権の中でこんな事業が出てきたわけです。結局、失業者が多くなったと。だから、地方の活性化のためにこういうような金を使うていくと。これはまた別のメニューですけれども、そういうようなものを第一弾でやっておる、第1ステップで、第2ステップはこれやと。その中に幼・保を入れるということ、また図書館を入れるということ、今後考えていかなあかと私は思っております。これは当然充実しておるべきものであると、充実してあるべきもので私はあると思っています。

他県、他市のいろんなところにいろんな寸劇をやったり、いろんなことをやっていますね。消費者センターの担当者、ホームヘルパーさんの補助金とか、そういうようなことに振り分けて、いろいろ各自治体に振り分けられた光の当たっていないところの事業に充てたと。私はホームヘルパーさんの補助金の指導のこのお金に使うという、こんなことを言ったらその自治体に怒られますけれども、こんなところにお金を使うというのちょっとおかしいなと思っていますけれども。例えばケアマネジャー、ホームヘルパー、予防接種の定期健診等の子育てをする親に対しての広報的な情報提供とか、日本全国いろんなメニューをつくっておるわけですね。そういう中で、亀山市は図書充実の充てられたと。こういうのは図書充実に充てる前に、常識な形で本市の保育園、幼稚園、小・中学校はかなり充実しておりますけれども、保育園、幼稚園、また図書館にももっと力を注ぐべきじゃないかと私は思うんやけれども、こういうようなお金が来たから、そこへ乗せたと。というのは、そこに光が注いでいかなかったんでしょう。そこら辺のちょっとした言葉の、私が読み間違いをしておるかどうかわかりませんが、今後、23年度、今回一つの予算が審議されるんですけれども、そういうようなことを踏まえて審議もされたかな。市長として指示を出したはずですよ。市長がこれを了解したはずですから。保育園、幼稚園、図書館にはちょっと予算が少ないなという認識は持ってみえるのか、今までで十分やと思ってみえるのか、ちょっとその点、市長の考え方を聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

図書の充実、あるいは読書の習慣づけというのは、教育の究極の目的であります人格の形成上、非常に重要な意味を持つと、こういう認識を私自身も持たせていただいております、ちょうどマニフェストに明示をさせていただきましたのは、そういう視点からも図書購入費を倍増させようと、こういうものを明記させていただいて、その後、第2次実施計画等々総合計画に組み込んで、今日まで展開をいたしてきておるものでございます。

今後でございますけれども、図書の購入はもちろんでありますが、現在も推進計画に基づいて多様な仕組みづくりであったり、いろんな指導の体制であったり、こういうこともひっくるめて、亀山市の子供たちが読書活動を充実、発展をしていくという方向で考えていきたいと、このように考えておるものでございまして、今回は国の交付金を上手に活用させていただいて、従来、手薄であった保育園・幼稚園に蔵書として配置をしていこうと、こういう考え方でございますので、ぜひともご賛同いただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、ここで一言申し上げておきたいんですけれども、今回、この質問をさせてもらうときに、幼稚園・保育園、図書館のところでも、それぞれ担当がそれなりの時間を割いて、どういうふうな形でこのお金を使うかというのをいろいろ検討されておる。検討した結果、こういうふうな900万のお金の振り分けをやったと。こんなときだけよっておっては僕はだめやと思う。今後、そういうふうな組織というものをつくって、子供たち、また図書館利用者の人にどういふふうな本を選んでいただこうと。確かに、司書の方が5名見えるということを知っていますけれども、各学校に司書を派遣されて、今も教育委員会からの報告もありましたけれども、お金が来たから検討するんやなしに、常時そういうふうなことを検討する場づくりというものを指示して、例えば教育委員会とか、今回教育委員会ですけれども、教育委員会にはそういうふうなことを定着させるというふうなお考えはないか。そういうふうなことをきちっとして、図書購入については、金を無尽蔵というわけにはいきませんが、それ以上のお金をつけていくと。それで、子供たちに図書に触れ合う機会を多くつくるという、そういうふうな組織をつくっていただきたいと思っておりますけれども、何かお考えがあったら聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山市の方では、亀山市子供の読書活動推進計画というのを持っておりまして、先ほどおっしゃられたような子供の読書活動推進のための計画の中で、保育園や図書館、小・中学校がどのような形で進めていくかという計画を持って進めているところでございます。また見直しになっておりますけど、その中で、今後どのようにしていくのかの議論をしていきたいと思っておりますし、毎年その読書推進計画がどのように進んでいるかの検証も行っているところでございますので、それに基づいて先ほど申し上げましたように、小・中学校の図書の蔵書とか、また図書館の本をふやす計画もそれに基づいて取り組んでいるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第15号については、所管の総務委員会及び教育民生委員会にその審査を付託いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前11時37分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの本会議におきまして、総務委員会及び教育民生委員会にその審査を付託いたしました議

案第15号を議題といたします。

総務委員会委員長及び教育民生委員会委員長から提出の審査報告書が印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに各委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第15号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内、
第1条 第1項
同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳入 全部

原案可決

平成23年2月25日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第15号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての内
第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 全部

原案可決

平成23年2月25日

亀山市議会議長 大 井 捷 夫 様

○議長（大井捷夫君）

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くした結果、議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管分については、国において昨年12月17日に住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱が制定されたことにより、本市として当交付金制度を活用し、保育所、幼稚園、図書館への図書等の充実を図るため、歳入に国庫支出金900万円を計上したものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、前田耕一教育民生委員会委員長。

○12番（前田耕一君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管分については、国において昨年12月17日に住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱が制定されたことにより、本市として当交付金制度を活用して、幼児期から図書に親しむ環境をつくり、また地域の教育水準の上昇につなげるため、保育所、幼稚園、図書館への図書等の購入費として民生費に360万円を、教育費に540万円を計上したものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論でございますが、通告はございませんので、討論を終結し、議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に日程第7、議案第1号から日程第41、報告第2号までの35件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市暴力団排除条例の制定についてでございますが、この条例は、暴力団または暴力団員による不当な活動を防止し、これにより、市内の事業活動または市民生活に生じた不当な影響を排除することについて、市の基本理念を定め、市を初め市民や事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることによりまして、暴力団排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定するものです。

制定内容は、まず条例の目的と条例で使用する用語の意義について定め、基本理念及び市等の責務として、暴力団追放三ない運動の理念を基本として、市、市民及び事業者等の連携や協力のもと、暴力排除を推進することを基本理念とし、市、市民及び事業者の責務を定めます。

また、市が行う措置等として、暴力団排除を推進するため、市が行う措置等を定めます。

さらに、利益供与及び威力利用の禁止として、市民や事業者が暴力団の威力を利用する等の目的で、暴力団員等に財産上の利益供与や債権の回収等のため、暴力団の威力を利用することを禁止することといたします。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

次に、議案第2号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございますが、平成17年度に亀山市定員適正化計画を策定し、5年間で職員数を5%削減することを目標として、定員の適正化を図ってまいりました。その過程において、平成18年度には部・室制を導入し、また、平成21年度には部局間の事務移管を含めた組織・機構改革を実施する等、市の組織体制を確立させてきたところでございます。

今回、新たに策定した定員適正化計画におきましては、増加する行政需要への対応と市民サービスの確保のため、行財政改革を進めることにより、平成22年4月1日からの5年間については職員数を現状維持としたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の事務部局の職員など市全体の職員定数を686人から606人に改めるもの

です。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

続きまして、議案第3号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日から施行され、非常勤職員についても、一定の要件を満たす場合は育児休業等ができることとなるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、非常勤職員について育児休業ができることとされたことを受け、育児休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加いたします。

次に、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、該当する事由に応じて、子の1歳到達日、子が1歳2ヵ月に達する日、または子が1歳6ヵ月に達する日と規定いたします。

また、非常勤職員が、再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定いたします。

また、非常勤職員について部分休業ができることとされたことを受け、部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加いたします。

また、非常勤職員の部分休業を承認する時間の範囲を規定いたします。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢は厳しさを増しております。このような状況から、市長及び副市長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問を行ったところ、これまでの行政改革の取り組み、財政状況、人口規模、他市の特別職の給料水準等を総合的に勘案し、5%の減額を行うことが適当である旨の答申がありました。

この答申を受け、平成23年4月1日以降、私の任期中は、市長及び副市長の給料等を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額を、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額といたします。

また、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額を、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算いたします。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

続きまして、議案第5号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、市長及び副市長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問を行ったところ、教育長の給料についても市長及び副市長の給料と同じく5%の減額を行うことが適当である旨の意見が答申に付されました。

この意見を受け、平成23年4月1日以降、私の任期中は、教育長の給料等について減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する給料の額を、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額といたします。

また、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する期末手当及び勤勉手当の額を、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算いたします。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

次に、議案第6号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、市が設置している運用基金のうち国民健康保険高額療養費貸付基金については、高額療養費の現物給付化制度の実施に伴い、同基金を原資金とする高額療養費資金貸付の利用実績が月平均1件弱、1件当たりの貸付金額は10万円弱の状況でございます。また、国民健康保険出産費資金貸付基金についても、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が平成21年10月に創設されたことに伴い、同基金を原資金とする出産費資金貸付の利用実績がない状況でございます。

このような状況から、基金の有効活用を行うため、国民健康保険高額療養費貸付基金の金額を2,000万円から200万円とし、国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止する改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第7号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正についてでございますが、平成22年4月1日現在、亀山市の保育所の待機児童数は30人を数え、県下の市町の中で最も多い人数となっております。保育所の入所希望者は、ゼロ歳から2歳の低年齢児を中心に年々増加の傾向にあり、平成23年度以降においても、なお待機児童が発生することが予測され、この問題の解消が喫緊の課題となっております。

このことから、亀山市介護予防支援センターの1階部分を保育施設に改修し、待機児童の解消を図るとともに、同施設の2階部分は、近年増加している発達障がい児を支援するため、療育相談事業の充実を図ることとしています。このように多様化する福祉サービスの需要に対応し、子供のための施設機能を充実するため、介護予防支援センターを亀山市総合保健福祉センターの分館とし、その位置を亀山市亀田町466番地19とする改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成23年7月1日といたします。

次に、議案第8号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、少子化対策の充実を図るための当面の施策として、健康保険制度において、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化されることに伴い、市の国民健康保険においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、出産育児一時金の支給額について、35万円を39万円に改め、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、4万円を引き上げる経過措置の規定を削除するものです。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

続いて、議案第9号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法及び地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額等の課税賦課限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額を現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税賦課限度額を現行の12万円から13万円に、それぞれ法定の課税賦課限度額に改正いたします。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

次に、議案第10号亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

の手續に関する条例の一部改正についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布され、政令により施行日が平成23年4月1日とされたことに伴い、本条例で引用している同法の条項を改めるものでございます。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正についてでございますが、亀山市中央コミュニティセンターを拠点とした音楽活動の拡大を目的として、当センターの楽器及び音響機器を充実し、広く市民の利用に供するため、附属器具及びその利用料金の額を規定する改正を行うものです。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第12号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅及び昭和38年から昭和41年までの間に建設した準耐火構造の市営住宅については、亀山市住生活基本計画において、新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、昭和38年度に建設された亀田（尾崎）住宅の戸数を12から9に改め、昭和39年度に建設された和田住宅の戸数を20から18に改めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第13号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、現在、北中勢水道用水供給事業北勢長良川水系については、計画給水量1日1万8,000立方メートルのうち、亀山市を含む6市町に1日1万3,400立方メートルが一部給水されております。平成23年4月1日からは8市町に計画給水量の全部が給水されることに伴い、当事業に係る給水を受ける場合の水道料金について、1ヵ月の基本料金を基本使用水量1立方メートルにつき、現行3,390円から2,992円に改正いたします。

なお、施行日は平成23年4月1日とし、同月分の水道料金から適用いたします。

次に、議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止についてでございますが、亀山市介護予防支援センターでは、平成16年から高齢者の介護予防、生きがいづくり及び健康づくりを目的に、高齢者生きがい活動支援通所事業を実施してまいりました。近年、通所型の介護予防事業や地域での介護予防活動が充実し、事業の利用者が減少しております。一方、福祉施策の実施において、保育所の待機児童の解消や、近年増加している発達障がい児の支援が喫緊の課題となっております。

このように多様化する福祉サービスの需要に対応し、子供のための施設機能を充実するため、当センターを総合保健福祉センターの分館とすることから、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は平成23年7月1日といたします。

続きまして、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてその大要をご説明申し上げます。

今回の補正におきまして、増額いたします主なものとしては、きめ細かな交付金事業として、道路維持修繕事業など2事業を補正計上いたしております。

なお、最終補正のため、各費目にわたる決算見込み額を調整の上、計上いたしましたことから、

減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ15億1,517万4,000円を減額し、補正後の予算総額は205億4,713万7,000円といたしております。

まず、補正予算書の継続費補正でございますが、亀山、関両中学校、また亀山東幼稚園の改築事業の完了に伴い、減額補正を行うものでございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、地域福祉計画策定事業など年度内完成が見込めないもの、また、道路維持修繕事業など2事業の対象となるきめ細かな交付金事業については、交付決定が年度末になるため、工期が確保できないことから、やむを得ず繰り越しをいたすものです。

また、民間保育所整備事業につきましては、補助対象経費の確定に伴い、繰越額の変更をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、亀山城多門櫓修理工事監理委託料及び修理工事につきましては、23年度での実施に伴い廃止するほか、事業費の確定に伴い、変更を計上いたしております。

地方債補正につきましても、事業費の確定に伴い、変更を計上いたしております。

それでは、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

初めに、総務費につきましては、ケーブルテレビ加入世帯の増加に伴い、補助金の増額を行うほか、木造住宅補強事業、選挙費を初め各費目、各事業での執行見込み残予算の減額。

民生費につきましては、介護保険事業に対する広域連合負担金やきめ細かな交付金事業として川崎南保育園乳幼児室整備事業の計上、また民間保育所整備事業、子ども手当給付費、介護予防事業の減額などが主なものでございます。

次に、衛生費につきましては、溶融処理施設管理費の減額、労働費では、融資対策事業の減額、農林水産業費につきましては、市単土地改良事業や林業生産活動支援事業の減額、商工費では、新地域生活交通再編事業や団体支援事業をそれぞれ減額補正いたしております。

次に、土木費では、道路維持修繕費として雪氷対策業務委託料の増額、また、きめ細かな交付金事業として、二本松地内における道路維持修繕事業を増額する一方、和賀白川線整備事業や野村布気線整備事業の減額のほか、入札差金や事業費の確定により、減額補正をいたしております。

次に、消防費につきましては、防火水槽整備事業など消防施設費を減額し、教育費につきましては、亀山、関両中学校、亀山東幼稚園の改築工事の完了に伴う減額や、亀山城多門櫓保存修理事業については、平成23年度での実施に伴う減額など、事業実施によります不用額を減額補正するものでございます。

また、諸支出金につきましては、亀山市開発審査要綱に基づく寄附金を公共施設等基金へ積み立てを計上いたしております。

次に、歳入ですが、地方交付税において特別交付税が交付されたことに伴い、増額計上いたしました。

国・県支出金につきましては、国の緊急経済対策の一環として交付される、きめ細かな交付金や安全・安心な学校づくり交付金の増額、また亀山城多門櫓修理工事等の計画変更に伴い、歴史的環境形成総合支援事業補助金の減額など、事業費の決定などによる補正でございます。

繰入金につきましては、歳出予算の減額により、財政調整基金繰入金を減額するとともに、市債につきましても臨時財政対策債の借入れを減額いたしております。

次に、議案第17号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ802万9,000円を追加し、補正後の予算総額を41億3,084万4,000円といたしております。

主な補正内容は、一般被保険者療養給付費を減額する一方、退職被保険者等療養給付費や高額療養費を増額いたしております。また、国民健康保険高額療養費貸付基金及び国民健康保険出産費資金貸付基金については、今議会に条例改正をお願いいたしておりますが、制度改正や利用実績などを踏まえ、それぞれの基金について額の改正、また廃止を行い、国民健康保険給付費等支払準備基金への積立金を計上いたしております。

次に、議案第18号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ501万2,000円を減額し、補正後の予算総額を7億2,843万6,000円といたしております。

主な補正内容は、保険料や広域連合負担金などを減額するものでございます。

次に、議案第19号平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ820万3,000円を追加し、補正後の予算総額を5億4,499万9,000円といたしております。

主な補正内容は、昼生地区整備事業における水道移設補償等による施設整備事業費を増額するものでございます。

次に、議案第20号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4,324万5,000円を減額し、補正後の予算総額を13億2,532万8,000円といたしております。

主な補正内容は、施設整備事業など事業費の確定により、減額するものでございます。

続きまして、議案第21号平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容としては、事業費の確定により、資本的支出で7,400万円を減額し、補正後の予算額を6億1,313万円といたしております。

また、債務負担行為につきましては、地方公営企業会計制度の改正が不透明であることから、水道事業会計システム費を廃止するものでございます。

次に、議案第22号平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、債務負担行為について、同様に地方公営企業会計制度の改正が不透明であることから、工業用水道事業会計システム費を廃止するものでございます。

以上が、一般会計並びに各特別会計及び企業会計の補正予算の主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について、その大要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は198億8,500万円で、平成22年度当初予算額に10億1,000万円、率で4.8%の減といたしております。

それでは、平成23年度の主な事業をご説明申し上げます。

新年度では、本市においてさらなる暮らしの質の向上を図るべく、引き続き第1次総合計画・後

期基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、安全な暮らしを実現するため、木造住宅の緊急耐震対策事業や橋梁耐震化補強事業を継続実施するほか、県内の消防本部が統一して三重県消防救急無線デジタル化整備事業に取り組みます。

また、三重大学が亀山市をフィールドとした地域医療研究講座を実施するに当たり、支援を行ってまいります。

次に、子育て支援といたしましては、小・中学生医療費無料化事業などの福祉医療費助成、子ども手当の支給、そして待機児童対策として、待機児童緊急対策施設整備事業を実施いたします。

次いで、高齢者や障がい者の方々への支援といたしましては、障がい者福祉施設整備事業や福祉医療費助成事業を実施いたし、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業につきましても継続実施いたします。

一方、教育環境の整備・充実を図るため、個の学び支援事業、少人数教育推進事業、中学校の空調機整備事業などを実施いたします。また、中部中学校に加え、亀山中学校におけるデリバリー給食化を開始するほか、井田川小学校教室等増設事業を実施いたします。

次いで、都市機能の充実のため、和賀白川線、野村布気線の道路整備事業や井田川駅前整備事業などを推進してまいります。

また、自然環境と地域資源の保全・活用のため、鳥獣被害緊急総合対策事業、資源物ストックヤード整備事業、亀山城周辺保存整備事業、伝統的建造物群保存修理修景事業などを実施いたします。

以上が一般会計の概要でございます。

続きまして、議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は40億9,340万円で、平成22年度当初予算に比べて3.0%の増といたしております。これは後期高齢者支援金等が増額となったことによるものでございます。

なお、平成21年度から被保険者の負担緩和のため、暫定措置として行っておりました一般会計予算からの基準外の繰り入れにつきましては、行うことなく予算編成をいたしたところでございます。

次に、議案第25号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は7億3,030万円で、平成22年度当初予算に比べて4.1%の増といたしております。主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

次に、議案第26号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は9億4,200万円で、平成22年度当初予算に比べて32.9%の増といたしており、平成26年度完成に向け、引き続き昼生地区整備事業を実施いたします。

続いて、議案第27号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は16億9,840万円で、平成22年度当初予算に比べて15.0%の増といたしております。主な事業といたしましては、井田川・能褒野処理区での第1中継ポンプ場建設事業のほか、能褒野、栄町、羽若町等で舗装復旧や管渠布設工事を実施する予定でございます。

次に、議案第28号平成23年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億7,010万円で、平成22年度当初予算と比較して3.9%の減といたしております。主な要因は、資本的支出において第4水源地施設拡張事業が完了したことに

よるものでございます。

次に、議案第29号平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は1億1,415万8,000円で、平成22年度当初予算と比較して4.4%の減といたしております。

次に、議案第30号平成23年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は22億7,130万円で、平成22年度当初予算と比較して18.4%の増といたしております。増額となった主な要因は、資本的支出において屋上防水改修工事や有価証券購入によるものでございます。なお、収支不足する額を補てんする一般会計補助金は1億7,964万円を計上いたしております。

最後に、議案第31号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算についてでございますが、関ロジの収益的支出及び資本的支出の合計額は1億6,590万円で、平成22年度当初予算と比較して0.6%の増といたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計並びに各特別会計及び企業会計の平成23年度当初予算案の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくお申し上げます。

続きまして、議案第32号指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その施設、指定管理者となる団体及び指定する期間について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する施設は、井田川小学校区第二学童保育所で、指定管理者となる団体は、井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会でございます。

なお、指定管理者を指定する期間は、平成23年4月1日から3年間といたします。

次に、議案第33号市道路線の廃止について及び議案第34号市道路線の認定についてでございますが、亀山市道路台帳の整備に伴い、平成22年9月30日以前に認定したすべての市道路線を廃止し、改めてすべての市道路線の認定を行うものでございます。

市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、また市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、市道野村19号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成22年12月24日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は9万823円でございます。

最後に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、市道平尾15号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成23年2月7日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は39万4,800円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に、平成22年度各会計補正予算及び平成23年度各会計予算の補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成22年度各会計補正予算の主な項目から補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書5ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正の変更につきましては、亀山、関両中学校、また亀山東幼稚園の改築工事の完了に伴いまして、事業費が確定いたしましたことから、補正を行うものでございます。

第3表 繰越明許費補正の追加につきましては、各事業において住民説明や地権者との協議に時間を要したことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。なお、この中で、川崎南保育園乳幼児室整備事業、道路維持修繕事業につきましては、きめ細かな交付金事業として実施するもので、交付金の交付決定時期が年度末となるため、本年度内に事業を完了させることが困難なことから、繰り越しを行うものでございます。

次に、6ページの第4表 債務負担行為補正につきましては、亀山城多門櫓修理工事監理委託料及び修理工事につきましては、他工事との工程調整により、平成23年度の単年度で実施するため、廃止するものでございます。

また、第1次総合計画・後期基本計画策定委託料など各事項については、契約額にあわせて変更を行うものでございます。

次に、下段の第5表 地方債補正の変更につきましては、歳出の減額補正に伴う財政調整により、臨時財政対策債を減額するほか、各事業の事業費にあわせて減額するものでございます。

それでは、まず歳出についてでございますが、予算書により引き続き説明をさせていただきます。

各事業において、執行額を精査の上、減額いたしました主なものにつきまして説明をさせていただきます。

35ページ中段の総務費、木造住宅補強事業の補助金等3,020万円、41ページ下段の市議会議員選挙費2,339万3,000円、次に、51ページ中段の民生費の民間保育所整備事業補助金1,786万円、53ページの中段の子ども手当給付費1,699万9,000円、次に、61ページ下段の衛生費で、溶融処理施設管理費1,600万円、63ページ上段の衛生公苑管理費で、取水施設整備事業1,290万1,000円、次に、69ページ上段の農林水産業費で、林業生産活動支援事業補助金1,149万3,000円、次に、73ページ中段の土木費で、土砂災害情報相互通報システム整備事業1,640万円、77ページ上段の和賀白川線整備事業2億9,053万円、次の野村布気線整備事業3億3,910万6,000円、次に、89ページ下段の教育費で、亀山中学校改築事業1億7,600万円、91ページ上段の関中学校改築工事1億2,200万円、93ページ上段の亀山東幼稚園改築事業5,200万円、95ページ上段の亀山城周辺保存整備事業4,100万円などでございます。

次いで、増額となる事業についてご説明をいたします。

戻りまして、29ページをお願いいたします。

総務費中段のケーブルテレビ活用促進事業450万円は、ケーブルテレビ加入に対する経費を定額補助いたしますもので、これまで9月に補正をお願いし、年間1,000件を見込んでおりましたが、完全デジタル化への移行日が迫る中、加入件数がふえ、年度末には1,300件に上る見込みでありますことから、不足分の300件分の補助金を計上するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

民生費中段の介護保険事業に係る広域連合負担金1,037万円は、広域連合で実施をしております介護保険事業の実績により、亀山市の負担金を増額計上するものでございます。

下段の国民健康保険事業899万1,000円は、国・県支出金として受け入れる国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、国民健康保険事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

中段の福祉医療費助成事業300万円につきましては、心身障がい者医療費の増に伴うもので、歳入において県支出金として補助金を計上し、充当をいたしております。

次に、53ページをお願いいたします。

下段の川崎南保育園乳幼児室整備事業522万6,000円につきましては、きめ細かな交付金事業として、川崎南保育園乳幼児室の拡張など環境整備を行うものでございます。なお、本事業につきましては、交付決定が年度末となりますことから、翌年度への繰り越しをいたしております。

65ページをお願いします。

農林水産業費中段の農業集落排水事業繰出金1,350万円は、事業費の増加に伴い、特別会計への繰出金を増額計上いたしております。

次に、75ページをお願いいたします。

土木費中段の道路維持修繕費といたしまして、雪氷対策業務委託料500万円につきましては、ことしに入りまして大雪による積雪日が例年になく多く、雪氷対策に係る経費を増額するものでございます。また、道路維持修繕事業1,000万円につきましては、きめ細かな交付金事業として、市道二本松4号線等の側溝整備を行うものでございます。なお、本事業につきましても交付決定が年度末となりますことから、翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、105ページをお願いいたします。

諸支出金、基金費につきましては、それぞれ基金の運用益を計上いたしております。また、次ページの公共施設等基金積立金620万6,000円につきましては、亀山市開発行為審査要綱に基づきまして、3事業者から受け入れました寄附金を公共施設等基金へ積み立てを行うものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明をいたします。

戻りますが、11ページをお願いいたします。

1段目の地方交付税につきましては、特別交付税が交付されましたことから、1億8,016万9,000円を増額計上いたしました。

次に、13ページをお願いいたします。

3段目、国庫補助金のうちきめ細かな交付金1,062万6,000円につきましては、国の緊急総合経済対策として、昨年度に引き続き制度化されましたもので、地域の活性化ニーズに応じた事業に対し交付され、当市におきましても、先ほどご説明をいたしました2事業の事業費1,522

万6,000円を繰越明許費とともに今回の補正予算に計上をしたところでございます。また、教育費における安全・安心な学校づくり交付金につきましては、それぞれ交付決定に伴い、増額計上をいたしております。

次に、15ページの県支出金につきましては、それぞれ補助対象事業費の決定等により、補正を行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

2段目の繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、歳出の減額に伴う財政調整により、5億3,840万円を減額補正するものでございます。また、地域福祉基金繰入金1,639万1,000円の減額は、川崎愛児園施設整備に伴う補助対象事業費の減によるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

雑入のうち資源物売却代金1,957万円につきましては、資源物売却単価が高くなりましたことから増額をいたしました。

下段の市債でございますが、臨時財政対策債につきましては、歳出の減額に伴う財政調整により、借り入れを減額するほか、和賀白川線整備事業債及び野村布気線整備事業債の合併特例債につきましては、事業費の減額に伴い、計上するものでございます。

また、亀山中学校改築事業債及び関中学校改築事業債につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い、計上したものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第5号）の主な内容でございます。

続きまして、特別会計の主な補正内容を説明させていただきます。

最初に、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入の121ページをお開き願いたいと思います。

上段の国民健康保険税につきましては、昨今の景気の低迷により、被保険者の所得が減少したことにより、それぞれ減額をいたしております。

中段の療養給付費等交付金6,047万6,000円につきましては、交付額の決定に伴い、増額計上をいたしました。

次に、123ページをお願いいたします。

上段の繰入金のうち、国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金1,800万円及び国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金200万円は、それぞれ基金の利用実績などを考慮し、廃止などの整理を行い、原資を繰り入れするものでございます。なお、本議会におきまして、関係条例の改正もあわせてご提案をさせていただいております。

続きまして、歳出でございますが、124ページをお願いいたします。

保険給付費につきましては、支出見込みにより一般被保険者と退職被保険者間において増減を行ったところでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

上段の特定健康診査等事業費の427万2,000円の減、中段の健康づくり事業195万3,000円の減につきましては、それぞれ受診者等の減などにより減額するものでございます。

下段の国民健康保険給付費等支払準備基金への積立金2,000万円は、歳入に計上いたしました基金整理による繰入金を積み立てるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入の137ページをお願いいたします。

上段、後期高齢者医療保険料につきましては、いずれも保険料の確定に伴い、補正するものでございます。これらにより、後期高齢者医療保険料は28万円の減額となっております。また、一般会計繰入金につきましては、広域連合負担金の減額や保険料の額の確定に伴い、473万2,000円の減額を行うものでございます。

次に、歳出の139ページをお願いいたします。

上段の後期高齢者医療広域連合納付金461万2,000円の減額は、平成22年度の事業費精算によるものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

142ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、昼生地区整備事業における事業費の精査により、限度額を7,890万円に変更するものでございます。

次に、147ページの歳入をお願いいたします。

上段の農業集落排水事業受益者分担金198万4,000円につきましては、昼生地区整備事業に係る地元分担金を計上いたしました。

下段の一般会計繰入金1,350万円につきましては、昼生地区での施設整備事業費の増額によるものでございます。

次に、151ページの歳出をお願いいたします。

業務費の上段、処理施設維持管理費314万3,000円の減額は、主に農業集落排水処理施設の維持管理費の減額で、下段の施設整備事業1,344万7,000円の増額につきましては、昼生地区整備事業におきまして、主に水道移設補償費を増額計上したことによるものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

157ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正につきましては、既にお認めをいただいております繰越明許費に加えまして、小野北部処理分区における下水管渠布設工事におきまして、同時施工をしております道路工事が年度内での完成が見込めず、やむを得ず事業費を繰り越しますことから、6,800万円に変更をするものでございます。

第3表 地方債補正につきましては、流域下水道事業、公共下水道事業とも起債対象事業費の精査により、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の163ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしたしましては、2段目の使用料におきまして、公共下水道への接続が進みまして1,850万円を増額計上し、3段目、公共下水道整備事業費補助金につきましては、交付決定により1,500万円を減額するものでございます。

また、下段の繰入金は、事業費の変更により、一般会計繰入金を3,818万7,000円減額し、歳入調整するものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

諸収入のうち、流域下水道維持管理費負担金還付金2,734万2,000円は、平成21年度分

の流域下水道維持管理費負担金の精算に伴うものでございます。

次に、歳出の167ページをお願いいたします。

上段、事業費の施設維持管理費997万円の減額は、修繕件数が少なかったことにより、減額をいたすものでございます。

また、流域下水道維持管理費負担金1,317万1,000円は、公共下水道への流入水量の増加に伴う計上でございます。

また、下段の建設改良費につきましては、施設整備事業3,819万1,000円の減額は、入札差金及び単独事業費の減少により、減額するものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。

上段の流域下水道整備事業負担金1,322万9,000円につきましては、三重県が実施する北勢沿岸流域下水道整備事業費の増加に伴い、整備負担金が増額となるものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

174ページをお願いいたします。

第5条の債務負担行為の補正につきましては、水道事業会計システム費について、地方公営企業会計制度の改正が不透明であるため、廃止をするものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、給水収益の減少などにより3,702万3,000円を減額いたしました。

次に、176ページでございますけど、資本的収支のうち収入の工事負担金460万5,000円の増額は、主に農業集落排水工事に伴う水道管移転補償等の負担金を増額したことによるものでございます。

支出につきましては177ページ、施設費、工事請負費2,500万円の減額は、配水管移設改良工事などの入札差金によるもので、第4次拡張事業工事請負費4,900万円の減額につきましては、3号取水井戸の増設工事に伴う入札差金でございます。

最後に、工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

181ページをお願いいたします。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、工業用水道事業会計システム費について、地方公営企業会計制度の改正が不透明であるため、廃止をするものでございます。

以上をもちまして、一般会計並びに各特別会計の補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、平成23年度亀山市予算書によりまして、新規事業や前年と比較して大きく変わったものについてご説明を申し上げます。

緑の方でございます。予算書6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、新たに必要となるシステム管理委託料など11件を計上いたしました。この中で、待機児童対策として、24年1月開所予定の保育所運営に伴う待機児童緊急対策施設運営委託料を計上するとともに、和賀白川線橋梁部の整備事業を計上いたしました。

また、中部中学校に加え、亀山中学校におけるデリバリー給食に伴い、中学校給食に係る給食調理及び給食運用支援委託料を計上しております。

下段の第3表 地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、防災行政無線整備事業、道路整

備事業、消防施設整備事業などの市債17億8,040万円を計上いたしております。

それでは、歳出から、各予算の説明欄をごらんいただきながらご説明を申し上げます。

67ページをお開きください。

総務費の下段、ケーブルテレビ活用促進事業900万円は、ケーブルテレビの加入に必要な経費に対しまして1万5,000円を助成するもので、600件分の申請を見込み、計上いたしました。

次に、77ページをお願いいたします。

下段の第1次総合計画・後期基本計画策定事業339万1,000円につきましては、22年度に引き続き、策定に伴う委託料や委員報酬を計上いたしております。

次に、85ページをお願いいたします。

上段の地区コミュニティセンター充実事業1億6,387万円は、旧近澤邸跡地に川崎地区コミュニティセンターを建設するに当たり、工事請負費や用地購入費を計上したものでございます。

次に、89ページをお願いいたします。

上段の衛星系防災行政無線更新整備事業692万円は、三重県が主体となり実施する衛星系防災行政無線更新整備事業に対し、県内14市15消防本部において負担し整備するもので、本市における負担金を計上いたしました。なお、消防費におきましても同額を計上いたしております。

次に、その下の住民情報系システム事業8,528万8,000円は、合併時に導入をいたしました住民記録、市税などに効率的に活用する総合住民情報システムの機器及びシステムの更新に係る経費を計上いたしております。

次に、97ページをお願いいたします。

上段の市税等コンビニ収納事業16万6,000円は、コンビニエンスストアでの市税等の納付に係る収納代行業務委託料を計上いたしております。

次に、民生費の113ページをお願いいたします。

上段の障がい者計画等策定事業497万5,000円につきましては、障がい者計画の見直しを行うとともに、第3期障がい福祉計画策定に伴う委託料等を計上いたしましたものでございます。

次に117ページ、下段の障がい者福祉施設整備事業2,000万円につきましては、生活介護事業所の整備が社会福祉法人により進められますことから、亀山市社会福祉法人に対する助成条例に基づき、整備に係る費用の一部について助成するものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。

上段の高齢者保健福祉計画策定事業324万4,000円につきましては、広域連合が策定する介護保険事業計画と一体的に策定を進める高齢者保健福祉計画策定に伴う委託料等を計上いたしましたものでございます。

次に、123ページをお願いいたします。

中段の介護基盤緊急整備事業540万円につきましては、23年度に建設予定の認知症高齢者グループホーム1施設に対する補助金を計上いたしました。なお、財源につきましては、県補助金を同額計上いたしております。

次に、131ページをお願いいたします。

下段の学童保育所整備事業60万円につきましては、本年4月に新たに神辺小学校区において開設されます学童保育所の備品購入に対して補助を行うものでございます。

次に、待機児童緊急対策施設整備事業4,823万9,000円につきましては、待機児童を緊急受け入れするため、介護予防支援センターを保育施設として改修し、平成24年1月に開園するに当たり、工事請負費や施設運営委託料などを計上いたしましたものでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

中段の子ども手当給付費11億9,310万円につきましては、これまでの子ども手当に加え、3歳未満児に対しまして7,000円が上積みされ2万円となることを見込み、計上いたしております。

次に、衛生費で155ページをお願いいたします。

下段の三重大学亀山地域医療学講座支援事業3,120万円につきましては、三重大学が亀山市をフィールドとした地域医療研究の寄附講座開設を支援するため、寄附金を計上いたしております。このことにより、総合診療、家庭医療、整形外科の診療体制整備と、総合医、家庭医の養成により、地域医療体制の強化を図るものでございます。

次に、157ページをお願いいたします。

下段の子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業3,552万円、次のヒブワクチン予防接種費用助成事業892万円、次の小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業1,202万円につきましては、いずれも昨年国におきまして子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金が措置されたことを受けまして、市におきましてこれらの予防接種を促進するため、引き続き接種費を助成するものでございます。なお、歳入予算につきましては、財源となる県支出金を計上いたしております。

次に、165ページをお願いいたします。

下段の旧斎場解体事業2,960万円につきましては、旧関斎場の解体に伴う工事請負費や設計等委託料を計上いたしましたものでございます。なお、跡地利用につきましては、駐車場としての活用を計画いたしております。

次に、173ページをお願いいたします。

中段のストックヤード整備事業6,900万円につきましては、平成20年度に解体した旧八輪焼却炉の跡地に資源物を保管するため、国の循環型社会形成推進交付金を活用してストックヤードを建設するもので、工事請負費や委託料等を計上いたしました。

次に、175ページをお願いいたします。

下段の施設長寿命化事業600万円につきましては、現在の亀山市衛生公苑の老朽化に伴い、施設の延命化を図るため、国の交付金を活用して施設長寿命化計画を策定するため、委託料を計上いたしております。

次に農林水産業費、187ページをお願いいたします。

中段の鳥獣被害緊急総合対策事業2,600万円につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、坂本棚田区域全体を囲む侵入防止さくを設置するものでございます。

次に、195ページをお願いいたします。

下段の森林公園整備・活用事業517万1,000円につきましては、4月に開園予定の加太梶ヶ坂地区の亀山森林公園に係る維持管理経費等を計上いたしました。

次に土木費、227ページをお願いいたします。

中段の井田川駅前整備事業1億4,500万円につきましては、駅前ロータリーや待合所、駐車場整備等に伴う工事請負費や用地購入費を計上いたしております。

次に、233ページをお願いいたします。

上段の二本松水路整備事業8,000万円につきましては、二本松地内に所在する池の現状調査を踏まえ、池周辺の生活排水の適正な排除を行い、生活環境の改善を図るため、工事請負費や公有財産購入費を計上いたしましたものでございます。

次に、235ページをお願いいたします。

下段の民間活用市営住宅事業560万円につきましては、国の補助金を活用し、民間賃貸住宅の空き家を住戸単位で借り上げ、公営住宅として活用することで、住宅に困窮する低所得者の住居の安定確保を図るものでございます。

次に消防費、245ページをお願いいたします。

中段の消防救急無線デジタル化整備事業302万円につきましては、消防救急無線デジタル化全面移行に伴い、県内消防本部が統一して整備を図ることから、23年度につきましては実施設計に伴う経費について負担を行うものでございます。

次に教育費、253ページをお願いいたします。

下段の井田川小学校教室増設事業2,500万円につきましては、少人数教育の推進に伴い、より質の高い教育の実現を目指すため、不足する教室を増設するに当たり、24年度での工事に向けた設計委託料などを計上いたしましたものでございます。

次に、261ページをお願いいたします。

下段の中学校給食実施事業5,678万4,000円につきましては、新年度より、これまでの中部中学校に加えまして、亀山中学校におきましてもデリバリー給食を実施するに当たり、委託料等を計上いたすものでございます。

次の空調機整備事業2,230万円につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金を活用し、中部中学校においてサマースクール対応教室や特別支援室において空調機の整備を行うに当たり、工事請負費等を計上いたしましたものでございます。

次に、287ページをお願いいたします。

下段の館蔵資料整理事業781万5,000円につきましては、緊急雇用創出基金事業市町等補助金を財源といたしまして、学校や地域全体で博物館資料を利活用できるよう資料のデータベース化を行うものでございます。

次に、291ページをお願いいたします。

上段の大規模改修事業2,180万円は、文化会館中央コミュニティセンター大規模改修の最終年度として、受変電設備の改修を行うものでございます。

次に、295ページをお願いいたします。

上段の関宿防災対策調査事業300万円につきましては、関宿伝統的建造物群保存地区を対象とした防災計画を平成25年度までの3カ年で策定するに当たりまして、平成23年度につきましては策定に向けての事前調査に係る委託料等を計上いたしました。

次に、317ページをお願いいたします。

諸支出金の庁舎建設基金積立事業につきましては、財政状況を勘案し、運用益のみの計上とした

しております。

次に、318ページをお願いいたします。

給与費明細書のうち特別職では、給与額につきましては、給料改正などに伴う減額となっておりますが、共済費において議員共済組合負担金の増などにより、前年より5,105万7,000円増の3億3,329万4,000円を計上いたしました。また、一般職では450人、33億5,410万5,000円で、前年度当初予算と比較をいたしますと、給与改定などで減額するものの、退職手当、子ども手当などの増により、44万2,000円の増額となっております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

市税のうち市民税につきましては、緩やかながら企業業績の向上が見込まれますことから、22年度当初予算額と比較し、6.1%増の33億6,550万円を計上いたしております。

次に、下段の固定資産税につきましては、償却資産において一定の設備投資はあるものの、それを上回る既存施設の減価償却によりまして、11.4%減の65億6,150万円を計上いたしております。

また、17ページ上段の地方揮発油譲与税につきましては、制度改正に伴い、中段の地方道路譲与税から振りかえられたことによりまして、54.3%増の5,400万円を計上いたしております。

次に、19ページ中段の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画により前年度より3,200万円増の4億7,200万円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、平成23年度におきまして財政力指数が0.977と普通交付税の交付団体となることが見込まれますことから、前年度より4億1,000万円増の8億2,900万円を計上いたしました。なお、この内訳でございますが、普通交付税を6億2,900万円、特別交付税を2億円と見込んだところでございます。

次に、29ページ上段の国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金において、3歳未満の上乗せ分を含めました子ども手当負担金9億5,768万6,000円などの計上により、前年度より2億2,560万1,000円増の14億7,039万4,000円を計上いたしました。

次に、下段の国庫補助金につきましては、31ページの上段の教育費国庫補助金において、亀山中学校、関中学校、さらに亀山東幼稚園の改築工事の完了に伴いまして、安全・安心な学校づくり交付金が減となるなど、前年度より1億4,385万1,000円減の2億8,268万9,000円を計上いたしました。

次に、33ページ上段の県負担金は、民生費県負担金のうち子ども手当負担金などにより、前年度より1,559万2,000円増の3億8,312万4,000円を計上いたしました。

下段の県補助金につきましては、介護基盤緊急整備事業費補助金及び安心こども基金保育基盤整備事業補助金が減となる一方、35ページの第3目衛生費県補助金では、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金2,820万円や、第5目農林水産業費県補助金において、野生鳥獣防止施設の設置に伴う鳥獣被害防止総合対策交付金1,430万円を計上し、前年度より2億3,444万2,000円減の4億803万9,000円を計上いたしております。

次に37ページ、県委託金につきましては、参議院議員選挙費委託金や国勢調査に係る指定統計調査費委託金が減となり、前年度より2,930万1,000円減の1億1,949万8,000円を計上いたしました。

次に、41ページ上段の基金繰入金のうち財政調整基金繰入金につきましては、平成23年度予算に不足する財源を補うため、9億9,450万円の繰り入れを行うものでございます。また、減債基金繰入金は、起債償還に充てる財源として3億3,000万円を繰り入れ、土地開発基金繰入金は、コミュニティセンター等の用地購入に係る財源として1億3,000万円の繰り入れを行うものでございます。

次に、下段の特別会計繰入金は、特定健康診査等に係る事業を国民健康保険事業から執行委任を受け実施するもので、1,825万円を計上いたしました。

次に、45ページをお願いいたします。

総務費雑入で住民情報系システム管理負担金1,334万9,000円、農林水産業費雑入で土地改良施設維持管理適正化事業交付金540万円、47ページでは、土木費雑入で、上水道工事費負担金540万円の計上など、前年度と比較して4,135万4,000円増の2億5,356万8,000円を計上いたしました。

次に、49ページをお願いいたします。

上段の市債でございますが、臨時財政対策債8億4,680万円は、地方交付税からの振りかえで、和賀白川線整備事業及び野村布気線整備事業について合併特例債を活用するものでございます。

以上が、歳入の主なものの説明でございます。

続きまして、各特別会計について主なものをご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、335ページの歳入をお開きいただきたいと思っております。あわせて次ページの上段もごらんをいただきたいと思っております。

国民健康保険税につきましては、所得の減少により、前年度と比較して6,095万円減の10億1,393万円といたしております。

次に、3段目の国庫負担金は、前年度と比較いたしまして、前期高齢者交付金との調整により1億1,209万1,000円減の6億6,752万2,000円となっております。

次いで、340ページをお願いいたします。

上段の前期高齢者交付金につきましては12億2,311万2,000円を計上しておりますが、前年度と比較して3億9,533万5,000円と大幅な増となっております。これは、前期高齢者の医療費負担に係る交付金の増と、前々年度の精算に伴い、増額となるものでございます。

次に、下段の繰入金につきましては、一般会計予算から繰入金で2億3,928万4,000円を計上し、前年度と比較して1億1,437万4,000円の減額といたしております。これは、先ほどの前期高齢者交付金が増額となったことから、平成21年、22年度に暫定的に行いました一般会計予算からの基準外の繰り入れを行わずに予算編成を行ったことによるものでございます。

次に、歳出の349ページをお願いいたします。

保険給付費の療養諸費及び、次の351ページからの高額療養費につきましては、22年度給付実績額をもとに計上をいたしましたものでございます。

次に、352ページをお願いいたします。

下段の出産育児諸費の出産育児一時金2,100万円は、21年度の制度改正により、23年3月まで暫定的に4万円引き上げられたところがございますが、23年4月より恒久化されることになりましたので、本議会におきまして関係条例の改正を提案しているところでございます。

次いで、354ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者支援金等4億9,441万6,000円は、後期高齢者医療制度に対する支援金で、前年度より7,028万1,000円の増額としております。

次に、362ページをお願いいたします。

上段の保健事業費の特定健康診査等事業費2,471万9,000円は、受診者見込みの増と診査結果分析のための委託料などにより、前年度より188万8,000円を増額計上いたしました。

○議長（大井捷夫君）

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

安田副市長、簡潔にお願いします。

○副市長（安田 正君）

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、376ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数を約6,600人と見込み、2億8,390万円を計上し、下段の繰入金につきましては、歳入調整といたしまして一般会計から事務費繰入金などで4億4,539万6,000円を計上いたしております。

381ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費では人件費、一般管理費で835万2,000円、下段の賦課徴収費で484万2,000円を計上いたしております。

次いで、383ページ下段の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び療養給付費負担金などで7億1,610万6,000円を計上し、広域連合へ納付するものでございます。

次に、399ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入につきましては、建設改良に伴います受益者負担金のほか、施設使用料、県補助金を計上しておりますが、昼生地区整備事業費の増加により、それぞれ増額をいたしております。

次に、401ページをお願いいたします。

上段で、歳入調整として一般会計繰入金、市債の償還金に充てるため、農業集落排水事業債償還基金からの繰入金のほか、下段では、市債などの収入額を計上いたしております。

次に、403ページをお願いいたします。

歳出につきましては、事業費のうち業務費におきまして、人件費や処理施設等の管理経費を計上いたしております。

405ページでは、下段以降の建設改良費では、26年度末の供用に向け、引き続き昼生地区の

三寺、中庄、下庄地区での管路整備等の事業費を増額計上いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、423ページをお願いいたします。

歳入につきましては、供用開始による受益者負担金のほか、下水道使用料、建設改良事業に伴います国庫補助金を計上いたしました。

次の425ページで、歳入調整として、一般会計繰入金、市債などの収入を計上いたしております。

427ページでは、歳出でございますが、事業費の業務費で施設維持管理費のほか、次ページの流域下水道維持管理費負担金等を計上いたしました。

431ページでございますが、建設改良費で9億9,631万5,000円を計上し、その内容といたしましては、22年度に引き続き能褒野、栄町、羽若町、野村町などの処理区で、舗装復旧や管路布設工事に係る事業費や井田川・能褒野中継ポンプ場整備に係る工事請負費などを計上いたしましたものでございます。

次に、水道事業会計でございます。441ページをお願いいたします。

収益的収支の収入では、給水収益の水道料金を22年度実績を踏まえ8億円、また北中勢水道用水供給事業に係る給水収益3億2,080万円などを計上いたし、水道事業収益を11億6,930万円と見込んでおります。

442ページ以降の支出につきましては、水道事業に係る事業管理費として、北中勢水道用水供給事業に係る受水費3億1,186万5,000円のほか、減価償却費等の営業費用等を計上いたし、水道事業費用は11億3,990万円となっております。この結果、収入支出差し引き額の単純な単年度収支では、2,940万円の黒字となる見込みでございます。

このほか446ページの資本的収支のうち支出では、年次計画的に実施している配水管改良工事に係る工事請負費や企業債償還金などで6億3,020万円を計上いたしております。

次に、工業用水道事業会計の461ページをお願いいたします。

収益的収支のうち収入では、給水収益で日6,750トンの給水で、7,100万円を計上し、支出につきましては、事業管理費等の必要経費6,190万円を計上することで、収入支出差し引きの単純な単年度収支では910万円の黒字を見込んでおります。

次に、475ページの病院事業会計でございます。

収益的収支のうち収入の医業収益では、22年度当初予算額と比較いたしまして1億550万円増額計上いたし、14億5,670万円としておりますが、支出に対し収入が不足する状況にあります。これを補うため、医業外収益の他会計補助金での一般会計補助金といたしまして1億7,964万円を計上いたしました。

476ページ以降の支出につきましては、人件費のほか、病院事業管理費等を計上いたしましたものでございます。

このほか478ページの資本的収支の支出では、屋上防水改修工事や有価証券購入費用等を計上いたしました。

最後に、国民宿舎事業会計でございますが、493ページをお願いいたします。

収益的収支のうち収入では、宿泊利用者数を1万2,500人と見込み、総額で1億6,600万円を計上し、494ページの支出では、人件費などの宿舎経営費のほか、道の駅経営費などで1億

6,240万円を計上いたしております。この結果、収入支出差し引きの単純な単年度収支では、360万円の黒字を見込んでおります。

このほか496ページの資本的収支のうち支出では、地上デジタル放送対応機器購入など、資産購入費を計上いたしております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。長時間おつき合いいただきまして、ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

副市長の平成22年度各会計補正予算及び平成23年度各会計予算の補足説明は終わりました。

次に日程第42、亀山市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本委員につきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員として、宮坂美智子さん、柏木康恵さんのご両名を推薦いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の亀山市農業委員会委員に、宮坂美智子さん、柏木康恵さんのご両名を推薦することに決しました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたします。

続いて、お諮りいたします。

明26日から3月8日までの11日間は、議案精査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明26日から3月8日までの11日間は、休会することに決しました。

次の会議は3月9日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 3時00分 散会）

平成 2 3 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成23年3月9日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 3 号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 議案第 8 号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 10 号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 12 号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 13 号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 14 号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について
- 議案第 16 号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 17 号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 18 号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 19 号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 20 号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 21 号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 23 号 平成23年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 24 号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第 29 号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について

議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 市道路線の廃止について

議案第34号 市道路線の認定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島真君	2番	新秀隆君
3番	尾崎邦洋君	4番	中崎孝彦君
5番	豊田恵理君	6番	福沢美由紀君
7番	森美和子君	8番	鈴木達夫君
9番	岡本公秀君	10番	坊野洋昭君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター 事務局長	伊藤誠一君

会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	原千里		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

3月議会のトップバッターとして、ただいまから質問をさせていただきますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

まず、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について質問を行います。

平成23年度予算は、一般会計が198億8,500万円となり、5年ぶりに200億円を割り込みました。額で言うと、平成22年度予算よりも約10億円ほど少ない金額となっております。これには、関及び亀山中学校の建設、そして東幼稚園の建設という大きな事業が終了したというのも一つの原因であろうと考えております。

しかしながら、義務的経費、また公債費も増加しており、基金の取り崩しによって本年度をしのいでいると、簡単に言うところの状況であろうかと思えます。

そこで、まず最初にお伺いをいたしたいのは、市長マニフェストを反映した予算となっているかどうかであります。市長に就任されて2年たちましたが、今回の予算にかけた市長の思いというものをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、市長に就任をさせていただいて、はや2年が経過をいたしたところでございまして、これまでの間に持続可能な自治体経営を目指して、選択と集中の考えを基軸に、市民の皆様の暮らしの質を高める施策を展開をいたしてまいりました。

新年度予算におきましては、議員が今ご指摘のような市を取り巻く行財政の環境を背景に、しかしながら、前期基本計画の第2次実施計画の最終年度でありますことから、この計画に掲げました事業を着実に推進をするよう予算編成を行ったところでございます。

次に、マニフェストとの関係、関連の主な事業でございますが、まず「安心のカタチ」におきまして、地域医療再構築プランに基づいて、三重大学へ寄附を行うことにより、本市をフィールドとした地域医療研究の寄附講座を設置する三重大学亀山地域医療学講座支援事業3,120万円を実施をいたします。

また、引き続きまして、中学校卒業までの医療費の無料化を実施する福祉医療費助成事業8,840万円を実施をいたしてまいります。

次いで「文化のカタチ」におきまして、市民活動団体「ひとのわコンサート実行委員会」をサポートするため、三重県美し国おこし・三重事業と連携した支援を行ってまいります。

次に「教育のカタチ」におきましては、さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対する学習支援、安全確保を行うための個の学び支援事業、これは幼稚園、小学校、中学校でございますが、8,227万9,000円や、少人数教育推進のための市単独での教員の配置やふるさと先生養成塾の開校3,320万円や、外国語教育の充実、国際理解の推進を図るための外国語指導助手配置事業2,464万、また中学校給食実施事業5,678万として、中部中学校で実施のデリバリー給食を新年度から亀山中学校でも実施をいたしてまいります。

次いで「元気のカタチ」におきましては、市の東の玄関口であります井田川駅前の再生に向け、駅前ロータリーや待合所等の整備1億4,500万円を行ってまいります。

最後に「市民のカタチ」でございますが、総合環境研究センター事業でありますかめやま環境市民大学を継承し、環境、文化、健康の3学科を持つかめやま市民大学・キラリを開校いたします。

さらに、今日まで地域の皆様と協議を重ねた計画に基づきまして、川崎地区のコミュニティセンターの建設1億6,387万円を行ってまいりたいと思います。

以上が、新年度予算に反映させていただいたマニフェストに掲げました各項目と関連をする主な事業でございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほど市長の方から説明がありました。

確かにいろいろな幅広いマニフェストがあるわけですが、その中で優先順位等をつけて実現するというのは当然のことでありまして、医療の問題、確かに三重大学との関係も市長の努力によって非常にいい関係であると。三重県の大学で医学部があるのは三重大だけですんで、やはりそこが非常に重要であると、これは事実であります。

その他、教育の問題でも少人数教育とか、それなりに進捗をしているというのは私も認めたいと思います。まだまだ手つかずの面もないわけでもありませんが、井田川駅前も今回の予算に上がつ

て、もう現実に手がつけられようとしておりますので、これからも随時マニフェストを実現するように努力をしていただきたいと思います。

次に、まず予算の歳入面ですが、収入の56%は市税収入が占めておりますが、これは現在の景気の状態もあり、個人の収入が現在落ち込んでいる状況では、今後、急に市税収入が伸びるということはあまり期待できないわけでございます。その反面、これから5年間ぐらいは、公債費、借金の返済も高水準で推移しておりますし、市民も同じように毎年毎年高齢化していくと。また、団塊の世代、私らよりもちょっと上の世代の人も大量に退職をされたと。そういう現状ですので、福祉関係の費用がこれからふえることは明らかなことであり、長い将来のことを考えますと、年金とか医療とかいった福祉が破綻するのではなかろうかと、そういう心配もするわけでございますが、亀山市においても、そういった義務的経費の増大は明らかでありますし、税収がなかなか伸びないと。そうなりますと、予算の硬直化というのが起きるわけです。必要なところに、どうしてもせなあかんとところに予算を入れたら、あと何も残らんと、新規なんか何も事業はできない、そういうふうな心配も先々するわけでございますが、現在策定中の後期基本計画、それに向けての財政運営の今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

議員ご指摘のとおり、現在の景気低迷が長引く中、ここ数年来の財政基盤を支えてまいりました市税収入、これにつきましては年々減少をするといったことや、公債費の償還ピークを迎えるなど、義務的経費の増加で、これからの財政運営が厳しくなることが予測をされております。また、平成23年度においては、7年ぶりに普通交付税の交付団体となるなど、自治体経営の大きな転換点を迎えることとなります。

このような中、平成24年度にスタートをいたします後期基本計画に向けましては、地方分権が進展する中、急激な社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民生活に密着した各種行政サービスを永続的、安定的に提供できるよう将来を見越し、計画的かつ余裕を持った財政運営を行っていく必要があると考えているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、今回新たに定めました亀山市行財政改革大綱、これに掲げました各施策に取り組むことで適正な財政規模、身の丈に合った行政運営への転換を図るとともに、職員一人一人に限られた財源の有効活用への意識を徹底させるなど、無駄のない健全な財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、市税収入等の歳入に見合った歳出の抑制といったことで、選択と集中による財源の重点配分などをさらに徹底するとともに、経済情勢の著しい変動や災害の発生などに備えるために、計画的に必要な基金を確保をいたしまして、持続可能な財政基盤といったものの確立をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

来年度から亀山市も地方交付税の交付団体になるというか、転落するというか、そうなる見込みがあるわけですが、よくよく考えてみますと、亀山市はずうっとそうでした。この四、五年、シャープ、その他関連企業のおかげで不交付団体になって、一時的に成金になったと、そういう考えもあるわけです。何せ交付団体の方がはるかに長かったんやから。この四、五年、そういうふうによっと懐が暖かかったけど、またもとに戻ると、そういう考えもあるわけです。

ただ問題は、この四、五年、ちょっと懐が暖かかったから、その癖がついてしまうと、やはり個人でもそうですね、ちょっとお金があつてぜいたくすると、なかなか縮小しづらいという面があるわけです。そういったことを考えて、昔に戻ると言ったらおかしいですけども、やるべきことはせなあかんけれども、先ほど答弁にいただいたように、きちっと無駄のないようにやっていただくと、そういうふうにも心がけていただくと、それに尽きると思うんですね。

そこで、先ほど部長がおっしゃった、選択と集中という言葉があつたわけですが、今回の予算ではかなりいろんな項目で上がってますね、いろんな事業が。僕が見ても、あまり選択と集中というにはどうかなと思う面があるんですけども、その選択と集中というのは、どういうふうなところに今回の23年度予算で反映されているか、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成23年度の当初予算の編成におきましては、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、第1次総合計画前期基本計画の実現を図るために、限られた財源を有効かつ適切に活用することが求められたところでございます。このような状況に対応するため、亀山市行政経営方針の中で、選択と集中の考え方を基軸に市民の暮らしの質を高める健康医療、次世代育成、教育環境に関する施策の一層の推進を図ることといたしたところでございます。

これらを踏まえまして、平成23年度における特徴的な事業といたしましては、一つには待機児童対策の実施があるのではないかなど。二つに、地域医療体制の強化、三つに、きめ細かな教育環境の整備を行うことに集中するとともに、前期基本計画の最終年度となることから、その実現に向け、第2次実施計画に掲げた事業の推進に全力で取り組むものでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

健康、医療、教育、そういった面にこれから選択と集中で予算を集中的に入れようかと、そういうふうには受け取れるわけですが、そうなってくると、そこから漏れる部分というのが当然出てくるわけですけども、それはそれで関係者に納得をいただいて、あっちもこっちも満足のいくようにするということは、お金に限度ある以上はなかなかできないわけですから、これからはどうしても市民生活にとって欠かせられん、将来の亀山にとって欠かせられない部分、やはり子供の教育、そして医療といった問題に関しては、来年度もともかく、これからはやはりある程度集中的に予算を

入れるべきは入れると。で、どうでもいいと言っちゃなんですけれども、重要性の低いことはちょっとご遠慮ということも、具体的に再来年とか二年、三年先になると起きてくると思うんですよ。だから、そういうことも考えて、この選択と集中というのが、ただ言葉だけじゃなくて、実際にそうやらざるを得ないんやと、そして皆さんに了解を求める、それをやるべき時期が目の前に来つつあるのかなと思っております。

次に、予算の組み上げといいますか、見積もりといいますか、各セクションから上がってくる予算をずうっと審査してやるんだらうと思いますが、昨年9月の決算委員会でも指摘されたように、昨年度も約10億円ちよいの不用額というのが出るわけですよ。そして、人間の心理からいうと、やはりこの事業をやるのにこのぐらいかかるけれども、もしもお金が足らんと困るからと思ってちょっと多い目という心理はどうしても働くわけですが、予算がなくて先送りする事業がこっち側であって、そして片方では1年締めたら10億も不用額が発生したと。それでは市民に対してもなかなか申しわけも立たんし、そんなことやったら、もうちょっと見積もりをきちっとしたら、予算がなくて先送りした事業もその年のうちにできたんじゃないかと、そういうご意見も伺うわけでございます。やはり予算の見積もりというのは、サバ読んだ金額じゃなくて、もうちょっと厳密にやってもうたら不用額も減るし、そして来年回しにする事業をこしのうちに何とか実現して、市民の方に喜んでいただくと、そういうふうに毎年のようによく指摘されるわけですよ。この不用額を減らすための努力といったようなものは、今回の予算編成において行われたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

例年、不用額につきましてはご指摘をいただいております。

入札差金等で執行した結果として不用額が生じるといったことについては、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、平成23年度予算編成に当たりましては、削減に向けての新たな取り組みといたしまして、予算要求において一事業一工夫を行うことといたしまして、例えば、事業費を計上する際の参考見積もりをとるわけですが、これを複数社から徴収をして比較を行うほか、計上の経費につきましても、前例にとられることなく、過去数年間の決算額をもとに十分精査した上で計上するなど、決算ベースでの編成に努めたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

入札して、その差額のお金が発生するというのは当然のことではありますが、その差額で浮いたお金というものを、もっと早くほかのことに使えるように事務的に処理をやっていただきたいと、そういうこともあるんですよ。1年間寝かしておくじゃなくて、幾ら幾ら浮いてこうなると。そして、ある程度まとまった金額になったら、それを減額補正とか、そんな形で次に使える段取りをします。そういうふうにやっていただいて、そして、ちょっとお金がないで来年度というような話

があったら、そういう事業に回すとか、そういうふうに迅速にやってもらうことによって、できるだけ不用額を減らすと、それはやはり必要やと思うんですよ。

一事業一工夫ということで、見積もりに関しても、ちょっとサバ読んで足らんことのないように要求するという人間は、どうしてもそういう性格があるんですが、それも段々と厳密な数字に収れんするように、これは全庁的にそういったことを心がけないことにはなかなか実現できないと思いますので、これからもそれを努力をしていただきたいと。そして、来年9月の決算のときに、また余ったというようなことがないように、できるだけ使えるものは早いところ使うと、事業を行う、そのようにやってほしいと思います。

次に、道路とか橋とかいったインフラ整備の予算ということでございますが、予算はそれなりについております。ですが、私が思うには、その予算執行のスピードが遅いんじゃないかと思うんです。せっかくお金がついておるのに、なかなか形にならない。予算の繰り越しということもちょっと多いんじゃないかと。予算使うには、やはりマンパワーというのがあって、いろんな事務処理をやって、そうせんことにはお金が使えるのやから、金があっても人がおらんだら使いようがないわけですね。そういうこともあるわけですが、このインフラといいますと、これは国が予測しておることですけれども、今から10年先の2020年には、道路とか橋梁とか港湾とかいろんなインフラ資産については、もう新設はできないという予測があるんですよ、もう国にお金がないから。国だけじゃなくて地方もね。2020年になったら、そういう新設ができなかったら何ができるんかという、今あるものの維持と更新です。あとは災害復旧、そのぐらいのことをしたらもう目いっぱいやと、そういう予測もあるわけですよ。

だから、亀山市も、インフラ整備というのはできるだけやれるうちに迅速にやっていただきたいと思うんですよ。道路にせよ、側溝にせよ、細かいことから大きいことからありますが、そういうスピードアップというものはもうちょっと早くできないのか、その点に関してお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

予算化をされました事業につきましては、年度当初に通知をいたします予算執行方針に基づきまして、適切な執行を行っておるところでございますが、地元協議だとかその他の調整などで時間を要し、やむを得ず繰り越しをしなければならないといった事業も一部がございます。

事業の執行につきましては、年度当初にしっかりと事業計画を立てて、進行管理を厳密に行っていく必要があるというふうに私どもも考えておりますので、平成23年度の予算執行方針におきましても、こういったことを強調することで、事業のスピードアップといったことを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

インフラ整備のスピードに関して、特に私たちも思うのは建設部のことですけれども、お金があ

ってもなかなか進まない、そう見えるわけですね。それで、一言言いたいのは、マンパワーが足らんのじゃないかと、人員配置ね。当然どこのセクションには何人とかあると思いますけれども、人もろくにおらんのに、仕事だけこなせと言ってもなかなか難しいですね。それで、人が不足しておると、だから、予算の執行が円滑にいかないと、僕たちが横から見ておると、そういう傾向にあるんじゃないかと思うんですよ。特に建設部なんかは、何せ相手のあることが多いでね。相手との話もせなあかんと、いろんなことがあるわけですが、もうちょっと人員を十分そういったセクションに関しては配置すると。そういうことに関して、例えば、そういった部署から「もうちょっと人をふやしてもらえませんか」とか、そういう要求というのは全くないのか。あっても人がいないから出せないというのか、その辺のことをお伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

人員配置につきましては、私ども人事の聞き取り、各部長ともやっておりますし、各室長とも聞き取りをやっているところでございます。

用地買収等、担当の職員はしっかりやっけておると私は認識をいたしておるところでございます。やはり相手があるといったこともございますので、一部事業のおくれといったことはやむを得ないのかなというふうに感じているところでもございます。

増員につきましては、担当部署からも要求いただいておりますので、しっかり検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

あまり定員を減らすというのも、それは無駄に人を置くというのも費用がかかりますけど、あんまり定員をどんどん減らして、あとは臨時の方で頭数さえそろえたらいいと、これもやはり程度問題ですよ。だから、できるだけきちとした責任を持ってやれる人というのは、ある程度持つておらんことにはあきませんから、そういう点で、私は正職員の数を余り減らすのも好ましくないと思うと考えております。

次に、亀山市の基金のことで伺いますが、現在、亀山市には100億円近くのいろんな名目の基金があるわけです。私の個人的な考えでは、これからの状況を考えますと、基金というものは多ければ多い方がいいとも言えませんが、やっぱりある程度多くなければだめやと考えておりますが、亀山市規模の自治体において、市の当局は大体どの程度の基金が妥当であろうかと、そういうふうな目安といいますか、基金をためればためるほど先のことにしましては安心やけれども、現実に事業ができなくなるわけやし、あんまり気楽にばっばと使ってしまうと、その日暮らしになっちゃいますわね、財政が。そこら辺のことで、市としてはどのぐらいの基金は最低持つておりたいとか、そういうふうな考えがあると思うんですよ。それをお伺いいたしたい、これが一つ。

それから、23年度の予算では、庁舎建設基金というのは金利分だけ積み立てて、本体の基金は積み立てていないですね。しかしながら、リニア基金は5,000万積んでありますね。私は、これは物事の緊急性を考えると逆じゃないかと思うんですよ。お金がなかったら、リニア基金をもつ

と減らしてでも庁舎を積むとか、両方とも積むんやったらそれでもいいし、だけど、庁舎の方が緊急性が高いのではないかと思うんですよ。これは全く逆じゃないかと思うんですけどね、リニアを積んで、庁舎建設基金を積まないというのは。このことに関してもお答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

まず、基金のお答えをさせていただきます。

平成22年度末におきます基金残高でございます。

それぞれ目的を持った基金を持っておりますけれども、総額で114億5,600万円となる見込みでございます。

議員ご質問の、現在、この基金残高114億5,600万というのが適正な額なんかなというご質問やと思いますけれども、適正な基金残高といった基準というのは特に定められておりませんので、適正な額かどうかの判断は非常に難しいところでございますが、一方で、借金としての市債残高につきましては、全会計で約350億円でございますことから、現在の基金残高というのは、決して多くはないというふうに認識をしているところでございます。

今後、義務的経費の増加などによりまして財政状況も厳しさを増してまいりますので、基金につきましては、行財政改革大綱に基づき、計画的な積み立てと有効的な活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

それともう1点、リニア基金と庁舎建設の基金でございます。

リニア中央新幹線につきましては、JR東海が自己負担でプロジェクトを完遂すると発表いたしておりまして、さらには東京・大阪間の建設主体等に関する国土交通省交通政策審議会の最終答申が、新年度の早い時期にも出される見通しとなってまいりました。このような建設に向けた期待が高まる中、本市におきましては、新たな国土軸となるリニアの停車駅が存在をして、その利用拠点地域を目指すことが将来性ある都市づくりの方向であると認識をいたしておりますので、リニア停車駅周辺のインフラ整備に活用可能な基金を目標額の20億円に向けまして、適正な積み立てを維持しながら、今後も継続的に積み立ててまいります。

一方、庁舎建設基金の積み立てにつきましては、これまでもさまざまなご議論をいただいたところでございますが、財政状況を勘案しながら積み立てを行ってまいりたいと、議会においても申し上げてきたところでもございます。

このことから、平成23年度予算編成に当たりましては、リニアにつきましては先ほども申し上げましたが、建設に向けた動きが活発になるとともに、市民活動も盛んに行われているところから、積み立てを継続をすることといたしまして、庁舎建設基金につきましては、現在の財政状況も考慮するとともに、庁舎建設そのものが一時凍結をいたしておりますことから、運用益のみの積み立てとさせていただきますところでございます。

なお、庁舎建設基金の積み立てにつきましては、将来の建設資金確保のため必要であるといったことは、私ども十分認識をいたしておりますので、今後、財政状況を見きわめながら積み立てを行っていきたいというふうに考えているところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

リニアは、JR東海がそういうふうな計画を持っておるといのは、私らも十分承知しておりますよ。だけど、こういう言い方をすると悪いかもしれないけど、海のものとも山のものともわからんといひますか、余りにも先過ぎてという面もあるわけですよ。東京・名古屋は絵がかいてあるけど、名古屋から西は絵がかいてないんやから。それに比べると、私は庁舎の方が緊急性を有すると、比べてみるとね。だから、優先順位のつけ方という点で、これはおかしいと言うわけですよ。だから、こういうふうな積立金は私は納得いきませんよ。金がないからどっちかを積み立てるんやったら、やっぱり庁舎を積み立てて、リニアの方はご遠慮願うとか、金額を減らすとか、それが肝心なことじゃないですか。やはり優先順位というものをきちっと考えて、どっちの方が危ないかと、庁舎の方が危ないですよ、一応耐震はしてあるけれども。現在、庁舎を建てるのは凍結してありますけれども、このまま30年も凍結というわけにはいかんかもわからんし。だから、その辺のことを、私これ以上言いませんが、やはり優先順位というものは、どっちの方がせっぱ詰まるとるかということを考えてやっていただきたい。

次に移りますが、債務負担行為ですけれども、お役所の会計というのは単年度主義で、毎年毎年切っておるわけです。だけど、パソコンとかコピー機のリースとか、またいろんな委託契約というのは1年単位じゃないというか、3年から5年とかいう複数年度ですから、こういうふうに債務負担行為を行うのは仕方がないんですが、この債務負担行為というのは、3年先、5年先の亀山市の財政状況にはお構いなく支払いを迫られるということですよ。そういうふうな危険性があるわけですけれども、そういったことを十分考えた上で債務負担行為を上げているのか、それを一つ伺いたい。

次に、今回、亀山市が待機児童のためにやっていただく待機児童緊急対策施設の運営委託料として、24年度から26年度にわたって9,690万円が債務負担行為で上がっておりますが、これはまだ施設もこれからつくるとい話なんですけれども、改造するという。今の状況で、これから先3年にわたって9,690万円の債務負担行為を上げるのは、ちょっとこれは不適當じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

まず、債務負担の考え方についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、債務負担行為につきましては、市債の借り入れと同様に後年度に負担を強いることとなりますが、一方でOA機器などは複数年にわたり契約をすることが一般的であることだとか、複数年で契約をすることで、単年度契約に比べて市にとって有利な契約ができるといった利点もございますので、債務負担行為につきましては、これらを総合的に勘案して予算計上をしているところでもございます。

なお、新年度予算においても多くの債務負担がございますけれども、限度額を見ておりまして、

将来の財政運営を圧迫するような債務負担はないものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

待機児童緊急対策施設運営委託料についての債務負担行為でございます。

待機児童緊急対策施設は平成24年、来年の1月からの開設を予定しております。

そして、運営につきましては、業務委託により行うことといたしております。入所する児童の精神的な安定や、市の設置する保育施設の継続性を考えますと、保育施設を運営する側には、ある程度の委託期間を保証して安定的に運営していただく必要があることから、契約は単年度ではなく、今回平成26年度までの契約が締結できるよう、新年度予算に必要な運営委託料として債務負担行為を計上したものでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの待機児童緊急対策施設運営委託料は、当然のことながら、委託を受ける方にしても、毎年毎年単年度で切られて、ことしは受けたけど来年はそのときの風向きによってどうなるかわかんようなことでは受けるに受けられない。だから当然、債務負担行為で複数年契約になるわけですが、ただ、僕が言っているのは、この9,690万円という金額ですけれども、今回の予算の、この3月に出すには、まだまだちょっと検討が十分されたのかということですよ。余りにも泥縄式で出したんじゃないかと。きちっとこの金額の妥当性というものを、まだこれから、さっき言ったように、建物の中を改造してやるんやから、時間は十分あるわけですから、そんなに焦って債務負担行為としてこれだけの金額を上げてくる必要はないんじゃないかと、まだ議会は6月議会もあるんやから、9月もあるし、実際に子供さん預かるのはかなり先の方なんやから、そういう点で、私は十分この金額に妥当性があるか伺いたいんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

運営委託料の算出に当たりましては、入所する予定の児童の数等勘案いたしまして、年間の経費を算出する形で見積もりを徴収しております。そして、それを26年度までの3年と3ヵ月でございますが、その間契約を行いたいということでございます。

金額につきましては、見積もりを徴収の上、適正に査定をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

いろんな債務負担行為があるわけですが、やはり一定の限度額の枠内ということも先ほど答弁にありましたし、将来、亀山市の財政の手を縛るようなことになるわけですから、その辺は十

分注意して債務負担行為を行っていただきたいと思います。

最後に一言言わせてもらいますけれども、現在の日本の状況は、ここ数年間は金利が非常に低いでしょう。もう貯金しても利子なんか無いのと一緒と。金利が低い状況というのは、お金を借りておる方にはありがたい話で、そのおかげで、亀山市も一般会計、特別会計、いろいろ債務があるわけですが、金利が低いから自治体債務がずうっと10年近くの間安定しておるわけです。だけど、金利がいつでも低いとは限らんわけです。金利というものは、上がりだすとぎゅっと上がる場合があるから、将来金利が上昇する局面というのが当然あり得ることですけれども、そうなってくると市債の発行も簡単にはできづらい。公債費がどんどんふえるからね、同じ金額を借りても。そういうふうなことを十分念頭に置いて、これから財政運営を、いつまでも金利が低いのを大前提としてやるとえらい目に遭うということは、当然考えられることですから、先ほど部長のおっしゃったように一事業一工夫ということで、できるだけ市債とかそういうものは発行せんと予算をうまく回していくと、そういうふうにしてこれからの財政運営をやっていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

それでは早速ですが、通告に従いまして、市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、2点質疑をさせていただきます。

最初に、大幅な減額補正の内容についてお尋ねをいたします。

平成20年、21年度とも減額補正は3月ではなかったように思います。今回、3月補正では、約15億円という大幅な減額補正となりました。

まず、この補正の内容については、どのようなものであったのかを確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度一般会計補正予算におきます減額の主な内訳といたしましては、亀山中学校、関中

学校、亀山東幼稚園などの改築工事による入札差金や執行見込み件数の減等によります執行残額が約9億円ございました。

また、野村布気線、和賀白川線や亀山城周辺保存整備事業などにおける工事や業務委託の実施時期や内容見直しなどによる不執行額が約7億円となっております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

執行残9億、その他工事関係で7億ということで16億円になりますが、そういうことでした。

不用額については、先ほども予算の関係の不用額で議論ございましたが、決算委員会の指摘もあって、事業完了後は速やかに減額補正をするというようなことは聞いております。そういう面では、多分5億、6億近いものが不用額になったんだろうと思いますが、合併特例債事業であります二つの道路についても事業執行はできなかったということでありましたので、執行できなかったことに、今回は質問はしませんが、それぞれの理由を確認しました。

ただ、教育費の先ほどありました改築事業、特に両中学校の改築事業の補正内容について改めて確認をさせてほしいと思います。

これは、21、22の2カ年の継続事業ということで、21年度、22年度、それぞれが減額をされております。両方を足した額で単純に見ますと、亀中、関中、両方ともほぼ30%近い予算に対する減額となっていると。多分これだけの減額はあんまりなかったような気がします。なぜこれほど大きな減額となったのか、改めて理由を確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

教育費の減額につきましては、主な内容は亀山中学校改築事業の工事入札差金等で1億7,600万円、関中学校改築事業で1億2,200万円、そして亀山東幼稚園改築事業で5,200万円でございます。

これらの三つの事業につきましては、21年度、22年度、2カ年の継続事業で予算措置をさせていただいております。したがって、21年度の執行残額につきましては、22年度に逐次繰り越しをして執行をしております。こういったことから、事業全体の入札差金等をこの22年度予算で減額補正をいたしたことから、単年度事業と比べまして減額幅が大きくなったといった理由でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと今の答弁で、私が間違っているとまずいので、もう一度お伺いをしたいと思います。

21年度でも減額補正がされ、22年度、今回も減額補正があるんですけども、総事業費として予算立てをしたものに対してどれだけの減額になっているのか、要するに事業費に対する減額幅ですね。2カ年ですので、もう一度確認をしたいと思います。ちょっと私が勘違いしているとまずいので。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

亀山中学校の改築事業でございますけれども、事業費が予算額でございますけれども、21、22年度の予算額11億5,600万円というふうに認識をいたしております。3月補正をいたしますと9億8,000万円になってまいりますので、約15%の減額といったことでございます。

関中学校につきましては、12億7,300万円予算を計上いたしております。今回1億2,200万円減額をいたしておりますので、減額率でいきますと9.6%の減といったことでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私が逡次繰り越しの部分を合算した数字で今質問したので、そこについては訂正をさせていただきます。

15%、10%の減額ということです。これだけの減額を受けて、一つだけ確認したかったのは、確かに入札の競争性というのはあったんだろうと思います。それはすべての事業がそうなのかもしれませんが、特に学校関係の事業でございましたので、品質確保ということ、特に当初設計仕様と品質仕様とあるわけですが、そういう部分についての、今度3月にも竣工式も行われますけれども、品質的な面での確認というものは十分されておられるのかどうか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

関中学校、亀山中学校、亀山東幼稚園、この三つの事業ともそうでございますけれども、設計につきましては、建設物価とか建築コスト情報、積算資料等によって行ってきたところでございます。

また、その設計につきましても、亀中、関中については大規模工事であるため、三重県建設技術センターに設計書の照査業務を委託し、チェックをいたしていただいたところでもございます。

また、管理につきましては、毎回委員会でも報告させていただきますように、天候不順のため多少おくれることはございましたが、工程管理もしっかり行い、設計監理者、施工者、監督者がそれぞれの領域でその役割を果たしていただいて、立派な建物が完成したというふうに認識をしておるところでございます。

また、検査につきましては、工事期間中には部分的な検査を関中学校で8回、亀山中学校で10回、市の工事検査監による検査を受けておるところでもございます。

また、関中学校は大規模な木造建築であるため、工事検査監の依頼により、協同組合総合技術士連合に所属の構造技術士による検査も受けておるところでもございます。

また、検査に当たりましては、毎回、施工者検査、設計事務所検査、監督員検査も行っており、より精度の高いものとなるよう取り組んだところでもございます。

また、関中学校については昨年5月に、亀山中学校については昨年10月に、市監査委員による工事監査を受け、いずれも良好との報告をいただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

関中については、木造ということもありましたので確認をさせていただきました。木造に関する構造検査の方もされているということで、この項については答弁でも特に問題なしということですので、確認をしたいと思います。

次に2点目に、平成22年度の実質収支額の予測についてお尋ねをしたいと思います。これも毎回確認はさせていただいております。実質収支額が翌年度の財源に移っていくと、半分は財政調整基金に積みますし、残りの半分は繰越金になってしまう。今回、3月補正でも大幅な減額補正があって、多分不用額のものは5億、6億近く出たのではないかとというふうに推測をしております。そうなりますと、これまで通常答弁では、不用額は4%程度が執行上起こり得るものだろうというふうな答弁がありまして、18年度以降、実質収支額については13億円程度がずうっと発生をしていると。22年度につきましても、単純に4%を掛けた、約200億円ぐらいの予算額でございますので、8億円程度が見込まれてくるものなのかどうか、この3月の大幅な補正を受けての実質収支額の予測についてをお尋ねをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度の実質収支額の予測につきましては、いまだ不確定な要因がございまして、難しいところでございます。

過去の実質収支の状況につきましては、平成19年度が約12億円、平成20年度が約13億円、平成21年度が約15億円で、3カ年の実質的な執行率の平均は約96%でございます。

3月補正では、不用額の減額による規模の圧縮などによりまして、補正後の予算額は約205億円でございます。過去3カ年の実質的な執行率の平均が約96%でもございますので、4%程度の不用額が生じるものといたしますと、約8億円程度の実質収支が生じるものというふうに現時点では推察をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

通常、いつも答弁いただいている4%程度は出るのではないかとというふうなことでございます。

ちょっとほかの質問の関係もありますので、これについて相当の不用額になってしまうという格好になると思うんですね。3月でも相当大きな不用額が出ていますので、改めてここは予算委員会でもう一度確認をしたいと思います。4%、8億円程度出るということで確認をさせていただきました。

次に、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について、大きく4点質疑をさせていただ

きます。

1点目に、予算編成の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

平成23年度予算編成の基本的な考え方では、これは12月に質問をさせていただきましたが、財政改革の基本方針案に基づいて、最初の予算編成がこの23年になります。平成26年における財政収支の均衡、20億円の財源不足の解消を達成するための自治体経営を大きく転換する予算編成にしたいというふうになっております。

また、施政及び予算編成方針でも、新年度は数年来の財政基盤を支えていた市税収入が減少して、7年ぶりに交付団体になると。そういうことから、財政運営上も大きな転換点を迎えるんだと、同様のことが記載をされております。

そういうことになりますと、4年間、20億円の財源不足が見込まれるとする最初の年の平成23年度予算編成になるわけですが、あまり財源不足への対応というものが見られないという感じがいたします。施政方針等を見ております中では、あまりその辺が触れられていないような気がいたしますが、この財政改革の初年度となる平成23年度の予算編成の基本的な考え方について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成23年度の当初予算の編成に当たりましては、長引く経済不況などの影響により、数年来の財政基盤を支えてまいりました市税収入が減少して、7年ぶりに普通交付税の交付団体となることが見込まれるという市財政運営上の大きな転換点を迎えておると考えておるところであります。

そのような中で、第1次総合計画前期基本計画期間内の最終年度でありますことから、前期基本計画の施策の実現に向け、第2次実施計画に掲げた事業の推進に全力で取り組むと、こういう方針で臨ませていただいたものでございます。また、亀山市行財政改革大綱に掲げます財政改革の最初の予算編成でもございまして、職員一人一人が財政状況に対する危機意識を十分認識して、前例にとられることなく、標準的経費につきましてもそれぞれ目標額を設定をし、すべての事業において一事業一工夫を加えて、最少経費で最大の成果を上げる事業内容の質的精査を行ったところでございます。

また、財政調整基金、減債基金を初めとする各基金につきましても、財源として有効活用することで市民生活への影響にも配慮をしたところでもございまして、将来の亀山市を見据えた安定的かつ持続可能な財政運営を念頭に置いた予算編成を行わせていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私が聞きたかったのは、要は4年間、20億円という大きな収支バランスをとるんだというところの最初の予算編成の中では、多分、今市長がご答弁いただいた前例にとられない一事業一工夫、精査するんだということで、数億円みたいなものが本当に出てくるんだらうかというふうな、そう

意味では少し、私は財政改革だという初年度の意気込みが若干感じられなかったということで質問させていただきました。ちょっとこの後、この財政改革について質問をいたしますので、改めて確認をさせていただきたいと思います。一応、方針については確認をさせていただきます。

そういう今の市長のご答弁を受けて、2点目に財政改革への取り組みについてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目に、歳出構造の刷新についてお尋ねをいたします。

これも先ほど申しましたが、26年度までに財政収支の均衡を図るんだということが大きな前提となっております。23年から、単純にいけば4年間、毎年5億円の圧縮が必要になってくるということです。これも今ご答弁ございましたが、予算編成には職員一人一人が財政状況に対する危機意識を持つんだということ、標準的経費についても目標額を持つんだ、一事業一工夫を加えるんだ、そのようなことが書いてあります。ただ、単純に私が理解するのは、要は5億円の圧縮が必要じゃないのかというふうに思い込んでおります。それは資料から見ておりますとね。そうなったときに、ことしの予算が、その5億円という圧縮について、どのような気持ちで取り組むかお伺いしましたが、どれぐらいそれが達成ができたんだと、それはどんな形でその5億円の圧縮に向けて取り組んできたのか。予算を見ても、少し見えにくいような感じがいたします。改めて、私が持つ資料では5億円ですので、この圧縮に向けて、どんな形で具体的な数字が起きてきたのか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政改革の初年度といたしましては、歳出削減におきましては、先ほども申し上げましたが、標準予算の要求におきましては、昨年度の一部対象外経費を除く標準予算額約64億円ございましたけれども、これから約2億円を削減目標といたしまして、各部署に対し目標額の設定を行い、事業の見直しや決算ベースでの予算要求など、一事業一工夫などにより経費の削減に努め、予算編成を行ったところでございます。

また、歳入につきましては、税収入の増や特別交付税の交付を計上をいたしました。基金の活用などにより、歳出・歳入の両面から財源不足の圧縮に努めたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

標準的経費64億を2億圧縮をするんだと。で、それがどうなったのかなということも気にはなるわけですが、要するに最初の年だということで質問をさせてもらっております。やっぱり最初の年で意気込みがないと、それがあと4年間、26年まで一生懸命やらなきゃならない一つのテーマになっておりますので、そう意味からいくと標準的経費が減ったのはわかりました。

歳入については、これは交付団体になりましたので、交付税が来たんですよ。決して努力ではなくて、歳入が落ちたんで、自動的にそれは上がってきたと。基金の繰り入れは当初から組んでありましたので、そうすると、若干その歳出部分のところが見えにくいということで質問させてもら

っております。そういう意味では、標準的経費については2億円ということでしたが、財政改革の歳出構造の刷新というところでは、今おっしゃいました標準的経費の削減、さらには補助金等の適正化、政策的経費の重点化配分、それから公営企業特別会計の健全化、四つの取り組みが記載をされております。そうなりますと、今1個だけご報告がございましたが、四つの取り組みでどのようなことがあったのか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

歳出構造の刷新に掲げる取り組みのうち、特徴的な取り組みでございますが、歳出に当たっては大きく4項目の取り組みを掲げております。

その中において、初年度の特徴的な取り組みにつきましては、標準的経費の削減につきましては、先ほども申し上げましたが、本市では初めての取り組みとして、予算要求に当たって、従来の積み上げ方式を見直しまして、各事業の過去の決算額をもとに設定した予算目標額を示し、一事業一工夫を加えた上での予算要求といった手法を取り入れたところでございます。このことから、地味な作業ではございますが、消耗品費や旅費、また委託内容の精査といった細部にわたって精査を行ったことから、結果として先ほども申し上げましたが、継続的な事業で見えますと、前年度より約2億円程度の削減が図れたというふうに思っているところでございます。

次に、補助金の適正化でございます。こちらにつきましては、各種団体等の補助金交付基準につきまして、平成23年度中に全般的に見直しを図ることとしたところでございます。

次に、政策的経費の重点化配分におきましては、行政評価や事業仕分けをツールとしながら、待機児童対策に今回取り組むなど、選択と集中といったことで事業の効率化、重点化を図ったところでもございます。

次に、地方公営企業特別会計の健全化ということでございますが、こちらにつきましては、寄附講座の開設による病院事業会計への赤字補てんに対する繰出金を削減をさせていただいた。

また、歳入が確保できたことによりまして、国保会計への法定外の繰出金が削減されたといったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

標準的経費については、取り組みの成果だということは確認をしますが、あと寄附講座における病院の関係、これは後でまた質問入れてありますので、改めて確認をしたいと思います。それを除くとこれからだというふうなことでした。

ただ、私は、昔から行政改革では数値目標が必要じゃないのかということはずうっと訴えてきて、ようやく数値目標が徐々に入ってきたと。そういう点から見ますと、たとえ今の64億を2億にするということにしても、どこかに数値目標的なものも我々に示していただかないと、庁内でやったんだという話があっても、本当に5億円圧縮できる、歳入も入れての5億円ですので、単純に5億円全部圧縮する必要はないのは理解をしておりますけれども、やっぱりある程度数字で見せていた

だかないと、何か成り行きでそうなったのか、本当にやる気を起こしてそういうことになったのかということが見えにくいんだと思う。尺度を持ってやらないと、本気になって20億円というものが削減できるのかと非常に疑問を持ちますが、数値的な削減目標を持つことについての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

数値目標につきましては、例えば、時間外勤務につきましては特定事業主行動計画で、また、職員定数につきましては、職員適正化計画など、個々の計画において設定いたすものがございしますが、予算編成におきまして一律に数値目標を定めたものはございません。

今回の予算編成におきまして、標準予算の要求に当たり、前年度の決算額をもとに5%の削減を目指し、目標額の設定を行いました。本市のように5万都市での予算規模においては、例えば部だとか室単位で一律に予算全体の目標を立てるなどの数字目標の設定は、市民生活への影響なども考慮いたしますと、難しいものではないかなというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

数値目標について一般質問でも入れてありますし、また予算委員会でもう一度、持つことの重要性についてやらせていただきたいと、ちょっとほかの質問の関係もありますので、やはり私は、数値目標がないと、かけ声だけではなかなかこれだけの大きな圧縮はしづらいということは申し述べたいと思います。

次に、歳入改革についてお尋ねをしたいと思います。

財政改革には、この歳入改革の中で受益者負担の適正化の検討というものも書いてあります。これは、市民や職員に負担を強いるというものであって、そういうものの対応検討が多く書いてあります。私は、こういうことをやる前に、まずは今ご質問をしている歳出カットへの取り組みというのがあって、どうしても切れなくなった時の話ではないかなと思いますが、そういうことを言いながら、やはり別の視点から言えば、歳入をどう確保するのかということも、入りをはかることも、この財政改革には書いてありますので、その部分での検討が必要ではないかとも思います。歳出抑制とともに、歳入をはかるということが非常に重要な視点と思いますが、この新たな財源の確保については具体的な考え方があるのか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成23年度におきます財政改革のうち、歳入改革の取り組みでございしますが、やはり歳入の根幹をなす市税の収納対策につきましては、さらなる推進が必要であるというふうに考えております。また、市の財政運営を大きく左右し、安定的な財源確保を図るため、企業立地政策の推進を図る

必要があると認識をしているところでもございます。

また、行政財産として利活用が見込めない財産につきましては、積極的に売却処分や貸し付けを行っていくことといたしております。

ほかにも基金の有効活用といたしまして、平成22年度補正予算でお願いをいたしてもおります国民健康保険高額療養費貸付基金等について見直しを行っておりますが、このほか平成23年度予算では、今般、税収の減少に伴う不足分を補うために、用地購入費相当分を土地開発基金より繰り入れ、また基幹林道維持基金につきましては、基金の目的に沿った事業への繰り入れを行うことといたしております。他の基金につきましても、今後、基金の必要性やあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

ほかにも、新たな財源確保や受益者負担の適正化もございますが、行財政改革大綱実施計画において、それぞれ検討をしていくことといたしております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

どちらかという、これからというふうな感じだと思いますが、私としては、また改めて実施計画とかといったときに確認をさせてほしいと思いますが、歳入ですので、少し収納対策について確認をしたいと思います。

個人市民税の課税を見ますと、収納率が予算には書いてあります。これを見ますと、平成21年度から、それまで98%だったものが96.7%に引き下げられていると、1.3ではないかと思いますが、実際には母数が大きいですから、これだけでも23年度予算で3,200万円がカットされていると。これは当然不況の影響もあって、なかなか収納率が高くないということからカットされているのかどうか、この98から96.7に下がっている部分について、なぜそういうふうになっているのかをまず確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成23年度予算における市税収入につきましては、依然として円高、デフレ基調が続く厳しい経済情勢の中、収納率が大きく伸びることは望めないものと判断をいたしております。特に、個人市民税の納付につきましては、雇用状況など社会情勢が敏感に影響するものと考えており、平成23年度の収納率は、本年度の収納状況や、これまでの収納実績などを踏まえ、昨年同様の96.7%を計上いたしたところでございます。

なお、このような情勢の中、ほかの税目につきましても現年収納率は昨年と同率で設定をいたしておりますが、これを超えるよう収納に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

リーマンショック後の大変厳しい経済環境の中で、98が96.7となっているのは確認をいた

しますが、経済が上向きになれば、この収納率を1.3戻すだけで予算上は3,000万生まれてくるんですね、歳入としては。そうすると、今度は96.7をどうキープするのかと。となると、さまざまな納付方法というものもこれまで議論してきましたが、やはり納付していただきやすい環境も非常に重要ではないのか。今回10月からコンビニ納付もいよいよ始まります。イレギュラーから始まるというものの、もう再来年度は全部にこれが波及していくと。そうなりますと、行財政改革大綱では、この部分を市民サービスとしておりますが、私はやっぱり収納対策、収納向上対策の取り組みではないかなと。他のまちではクレジット納付やさまざまな納付というものが、今やられております。そういうのをいろいろ見せていただきますと、やはり24時間どこでもというのが非常に収納率上げてくるんだというふうなことがよく書いてありますが、未納を起こさないというふうな意味での、確かに多く税金が収納できることはないかもしれません。やはり未納をさせないということも非常に重要なことと思いますが、コンビニ納付以外のさまざまな納付について、どのようなご見解を持っておられるか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税の収納につきましては、金融機関等の窓口を通じた納付のほか、口座振替などを活用されてきたところでございます。このうち、窓口納付につきましては、取り扱い時間等に制約があることから、時間や場所を選ばずに納付できる環境整備が求められているところでございます。

こうした中、議員が先ほども言われたように、本市におきましても本年10月からコンビニ収納を導入いたし、納税の収納環境を拡大することにより、納税者の利便性の向上を図ることといたしております。導入後は、住民のライフスタイルの変化に対応した24時間利用可能なコンビニ店舗を活用することで、収納率の向上並びに収納に関する附帯業務の効率化に期待いたしているところでもございます。

また、今後はコンビニ収納の実績等を十分に検証しつつ、さらなる納税環境の向上を図るため、議員が言われたようにクレジットカードを利用した市税の納付等、調査・研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ほかの質問の関係もありますので、ここでとめますが、スピードと書いてあったと思うんですね、ことしの方針の中に。よりスピードを上げたもので、ぜひ対応してほしいと思います。

それから、先ほど総務部長からの答弁もありましたが、企業誘致の問題です。この辺は大変難しい状況だとは思いますが、やっぱり地道な努力が非常に必要ではないかなと。そういう意味からいいますと、組織改正では商工業振興室も設置をされておりますので、その部分も含めて、今後の企業進出、誘致のあり方に向けての取り組みについての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市の財政基盤の強化安定、このためには、市の立地特性を生かしたさらなる企業立地の推進、また既存企業の安定した事業展開、これらのことが重要だというふうに考えてございます。そんな中で、議員も申されましたように、市の体制も、産業・観光振興室から商工分野を独立させて、商工業振興室というものを設置いたしたところでございます。

現在、企業立地に対しての主な取り組みでございますが、亀山・関テクノヒルズの残用地が約30ヘクタールございますが、ここへの企業誘致を中心に進めているところでありまして、工業団地の開発者である住友商事、また企業からの進出意向の情報が集まる三重県の企業立地室などと連携をして取り組んでいるところでございます。

また、国内企業にとっては非常に厳しい状況というところでございますが、成長分野企業の立地、これらも目指して企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

部屋も独立をしましたので、これはやっぱり地道な努力が要ると思いますが、ぜひ頑張ってやってほしいと思います。

次に入らせていただきます。

3点目に、起債の圧縮についてお尋ねをしたいと思います。

歳出構造の刷新を見ますと、公債費のことに言及してございまして、市債発行の抑制、それから交付税措置のある有利な市債の発行というものがうたってあります。私は起債は圧縮すべきではないかということをやうと指摘をしてみました。23年度は17億8,000万の起債がありまして、道路関連、合併特例債で9億、防災関係の総務費、消防債で2,300万程度、残りが臨時財政対策債8億5,000万程度が起債をされております。これを見ますと、ほぼ半分が臨時財政対策債というふうになってまいりまして、金額も8億5,000万と、ここ5年で最高額の起債をしております。これで本当に歳入改革というんだらうかという疑問があります。要するにこれは起債による歳入ですので、努力による歳入ではないというところで、私はちょっと疑問を感じております。

財政調整基金、今回9億円近くを入れましたが、中期財政見通しでは14億円の繰り入れを予定をしておりました。単純にこのまま予定どおりいけば、臨時財政対策債4億円を借りればよかったというふうになって、さらに起債を圧縮できたと思うんですが、私は、なぜいつも臨時財政対策債に頼るのかという質問をしておりますが、この部分であっても、やはり私は起債圧縮をすべきではなかったかと考えておりますが、起債圧縮についての見解を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

予算の編成に当たりましての財源の手当てには、さまざまな考え方があつたというふう存じ

ます。今回、この臨時財政対策債につきましては、国の交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえ、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、国と地方で折半をして、地方負担分について臨時財政対策債を発行し、補てんされるもので、償還に要する費用につきましては、今年度の基準財政需要額に100%算入され、地方交付税で措置をされるものでございます。

平成23年度におきましては、交付団体に移行することが見込まれておりまして、22年度までの不交付団体での考えとは異なりまして、交付団体では本来地方交付税で交付されるものでありますので、算定額の全額を予算計上をいたしましたものでもございます。

なお、臨時財政対策債の額の算定につきましては、国が示しております平成23年度地方財政計画などの資料に基づきまして試算を行いまして、8億4,680万円を予算計上いたしましたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

あと二つ残っていますが、これは予算委員会でもう一度やらせてほしいと思いますが、臨時財政対策債は借りなければならないとはなっていない。借りることができるというところで、50億円近い残高になってきたと、それから、今0.97ぐらいの財政収支ですけれども、これが1に限りなく近づくとすると、100%は来ないと私は思っている。そこについては、もう一度予算委員会で考え方について確認させてほしいと思う。私はやっぱり借金による歳入改革ではないのか、改革ではないですね、改悪ではないかなということを申し述べたいと思います。

次に大きな4点目に、三重大学亀山地域医療学講座支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

今回、三重大学に寄附をして支援事業を行うということで予算額も計上されました。施政及び予算編成方針でも記載がされておりますし、地域医療再構築プランでも経営健全化の中で取り組みについて記載がされております。改めて、この寄附による支援講座の内容、予算額、事業の期間、また期待される効果等について確認をいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

三重大学亀山地域医療学講座支援事業でございますが、これは亀山市地域医療再構築プランで、医療センターの経営健全化に向けた取り組みとして位置づけられている事業でございます。

その中で設置される寄附講座でございますが、寄附講座とは、大学や研究機関が外部からの寄附を活用いたしまして、研究、研修を行う活動のことで、大学と寄附者の連携が図られ、また教授などの医師が配属されて、教育、研究が実施されますことから、医師の派遣につながるものでございます。具体的には、三重大学が医学部内に地域医療学の講座を設置いたしまして、医療センターを主たるフィールドとして、研究及び教育、研修を実施することに対しまして、研究に携わる医師の給与等の講座運営経費を支援するものでございます。そして、その期間は平成23年度から平成25年度までの3年間で予定をしております。年間3,120万円を限度といたしまして、三重大学に寄附を行うものでございます。

寄附の効果でございますが、予定の講座は総合診療の研究を行うもので、講座が設置されることによりまして、亀山市を中心とした地域の実情として、地理的な特性や医療環境の現状などを踏まえた有効かつ効率的な医療保健体制を明らかにすることができ、研究によって明らかにされた、市民の健康福祉にとって貴重な情報を地域にフィードバックすることで、市民の健康に大きく寄与できるもので、将来的には医療費の抑制などの効果が得られるものと考えられるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ここの支援講座、今、答弁を聞いておりますと二つの側面がある。一つは、医療センターがフィールドとなるので、医師の派遣等による効果。それとあと、この3カ年における研究が進めば、亀山の医療特性がわかるので、少し医療費抑制等になるのかなというふうな答弁だったと思います。

私も少しわかりづらかったので質問させていただきましたが、特に医療センター支援という観点で次の質問に入らせていただきたいと思います。内容については、理解をさせていただきました。

次に、議案第30号平成23年度亀山市病院事業会計予算について、2点質疑をさせていただきます。

まず1点目に、先ほどの三重大学の地域医療学講座支援事業での診療支援についてお尋ねをしたと思います。

今もご答弁ございましたが、医療センターがフィールドとなって総合診療医師等の派遣があるということで、そのことが診療支援になるのではというふうなことではございますが、医療センターの経営的な面での効果についてはどのようなことを考えておられるのか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

この事業の医療センターに対します具体的な効果といたしましては、先ほども申し上げましたが、この講座は、医療センターを臨床研究の現場として、医療センターでの診療を通じて研究を行うということでございますから、大学から常勤の内科総合診療科医師及び整形外科医師が派遣される予定としております。

これによりまして、診療体制の充実が図られるものと考えております。さらに具体的に申し上げますと、内科総合診療医師の派遣は、地域住民の健康維持に大きな役割を占めると言われる初期医療の充実に、また整形外科につきましては、昨年1月から常勤の医師が当センター不在となっておりますが、現在、三重大学からの派遣などによりまして、外来診療中心の対応をさせていただいております。これに対しまして、常勤医師の派遣を受けることによりまして、入院を含めた救急対応の充実につながるものと期待しております。

これらのことから、経営面におきまして、診療体制の充実に伴う病床利用率の向上など、経営収支の改善につながるものと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回の医療学講座を開設することによって、医療センター自身で研究をやるということで、常勤の医師が派遣をされるということでした。

確かに、昨年9月の決算でもお伺いをしましたが、整形外科医の退職によって相当大幅な減収になって、実質赤字を生じてしまったというふうなこともございました。そういう意味からいきますと、整形外科医師が常勤というような状況で医療センターにいていただくということについては、昨年の例を見れば、その分が埋まるということであれば、私は結構な効果が出るのではないかなと思います。収入効果について、やはり医療センターは特に経営改善の途中でございますので、改めて確認をしたいと思います。

一般会計からの補助金というのが、改革プランでは2億円以内にするんだというふうなことで、今取り組みをしていただいております。ことしも一億七、八千万だったと思いますが、23年度も組んであったと思いますが、ここら辺の一般会計からの補助金の圧縮というものが見込まれるような要素になるのかどうか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

予算上の具体的な数値でございますが、先ほど総務の方からもご答弁いたしました。一般会計からの補助金、2億弱でこれまで推移しておりましたが、今回の予算につきましては、一億七千数百万ということに設定しております。これにつきましては方向性でもお示しいたしましたが、病院60床の90%稼働を目途にして、54床という予算計上をしておりましたが、新年度につきましては60床を設定しております。さらに、外来患者の積極的な受け入れ等も考慮した予算とさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のご答弁ですと、既にこのことを含めた配慮がされているというふうなことだったと思います。今確認をさせていただきました。ぜひこの部分については、先ほどの歳出の刷新にある意味つながるわけですね。医療センターへ一般会計で補助を出しておりますので、通常ですと医師不足の前はたしか5,000万円程度だったと。平均的には五、六千万円だったのが今は約2億ですので、その部分が圧縮されるだけでも、ある意味歳出構造の刷新にもつながると。ただ、その費用が片一方では3,000万かかっていますので、3,000万を超えないと効果は出ないということになりますが、この辺については、またおいおい確認をしていきたいというふうに思います。

次に、今回、資本的支出に建設改良費、投資について数字がございましたので確認をいたしたいと思います。

施政及び予算編成方針では、医療センターは開院後20年を経過をしたと、医療センターの建物調査や修繕計画をつくるんだということで書いてありました。ただ、この23年度には、既にそれを策定する前に、先行して雨漏り対策として屋上等の改修を実施をするということで予算がのって

おりました。昨年、機器に投資がございました。23年度からは建物への投資というものがまた始まるということでございます。建物のロングライフ化という視点は、すぐにはつくりかえができませんので、非常に重要な視点というふうには考えますが、同時に減価償却費という費用も発生をしております。私もこれまで、この大きな赤字が出る前までは、あり余る資金をもって大きく投資をしたらどうだということはずうっと言い続けてきました。ただ、今は2億円近い赤字が出ていの中で、新たな投資が発生をするわけですので、やはり減価償却という費用と対照しながら経営を見ていかないといけないと思いますが、この厳しい段階での投資の必要性について見解を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

建設改良費についてでございますが、医療センターは、議員もおっしゃられるとおり平成2年3月に竣工し、20年以上経過しております。この間、理学療法室、MRI室、さらには診療機器の更新などを必要に応じて行ってきておりますが、施設全体的な改修等は行ってきておりません。

今年度におきまして、医療センター建物調査及び修繕改修計画策定業務を委託し、調査を行いました結果、今後さらに長期に施設を活用していくためには、建物全体を計画的に改修する必要があることが判明いたしました。この調査結果に基づき、省エネルギーやエコにも十分配慮した早期及び中・長期の改修実施設計を新年度に策定し、計画的に実施してまいりたいと考えております。その中で、特に屋上の防水については、劣化が著しく、雨漏りをしているところも数カ所見受けられ、早急に改修を行う必要がありますので、先行して新年度に改修を行い、病院機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、減価償却のことも質問されたと存じますが、まず、この屋上防水に対する1億ですが、翌年以降の減価償却がどれぐらい影響するかと申し上げますと、建物関係については長期に償却する関係から、約1億の費用に対しまして、翌年から二百三十数万円償却が上乘せになります。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

利便性の高い施設をつくるべきだということはずうっと言ってまいりましたが、やっぱり赤字とその費用ということは非常にバランスを見る必要があると思います。230万程度ということでございましたが、また今後、計画が策定された段階でどれぐらいの費用が起きるものなのか、そこを一遍確認しないと、1億円だけでは済みませんので、またその時点で改めて、これについては確認をさせてほしいと思います。

最後に投資の部分で、今回投資有価証券に3億円の支出が計上されております。これの具体的な内容について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

投資についてでございますが、現在保有しております有価証券は、額面3億円の国債でございます。昨年12月に購入し、1年で満期を迎えるものであります。今回、予算計上いたしましたのは、この有価証券が満期を迎えるタイミングで、同額面の3億円で長期の有価証券に置きかえたいと考えております。予算上の措置でございますが、公営企業会計上の措置といたしまして、長期的に保有する有価証券は資本的支出として計上するということから、今回の予算措置をさせていただいた次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

長期的な保有という答弁でありましたけど、どれぐらいの期間を見ておられるのか確認をしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

現在考えておりますのは、3年程度の国債というふうなことを予定しております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまで1年間だったのが3年ということですが、経営上の関係で流動資金も相当要するというふう聞いておりますけれども、3年間国債でコンクリートすることによって、流動的な資金の運用については問題が起きないのかどうか、それをもう一度確認したいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

投資に当たります経費につきましては、これまで減価償却等を積み上げてまいりました損益勘定留保資金を充てることとしておりまして、21年度決算の数字を申し上げますと、損益勘定留保資金15億何がし持っております。ですから、その中で運用を図りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

留保資金が15億円程度あるので、そちらで十分だろうというふうな答弁だったと思えます。

大変悩ましい留保資金というか、お金はたまれども一般会計の補助金には使えないという、非常に微妙なお金です。ただ、国債で運用して、それも安定運用なのか、利回りで稼ぐのか、ちょっと私わからないですけど、やはりこんなことが起きないことが一番いいわけですので、当初申しましたように、経営再建がうまくいけばこういう議論をしなくてももっと投資もできるし、もっと円滑に使える資金になるだろうというふうなことを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

通告の順番がちょっと前後しますが、お許しさせていただいております。

まず、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の中の事業名、市民参画協働事業の市民税1%市民活動応援事業29万6,000円の減額についてお伺いしたいと思います。

当初予算が30万であったと思います。4,000円しか執行されていないということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民税1%市民活動応援事業につきましては、市民活動団体に対し、市民税1%を活用し応援する仕組みについて、先進地の事例を参考に、本市に合った制度を検討しているところでございます。

22年度につきましては、視察場所の変更により、旅費の執行が4,000円にとどまりましたこと及び、制度構築に向け引き続き詳細に検討するため、印刷製本費など減額計上をいたしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

午前中の各議員の説明の中で、当初に予算を盛って、総務部長の答えにもあったんですけども、予算執行方針に基づき予算というのは編成しようとして。

市長にお伺いしたい。この市民税1%活動応援事業というのは、市長のマニフェストに基づく予算計上だと思っております。この4,000円の執行しかなかったことについて、市長としてはどのような感覚をお持ちなのか、あるいはその予算編成上に、予算執行方針を掲げて予算を考えた、けれど4,000円の執行しかなかったと。この執行率をパーセントで出しますと、1.3%の執行率です。それを、市長のマニフェストで掲げてある中で、事業費9,000万、期限を2年以内というような形で行っております。

ちなみに、当初予算、22年度に計上された中の30万ですけれども、22年度の市民税は、個人・法人税を合わせますと31億7,080万という形で、市民税1%ということは3,170万の額が、当然、当初に計上されなければならないことであつたと思うんですけれども、当初は30万しかしていないと。ちなみに、23年度の予算もいただいておりますので、23年度は、法人税で3億7,000万ばかりの伸びがあると。市民税については1億7,000万の減額ということが出ていますけれども、33億6,500万余りの市民税が計上されております。

そういうような形でいくと、今回1.3%の執行率は、市長はどのように思われたのか、一遍お聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、市民部長がご答弁をさせていただいたような経過で、当初、千葉県で開催を予定されておりました1%サミットが、急遽、愛知県の一宮で開催されたということで、この変更によりまして、旅費の執行が4,000円となったものでございます。

執行率はいかがかということなんですが、いずれにいたしましても、不測の事態等々ございますので、そういうものにつきましてはいたし方ない部分があるということをご理解をいただきたいと思っておりますが、この個人市民税1%市民活動応援事業につきましては、22年度から、さまざまな先進地の調査や制度設計に向けて、検討を庁内で進めてきておる一環の中でございまして、市民が市民活動団体を広く支援する制度設計を計画いたしてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

しかしながら、この制度は広く市民活動団体を対象とし、かつ市民参加型の新たな支援制度とするためには、この制度導入に際し、さまざまな課題や問題点等があることもわかってまいりまして、そのために、この課題や問題点を改善しつつ、亀山市に合った独自の制度の構築に向けて引き続き研究をいたしてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

当初は、22年度中に制度設計まで至ればというふうに思っておりましたが、そのような背景の中で、今後市民力、地域力の向上に向けた市民活動の仕組みづくり、そして市民活動の一層の活性化に向けたこの制度設計の研究を、引き続いてしっかりと研究をしていきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

的の外れた答弁をしてもろたら困るんですよ。

この市民税1%市民活動というのは、あなたのマニフェストですよ。今から研究、研さんしてって、その制度を構築するというのが今の答弁ですよ。今から研究していくんやと。違うんですよ。あなたが市長選挙に、市民に向けて、市民税1%の市民活動を支援するために、市民税の1%を計上して、市民の皆さん方が幅広い市民活動をやっていただきたいと。私はその後押しをする、私は先頭に立って動くというような形で、この予算計上をされたと思う。今から研究してと言うけれど

も、あなたからの指示があって、私はこう伝えて、こういうようにしなさいと担当部署に指示を出すのが市長の仕事じゃないかと私は思うんです。今から研究するぐらいやったら、これは市民提案型の事業であつたら、これは市長として研究していかんならん。皆さんの幅広い先進地の視察もせんならんというようなことは、ここの答弁では真つ当やと思うんです。

だけど、あなたのマニフェストの中に出ておるんですよ。あなたはこれを掲げて、市民と約束して、この市長としての責務を負われたわけですよ。だから、あなたの指示が的確であれば、この30万は既に執行残がゼロと、100%だと。ちなみに、あなたがつくられたマニフェストレポート、これに花丸が二つしかついていない。私だったら、よう一つもつけやん。花丸が二つついておるんですよ、ここに。私やったら花丸はつけない。そんなことでは私はよう理解しない。

まして、ちょっと踏み込んでいきますけれども、この22年度に4,000円しか使わんだ予算が、23年度は128万3,000円計上してあるんですよ。これもわからん。これはまた予算委員会でやりますけれども、基本的に、これはあなたがこうしたいと、こういうような活動をしたいと、市民活動を支援したいということで、この予算計上がなされていると思う。今のような答弁では、私は腑に落ちん。先ほども言うたように、予算執行時については、方針を立てて予算を立てるんでしょ、限られた予算で。限られた予算で、限られたことをやると。市民の生活の満足度を高めるための政治をやっていききたいというのがあなたの方針やないですか。そんなことで、私はよう理解しませんけどな。これはまた一遍、課題がありますので、あまり時間をとったらあきませんけれども、そのチェックは、あなたからの指示がないからこういうような結果が出てくるというふうに認識しますけど。

どうのような指示を出しましたか、執行率。この市民1%、これはマニフェストに書いてあるんやけど、何をしとんのやと。以上、したかせんか、それだけでよろしいわ、長々言わんでも。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日まで、庁内におきまして、先進的な事例、その他さまざまな課題の抽出等々につきまして指示を申し上げ、担当部を初め調査・研究を進めてきたものでございまして、今後も引き続いてこれを煮詰めていくと。先ほど申し上げました課題の抽出をしっかりとさせていただいて、亀山に合った制度にしていかなくては意味がないと、このように考えておりますので、基本的な方針と庁内の検討体制は、さらに継続して進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

亀山に合ったって、あなたのマニフェストやから、あなたの考えに沿った政治をしなさいよと言うておるんですよ。亀山に合ったって、あなたも亀山市に住んで、四十何年になると思うんですよ。市議会議員1期4年、県会議員4期14年、政治生活18年やっておる。その中で、この亀山にはどんなことをやっていくと、あなたの頭の中で描きなさいよ。頼みますわ。

次に、事業名が緊急耐震対策事業で、木造住宅の補強事業で3,020万の減額があります。この減額について、市長として、あわせて言いますけれども、確かに事業補助金としては、補強工事

等で29件、21年が175件の耐震調査をやって、22年度が170件の耐震調査をやったと。その結果、当初は60件見ておいて、29件の事業をやったと。対象工事が1億1,239万5,759円、補助金が2,970万2,000円というような形で、23年の2月末現在となっていますけれども、この3,020万という減額をした理由は、恐らくその補助金の交付要綱に私は問題点があると思っております。これは補助要綱について、限度額を明示してありますね。当初は、耐震工事というのは、東南海やいろいろな今後起こり得る地震に対しての市民の安心・安全のまちづくりの対策やと。だから、やはりこれは補助要綱の見直しをして、一件でも多くの、先ほども言いましたように、21年度は耐震調査は175件、22年度が170件の耐震調査をやったと。実数は、両方を合わせてですからあれですけども、29件しか工事は行っていません。何か補助要綱に問題点があるというふうに私は思っていますけれども、市長の見解を聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘の木造住宅の補強事業につきましては、平成23年度までの緊急耐震対策として、平成20年度から既存事業に取り壊し要件を新たに加えて、所得制限等の見直し等により制度拡充を図って、本市独自の取り組みとして今日に至っておるものでございまして、積極的に住宅の耐震化を政策的に進めていこうということで、かなり力を入れて取り組んできておるものでございます。

この要綱自体に問題があるのではないかと、当初60件の補強工事数が、年度末実績見込みで29件ということにつきましてご指摘をいただいたわけでございますけれども。ご案内のように、本市の木造住宅補強事業については、国・県等の耐震補強制度拡充に伴いまして、その時々に応じて要綱を適切に改正して、柔軟に対応してきておるものでございまして、本市独自の施策といたしましても、先ほど申し上げた年齢、所得制限の見直し等による制度拡充を図って、まさに三重県下ではトップクラスの補助要件として運用をして、今日に至っておるものでございます。

新年度でございますけれども、亀山市耐震化促進計画及び第1次計画期間の最終年度として、検証を図っていかなければならないと、こういう局面にあるというふうにも考えておりますので、その点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間がないもので、やりにくくてしゃあないんですが、これ。

ちなみに、今日までいろんなを出してもらって、紹介をしたいと思います。市長に見解を述べてほしいです。確かに本市が進んでおると言うんですけども、補助要綱の見直しに問題点があるのかという指摘の中で、一つ言います。100平米未満、例えば58.63平米の床面積で、対象工事費が755万、補助金が107万9,000円、これはボードをつくっておけばよかったんですけど、もう一つが、同じ84.99平米で対象工事費240万、そのときの補助金が102万6,000円。片や、対象工事が750万かかっても107万9,000円、片や240万の対象工事費で102万6,000円。わずか6万円の差しかありません、100平米未満で。もう一つ、10

0 平米から 150 平米までの中で、床面積が 100.34 平米で、対象工事費が 1,220 万、補助金が 146 万 4,000 円、もう一つが 117.75 平米で、対象工事費が 340 万で 129 万 1,000 円。これの差額が大体 20 万弱です。片や、1,200 万くらいで補助金が 140 万、片や工事費が 340 万で補助金が 129 万出ておるんです。

もう一つおもしろいのがおるんです。おもしろいと言ったら怒られるんですけど、150 平米以上、床面積が 253.64 平米で、対象工事費が 554 万円で、補助金が 120 万。片や 223.5 平米で対象工事費が 1,236 万 2,232 円で、補助金が 120 万、同額なんです。片や 500 万で 120 万、片や 1,200 万で 120 万。こういうようなデータがあります。今、実情を言わせてもらった。対象工事費に対する補助金が、限度額があるから、ようけお金がかかっても限度額で 120 万しか補助金が出やんというような実情を十分把握してみえるのかな。あなたの答弁では、我が市はいろんな耐震工事というのは進んでおると言うけれども、この表を見て、私は疑問に思った、数字を見て。違いますか。どう思われますか。この表は、恐らく市長決済で私の手元にあるんですよ、当然お持ちやと思うし、この表は見てみえると思うんですよけれども、いかがですか。資料がなくても私の話を聞いてもらったらわかるでしょう。

例えば、150 平米で 253.6 平米で 550 万の対象工事費を出して、補助金が 120 万、223.5 平米で 1,236 万 2,232 円で、補助金が 120 万。この実情はどうですか。2.5 倍の工事をやっておきながら、補助金は同額という数字。それで、結局はこの補正でも 3,020 万の減額補正が出ておる。こういうような実情があるんですよ。ということは、あなたは、この補助要綱は立派なものであると言いなはったけど、立派なもんじゃないということですよ。だから、見直しをかけなさいよと言うておるんですけども、いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のとおりでございますけれども、本市の補助金の交付要綱につきましては、昭和 56 年 5 月以前に建てられました木造住宅を対象とした無料耐震診断、そして亀山独自の取り組みとして、取り壊し工事に対しても 30 万円を上限として補助してまいりました。耐震工事につきましては、最高 90 万円を上積みとしまして、国の補助額を加算して、県下では最高 180 万までを上限といたしておるものでございます。この補助額は、県下の他市町と比べましても上限 120 万と比較をしまして、最高の上限設定であることを改めてご理解をいただきたいというふうに考えるものでございます。

こういう中で、議員のご指摘は、国・県と合わせて 180 万の上限と亀山市の場合となっておりますが、市の単独分をもっとふやして、そして耐震化を促進させよというご主旨であろうかというふうに思っておりますが、ピンポイントで耐震補強は、今後も政策的に、重点的に進めてまいりたいと思っておりますが、新年度、先ほど申し上げました計画期間の最終年度でございますので、こういう状況の中で、制度自体の見直しを検証していくという考え方で現時点でおるということをご理解いただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、制度見直しを考えておるなら、いつごろ出ますんやな。要するに、3,020万の減額が出てくるということは、耐震診断をしても補助金が少ないので、そんなにかかるのやったらやめておこかと、家が壊れないようにちょっとつかえ棒をしておこかという程度でおさまっておるかわからん。

一つ紹介しますけれども、関の町並み保存事業、当初は修復は500万やったんです。だけど、議員から提案があって、それを800万まで上げたんです。今から10年ちょっと前やと思うんです。800万まで上限を上げたので、今の東海道一の関の町並み保存というのが、全国から見に来てくれるんですよ、見学に。私は観光客とはいいませんよ、見学をしに来やはるんです。

だから、それと同じだと思うんです。補助金の見直しをするんやったら、いつぐらいまで、まあ早急にやってもらいたいと思うんですけれども、ゆっくりしておらんと、あと2年ぐらいしかありませんからね、あなたも。この要綱の見直しを考えておるんやったら、早急に出していただきたい。次に移りたいと思います。

23年度一般会計についてですけれども、平成23年の予算で、この予算は、一言で言えば市長としてどんな表現をしやはるのかと。以前に、田中亮太市長さんが、金持ち緊縮型という表現をされて、私はその金持ち緊縮型とうたったらあかんぞというようなことを言いました。そうしたら、ちょっと「小」をつけて、小金持ち緊縮型にしたらいというように本会議の答弁でありました。市長として、この23年度、来年から交付団体になるというようなことで、かなり緊縮した予算をやってきたと。それで、市長として、この23年度の予算を一言で言うとどんな名前をつけるのか、一遍聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度の予算は、総合計画の前期基本計画の最終年度となりますことから、この第2次実施計画に掲げる事業を着実に推進することとして、安全・安心な暮らし、健康・子育て支援、高齢者・障がい者の方々への支援、教育環境の整備・充実を図ることとした暮らしの質を高める予算といたしたものでございます。

平成23年度の予算を一言で表現するならばどうだということですが、一言ではなかなか難しいところがあるかと思いますが、あえて一言で申し上げるならば、今を支えて未来へつなぐ予算と、このように言わせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

あまりきれいな言葉やさかいにびっくりしました。今を支えて未来へつなぐ、私もいろいろ考えたんです。私も考えないといけませんからね。あなたばかりに考えさせておいたらあかんで。私は、スライム予算だと言うておるんです。スライムってぶによぶによしたやつですわ。私は、つかみどころのない予算と。何を目途に今回の予算が編成されたのかわからん。だから、あまり横文字を使うのは私は嫌いなんですけれども、これはつかみどころのないところで、スライム予算と。スライ

ムは子供のおもちゃですね、私の孫も使っておったんですけども。空々漠々というのもつかみどころのないということです。だから、今を支えて未来にというようなきれいな言葉にしはったんですけども、ちょっと長過ぎるんじゃないですか。私やったら、一言で言うたら、そりゃあ、田中亮太さんはおもしろいことを言うたでしょう、金持ち緊縮型、金はあるけれども縮小するのやと言われてたもので、ああなるほどなど。だけど、ちょっと「小」をつけておいた方がいいんじゃないかなと。あまりおだつたらあきまへんでというようなことを言いましたけど。私やったら、つかみどころのない予算というふうに表現させてもらいたいと。横文字ではスライム予算と。

というのは、主要事業12事業を上げてもらいました。主に私が目をつけるのは、岡本議員のときも言われましたけれども、三重大の件と待機児童のことですね。私はこれこそないやろうと。あとは、国の補助金を2分の1もらったり、県の補助金を100分の55もらったり、地方債も含めたいろんなひもつきの予算で、これは新規じゃないというふうに私は思っています。

もっと聞きたいんですけども、時間もないもので、その下のところが肝心なところでもんで、その下へ行きたいと思うんですけども、主要事業も結構です。岡本議員も言われたんですけども、この庁舎建設基金積み立て480万5,000円とは何ぞやと。この480万5,000円、確かに過去の総務委員会、それから21年から就任されたときの議事録を手元に持っています。その中で、庁舎基金の積み立ては、財政状況をかんがみて積み立てていきたいと。財政状況をかんがみて、480万5,000円しか積みやんだということですか、市長。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

庁舎建設基金の積立金につきましては、先ほど岡本議員にもお答えを申し上げましたが、将来の新庁舎建設資金確保のために積み立てを行ってきたところをごさいます。平成22年度末残高は7億5,000万円となることをごさいます。その中で、平成23年度の予算編成に当たりましては、昨今の景気低迷等により、税収入の落ち込みなど市の財政運営も厳しさを増す中、税収減による市民生活への影響を配慮するとともに、庁舎建設そのものが一時凍結をしておるといったことから、その運用益でございます480万5,000円のみ積み立てとしたところをごさいます。

しかしながら、庁舎建設基金につきましては、将来の建設資金確保のために必要であるといったことも十分認識はいたしておいりますので、今後、この財政状況といったものを見きわめながら、積み立てを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

岡本議員はリニアのことも兼ねて言われました。リニアのときは、市民活動が活発なので、これは5,000万にしましたと。庁舎は市民要望はないんですか。例えば、今確定申告をやっていますけれども、確定申告のときに、駐車場が狭い、庁舎がどこにあるのかわからん。市民の方がたくさん困ってみえる。庁舎が分散しておるので、やっぱり市民も庁舎はある程度建てなあかんと思ってみえるんじゃないんですか。

この答弁書の中にも、今南館でも平成40年には70年を超えると答弁しておるんです。その中で、財政状況を見据えて積み立てていくと言うんですけれども、平成23年度は、まだ不交付団体です。だから、平成19年に3億、20年に3億、それからあなたが就任されて1億、去年が5,000万、7億5,000万あるんですけれども、これは不交付団体の状況だから、これに積み上げてこれるんですよ。もし、これが交付団体やったら、あなたは常に言っていますね。自主財源で極力やりたいと、積立金で庁舎を建てたいと。そして起債を少なくしたいと。今、不交付団体であるからこそ、この庁舎建設のお金は積まなアカんのちゃうんですか。交付団体になって、このお金を積めるんですか、その自信があるんですか、一遍聞かせてもらいたい、市長に。交付団体になって、この金額を積める可能性があるのか、そういう気持ちがあるのかと。まだ23年度は、亀山市の行財政は不交付団体の自治体ですよ。だから、こんな利息分だけよりも、ことしも5,000万積んでも、十分力があると思うんですけど、違いますか。交付団体になったときに一体どうするんですか、この積立金は。あなたたちが建てんならんと。

だから、田中市長のときに3億積んだときも、5年間で三五、十五億の積み立てをやって、合併特例債が25億、一般財源を5億、45億で庁舎を建設すると。だから、この差額の積み立てを目途に、年度積み立てを3億・3億やっていこうやないかと。たまたま不幸にも選挙があったもんで、あなたが出てきて凍結をやった。だけど、やっぱり庁舎が必要やというんで1億積んだ、そのとき議論した、議会で。それで、去年は5,000万、これも議論した。それは、不交付団体やから、こういうような基金が積めるんちゃうんですか。

24年以降は交付団体になるという中で、この基金は積み増すことができるのかな、一遍聞きたい。それと、24年度もこの利息分こそ積まんつもりかな。答弁願いたい、市長。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、庁舎建設の基金に限らず、すべての事業が、亀山市を取り巻く財政状況によって税収が減っていくと。ご案内のように、ここ数年、年間13億から14億ぐらいの財政調整基金を投入して毎年度予算を組んできておったという状況でございます。貯金があったからこれをなし得たし、いろんな事業展開も本当に積極果敢に展開ができたという状況であったと思います。

ここへ参りまして、7年ぶりに23年度不交付団体から交付団体へ移行していくという流れにありまして、この庁舎建設の基金に限らず、リニアの基金も、午前中ございましたが、将来の準備のために、あるいは将来の変事のために備えていくという考え方は、基本的に持たせていただきたいと考えておるものでございます。

しかしながら、やはりこういう状況の中で何を優先していくのか、それを総合的に判断するべき必要があるかというふうに思っておりまして、何度も申し上げますが、基金にかかわらず、すべての事業に対してそれを考えていく必要があるというのが、まさに新年度の予算編成の過程での論点でもございました。その点も含めてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと、お願いしますわ、議長さん。答弁がずれているようなときはちょっとやり直させてください。答弁を整理させなあかん。

これは、市民の人がみんな関心があるの、庁舎には。私が聞いておるのは、今は不交付団体であるから、積み立てるだけの余力があると。交付団体のときはどうするんやということを聞いておるんですよ、そこを聞きたいの。まだ23年度は5,000万でも1億でも積める余力があるの。あなたはこの間の12月も、減債基金のときに、26年度の返済がピークになるから、9億の減債基金を繰り込んだと言った。私は財調を入れよというのに、あなたは減債基金に入れた。議会も承認した。財調は今でも三十何億ありますよ。

だから、もう一遍聞きますよ。時間がないので的確に答えてくださいよ。

不交付団体のときには、この積むだけの余力がある。交付団体になったときには、限られた予算の中で積むだけの考えがあるのかないのか、それを聞きたいんですよ。ちょっと整理してくださいよ、議長、頼みます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

的確な答弁をお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

不交付団体のときにしっかり積んで、交付団体になれば、それが積めないではないかというご指摘でございますが、いずれにいたしましても、23年度交付団体の見込みでございますので、大変厳しい中で、これよりも優先すべき事業を優先させていただいたということございまして、今後は、その時々の方の財政の入りと、優先すべき事業とのバランスの中で判断すべきものと。当然のことでございますが、そういうことではなかろうかと思えます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

お互いに、この政治というか政を、市長は18年、わしは25年やってまんのやな。中途半端な答弁をしたらあかん。

やはり、不交付団体のときにはこういうようなお金は積めるときはある、今回の23年度も、去年が208億やったと思う、当初、今回は198億やわ。10億の減額やった。減額の理由は、関中、亀中、東幼稚園のハード事業が減少したので減額しましたと。通常の方費は動くわけ、市民要望によって結局動くわけ。だけど、今不交付団体なんですよ。不交付団体やから、このお金が積めるだけの余力があるわけや。その判断はあなたがせなあかん。その判断が、私は今回の480万5,000円は間違うておると。正しいというんやったら、正しい理由を言うてください、納得できるように。2分ぐらい与えますよ。480万5,000円が正しいという理由を一遍言ってください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、新年度予算案におきまして、税収が減と、それから公債費が3億増と、財政硬直化の流れの中に入ってまいります。そういう中にありまして、やはり今緊急的に対応すべき事業

がございます。例えば、今回提案させていただいております待機児童の緊急対策でありますとか、約四千数百万計上させていただいておりますが、こういう事業を展開するために、本年度は5,000万計上してございました庁舎の建設基金は運用益だけにして、そういう事業展開のために、全体の中で判断をさせていただいたということでございますので、これは明快ではなかろうかというふうに思いますが、その点につきましては再度ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ええころなことはやめておきましょうに。

それなら、23年度の新規事業予算で、これは12項目ありますよ。三重県衛星系防災行政無線、障がい福祉施設、待機児童、三重大、衛生公苑の長寿化、鳥獣被害、民間活用市営住宅の事業、三重県衛星系防災行政無線の更新、三重県消防救急無線デジタル化、井田川小学校教室の増築、空調設備の整備、関宿の防災対策、これをして2億419万9,000円ですよ、新事業で。その中で、今言われた待機児童4,800万、三重大学の亀山地区の医療学講座支援が3,120万、寄せても8,000万強ですよ。何があるんですか、一体。

だから、僕が、あなたはいろいろ長く言わはったけれども、スライム予算と言うたんです。つかみどころのない予算やと。肝心なことは、くどいように申しわけないですけども、減債基金のときは、26年度が返還のピークになるで、それに積みたいと。これ目先ですよ。それは財調へ積んでも、何ぼでも減債基金に充用できると私は指摘させてもろた。だけど、目的基金の庁舎建設基金は、この各委員会、本会議での答弁書に、20億を基金積み立て目標とし、あとは起債をやって、起債を極力少なくしたいというのが、平成21年からのあなたの答弁は一貫しています。財政事情をかんがみ、また起債を多くすると、次代を担う子供たちのために借金を残すのはいかんから、自主財源をするために基金積み立てをやっていきたいと。その目標額は20億であるというふうなことをこの答弁の中でおっしゃっておるんですよ、あなたが。また前の副市長さんも言っています。

そうすると、仮に交付団体になった場合には、当然起債せなようせん。今から、この間もいろんなところを見させてもうて、例えば和田の保育園の改築、各保育所の改築工事、川崎小学校、昼生小学校、東小学校ですか、数え上げたら切りがないですよ。いろんな施設の改修をして、あなたが言うとおりの、住みよい、若い者が亀山市に住みたいといういろんなハード事業が今からまだ控えておるんですよ。確かに耐震工事はやった。耐震工事は、私は一つのつかえ棒にすぎんと思う。環境は変わらん、ただ骨組みを補強しただけやと。違いますか。今からハード事業がメジロ押しで来ますよ、これ。

だから、当然そのときに、今起債が350億ぐらいと、基金が114億あるというような報告を受けましたな。まだまだこれから借金をして事業をせんらんことがたくさんあるんですよ。そういうような認識はあるんですか、ないんですか。なかったらないと言ってください。あるというならあることを述べてください、その認識を。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

借金をして、今後さまざまなハード事業を展開せよと、そういう認識はあるのかなのかということですが、いろいろなニーズや課題は抱えておることは承知をいたしておりますが、先ほどの借金をしてという部分には、おのずと限界があるかと思しますので、今日までの方針のように、起債を抑制していくと、この基本方針は今後も基本的に持たせていただいて、行財政運営をさせていただくことには変わりはありません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと待ってくださいよ。

借金と起債との区別をしてもらわなあきませんで。起債を借りて、市民の要望にこたえていくと。亀山市の350億という起債残高が、決して僕は高い方ではないと思うよ。もっとごっついところがあるはずや。それと、私は、市民要望にこたえるためには起債を起こして、事業を展開していかなくあきませんやろうと言っておるの。起債をせんことにはないでしょう。ないそでは振れんのやで、そうでしょう。他の市町でも市債というのを出していますからな。国がやっておるのは国債ですよ。今、国でも民主党が苦勞していますやんか、野党からの反対で、39兆円の捻出で。だけど、起債と借金とは違うと思うておるんですよ、私は。私の認識が間違うてたら、どこが間違ってるか教えて。借金と起債とは違うと思う、僕。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

さまざまな建設事業を行いますには、やはり市債を発行して、財源として建設事業を行っていくといったことが、まず基本に考えられるというふうに考えております。

起債の残高につきましても、350億といった起債残高を持っておりますけれども、今後、これにつきましては、やはり起債抑制といったことで、後年度に負担を強いると考えておりますので、起債の抑制といった考え方で財政運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、起債の抑制イコール合併特例債の活用ということが、平成17年の政府の考えで、合併特例債によって、各市町のあれで、亀山市は101億やったと思う、充当額が。10億ばかりは事務費であれやけれども。それを活用して庁舎を建てるということを、あなたは選挙で凍結という形でそれを拒否したわけですよ。そして、その庁舎建設を、平成26年を目途に、平米数でいくと総延べ面積1万平米という基本的な設計ができておったのを、あなたの凍結という言葉で庁舎建設が頓挫したと。その合併特例債の活用の中で、特例債はすべて借金ではないと。70%交付団体の自治体には、地方交付税として与えますよというのが政府の考え方です。そのときに、当市は不交付団体やったもんで、その交付税の算入ができなかったと。だけど、明らかに平成24年から交付団体となるのやったら、ちょうど庁舎建設には間に合うておったと私は思う。だから、70億で7

0%、簡単にいうと30億の金が地方交付税で、それなりの形で入っておって、日本国民の人からの税金が亀山市のために使わせてもらえるというような状況をあなたはだめにしたんやから。

だけど、庁舎は建てんならんのやったら、今の財政事情をかながみてから積むというときではないと私は思う。やはり、この23年度は、せめて前年度並みに5,000万を積むべきであったと。そして、24年度においては、財政事情をかながみ利息分しか積みませんというのやったら話のつじつまが合うけれども、私の言うことはおかしいかな。前もってことし利息分しか積まんということは私は腑に落ちん。何か言いたいことがあったら、言うてください。

借金のことは言いましたよ、借金と起債との違いは部長が答えた。なぜことし5,000万積みんだんか。交付団体と不交付団体の違い、それをどう認識してみえるか、最後に聞かせてもらいたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

交付団体と不交付団体がございますけれども、財政力の強弱を語っている数値でございます。

それで、23年度から税収が落ち込み、また公債費が伸びてくるといったことで、7年ぶりに普通交付税の交付団体に来年度からなりますと、23年度からなる予定を見込んでおるといった状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間をうまいこと使って、きょう済んだら終わりやというようなことではあかんの、政治はね。やっぱり政治というのは、継続があって、意味がなけなあかん。あなたの選択と集中は洗濯機が壊れておるんちゃうかと私は思う。もう少しうまいこと選択と集中はしてもらいたい。選択というのは、あかが落ちてきれいになるような選択をしていただきたい。終わります。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時54分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をします。

まず、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてであります。

この条例改正は、市長、副市長の給料を、市長の任期満了までの約2年間5%減額するというものであります。そして、この減額は、本則を変えずに、附則で一定期間だけ減額するもので、次期

の任期が始まれば、もとの額に戻るというものであります。この5%減額については、市長が特別職報酬等審議会に諮問をされ、審議会から5%減額が適当という答申を受けて、今回議会に提案をされました。

そこでまず、本則を変えずに、市長みずからの意思で一時的に減額するだけなのに、なぜ特別職報酬等審議会に諮問する必要があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の市長、副市長の給料月額の改正は、市長みずからが期間を限って一時的に減額するものであることから、特別職報酬等審議会に諮問する必要はなかったのではないかといったご質問だというふうに存じます。

これにつきましては、特別職報酬等審議会条例の解釈によるところと存じておりますが、私どもでは、あくまでも条例第2条の市長は特別職報酬等の額に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ当該特別職報酬等の額について審議会に諮問するものとするといった条文のとおり、私どもは解釈をいたしまして、特別職報酬等審議会に諮問をいたしましたものでございます。

また、当審議会におかれましては、公共的団体の代表者や市民の代表者で組織をされておられて、広く市民の皆様方のご意見を反映させていただくという観点からしましても、諮問を行ったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、その第2条の解釈が違うんですね。勝手に、市長が自分の給料を上げるとかいうようなことをしないよというので、これは多分入れてあるんだろうと思います。ただ、今回の問題は、市長が財政状況を見て、あえて自分の給料を下げたいということで自発的に言われているわけですよ。それを、わざわざ報酬審議会に諮る必要があるのか、つまり議会に出すに当たって諮る必要があるのかということですね。例えば、勝手に上げるという場合には財政負担が伴いますので、これはきちっとやらなきゃならないと思うんです、一時的でも。だけど、一時的に下げるということは、それはもう本人の意思で議会に議案を提出するというので、私は十分だろうというふうに思います。

次に、その額の問題なんですけれども、普通、我々の報酬もそうですけれども、額を考えたときに大きな物差しになるのが人口ですね。これが大きな物差しになります。県下14市の中で、亀山市の人口というのは10番目になるんです。ところが、本則で見てみた場合、いわゆる減額をしない場合の市長の給料は県下で7番目なんです。減額をするとどうなるかということ、結構減額を大きくしている、2割減額とか、そういう市もありますので、5番目になるんですよ、県下で。こういうのは、やはり人口の割にして高額なんではないかというふうに思うんです。

こういうことは、報酬審議会に諮問する前からわかっておったと思うんですよ。それにもかかわらず、5%減額でいいと。つまり、本則でいえば7番目の給料が、減額して5番目に上げるわけで

すね、むしろ。こういう状態になるということを知っていて5%にした、この辺の理由は何だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

5%に削減をしたという理由でございますけれども、現在の私どもの財政状況だとか、経済状況を総合的に勘案されて、5%の削減といったことを諮問されたというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

総合的に勘案というのは、本当にいい言葉ですよ。それを一つ覚えておいたら、総務部長は務まりますよ、これ。

要は、私が言うのは、例えば鈴鹿市の市長は減額して84万なんです。それを見ても、今回市長が減額して九十四、五万ですか。10万高いんですよ、減額したとしても。そういうことも含めて考えた場合に、やはり5%というのは一体何だったんだろうと。減額することによって、減額した市との比較でいくと、順位がかえって上がると。非常に私は不思議な減額のパーセントではないかなというふうに思います。

ただ、これだけは私は認めます。市長が激務である、仕事が。だから、それなりの給料が必要だということは認めますよ。ただ、今の給料が果たして妥当なのかどうかということについては私は疑問があると。

次に移りますけれども、14市の市長の給料を見ますと、低いところで90万、高いところでも110万です。大体この範囲に全部おさまっているんです。やっぱり、県下横並びですわ、市長の給料は。高いんですよ、やっぱりこれ。

そこで、市長が、財政が厳しいということを盛んにきょうも言われました。そういうことを減額の理由にされるんなら、むしろ横並びで高いということに対する認識はなかったのか。このことは市長に聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

市長の給料が他の自治体の首長の給料と比較して横並びで高いという認識はなかったのかという趣旨でございます。

私は、そもそも特別職の給料の決定を特別職報酬等審議会にゆだねますのは、給料の負担が市民の皆様方の税負担により賄われているため、広く市民の皆様方のご意見を反映させていただくことが必要不可欠であるとの認識をいたしておるものでございます。こうした認識のもと、市長の給料につきましては、亀山市の場合、特別職報酬等審議会におきまして、過去からのたび重なる慎重な

審議の中で、民間給与の比較や市の財政状況等を総合的に勘案された上で決定をされて今日に至ったという経緯がございますので、これにつきましては尊重すべきものというふうに考えております。

しかしながら、これまでより、議会におきまして何度も申し上げてまいりましたが、私の給料とて、聖域という認識は全く持ち合わせておりませんでして、今回、私みずから給料月額5%の減額を申し出させていただいておるものでございます。

今後におきましても、特別職の給料水準につきましては、審議会の答申等も尊重しながら、議会へ提案をしてまいりたいというふうに考えておりますし、それぞれの県下14の自治体の特別職の報酬につきましては、それぞれの自治体の事情や経過があるものと、このように認識をいたしておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の市長の答弁は、私も議員の報酬も含めて、やっぱり第三者機関がきちっと議論してもらって、それで決めていくということについては、これは異議ありません。だからこそ私は言うんですよ。市長の今回の5%というのを、なぜこういう暫定的なものにしたのか。本則そのものを問うような諮問をなぜしなかったのか。市民の皆さんに聞けばいいじゃないですか。99万5,000円という本則、これが高いのかどうなのかということをお聞きすべきやと思いますけれども、なぜその本則そのものの諮問をしなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

条例に定められております市長の給料の額につきましては、特別職報酬等審議会におきまして、過去からのたび重なる慎重なご審議の中で決定をしてくれました経過がございます。こうした経緯を尊重した上で、現在の当市におけます財政状況等を考慮いたしまして、市長みずからの考えにより、市長及び副市長の給料月額を5%減額する改正案を提案されたところでございます。

こういった理由から、現市長の判断が及びます平成25年2月5日までの期間に限定することが適切であると判断をいたしましたことから、附則により改正案を提案いたしましたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やはり、さっき言われたことと違うんですよ。市長は、市民の意見を聞いて、特別職報酬等審議会で議論していただいて給料は決めてもらうんだと、こう言われました。そのことには私も賛同だと。じゃあ、なぜ本則そのものをやらなかったのかということですよ。これは、任期という問題やないですよ。今現在そういう額になっているんですから。今の市長がそれを諮問して、その答申を受けると、これは当たり前のことやないですか。むしろ、そんな一時的に自分の任期の間だけ下げますというやり方よりは、私は理解が得られるんであろうというふうに思います。

それで、市長の年間収入、これは減額をされない本則で計算しますと、給料が約1,200万、それからボーナスは約470万、合計すると1,670万になるんです。やはり、これは高いです

よ。これはやっぱり見直す必要があるんじゃないか。そういう意味で、私は本則そのものを今回諮問すべきだったというふうに思っております。

その上に、もう一つ問題がある。この今回の減額というのは、給料といわゆるボーナス部分だけで、退職金には反映をしません。なぜか、本則をいらわないから、こういうことなんです。市長の退職金というのは、1期4年で1,800万ですよ。18ヵ月分ですね、給料の。それから、副市長が同じく840万円、教育長が550万円、これもかなりの高額ですよ。こういう退職金を減額の対象から外したのはなぜなのか、その辺の理由もお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の5%の削減は、退職金の計算には反映をされません。それにつきましては、特別職報酬等審議会の答申にもございますように、今回の改定は特例的な減額措置であり、また退職手当については報償的な性格であるため、本則に規定する給料月額にて算定すべきであると判断するといった答申をいただいております。それを尊重いたしまして、今回こういう改正をさせていただいたところがございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それは市民は納得しませんよ。給料とボーナスは附則でもって減額をする、退職金はそういう附則をつくらないというんですね。附則をつくったらいいやないですか、そんなもの、同じように。退職金の計算については、減額した額で計算しますとすれば反映するやないですか。簡単なことやないですか、そんなこと。それだけでも退職金は下がりますよ。

やっぱり、もともと、何遍も言いますが、年収として1,670万、これを4年すると6,400万ぐらいになるんですね。プラス退職金1,800万、8,000万以上4年間で市長は収入を得るわけですよ。これが本当に妥当なのかどうなのかということを、私は問うべき時期に来ていると思います。昔から長の額というのは、ある意味特権的な部分があって、なかなか手をつけられなかった。だけど、今はもう時代が変わってきています。そういう意味で、ぜひこの問題、退職金も含めて市民に問う、そのことがやはり必要だろうというふうに思います。

時間がないので、次に移ります。

次は、議案第5号、教育委員会の教育長の給与、勤務時間、この問題であります。

資料を見て、私は驚きました。初めてわかりました、これは。教育長の給料というのは、津市の教育長の74万に次ぐ2番目の69万という、県下で2番目の高額ということであります。5%の減額をした後の比較でいっても、4番目であります。

そこで、この県下で2番目に高い教育長の給料について、特別職報酬等審議会も今後さらに検討を要する。つまり、5%を下げたけれども、それではだめだと、まださらに検討を要するというふうに言っているわけであります。このことについてどういうふうにされるつもりなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

本来、教育長の給料の額の改正につきましては、特別職報酬等審議会に諮問する対象ではございませんが、市長・副市長に準ずる職であるとの認識から、今回参考としてご意見を賜ったところでございます。

その結果といたしまして、市長及び副市長の給料の額と同様に、一定の期間を設け5%減額することが適当であるのご意見を賜りました。あわせて特別職の給料の額とのバランスを考慮し、今後さらに検討を要するのご意見もいただいたところでございます。こうした審議会の参考意見を十分に尊重いたし、今後さらなる検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

さらなる検討では、一体いつまでに結論が出るのか全くわからないんですね。答えになっていないんですね。

新教育長にお聞きしたいと思います。この1年間で、この額を見直すという考えはありませんか。そういう決意はありませんか。お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この場で初めて答弁させていただきますので、行き届かない点がありましたらご容赦願いたいと思います。

給与の件に関して、大変申しわけございませんが、私は一切この場で認識を持たずに参加させていただいておりますので、この場で見解を述べよと言われても、よその市町との比較も何らしておりませんので、今お答えを申すのは適切でないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに、なられたばかりでというのはありますけれど、現実にこの給料をいただいていくわけですね、これからずっと。だから、自分がもらう給料に関して、そういう答弁というのは私はどうかなあというふうに思います。少なくとも自分がもらう給料に関しての認識ぐらいはやっぱり持つべきだろうというふうに思います。その点は、この1年の間にでも、ぜひ教育長が先頭に立って、やっぱりどう見ても高いですよ、県下で2番目。亀山市が2番目にある理由が何かありますか、それとも。2番目でなければならない理由。ありません、そんな理由は。だから、これはどう考えても高いんですよ。それはぜひ見直しをするということで考えていただきたいと思うんですが、再度、教育長は答えられないということですので、他の方に答弁をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

教育長の給与は現在69万円ということで、14市の中では2番目ということでございますけれども、5%削減いたしますと14市の中で4番目になるといったこともございます。先ほどもご答弁させていただきましたように、他市との状況もございます。これから十分に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

できるだけ早くやっていただきたいと思います。

最後に、議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

平成21年の3月議会で、21年度から23年度まで3ヵ年かけて国保税を段階的に税率を改正——いわゆる値上げですね——をする。21年度に15%の値上げ、22年度に12%の値上げがされて、そして最終年度の23年度については、こういうふうに言われていますね。不確定要素が多いので、22年度中に見直しをするというふうに答弁をされています。今回、予算が提案されましたが、23年度の国保税の引き上げという問題はどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

23年度の予算につきましては、医療費が毎年増加傾向にあり、財源の確保が依然として厳しい財政運営を強いられるところでございますが、前期高齢者交付金として12億2,300万円、前年比で3億9,500万円増加となる財源が確保できたことにより、税率改正や一般会計からの法定外繰り入れをせず、特別会計として健全な事業運営ができるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

前期高齢者交付金が、たしか過去2年8億だったと思います。それが今回12億ということで、大幅にふえたということですね。これがやっぱり大きな要素になっている。一方で、国保税自体は、国保世帯の所得が大きく減っていますので、6,100万円の収入減になるんですね。それをカバーをして、なおかつまだいけるというような形になったと思うんですけども、今回値上げをせずに予算が組めた一番大きな要因である前期高齢者交付金が、これほど大幅にふえた要因というのをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

前期高齢者交付金は、退職後65歳から74歳までの前期高齢者の方が医療機関に係る医療費が増加となりますと、国保事業への負担がふえることとなります。そのことから、保険者負担の平準化を図るため、社会保険診療報酬支払基金から医療費の状況に応じて保険者に分配される交付金で

ございまして、平成23年度では、対象となる前期高齢者（65歳以上74歳以下）の加入率が全体で37%、医療費が55%を占めるという傾向によるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

前期高齢者交付金を私も調べてみました。簡単に言うと、サラリーマン、公務員が加入する保険が拠出した基金から、65歳から74歳の人口比に応じて、国保に対し支払われるということですね。これが予想よりも大きく歳入としてあったと。いわば、予期しない形でこれがなったわけですよ。だから、そういう意味でいくと、たまたまこれは組めたということではないかなと。努力をしてなったということじゃなしに、たまたまそうだったんではないかなというふうに思っております。

値上げせずに済んだということ自体はほっとしていますけれども、ただ、もう2年続けて上げましたんで、やはり国保税が高くて払えないという状況については変わりありません。一般会計からの法定外の繰り入れというのも今回されませんでしたけれども、あえて繰り入れしてでも国保税自体を下げるということが必要ではないかなというふうに思いますけれども、今のままで、一般会計からの繰り入れもせずに、このままの国保税で被保険者が十分に負担できると判断されてみえるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

税負担の軽減のための法定外繰り入れをする考えはないのかということにつきましては、亀山市の1人当たりの調定額は、県下の状況から見ますと、平成21年度9万817円、県下14市中9位、それから平成22年度当初では10万872円、これは県下14市中7位と、決して高い税ではございません。したがって、税引き下げのための法定外繰り入れは、国民健康保険加入者以外の市民の方との負担の不公平性の観点からも、現在のところ行うことは考えていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

さっきの市長の給料と一緒に、高いところばかりなんですよ、これ、どこを比較しても。高いもん同士で、ちょこっと低いなということなんです。だから、私がいつも言うのは、基本的に、所得から見て払えるだけの保険税額なのかどうかなんです。問題は。負担があまりにも大き過ぎるということです。

部長に渡しておきましたけれども、最近、民医連というところが調査をしましたけれども、いわゆる窓口負担が大変で病院にかかれない、保険証がなくてかかれない、こういうことで亡くなった方というのをずっと毎年調べています。2005年から2006年ごろまでは、民医連の調査でいくと、30ぐらいの事例があった。ところが、昨年2010年には、71人の事例というのが出て

きているんです。それはもう年々ふえています。やっぱり窓口での3割負担が重い、それから国保税が払えなくて保険証を取り上げられている、そのことで医療機関にかかれぬ、こういうことが実態として現実にあるわけですよ。だから、決して今の金額が値上げをしなかったから、十分負担できる額だというふうには私は言えないと思いますので、この点はこれからでもできますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それからもう1点、これはぜひ知恵を出していただきたいということでお話しさせていただきますけれども、これまで応益割という、いわゆる均等割、平等割、これは所得とか資産とかに関係なく、だれもが同じ金額のかかるものですね。これが、税額全体の45%から55%の場合に限って、7割・5割・2割という軽減措置ができるというのが今までのルールでした。それが、平成22年度の地方税制の改正で、この45から55の範囲でなくても、7割・5割・2割の軽減措置ができるよというふうに変更をされました。つまり、今言いました均等割、平等割というのは、すべての人に、収入のある人もない人も同じ金額がかかりますので、所得の少ない人ほどきついですね。この部分を小さくする。それで、応能ですね、能力に応じて、つまり所得に応じてとか、資産に応じてという応能の部分をふやすということですね。このことによって、全体として所得の少ない人に軽くなるような仕組みにできると思うんですね。そういう意味で、この22年度の税制改正をうまく使って税率を考えていただくということですね。そういうことを一遍シミュレーションしていただいたらどうか。応益をどの程度にすればどういうふうな税額になるのか、割合をとということですね。こういう試算をやられたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員がご指摘のように、応能割、応益割の設定が、軽減が7割・5割・2割が可能になったということで、当時は平成23年度の税制改正において適用を検討することといたしておりましたが、平成23年度は税制改正をいたしておりませんので、この応益・応能の割合見直しは、今後税率見直し時に検討を十分してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これは22年度の税制改正で出されたものですね。なぜ下げられるかもわからないというものを一生懸命やらないんですか。だから、税制改正をやればいいやないですか、検討を。私は、これは怠慢やと思いますよ。こういう形で、もう早くから出ているわけですから、試算をしてやれば、検討できるわけですよ。そういうこともやらない。次に税を考えるとときにやろうかというやなくして、この23年度の税を決めるときには私はこれはやるべきではなかったかというふうに思います。そういう意味では、もっと今の国保世帯の実態をつかんでいただいて、もっと深刻に考えていただきたいと思います。払えない人は本当に大変ですよ。こういう問題は、日本人はまじめですから、払わない自分が悪いというふうにとっている人が多いですよ。だから、我々のところにも相談というのがなかなかありません。よほどの状態になって初めて来るというようなことが多いです。だから、

そういう意味では、本当に行政がそこまできちっと考えていく、できる知恵はできるだけ出してやっていると。せっかくこういうふうな形で軽減できるような要素はあるんだから、これは大いにやっていただいて、早い時期にぜひこれは物にしていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止についてをお伺いします。

亀山市介護予防支援センターは、高齢者の介護予防、生きがいつくりや健康づくりを支援するために平成16年より実施をされてきております。今回、利用者の減少や、また一方で待機児童の解消等をすることということで、条例の廃止が出てきておりますが、今までの介護予防支援センターでの具体的な取り組みについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

介護予防支援センターで行っております生きがい活動支援通所事業の具体的な内容でございますが、この事業は自宅に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、介護予防支援センターへ通所することによりまして、趣味の活動や、身体的状況に応じた健康づくり活動を通して、その方の生活の張りとなる活動を模索し、自宅で行っていただくことで、精神的、身体的な衰えを少しでも予防できるよう、利用者の状況に応じた活動を実施しております。

具体的な活動内容といたしましては、手芸や折り紙等の創作活動、またゲーム、健康体操等を通して、利用者相互による交流を中心に行っていただいております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

私の方にも、利用者さんからの声が届けられております。介護予防支援センターに通うことによって、すごく元気になられているということや、また先ほど部長が答弁された手芸や折り紙、ゲーム、そういう活動をされているということで、私の地域の文化祭でもこの作品を出展されて、本当に喜んでおられる姿を私自身も見せていただいております。

そういったことから、次の質問に移りますが、今までの効果について、どのように把握をされておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森議員の質疑の対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

利用者がどのようになったのかという効果でございますが、生きがい活動支援通所事業の現在の利用者は28人で、80歳以上が22名、そのうち90歳代は3人お見えでございます。利用者の通所年数を見ますと、5年以上通所されている方が15名、2年以上5年未満が7名、2年未満が6人でありまして、皆さんそれぞれ長年にわたり通所されている状況でございます。このことから、高齢者が変わらずに通所し続けてこられましたのは、センターでの活動を通じまして、身体的、精神的にも機能維持についての一定の効果があったものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

生活に張りが出るというような表現もされておりましたが、本当にセンターに通うことによって元気になられている姿を見せていただいております。でも、そこに通うことができるのも、やっぱり車でセンターに連れてきていただけるような形になっているということも、私は一つの大きな要因ではなかろうかなと思います。今現在、介護保険利用者にしても、年々増加をしていく中で、こうやって元気なままでおられるということが本当に大事なことじゃないかなと思います。

今回、こうやって介護予防支援センターが廃止をされますが、今後このお元気な高齢者の方たち、特に今28人の方が通所をされているというふうにお伺いをしましたが、こういう方たちはどうなっていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生きがい活動支援通所事業につきましては、場所的にも市中央部での取り組みでありまして、市全域への事業展開が大きな課題でございました。高齢化が進み、地域でのつながりの重要性が増している昨今、より身近な地域での取り組みが必要になってきており、いきいきサロン活動や中央公民館の講座、各地区コミュニティーの趣味の講座活動、また老人クラブ活動等、地域で開催されている事業への移行を考えております。

なお、利用者にとりまして、長年通いなれましたセンターから離れることは容易ではないため、利用者一人一人の状況や思いに十分応じられますよう、また相談体制がとれるよう、地域包括支援センターの職員で個々に担当してご相談に乗っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、通所されている方に関しては個々に対応していただいているというふうにお聞きをしましたので、本当に一つ一つ丁寧な対応をお願いしたいのと、それから、ふれあい・いきいきサロンとかという形で地域に、私も本来は地域でそういった活動ができるということが一番大事なことだなあと思うんです。わざわざ送迎をして、中央の方に連れてきて、また送り帰すということよりも、元気な足で歩いて、その場所に行けるということが本来の姿かなあと思うんですけど、教民協議会の資料として、ふれあい・いきいきサロンの一覧表も手元に今ありますが、このサロンの状況を見ても、市内全域にわたってあるという状況ではないです。かなり偏りがあるのかなあと思いますし、

私の地域の老人会も今ちょっと休止状態になっているような状況もありますので、その地域でそういった活動ができるような場所が、本当に今この支援センターを廃止して移行ができるのかというところに少し疑問があるんですけど、それが本当に可能になっていくのか、もう少しご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま、地域の方でふれあい・いきいきサロン活動や中央公民館、またコミュニティー、老人クラブ等でいろんな活動をされているということでご紹介を申し上げました。

地域でも気軽に高齢者が集い、交流できる、そういう拠点づくりが求められているところでございます。現在、市内におきましては、高齢者を対象にした、ただいま紹介しました地域ふれあいサロン活動は26ヵ所ございますが、今後におきましては、より多くの地域で開催できるよう、社会福祉協議会とも連携をいたしまして地域の支援を行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから最後に1点、この介護予防支援センター廃止をされ、今回、待機児童対策に施設が使われることになったんですが、今、幼児と高齢者を一緒に過ごさせるといふか、幼老複合施設、そういった考え方が展開されている地域もあると伺っておりますが、今回こういう条例廃止をうたうときに、こんな考え方がなかったのか、本当に相乗効果を生むと言われていたんですね。高齢者も元気になるし、またその高齢者の持っている知恵、いろいろな経験なんか子供たちに生かされていくということも話を聞いておりますが、そういった考え方がなかったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の介護予防支援センターでの事業の廃止、また新たな待機児童対策、こちらは新設になりますが、それぞれ別個のものとして、片方は廃止、そして一方は新設という形でさせていただいております。

ご指摘の高齢者と子供との交流につきましては、コミュニティー活動の中で三世代ふれあい交流事業等も展開されていますことから、地域でのそういった機会もあるかと、そのように考えております。また、ひとり暮らし高齢者のつどいや友愛訪問など、高齢者の皆さんが子供たちとの触れ合いを楽しみにしております。そういう実情がございますので、地域の皆さんにもそういう機会をつくっていただくようお願いをしております、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

議案第17号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について及び議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてお伺いをします。その中でも、特定健康診査等事業費についてお伺いをしたいと思います。

今回、補正予算において、特定健診の事業費が427万2,000円減額をされていますが、その要因についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

特定健康診査等事業費427万2,000円の減額は、委託料200万2,000円の減額と一般会計への繰出金227万円の減額でございます。

委託料につきましては、本年度初めて実施いたします特定健診とレセプト分析業務委託でございます。その内容は特定健診のデータとレセプトのデータをクロス集計し、分析結果から健康づくりに対する施策提言や医療費削減効果のシミュレーションを求めるものでございまして、200万2,000円の減額の理由は入札差金によるものでございます。

また、繰出金につきましては、特定健診の受診実績の減少、当初の予定は3,040人を予定して、実績については2,286人による減額補正でございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今回、初めてレセプト分析を取り入れられたということで、今お聞きをさせていただきました。今年度初めてやられたということで、今回取り入れたことに関しての分析結果というのはまだ出ていないというのがわかりました。また聞きたいと思いますが、2番目としまして、特定健診については、亀山市の特定健康診査等実施計画を出されておまして、24年までに65%の目標を掲げられております。22年度でも55%の目標値に対して、今現状はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員ご指摘のとおり、平成20年3月に策定をいたしました亀山市特定健康診査等実施計画による受診率の目標値でございますが、平成22年度には55%となっておりますが、実績といたしまして、現在把握しております数値では、受診対象者7,892人中、受診者2,286人、率で29%となり、21年度と比較いたしますと1.2ポイントの増となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

29%という数字ですけど、決して高くない数字だなあとと思います。この計画が出されたときの数値が大体27.9%だったというふうに記憶をしておりますが、今部長がおっしゃったように、前年度に対して1.2ポイント増加しているという答弁ではありましたが、なかなか厳しい数字だなあとと思います。

今回、このレセプト分析を導入されることによって、受けている年齢差、そういうところもまた出てこようかと思いますが、本当にきめ細やかな対応をしてやっていかなければ、なかなか24年に65%というのは厳しいところかなあとと思いますので、せめて30、40%までには引き上げないと難しいかなあとと思います。

20年度から、この特定健診の事業が始まっております。いわゆるメタボ健診と言われていますが、この健診は40歳から74歳までの被保険者に対して行われておりますが、このことが言われ出して、市民意識が本当に向上しているのかなあとと思いますが、そのことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員が言われるように、21年度実績ではございますが、年齢別に見ると40代が11.6%、50代が18.9%、60代32%、70代が33%と。若年層の受診率が相当低いということを受けまして、特定健診の受診率を高めるため、広報を初め市ホームページやケーブルテレビに掲載をし、また10月には、未受診者の方に対して受診勧奨のダイレクトメールを送付するなど、さまざまな手法により周知をした結果、先ほども申しましたように前年度より1.2%の増加となったことから、国保加入者の特定健康診査に対する意識は向上しているのかなという思いで考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

さまざまに対応していただいているかとは思いますが、そこをもう一步、私は、この若年層、特に40歳代の人たちの意識が本当に低いなあとこのを考えると、それはさまざま要因はあろうかと思いますが、例えば電話でも連絡をすとか、一步進んだ対応が必要じゃないのかなあとと思います。これは置いておきます。

次に、23年度の予算についてお伺いしたいと思います。先ほどのレセプト分析を取り入れた中で、300万が前年度22年度には計上されていて、100万で済んでいると。それは入札差金やという話がありましたが、この委託料の300万が今回もまた300万で計上をされているということについて、これは100万で済むんじゃないかなあと私は思うんですけど、なぜ300万でまた委託料が計上されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

23年度の委託料につきましては、平成22年度と同額の300万を計上いたしたところでございます。平成22年度は入札により初めて実施した事業でございまして、ただいま検証をしておるわけでございますけれども、今年度納品される分析結果によって、さらに違う角度からの分析事項があれば追加をすることも想定し、22年度と同額を計上した次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

わかりました。

特定健診というのは、ずうっと私も質問をさせていただいておりますが、なかなか上がっていかないというのが今までの状況でありますので、さらなる市側としての働きかけをお願いしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

6番目、7番目になってきますと、全部質疑がかぶってまいりました。飛ばせるところは飛ばしたいと思いますが、厚かましく全く同じ答弁をいただかなければならんというふうなことも出てこようかと思いますが、その点はよろしくお伺いをいたします。

早速、質問に入らせていただきます。

1番目です。議案第2号 亀山市職員定数条例の一部改正についてお伺いをいたします。

1点目です。なぜ改正が必要なのかということをお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

現在の亀山市職員定数条例におきまして規定されております職員定数の総数は686人でございます。この条例は、平成17年1月1日の亀山市と関町との合併時に、当時の両市町の定数条例を基本として制定をされたものでございます。その後、平成17年4月からの5年間で、職員数を5%削減する定員適正化計画を策定し、平成18年度には、部・室制度を導入、さらに平成21年

度には事務事業の部局間移管を含む大規模な組織・機構改革を行うなど、これまで職員数の変動を伴います要因が多々ございましたことから、大きな改正を実施することなく現在に至っている状況にございます。

このような中で、本年2月、新たな定員適正化計画を策定いたしまして、増加する行政需用への対応と、市民サービスの確保を図りつつ行財政改革を進めることにより、向こう5年間につきましては、職員数の現状を維持することといたしたところでございます。このように、当面予想されます職員数に大きな変動要因はなくなりましたことから、今回、現状に則しました定数に改正を行うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

亀山市と関町が合併をしまして、職員も新亀山市に引き継がれたわけです。その実情でということだろうと思いますが、合併に伴って多少の退職もありました。その後、やっぱり職員数削減ということで、新規の採用が大分抑制されてきたのではないかというふうに考えておりますが、そういうことで、現在の職員定数がほぼ確定をされたというふうな答弁だったと思います。おおまかに言いますと、現職員数に定数をあわせたものということで理解をさせていただきます。

そこで、2点目の質問です。職員定数はどのようにして決めるものなのかということでお尋ねをしたいわけですが、この市の職員定数につきましては、何か法的な根拠、法的な縛りがあるものなのかどうか、そういうものはないのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

職員定数を定めるに当たりましては、現在配置しております職員数を基本としまして、各部局ごとに必要な職員数の見直しを行ったところでございます。この定数は、地方自治法等によりまして、条例で定めることとされております。特に、ほかの法的根拠を有するものはございません。したがって、各地方自治体におきましては、事務執行に必要となります職員数を独自に定めているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

私は、職業としましては、教員としての経験しかございません。そこで、教職員定数というものについて考えてみますと、生徒数、あるいは学級数等によって法律で縛りがあります。少人数学級にしますと、単純に学級数がふえた分だけは教員の数はふえることとなります。県や市町村で、勝手に定数をふやそうということができないわけです。やろうとしますと、あなたのところはえらい財政的に余裕があるんですねということで国の方からおしかりを受けることとなります。地方で勝手に定数を定めることはできないという仕組みになっております。

これに対して、市の職員定数は、今お伺いしたとおり、市独自で実情に合わせて決めることがで

きるということになります。そうすると、その時々で定数条例を改正しなければならないということになります。今後、この定数条例につきましては、何か議論の余地があるということだけを申し上げておきます。

3点目です。条例による定数と、現有の職員数に大差があるのはなぜかということでお伺いをいたします。

職員定数合計が、改正以前は686人です。今回の改正で80人減の606人となります。現在の職員数は583人ですから、23人の欠員があることとなります。このことを考えますと、現有の職員数にあわせたということから、ちょっとかけ離れているという思いがあります。この23名の欠員の内訳は、市長の事務部局に職員が19人の欠員となっています。市長の事務部局の職員定数を現有の職員数より19人も多く定めた理由をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

職員定数につきましては、各部局の合計人数で、現在の686人の定数を80人減員いたしまして、606人に改正を行う提案をいたしているところでございます。

平成23年3月1日現在におきます職員数は583人、これは兼任も含んでおりますが、583人でございますので、改正後の定数と23人の開きが生じるところでございます。これにつきましては、主に市長部局の定数におきまして、医療センターの経営改善がなされた際、必要となります医師並びに看護師等の数をあらかじめ見込んでいることによるものでありますので、現在多くの欠員を生じているといったことではございません。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市長部局の事務部局の定数については了解をいたしました。

教育委員会が3人減、消防機関の職員1人が欠員ということになっている理由をお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

教育委員会事務局職員の定数でございますが、定数改正後の職員数は25人であり、平成23年2月1日現在の実職員数は22人でございまして、実際には3人の開きがございます。これにつきましては、現在室長級の欠員が生じていること、また病気休暇中の職員がおります。このほか、事務局全体で1名の増員が必要と考えておりますことから、合計3名の開きが生じているものでございます。

また、消防機関の職員の定数でございますが、定数につきましては今回変更はいたしておりません。これにつきましては、平成23年2月1日現在におきましての消防職員全員の総数は74人でございますが、そのうち2名は市長部局、私どもの危機管理局に派遣をされておりますことから、

実職員数は72名でございます。したがって、定数より1名の余剰が生じている状態でございますが、今後このうち1名が消防本部に戻るといったことも考えられますので、現定数73名として今回改正は行わなかったといったことによるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

次の質問へ入らせていただきます。

議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

これにつきましては、先ほど来質問があつて、答弁もなされておりますが、1点目としまして、なぜ改正が必要なのか、どのような改正の内容になっているのかということをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

坊野議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の改正の必要性はどうだというご趣旨で、私の方からお答えをさせていただきます。

私は、市長就任以来、市長の給料の額につきましては、しかるべき時期にしかるべき判断をいたしてまいりたいと表明をさせていただいてまいりました。ご案内のように、昨今の経済雇用情勢を顧みますと、一部で回復の兆しが見えますものの、依然として厳しい状況が続く中、本市におきましては、昨年9月に財政改革の基本方針を策定いたしまして、議員並びに市民の皆様に対しまして、今後の方針をお示しいたしたところでございます。私といたしましては、このような社会経済情勢、そして財政改革に踏み出したこの時期をしかるべき時期ととらえまして、本方針の目標達成に向けまして、その基本姿勢を示す意味からも、今般の条例改正をご提案申し上げたということでございます。

残余の問題につきましては、担当部長の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市長及び副市長の報酬減額ということで、理解はいたします。

もう1点お伺いをいたします。

減額幅を5%とされた根拠は何かということでお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほども、服部議員のご質問にお答えをさせていただいたところでもございますけれども、今回、市長及び副市長の給料月額を5%減額する根拠でございますが、市の財政状況が厳しさを増す中、

市の行政改革の取り組みや、人口規模、県内各市並びに類似団体の特別職の給料水準等を総合的に勘案し、5%の減額が必要であると判断をいたしたところでございます。

こうした考え方に基きまして、特別職報酬等審議会に諮問をいたしましたところ、諮問内容のとおり減額を行うことが適当であるとの答申を得たものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

3点目です。期間限定の理由を問うということでお伺いいたします。

市長の今期の在任期間中の平成25年2月5日までの期間限定ということですが、期間を市長の今期中の任期の間と限定された理由をお願いいたします。あわせて、平成25年2月5日以降は、この条例はどうなるのかと。この時点で附則を再度改正されて、もとへ戻すのかということになるかと思いますが、その改正が必要になってくるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長及び副市長の給料の減額を、なぜ私の任期中に限定したのかというご趣旨と存じます。

服部議員のご質疑にも先ほどご答弁を申し上げましたとおり、市長の給料につきましては、特別職報酬等審議会におきまして、過去からのたび重なる慎重な審議の中で決定をしてくられた経緯がございますので、これにつきましては尊重すべきものと考えておるところでございます。

こうした経緯を尊重した上で、現在の当市におけます財政状況等を考慮し、私自身の考えにより、市長及び副市長の給料月額を5%減額する改正案を提案いたしましたところでございます。このような理由から、私自身の判断が及びます平成25年2月5日までの期間に限定することが適切であると、このように判断をいたしたところでございます。

残余の問題につきまして、担当部長からご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成25年2月5日を過ぎれば、市長及び副市長の給料はどうなるのかというご質問でございます。

附則におきまして期間を限定した改正でございますので、平成25年2月5日が過ぎれば、市長及び副市長の給料の額は、自動的に本則の額に戻ることとなります。したがって、再度の減額を行う場合につきましては、再度の条例改正が必要となってまいります。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市長の退職金についてお伺いをいたします。

先ほどの質問に対する答弁の中で、もう答えは出ておるわけでございますけれども、市長の退職

金は1期4年ごとに支給をされることになっております。退職金の算定はどうなるのかということです。今回改正された期間限定の5%減額された報酬に基づき算定されるのか、改正前の報酬額で算定されるのかお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

市長及び副市長の退職手当は、給料月額に在職年数を乗じて算出をいたしております。したがって、退職手当は、本則に規定する給料月額を用いまして算出いたしますので、今回の給料月額の5%の減額につきましては、退職手当に影響はいたしません。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

次の質問へ移ります。

議案第5号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

まず最初に、この改正につきまして、亀山市特別職報酬等審議会に対して、教育長の報酬についても諮問されたのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

亀山市特別職報酬等審議会におきます審議対象となります案件は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額とすることが条例において規定をされております。このことから、教育長の給料の額は、諮問の対象とはなりません。教育長は、市長及び副市長の職に準ずるとの考え方から、参考として意見を求めたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目、教育長は特別職なのか一般職なのか、どういうふうに位置づけられておるのかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条におきまして、教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによることが規定をされております。

地方公務員法では、教育長は一般職の職員に該当をいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

教育長は一般職であるというお答えでしたけれども、教育長の給料は、果たしてだれが決めるのやということがございます。この点についてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、教育長は一般職の職員に該当いたしますが、給与につきましては、教育公務員特例法第16条におきまして、他の一般職に属する地方公務員とは別に、当該地方公共団体の条例で定めるものと規定をされております。これによりまして、教育長の給料につきましては、市長、副市長の給料及び他市の教育長の給料などを総合的に勘案した上で、市長が提案し、議会の議決により決定をいただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

亀山市特別職報酬等審議会は、なぜ答申の中で、参考意見といえども一般職である教育長の報酬についても言及されたのかという疑問が出てまいります。諮問されるときに、参考として教育長報酬についても聞かれた。だから、審議会答申の中で参考意見として教育長報酬についても言及されたという理解もできないことはありませんが、それならば、教育長報酬だけを変更しようというふうな事態が生じた場合には、どのような取り扱いをされるのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、教育長は一般職の職員に該当をいたします。仮に、教育長だけの給料の減額、増額といったことがもしありました場合でございますけれども、やはり市民の皆様の意見をお聞きするといったことも非常に大切ではないかなというふうに考えております。そういったことで、特別職報酬等審議会といったものの中で、参考としてご意見を伺うといったことで改正をいたしてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

なかなか難しいことになってしまうのではないかなというふうな気もしますけれども、我々の感覚の中には、教育長は特別職であるというふうな感覚があります。これは、一般市民の方についても全く同じだろうと思うんです。ですから、いろんな法律の絡みもあるんでしょうけれども、法律一辺倒で、いやこれは一般職なんやということではなくて、そういうことになっているけれども、感

覚的には特別職なんですよというふうな形で取り扱った、これからもそういう形で取り扱っていくというふうなお考えにはなれないものかどうかという点をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

教育長につきましては、一般職の職員ではありますがものの、やはり市長、副市長に準ずる職であるといった認識をいたしておるところでございます。そういったことから、やはり市民の皆様の代表者によります特別職報酬等審議会の意見を参考に改定を行うといったことも必要であるというふうに判断をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

いろいろ考えてみますと、特別職報酬審議会、これには「等」がついているのかどうか。特別職等報酬審議会というものがありますよということで、ここへ諮問したんですよというふうな形をとっていただけることになるんじゃないかならうかと思えます。非常にシンプルだと思いますが、もともとここには等がついているのかついていないのか。ついていないのであれば、一遍つけてみようかというお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

現在の条例では、亀山市特別職報酬等審議会となっております。報酬等となっておりますのは、市長、副市長につきましては給料となっておりますし、議会議員につきましては報酬といったことになっておりますので、そういった意味で等がついているといったふうに理解をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

特別職等報酬等審議会というふうな意味で質問をしました。特別職などというふうな形の「等」はついているのかいないのか。ついていないのであったら、つけたらいいんじゃないかならうかということで質問をしたわけですので、これについてはもうよしとします。

次へ行きます。

大きな4番目の質問です。議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算についてお伺いをいたします。

1点目です。平成23年度一般会計予算についての市長説明の中で、景気低迷の長期化により、平成23年度も引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれると述べられました。予算を見ますと、歳入歳出予算の総額は198億8,500万円で、平成22年度当初予算額に対して10億1,000万円の減で、率として4.8%の減になっていると。そこで、歳入の見込み額、すなわち歳

入について、市税等の前年比の増減についてその理由をお伺いいたします。

1 番目に、市民税についてお伺いをいたします。個人分は、前年に比べ1億7,850万円の減となっておりますが、法人分は、逆に3億7,340万円の増となっております。市民税が減少見込みであるのに対し、法人分がふえている。なぜなのかお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民税についてということで、市税収入全体に市民税が占める割合は、約3割を占めております。市民税のうち、個人市民税につきましては、景気の悪化に伴う個人所得の落ち込み——特に給与所得の方々でございます——の影響を受け、平成22年度は課税対象となります納税義務者が700人ほど減少するなど、平成21年度に比べ大きく減少するものと考えております。

平成23年度につきましては、経済情勢が不透明である中、報道では、業種によっては底打ち感ありと一部伝えられており、個人所得は若干上向くのではないかと予想しているところではございます。しかしながら、大きな変動は見込めず、平成22年度当初予算比6.8%、1億7,850万円減の24億2,330万円としたところでございます。

法人市民税につきましては、当初予算編成に当たり、昨年12月に主要事業所50社に対しまして企業決算見込み額の調査を実施し、その情報をもとに、さらに経済情報のわかる情報誌などにより分析を行ったところでございます。経済情勢は不透明であります。製造業など一部事業所で業績の向上が見受けられたことから、平成22年度当初予算比65.6%、3億7,340万円増の9億4,220万円といたしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目です。固定資産税についてお伺いをいたします。

市税収入の中で最も多いのが固定資産税で、市税収入の約6割を占めているのではなかろうかと思っております。この固定資産税が、平成22年度当初予算より8億4,060万円減となっている理由をお伺いいたします。この答弁の中で、多分償却資産とかいうふうな言葉が出てくるだろうと思っておりますが、テレビをごらんになっている市民の方々にとりまして、償却資産という言葉は非常になじみがなかろうと思っております。そこらの点がよくわかるようにご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税収入全体に固定資産が占める割合は、議員ご指摘のとおり約6割に達しておりますが、この内訳を見ますと、土地につきましては、税負担の均衡化のために行われております負担調整措置による増加が見られますが、一方で、土地価格の下落により評価額が下がったこと、また農地転用や宅地開発による宅地化の伸びが近年減少していることから、対前年度比0.3%、390万円減の

12億2,720万円を計上いたしたところでございます。

また、家屋につきましては、在来分の家屋は評価がえの翌々年に当たるため、評価額は据え置きとし、22年中に住宅等の新築・増築による増加分、取り壊しによる減少分を見込みまして、対前年度比1.7%、4,120万円増の24億5,440万円を計上いたしております。

しかしながら、償却資産につきましては、液晶関連企業における新規設備投資が一段落したこともあり、平成21年度をピークに償却資産の減価償却が投資額を上回り、税収は減収傾向になるものと予測し、対前年度比23.8%、8億8,590万円減の28億4,190万円を計上いたしております。

なお、償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等が該当し、その資産の耐用年数に応じて年々価格が減少していくものでございます。よって、固定資産税全体では、償却資産の大幅な減少により対前年度比11.4%、8億4,060万円減の65億6,150万円となっております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

都市計画税についてお伺いをいたします。

最近の景気の冷え込みで、建設業を筆頭に青息吐息でございます。私の住んでいる周囲を見回しても、住宅の新築は皆無です。このような状況の中で、都市計画税が前年比1,080万円増となっておりますが、その理由をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

都市計画税につきましては、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に課税されるものでございます。

土地につきましては、対前年度比10万円減の3億110万円を計上し、家屋につきましては、対前年度比1.6%、780万円増の5億520万円を計上いたしたところでございます。土地、家屋とも、固定資産税の賦課結果に基づくものでありますことから、そのような計上となったところでございます。

なお、償却資産は都市計画税の課税対象ではないため、都市計画税全体では、土地が若干の減少ですが、家屋がそれ以上に増加したことにより、対前年度比1.4%、1,080万円増の8億980万円となっております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

続きまして、地方交付税についてお伺いをいたします。

地方交付税8億2,900万円が歳入として計上されております。平成22年度当初予算では、4億1,900万円です。前年度の2倍近くの額になっていることとなります。この地方交付税の

前年比4億1,000万円増の理由をお伺いいたします。あわせて、地方特例交付金1億2,000万円というのがありますが、地方特例交付金とはどういうものなのか、地方交付税とどう違うのかということもあわせてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

地方交付税につきましては、一般的な行政運営に必要な経費に対する財源不足額に対して交付をされます普通交付税といったものと、地震や台風などの災害やその他地域の特殊な財政事情に対し交付される特別交付税とがございます。

平成23年度の地方交付税につきましては、普通交付税6億2,900万円、特別交付税2億円の合計8億2,900万円を予算計上してございます。平成22年度当初予算額からは、4億1,000万円の増額となっておりますが、主な増加の要因といたしまして、収入面では固定資産税の償却資産分の減収に伴う基準財政収入額の減少、一方で、支出面では、斎場建設や基金造成に伴う合併特例債の元金償還が始まることによります公債費の増額に伴い、基準財政需要額が増加となることによるものでございます。これによりまして、亀山市一本算定においては、財政力指数が0.977となりまして、7年ぶりに交付団体となる見込みとなっております。

なお、不交付団体であった間も、合併特例措置といたしまして旧関町分が交付をされていたところでございますが、23年度におきましては旧亀山市についても交付されることとなるため、大きな増額となったものでございます。

なお、地方特例交付金につきましては、国の制度改正などによります地方公共団体の減収を補てんするために創設をされた交付金で、エコカー減税などに伴う自動車取得税交付金の減収や、住宅ローン減税による個人市民税の減収額を補てんするための財源として、国の方から交付されるものでございまして、23年度につきましては1億200万円を計上したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

5点目の市債についてお伺いをいたします。

市債というと聞こえはよいのですが、要するに借金だと思います。この市債による歳入が17億8,040万円計上されています。前年比7億4,620万円の減となっております。この減となった理由をお伺いいたします。

さらに、この市債の中に、臨時財政対策債8億4,680万円が計上されていますが、この臨時財政対策債とは何なのかということについてもお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成23年度の市債予算額につきましては17億8,040万円といたしまして、22年度より7億4,620万円の減額となっております。主な理由といたしましては、亀山中学校、関中学校

改築事業の完了に伴いまして、教育債が8億9,390万円の減額、臨時財政対策債が1億1,470万円の減額となる一方、和賀白川線、野村布気線整備事業に係る合併特例債を2億5,460万円増額いたしたことによるものでございます。

もう1点、臨時財政対策債とはというご質問でございます。

この臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を国と地方が折半をいたしまして、地方負担分については普通交付税の振替財源として発行ができるものでございまして、国が示す地方財政計画などの資料に基づきまして試算をいたし、予算計上をいたしたものでございます。

なお、臨時財政対策債に係ります償還額は、後年度において100%交付税の方に算入をされ、交付をされるといったこととなっております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

歳入予算について、いろいろとお伺いをいたしました。

歳入ということですが、あくまでも歳入の見込みだろうと思います。市の予算計画をするのに、見込みでやっていくわけですから、この見込み額につきましては相当自信をお持ちの数字でなければ困ると思います。この点で、とんでもないことが起こらない限り、ほぼ間違いがないというふうに言えるのかどうか、そこらの見込みをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

歳入につきましては、市税初め地方交付税、市債等々、見込み額によって、今回年度分の歳入を計上いたしております。国の方もなかなか不透明な状況ではございますが、今回予算に定めました歳入額につきましては、しっかりと歳入をされるというふうを考えているところでございます。万が一、歳入欠陥といったことになろう場合につきましては、やはり基金といったものもございまして、そういったもので財源措置をやっていきたいというふう考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

歳入見込み額について、老婆心ながら余分な心配をしましたが、ただいまの答弁ではっきりとは口にされませんでしたけれども、自信がおりなんだなあ、間違いはないのだという形での答弁であったととらえております。ありがとうございました。

最後の質問でございます。

歳出についてお伺いをいたしますということですが、時間がございません。平成23年度の歳出予算について、1点目に特徴的な施策は何か、2点目に特徴的な施策を実行するための事業についてその内容をお伺いすると、こういう予定でございましたが、竹井道男、櫻井清蔵両議員の質疑と重複しておりますし、それらへの答弁で十分理解をさせていただきました。この質問は割愛をさせていただきます。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

10番 坊野洋昭議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時03分 休憩）

（午後 4時13分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして、議案質疑の方をさせていただきます。

まず、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてですけれども、これについては、服部議員と坊野議員の方からもありまして、ほとんど聞くことがないかなあというふうに思っておったら、余計わからんようになったしもうたというのが実情ですもんで、ちょっとその辺からお聞かせ願いたいんですけれども、先ほど坊野議員への答弁の中でも、今回本則の改正ではなく、附則の改正とした。平成25年2月5日の市長任期までの特例措置とした理由について、これをお聞きしようと、あとまた退職金に影響があるのか、この2点についてお聞きしようと思っておったんですけれども、本則の改正ではなかったこと、平成25年2月5日までの市長任期の特例措置としたこと、この辺ですね。報酬審議会の答申がそうやったとか、何かそういうことではあったんですけれども、要は報酬審議会が暫定措置なら認めようとか、そういうふうなことを言われたわけなんではいでしょうか。もともと、市長が諮問された内容、この期間までを含めた諮問、本則を変えたいというふうに市長が言われたんでしょうか。そこまで踏み込んでいなかったんでしょうか、その点を確認させてください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、市長より報酬審議会の方へ諮問をされた諮問書の中におきましても、期間を限って諮問をされておりまして、それに基づいて答申をいただいたといったことでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、期間を限って諮問されたということは、附則も本則もへったくれもなく、附則でいくよということを市長が言われたわけですね。そうしますと、これは報酬審議会の意図とは関係ないんじゃないんでしょうか。あくまでも市長が本則をいじらずに附則でいきたいと。この方向で諮問をしたいが、それでいいよと報酬審議会が言われわけですね。もちろん、報酬審議会もそれでいいと言われたわけですけれども、根底にあるのは、市長が本則でいかずに附則でいきたいと、

こういうふうに思われたからじゃないんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

市長が諮問の中で期間を限って諮問をいたしております。報酬審議会の中では、附則で改正する、本則で改正するといったことのご意見はいただいております。あくまでも私どもの判断で期間を限っておりますので、附則で改正をさせていただいたといったことでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

また最初の話に戻るんですけども、そうしますと、その市の判断、総務部なのか、市長なのかわかりませんが、期間限定つきで下げたいというふうな判断をされた、あくまでも本則の変更ではなく、附則の変更とされた、市がその諮問をした理由、なぜ本則の変更という形で諮問をされなかったのか。なぜ期間限定じゃなくて、もう本体を変えたいというふうなことを言われなかったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げておりますように、諮問の中で期間を限って諮問をされ、そのとおりに答申をいただいたといったことでございます。

（発言する者あり）

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

期間を限った答申をいただきましたので、それに基づいて私どもの判断で附則によりまして改正を提案させていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

報酬審議会から期間を限った答えが出てきたのは、市が期間を限ってお聞きしたわけですよね。それが何でかと聞いておるんです。違うんですか。市が報酬審議会に諮問をした、その際には期間が区切ってあったのかどうか、その辺をちょっともう一回。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

市の方で、報酬審議会に諮問をした中で、期間は限って諮問をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その諮問の際に、期間を区切った理由をお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

坊野議員、服部議員にもお答えを申し上げますとおりでございます。市長の給料につきましては、報酬審議会におきまして、過去からのたび重なる慎重な審議の中で決定をしてこられた経緯がございますので、これによりまして尊重すべきものと考えているところでございます。

こうした経緯を尊重した上で、現在の当市におけます財政状況等を考慮し、市長みずからの考えにより、市長及び副市長の給料月額を5%減とする改正案を諮問し、答申を受けたところでございます。そういった答申を受けて、今回提案をさせていただいたといったところでございます。

そういった理由から、現市長の判断が及びます平成25年2月5日までの期間に限定することが適切であると判断をいたしましたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

納得は全然できていないんですが、その理由としては、積み上げてきたものとか言われるんですけども、はっきりいって新市が発足してまだ5年なんですよ。確かに旧亀山市、旧関町で積み上げてきたものというのがありますよ。新市になってからまだ5年しかたっていないんですよ。その中で、積み上げてきたものもへったくれも私はないと思うんですけども。

それでもう一つ、理由に長引く景気の低迷等によりとかあります。経済情勢が厳しさを増している。長引く景気の低迷とか言われておるんで、これは市長の任期が終了した時点で、この景気が回復されているとはとても思えないんですよ。そういう意味で、先ほど市長から財政改革の流れの中と言われました。この財政改革の流れの中で、当然、櫻井市長個人ではなくて、亀山市長として本則を変更する、こういうふうな考え方にはならないのかと。これを聞きたいと思うわけです。これを本則にすべき、附則にすべきということではないです。理由として、この経済不況とか、財政改革の流れの中というふうにするのであれば、それを理由にするんだったら、本則にすべきでないのかというふう思うんですけど、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本則か附則かという選択でございますが、先ほども服部議員が、ある意味、いわゆる市長の給与自体が横並びで好ましくないのかと、この認識をご質問いただきました。そもそも、市長を初め特別職の報酬につきましては、今こういう状態にあるということは、まさにこういう状態なんです、ここに至るまでに過去からのたび重なるいろんな慎重な審議であったり、議会での議論であったり、こういう経過の中で、民間給与の比較や市の財政状況等を総合的に勘案されて決定をされてきたと

いう経緯があろうかと思しますので、これにつきましては尊重すべきものというふうに考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、新市合併から6年目ということでございますが、市長初め特別職の報酬等につきましては、前回改正が行われましたのは、合併前の旧亀山市時代の平成10年でございますので、13年間、これにつきましては見直しがなされてこなかったという経過も踏まえてということでございます。

あわせて、期間を限定いたしましたのは、私の責任が及ぶこの平成25年2月5日まで、この段階を期限として限定をさせていただいた。なおかつそのときに、ご指摘のように、経済的な状況や財政の状況というのはどうだということでございますので、そのときでのまた判断がなされるものというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません、市長の責任が及ぶという話があったんですけども、確かにその任期中にしか責任がという話はわからんでもないんですけども、ただ、やはり先ほど私が言いましたように、亀山市長としての自分の任期後に対する責任というの、当然発生するはずだと思うんですね。だから、その時点で、新市長さんが、どなたになるかわかりませんが、その方が一たんここで本則を変更されて、でも、いやそんなことはないというふうにさらに変更されても、そういうこともできるわけですから。だから、あくまでも現時点の市長として、その本則を変更するということは、これは私はやってもいい、別に附則ではだめだと言っているわけじゃないんです。その理由だったら、私は本則を変更すべきであるというふうに思いましたもので、ちょっとこれ以上やったら堂々巡りになるだけなんです。次に行かせてもらいますけれど、退職金のことも先ほど出てはおりますんで、その点をお聞かせいただきたいんですけども、先ほど服部議員への答弁でもありましたけれども、たしかこれは4年されたら1,791万円ということになります。本則の変更をしていたのだったら、一体この1,791万円から幾ら下がったのか、この点を確認させてください。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

5%削減をした給料で計算をいたしますと、89万5,500円、約90万円でございますけれども、減額になるといったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

退職金の話は、以前から各議員さんでも言われている方も見えますし、あとやっぱり市民の方から言われるんで、でも、やはり市長の報酬以上に退職金というのは高過ぎるんじゃないかというような批判があるわけですね。その中で、この89万5,500円、約90万円を惜しかったがために附則の変更で済ませたんかとか、そういうことを言われる方も当然出てくると思うんですよ。

90万といたら、市の財政からすれば微々たるもんかもしれないんですけど、一般の人の感覚

からすれば、この90万だけでもやはり大金なんです。そういう意味でも、今回本則の変更ということにすべきやったんだろうなと思っております。そういう声があるということだけをまず聞いておいていただきたいということで、これに関してはここで終わらせていただきまして、次に移らせていただきます。

次、議案第23号の平成23年度亀山市の一般会計予算についてです。

まず、今回の議会費の議員共済組合負担金についてなんですけれども、これについては、我々も1月の全員協議会で議員年金廃止に伴うものやということを説明受けたんですけれども、これは6月に国会に法案として提出されるということで、やはり支給される一時金とか、現在の受給対象者のための財源のために一たん地方が負担するというので、後に交付税措置がなされるとか、そういうふうな見通しが言われてはいたんですけれども、交付税措置がなされるということは、現時点でも間違いがないというふうに思っているのかどうか、その点をまず聞かせていただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

地方議会議員年金制度につきましては、本年6月1日をもって廃止される見込みとなっておりまして、この制度の廃止に伴いまして、一時金選択が認められることとなることから、平成23年度における給付費負担金については、一時的ですが、平成22年度の5倍強となります9,140万6,000円を計上いたしております。

ご質問は、この負担金に交付税措置があるのかとのことをございますけれども、総務省の通知によりますと、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用を措置し、平成23年度地方財政計画に計上予定と通知がございますので、交付税で財源措置されるものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと年度がわからなかったんですけれども、そうしますと、今回の歳入の交付税の方には、この国からの補てん分というんですかね、これは乗っておるんでしょうか、その点ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

交付税によりまして措置をされるということですので、今回23年度地方交付税の方で歳入を見込んでおります。その中に含まれているという理解でございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

私、個人的には議員年金廃止論者でしたもんで、ここまでこぎつけたということには一応喜んではおるんですけども、ただ、やっぱり先ほど一時金の話も出まして、国民年金とかでは、加入期間に満たないから支給されやんのやとかそんな話も聞こえる中で、やはり議員年金は12年以上やったら受給できるとかいう話が、それに満たなくても一時金が支払われるとか、そんな話が出てくると、やはり議員は優遇されているんやなというふうな話が出てくると思うんですね。

何かそういうことをこの3月議会の予算のどさくさに紛れて出しておるん違うのかというふうな印象も与えかねないのかなということすら思いますんで、今、愛知県とか名古屋とかで、きつ過ぎるぐらいの報酬とか、そういうことに関する市民の動きが出ていますけれども、やはり根底にあるのは、政治に対する、金にまつわる不信感やと思います。そういう意味では、今回先々に、既成事実じゃないですけども、もう廃止に向けて動きをするんやというのもいいんですけども、ある意味、この3月やなくて、きちっと法案が通った後に、こういうふうな審議というか、補正予算を出してもよかったのかなという気もするんですけども、その辺の考え方はなかったのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

総務省からの通知によりますと、制度廃止に伴う費用は各地方公共団体が負担をすること、また制度廃止後、直ちに払い込みが必要になることもあることから、当初予算に今回計上させていただいたといった状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、次に移らせていただきます。

同じく23年度の予算の中で、児童福祉費、待機児童緊急対策施設整備事業というのが盛り込まれております。これについてお聞かせ願いたいと思います。

いただいた資料によりますと、収容予定人数が15人というふうになっております。ただ、待機児童が30人と聞いておった中で、なぜ15人なのか、その15人とした理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

15人とした理由でございます。亀山市の待機児童数は、昨年4月1日現在で30人でしたが、平成23年度も相当数の待機児童が予想されます。このうち、来年1月に何人がこの施設に入所されるのか、現段階では正確な把握が困難なことや、また市以外でも市内で同種の施設を設置する動きがあること等を考慮いたしまして、人数を設定したものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

同種の施設という話も出てきましたけれども、ちょっとまだはっきりした人数が把握できそうにない。これは、もし殺到した場合、15人でとりあえずやるということであるんですけども、15人をもっと超えるような30人ということも考えられるんじゃないのかなと思うんですけども、別に15人というふうに定員を切らんでもいいんじゃないのか。30人の待機児童があるんやったら、15人ぐらいに減るよという見込みがあるんやったらいいと思いますけれども、どれだけになるかわからんと言われるんやったら、やはりまず30人で設定しておくべきではないのかなというふうに思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま15人ということでご説明をさせていただいておりますが、この人数を定めるに当たりましては、予算上の措置ということが必要になってきます。人数に応じまして、保育士の確保も必要になりますし、現在業務委託で考えておりますが、委託料に大きく影響してまいります。したがって、15人という数字を具体的に上げて設定をさせていただいたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それなら、30で設定しておいて、少なかったら減らしゃあいいんじゃないですか、逆に。先ほど補正でというお声もいただきましたけれど、後ろから。それこそ減額補正すればいいだけの話やと私は思いますけれども。

要は、これは15人のところに殺到した場合、そのままいくんでしょうか、その点をお聞かせ願いたい。殺到しても15人のままでいくのかどうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまは15人以上の待機児童が出て、その方が入所したいという申し出があった場合ということでございますが、現在のところ待機児童分が10人、それから院内保育所分が5人ということでございます。したがって、待機児童といたしましては10人を想定しているところでございます。

しかしながら、施設的には確かに面積はございますので、それ以上も受け入れることが可能でございます。しかし、先ほどご説明させていただきましたように、運営費の面で、財政上また措置を講じなければならないという事態になりますので、その辺を考慮してのことでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それやったら、もう最初から30でやっておいたらどうなんですかという話なんですけれど、まあ、ちょっとこればかりにも気を取られて……。

(発言する者あり)

○11番(伊藤彦太郎君登壇)

あす、宮村議員も私以上に詰めていただけたと思いますので、次の項目に移らせていただきますけれども、これは認可外保育施設となっておりますね。認可保育施設じゃなくて、認可外とすることでのデメリットというものがあるのか。もしあるんやったら、一体どういうものなのか、まず確認させていただきたいと思います。

○議長(大井捷夫君)

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(山崎裕康君登壇)

認可外保育所とした場合のデメリットはあるのかということでございますが、この施設は既存の施設を生かして、緊急的に保育施設として整備いたしますので、調理室は設けず、また認可保育所へ入所されるまでの一時的な保育施設という位置づけでございますので、認可外の保育施設として整備することといたしております。

なお、施設的には、調理室を設けないこと以外は、児童福祉施設最低基準に沿ったもので、認可保育所と何ら遜色はないものというふうに存じております。

○議長(大井捷夫君)

伊藤彦太郎議員。

○11番(伊藤彦太郎君登壇)

それでは、もう一つ次の項目にちょっと移らせていただきますけど、運営費についてということではちょっと聞かせていただこうと思うんですけども、運営費としまして、運営関係で808万5,000円、ちなみに給食費が92万6,000円ということで、合計900万ぐらいの運営に関する経費が計上されておるんですけども、この説明書には、要は、これはどういうふうなものなのか。委託料とか言われていますけれども、これはどれぐらいの期間、1年分でこれぐらいかかるということでしょうか。

○議長(大井捷夫君)

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(山崎裕康君登壇)

当初予算に計上させていただきました運営委託料808万5,000円は、この施設は1月開所という予定でございますので、1月から3月までの3ヵ月分ということで計上しております。

○議長(大井捷夫君)

伊藤彦太郎議員。

○11番(伊藤彦太郎君登壇)

そうしますと、その次年度から丸1年これを運営しようと思うと、1年間で大体幾らぐらいの運営費がかかってくるのか、その点を確認させてください。

○議長(大井捷夫君)

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(山崎裕康君登壇)

平成24年度以降の運営費でございますが、年間3,230万円ということになります。これに

つきましては、債務負担の方で措置をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりました。今回、1年間では3,000万以上は運営にかかってくると。15人に対して3,000万ですか。1人当たり、そうしますと200万ぐらいがかかってくると。1人当たり一月10万ぐらい。今回、これは院内保育所も兼ねているということで、たしか医療センターの院長さんが不在になられたときに、今はそんなにはもう払っておられないらしいですけれども、研究手当として、緊急に年間1,000万余分に新院長さんを迎えるに当たって払ったという経緯もありました。これで女性医師の方とかの確保ができるんやったら、もしかしたら3,000万円でも安いのかもかもしれませんし、ただ、1人当たりで換算すると高いと言われるかもしれない。これが正直どうなのかは、これからの展開次第なんやろうなと思うんですけども、正直これがずうっと続いていくのかどうかですね。今回、この待機児童緊急対策としてはこれぐらいのことをしても私はよかったと思っております。思い切ったなど、非常に画期的なことかなあと思います。

今、非常にイレギュラーな保育、特別保育というのが求められている中で、実験ではないですけども、試行的にでも1カ所でこういう拠点をつくるというのは私は意味があることやと思うんですけども、長期的に見て、これが本当に待機児童対策の中心になっていくのかどうかというのが、一つ気になるんですね。今後、この位置づけですね、結構短期間で済んでしまうようなものなのかどうか。先ほど森美和子議員の方から、幼老複合施設という話もありました。そういったことも考えていってもいいのかもかもしれませんし、この待機児童緊急対策ではあるけれども、その後、今後の展開とか発展とかそういったこと、長期的な部分でどういうふうな位置づけにしたいのか、何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回のこの施設の設置は、5年から10年間の限られた期間のみということで設定をしております。あくまでも待機児童解消のための緊急的な措置でありまして、保育の需要も、経済状況や国の施策に応じて大きな変化が予想されます。さらには、認可外で国や県からの補助もないことから、保護者からの負担金以外はすべて市の負担で賄わねばならず、長期間開設することは市の財政的にも影響が出てくるかとは思いますが、したがって、一定の期間内に待機児童の解消をしなければならないものと考えておりますが、ある程度の期間で改善の見通しが立たなければ、また別途、根本的な解消策も考える必要がございます。

そして、待機児童が解消した、そういった暁には、この施設全体を子供のための施設としまして有効活用してまいりたい、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

まだ質疑は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大井捷夫君)

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明10日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

(午後 4時49分 散会)

平成23年3月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成23年3月10日（木）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1号 亀山市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について
- 議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について
- 議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について

議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 市道路線の廃止について

議案第34号 市道路線の認定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

第2 請願の委員会付託

第3 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島真君	2番	新秀隆君
3番	尾崎邦洋君	4番	中崎孝彦君
5番	豊田恵理君	6番	福沢美由紀君
7番	森美和子君	8番	鈴木達夫君
9番	岡本公秀君	10番	坊野洋昭君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君

危機管理局長	片岡久範君	医療センター 事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	原千里		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。どうぞよろしく申し上げます。

議案第7号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について及び議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止について及び議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算についてから順次質疑をさせていただきます。

まず一つ目として、この待機児童の緊急対策施設整備事業をするに当たって条例が改正されておるわけですが、療育ルームが今介護予防支援センターの2階にあり、そして行政情報の番組収録室が隣にあり、これに保育施設が加わるということになるわけですが、療育に対する影響はないのか。今まで情報番組の収録室だけでも、やっぱりいろいろ気を遣って使っていたという部分もありますので、それについて少し心配がされます。そこについてのご見解をお伺いしたい。

それから工事をされるということですが、その間の療育の方はどのようになってしまうのか。また、条例の資料について見てみますと、発達障がい児の支援を充実させていかなければならないという意味のことも書いてありますが、この充実というのが、この条例を変えることによって、さらに充実されていく内容があるのかどうか。以上、確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おはようございます。

介護予防支援センター2階には、療育のための療育ルームが置かれておりますが、今回1階部分が保育施設への改修工事に入ります。したがって、工事期間中は代替場所を探して、そこで療育相談を実施する予定をいたしております。場所につきましては、健康づくり関センター1階の多目的室を候補として予定しております。実施時期等については、今後、工事期間等を見据えながら調整を図ってまいりたいと考えております。また、行政情報番組収録室につきましても、別の場所への移動を検討しております。

それから、療育相談と1階の保育施設との関係でございますが、療育相談の時間帯に保育施設からの音楽とかお子さんの声、こういったものが療育に大きな影響を与えることはない、とこのように考えております。

それから、療育相談の充実ということで説明をさせていただいておりますが、この条例に伴うものということではなく、主要事業計画に基づきまして行っておる事業でございます。次年度につきましては、人員の拡充にあわせまして、療育実施の回数を週1回から週2回にふやすことで、発達促進のための療育を受けられる機会を多くしていく、そういう方針でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

まず、このいろんな施設が一緒になることの影響について、もう一つ確認ですけれども、療育に見える方が、音楽とかが下で鳴っているのは影響ないなというのはわかるんですけれども、私も一度見学に行かせてもらったときに、いつもと違う人がいるとか、そういうことで、なかなか上がってこられない方が見えたりとか、そういうことも考えられると思います。入り口で子供の泣き声があったときに、そのお子さんがちょっとちゅうちょしてしまったりということがないのかなということをお心配しますんで、その部分についてもう1点、お聞かせ願いたいと思います。

そして工事中、もともと週に2回療育をふやしていくということが、工事をすることによってどうなるのかということも、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

療育相談事業につきましては、保育事業との性格の違いを考慮いたしまして、1階部分を保育施設として、また2階の養育相談事業を利用される方には別途専用の出入り口を設けて、エレベーターにより移動していただく予定としております。ご利用いただく方に、保育施設の保育士とか入所児童、そういった方と接触されないような形で2階に上がっていただける、そういった方法を講じたいと思っております。

また、保育施設を利用される方と療育施設を利用される方、施設に入られる時間帯も異なると思っておりますので、その辺は影響ないというふうに考えております。

それから、工事期間中の療育事業でございますが、先ほどは違う場所ということでご説明を申し上げましたが、やはり遠隔地になるということもございまして、療育の回数が計画どおり2回にふやせるか、その辺が検討課題でございますが、現在のところ、この工事期間中につきましては、

週1回になるのもやむを得ないと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

それでは、この施設そのもの、待機児童の保育施設について順次聞いていきたいと思います。

1点、きのうの質疑を聞いておまして、認可保育園ではなく、無認可ということで何かデメリットがあるのかという伊藤議員の質問に対して、調理施設がない以外は認可と一緒にだということがありましたが、これゼロ、1歳ではなくて、ゼロ、1、2歳も入れるわけですね。そうしますと、最低基準で園庭が必要となってくるわけです、1人当たり3.3平米ぐらいの。それについての整備をされるのかどうかの確認をいたしたいと思います。

それからあと、5年から10年という年の区切りがあって、ずっとしていくということではなくて、5年から10年ということが言われていますけど、その根拠をお伺いしたいと思います。院内保育園はずっとあると思うので、それを途中でやめるのかどうかということも含めてご答弁願います。

○議長（大井捷夫君）

福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず園庭でございますが、幼児の保育に必要な砂場等になると思いますが、そういったものは設けていきたいと、このように考えております。

それから、この施設は当座といいますか、5年から10年というふうにしてありますが、保育を取り巻く状況につきましては、現在、国におきまして幼保一体化などの大幅な保育改革が予定されておりますことや、またそのときの経済状況によりまして、この先の保育の需要は大きく変化し、ますます増大するものと認識しております。また、今回の施設整備事業は緊急的に実施するものであり、待機児童の問題につきましては、できるだけ早期に解消をしたいと考えております。

なお、院内保育所としての保育施設も残りますが、待機児童解消の折には、子供全体を見ました、そういった子供のための施設ということで活用をしてみたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ちょっとわかりづらかったんですけども、例えば5年、10年で待機児童がなくなって、いろんな新しい施設ができて、もうその心配がなくなったときの院内保育は、そのままの施設を利用して続けるというふうに思っていてよろしいですか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

続いてお聞きしますが、この保育施設の給食にかかわる整備がなされない。子供たちの御飯をデリバリーで賄うということが書かれているわけですね。ゼロ歳から2歳の子供たち、特にゼロ歳児なんかは離乳食でありますし、これからいろんな味を覚えていかなければいけない時期であります。また、保育園の子供たちは、調理をする大人の後ろ姿を見るという食育もしていかななくちゃいけない時期。そういう子供たちにデリバリーで食事を賄うというのは、幾ら無認可といえど、どうなのかと思うんですが、どうしてデリバリーということに決めたのでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

給食についてでございますが、今回の施設整備事業は、待機児童の解消を図るため、緊急的に現在の施設を改修して実施するものであります。施設内に専用の調理室は設けず、外部からの搬入を予定しているものでございます。

また、給食の献立につきましては、市に栄養士が配置されておりますので、そちらが作成するということとなります。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

デリバリーはなぜかというご質問でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、現在の施設を改修いたしますので、スペース的な面、それから短期間といいますか、5年から10年の施設ということで、調理室は設けないものとしたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

5年から10年だから調理施設を設けない。私たち大人の1日、2日の成長と、ゼロ歳、1歳の子供たちの1日、2日の成長は物すごい差があるわけですよね。5年から10年だからいいという理由にはなりません。また、調理室のスペース、これはどれだけ要するという縛りがあるわけでもないし、たった15人の子供の調理をするスペースが、今の介護予防支援センターの場所につくれないという理由は見当たりません。きちんともう一度、どういう議論でこういうことになったのか、ご答弁ください。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまはスペース的なこと、それから期間のことについてご答弁を申し上げましたが、調理室

を設置するとなりますと、給食調理員等職員の採用も必要になってきますので、デリバリーということによって業者委託することにより、その辺をフレキシブルに対応できる、そういったことを考えたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

お金がかかるから、赤ちゃんにもデリバリーで給食を運ぶと。皆さん、1日3回御飯を食べると思うておられるかわかりませんが、ゼロ歳の子は10時や3時もおやつじゃないんですよ。御飯なんです。そういう子供たちのことをするとき、一番初めに子供の利益を考えるべき、私はそう思います。

それから、公設で無認可という例は、私は調べましたが、ほとんど県下ありません。一つだけ四日市の市立病院の院内保育所がありました。ここは、あえて調理員を雇い、園内調理しております。これだけ市がきちっとかかわって保育施設をつくって、このような内容のものをすることに対して、非常に私は怒りを覚えます。

続いてお聞きしますが、保育所在り方検討委員会の議事録を4回まで読ませていただきました。非常に質の高い議論がされていたと思います。その中で、1回、2回、3回、4回と議論を重ねた末に、その委員長が、やはり亀山市が保育所を新設する必要があるのではないか。定員規模については、80人から100人程度で十分な敷地を備えており、交通が良好な環境の地域に平成24年から25年に設置する方向で動けないのか。待機児童を解消するとともに、新設保育所では、一時保育や特定保育、病児・病後児保育、延長保育、休日保育、家庭的保育のセンター機能、子育て支援としての遊び場提供、保護者相談機能を持ったところとして段階的に整えていく。これ委員長だけでなく、いろんな方が保育の質の部分にまで言及して、いい議論をいただいています。その議論を重ねた末が、どうしてこういうことになったのか。当座ということを知りましたので、じゃあ当座としましても、同時に抜本的な対策を考えていっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所の抜本的な改革といいますか、将来のビジョンということであろうかと思いますが、現在、保育所在り方検討委員会の中で検討をいただいておりますが、在り方検討委員会では、まずは待機児童解消に向けた喫緊の施策を考えていただきまして、次年度以降、検討すべき施策といたしまして、保育所のあり方、統廃合とか幼保一元化とか、そういったものも含めまして、広範囲な議論をさせていただく予定といたしております。現在のところ、私どもといたしましても、保育園の新設なり、定員を増加させる、そういった取り組みが必要というふうに認識をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

保育園の新設が必要と認識しているということであれば、今のこの整備した施設を新たに認可保

育園として活用していくという可能性はありますか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この待機児童施設を認可して、保育園として運営をしていくかということですが、今回の施設は、あくまでも緊急的に待機児童のための施設として計画をしたものでございます。したがって、これがそのまま認可の、しかもゼロ歳から就学前まで、そういった児童を預かる施設というふうになっていくとは考えてございません。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ここの施設を認可施設としては、活用の可能性はゼロだと。それでは、また違うところに園をつくるということと解釈してよろしいですか。私は、ここの園も、また新しく保育施設をつくるという可能性の中に一つあるのであれば、保育施設の中に調理施設はつくるべきだと思います。そうしないと認可保育園はできませんが、どう思いますか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この待機児童のための施設は、1階は保育施設として活用しますが、2階には療育のためのプレイルームとかございます。したがって、この施設を認可保育所として活用するという予定はございません。

また、在り方検討委員会の中でも、その辺につきましては十分議論をしていただきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

それでは、同時進行で抜本的な保育園の対策、今、やらねばならないことはたくさんあるとは思いますが、打っていただくとことを申し上げまして、この特にデリバリーというものを小さな赤ちゃんの口に入れるということに対しては、本当に納得できないということを申し上げまして、次の質問に移ります。

介護予防支援センターの廃止について伺います。

この廃止の理由について、簡単にお答えください。

○議長（大井捷夫君）

福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

介護予防支援センターの廃止でございますが、現在、この施設では生きがい通所支援事業というのが行われておりますが、そういったものは一定の効果はありましたものの、現在では各地域におきまして、いろいろ生きがいサロンとかコミュニティの趣味の教室、また老人クラブ活動など開催されておりますので、そちらの方へ移行することといたしまして、介護予防支援センターとしての施設を廃止するものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

事業仕分けで、利用人数が少ないということも言われていましたけれども、ここ最近では要介護認定を利用して要支援の方を外すなどと、そういうこともされてはいたけれども、まず私が申し上げたいのは、要介護認定というのは、その方が当たり前で生活するのにどんだけ介護が要るかということを示す指標であって、センターで皆さんと過ごすために適か不適かをはかる指標ではない。周知も十分でない中で、人数の減少であったということは、申し上げておきたいと思えます。

そして利用者さん、他にもあるからということですけども、現場を見ていただいたんでしょかね、この介護予防支援センターの。私、1遍伺ったことがあるんですけども、本当に手作業をしていらして、みんなで楽しそうに本当に大きな声で笑っていらして、麻痺がある方も、折り紙とかできなくても、その場にいることで楽しそうにしてみえて、また自分の得意な編み物を披露したりもしてみえました。店屋物を出前で取るというやり方ではありましたが、みんなで御飯を食べたり、お茶を飲んだり、毎日でも来たいんだと皆さん言っておられました。

この現場を見ていただいたら、この事業というのは、もっと隠れたニーズがあるということがわかっていただける。拡大や充実こそすれ、廃止すべきものではないということは一目瞭然なんですね。あえてこれを、きのう森議員も質問してはいたけれども、受け皿をきちんと整備しないうちに廃止することの意味は何なのか。いろいろ地域にあると言いますが、きのうも言われていました、数も足りないし、回数も足りない。その中で、それぞれがコミュニティでもやっていますよ、公民館でもやっていますよ、いろんなところがありますから自分で探して行ってくださいということで、高齢者の方が自己責任で行くということだけをただ見ているだけでは、私は、廃止する責任がとれないと思えますが、どのようにやっていきますか。そして、そういうものが広がるための予算の措置がされていますか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

介護予防支援センターにて実施しておりました生きがい活動支援通所事業は、手芸や折り紙、ゲーム、健康体操等を通して、要支援とされる方が長く通っていただいております。廃止することに伴いまして、心配されるのは、利用者の今後についてでございます。

高齢化が進みまして、その地域でのつながりの重要性が増している現在、より身近な地域での取り組みが重要になってきております。今までここに通っていた方の次の通所先を見つけることは、重要な課題であります。そこで、対象者の方お一人お一人ずつに担当者を決めまして、相談支援に

当たっている状況であります。現在23名の方が登録されておりますが、地域のサロン活動や公民館活動等への参加を検討されている方が11名、地域での介護予防事業への参加を希望される方が3名、介護保険の利用を検討されている方が11名という状況でございます。

それから、予算的な支援でございますが、ふれあい・いきいきサロン事業につきましては、社会福祉協議会の方より、活動に対しまして財政的な支援を行っております。毎年、代表者と支援のあり方等について協議・検討も行っております。また、市といたしましては、このサロン活動を実施しております団体間の情報交換や交流を深めていただくため、活動の充実を図ることを目的とした交流会に対して、支援をさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今までの支援に加えて、居場所づくり、生きがいくりに予算的な措置をしっかりととしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。学校給食に関連する予算について、簡単にお聞きしたいと思います。

中学校給食のデリバリー給食の委託料について、委託の仕方を変えたということですが、来年度予算でどういうふうになるのか、お聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ご質問をいただきましたデリバリー給食委託料の変更内容でございますけれども、今年度におきましては、喫食率に応じて単価が変更する形で単価契約を行っております。来年度から亀山中学校でデリバリー給食を始めることとなりますので、利用者数がふえる見込みになりますけれども、喫食率というのは生徒分の利用者になりますので、亀中でふえても、なかなか喫食率が上がることはありません。そういうことから、固定費を計算して、1食当たり175円というような業者と交渉をいたしました。今の試算をいたしますと、中部中は530名で喫食率が45%、亀中の今度の利用者のアンケートでは60%の数字が出ていましたので、それで650名で試算をいたしますと、今年度の契約と同じ契約をやったとすると4,500万円ほどかかります。来年度の、固定費と1食当たり175円という計算方法に変えますと4,100万円ほどになりまして、400万円ほど節約できるという思いで契約内容を変えたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

続きまして、予算書の301ページに地場農畜産物利用推進事業という今まで聞いたことのない事業が出ているわけですが、これについても簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

地場農畜産物利用推進事業でございますが、国の食育推進計画に示された学校給食における地場の農畜産物の利用拡大及び定着を図ることとして、三重県学校給食会から助成金を受けて、本市が単年度事業として実施をするものでございます。本市は、亀山コロッケとか亀山シュウマイとか、お茶を利用したことをやっております、それをお認めいただいて、来年度少しお金を上げようということになりまして、そのお金を利用して、給食のメニューとか給食の研修会をやるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

時間もありませんので、ストックヤードについても1点お伺いしたいと思います。

この事業内容や目的、そしてリサイクルを進めていくということが、多分補助金によって国から誘導されているんだと思うんですけども、今後どのように亀山市のリサイクルを進めて広げていくのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず事業内容でございますが、この事業は平成20年度に解体撤去いたしました総合環境センター内の旧焼却炉の跡地に、古紙類などの資源物を保管するために一時保管場所、これをストックヤードというふうに呼んでおりますが、これを建設するものでございまして、国の循環型社会形成推進交付金を活用して進めるものでございます。参考ではございますが、旧焼却炉解体を単体の事業として実施する場合は交付金の対象となりませんが、このストックヤードを建設するということから、この解体も交付金の対象になったというところでございます。

それから次に事業の目的でございますが、総合環境センターではごみの集積所から収集した、また市民・事業者の方が直接搬入された新聞や古紙などの資源物を売却のため搬出するまでの間、一時的に保管をしております。しかし、現状としましては、保管場所が狭いとか、一部露天での保管を余儀なくされ、雨でぬれたり、粉じんなどによって品質の悪化が避けられないという状況でございます。このことから、資源物の保管場所を確保すること、資源物の品質を悪化させることなく保管をするということを目的としてございます。また、この整備をすることによりまして、現在、いろいろなところに保管が点在してございますが、その保管場所を1カ所に集中することで、作業効率の向上を図るというところでございます。ちなみに、この22年度の資源売却代金の見込みでございますが、約4,500万円で、そのうち、この保管場所の対象物になっておりますのは約2,700万円分でございます。

それから最後に、リサイクルの今後の考え方でございますが、現在、小学校などの公共施設で、拠点回収としてペットボトルと白色トレイをとり行ってございますが、これを集積所における収集というような形にするということで検討してございます。さらには、その他のリサイクルの向上を図るということから、布類とか菓子の箱とか、そういったものについても、今後、分別収集ということも検討をしていくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

早速ですが、通告に従って質疑をさせていただきます。

まず、3月議会は別名予算議会とも言われるのはご承知のとおりであります。新年度の予算に当たって、市長は予算編成について、昨年9月に策定した財政改革の基本方針、これを今回初めての予算で、限られた経営資源を創意と工夫をもって最少の経費で最大の効果を上げる。それと、最終年度となる前期基本計画、第2次実施計画に掲げる各種の施策の推進を図ると。昨日の答弁では、今回の予算を一言で言えばという質疑で、今を支えて未来につなぐ、そんな予算とご答弁がございました。

一般会計で新年度の予算を見せていただきますと、約10億円の減だと、総額で198億8,500万円、こういった予算の中身を、限られた時間ですので一部分だけ取り上げて、質疑というのか検証させていただきたいと思います。

まず、議案第7号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について。

ここはもともと私も思いがありまして、思い入れがある、そんな言い方でもいいかと思うんですが、確か、四、五年前になるかと思うんですが、公有財産について、当時、遊休資産の活用という形で、この本会議場で質問させていただいた、そんな記憶があります。その当時は全くの空き室であったと。だから有効に使ってもらったらどうですかというので、今日に至っているのが介護支援センターと、こういう形になっていまして、今回の条例の一部改正ということは、ご承知のように、待機児童が1年前で約30名ほどの困って見える児童がいる。そういう状況の中で、今回、待機児童の施設をという形で補完されるわけなんです、まず1点目に、15名をという説明になっておるんですが、15名の内訳、10人と5人と。5人は院内での保育と。それで合わせて15人なんです、これを決めた基準をまず一つ。30名待ちになって見えるのに、なぜ15名なのかというのが1点。

それから、募集をいつから始めるのか。まずこの2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず15人と決めた基準はということですが、定められた基準はございません。保育所を待機となっている児童のうち、来年1月に何人がこの施設に入所されるのか、現段階では正確な把握が困難なことや、また市以外でも、市内で同種の施設を設置する動きがあることなどを考慮して、15人と設定したものでございます。

なお、施設的には十分な広さがございますので、この人数を超えた場合にも受け入れをしてみたいと、このように考えてございます。

それから募集でございますが、例年、待機児童というふうに判定されるといいますか、認可保育所に入れない方が確定しますのが年末等になってきます。したがって、その一般の認可保育所

へ入れなっただ方を対象に、この待機児童施設へ入所されるかどうかという申し込みを受け付けさせていたいただきたいと思います。したがって、ことしの場合は1月開所ということで時期が異なりますが、来年度からは年明けごろがその判定の時期というふうになると考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

基準がないということで、基準がないというのは真っ平御免こうむりたいと思うんですが、30人用の受け入れの面積はあるということですので、これはこれとして一応理解をさせていただきます。

それと、待機児童、私も議員をやっている立場上、年が変わった大体1月ごろに、ちょっとうちの孫がという、そんな要望もあります。だから、1月に父兄等が慌てふためくということのないように、新年度はどれぐらいの待機児童があるのかということは、1年は12ヵ月あるんですから、早目早目に、やはり健康福祉部長、その辺は情報を察知する必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、この施設整備事業、総額4,800万ほどなんですが、内訳で備品購入費290万、この中身をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

備品購入費の内訳でございますが、主に保育室の家具といたしまして、テーブル、いす、それから乳児用のベビーラックとかロッカー。また、寝具といたしまして、ベビーベッドとか布団類、またそのほか遊具類等となっております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

今、内訳を教えていただいたんですが、その中で1点だけ、これは不足しているんじゃないかなと思うのが装飾品類ですね。ゼロ歳から一番大事な発達時期で、いろんなものに関心があると。目で、耳で、口で、訴えたり、眺めたり、感性豊かな人生の中での一番大切な時期。だから、室内での装飾類、飾り物ですね。そんなものはこの備品購入費の中に入っているのかどうかだけお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育室等の飾りでございますが、こちらの方は、この備品の方では計上しておりません。ただし、運営につきまして業務委託という格好をとりますが、その委託の中で、保育室の飾りつけ、そういったものもその事業の中でやっていただくということで、実際に赴任しました保育士等の創意工夫

によりまして、保育室を子供さん向けといいますか、保育に適した施設としていくと、そういう予定であります。その辺につきましては、市の方も十分関与してまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

保育士の先生方にその辺のところはということですが、15人をという計画ですが、保育士の先生は何人なんですか。最後の質問にします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育士の数というお尋ねでございますが、現時点では何歳児が何人入所するかわからない状態でございますので、保育士の数もはっきりと申し上げることはできません。なお、ほかの認可保育所と同じ基準で保育士を配置することとしておりまして、その最低といいますか、常時2人以上は置かなければならないというところでございます。15人というところで入所していただきましたら、おおむね4名から5名の保育士になると、このように考えておりますが、時間帯が長いということもありますので、その辺は今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

部長の先ほどの答弁の中で、来春から民間で施設が一つ新設されるであろうというふうな答弁がありました。私はよく知っております。対象は限定されますので、そんなに甘く見てもらったら困るということだけ申し伝えておきます。

次に、当然ながら新年度に入る前には、今年度末を通過しないと当然入っていかないというのは当たり前のことであって、そういった意味で、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてお尋ねしたいと思うんですが、これは昨日来、1番の歳入歳出15億円、いまだかつてない減額の幅ですよということで、ご答弁いただいています。そういった中で、ご答弁はこのことについては要りませんが、私なりに確認だけさせていただきます。

大ざっぱに入りと出、歳入と歳出、土木費で7億5,000万の減額、教育費で4億2,000万の減額と。これはそれぞれ和賀白川線、野村布気線の買収等で思うように進捗が図れないからという意味だと思います。教育費は亀山中学校、関中学校、それから東幼稚園、それぞれ工事等の入札差金であって、結果、起債というんですか、市債を発行してでもという借り入れが入りの部分で減ったと、そういうふうに解釈をさせていただきます。

次に、債務負担行為の補正、大体補正とか変更とか減額とかいうのは、ポイントとしては一番見やすい、そんな経験を持っております。あえてお尋ねしたいと思いますが、債務負担行為ってテレビで市民の方も見られていると思うんですが、私なりに債務負担行為とは、これは地方公共団体が、建設工事ばかりじゃないんですが、土地を購入する場合とか、数年度にわたって債務を負担する契約を結ぶなどの将来の財政支出を約束する行為であるということをご承知のとおりです。それと

同時に、この債務負担行為、これは当然ながら議会の議決が要るわけなんですけど、期間とか限度額が変わったら当然補正でということで、今回補正に上がってきたわけですが、この減額6,000万から2,381万円、約半分以下に減ったということが数字上あらわれています。

そもそも亀山市斎場の管理業務を指定管理者制度で委託してきて委託料が変更になったということは、期間が来て、新年度に向かって新たに入札をとという行為をなされたと思うんです。そういった意味で、私なりに考えますのは指名競争入札だと思うんですが、落札された方が非常に目いっぱい入札をされて、結果、半分になる大きな金額を落札したということで、市にとっては出るものが減ったから大変ありがたいなと、そう思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この委託料は斎場の管理業務委託の関係でございまして、当初は3年間の限度額を6,000万円と見込んでおりましたが、議員ご所見のとおり、平成23年の1月17日に入札を行いましたところ、年間で793万8,000円、3年間で2,381万4,000円で契約が締結をできましたことから、これに変更するものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

答弁どうもありがとうございました。

次に、地方債の補正で臨時財政対策債、これ起債の変更なんですけど、9億6,150万から6億920万、約3億5,000万減額になった理由をお尋ねしたいんですが、恐らく冒頭で、歳入歳出総額で15億円の減額だと、これに絡んでくるんだと思うんですが、簡単にご答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債の減額につきましては、平成22度補正予算におきまして、先ほど申されました土木費、教育費などの事業費の確定によりまして、減額補正により一般財源に余剰金が生じたことから、23年度以降、償還ピークを迎えます公債費の抑制を図るために、今回臨時財政対策債を約3億5,000万円ほど減額をするものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

これは質疑の趣旨とはちょっと離れますけど、この臨時財政対策債、これも市民の方、何なのかなということになるんですが、非常に当市にとっては将来的に交付金にかわる体をなしているということで、今回減額になったんですが、場面場面で大いに活用していただくことをお願いしておきます。

それと次に、実質収支額の予測について、これも昨日ご答弁していただいておりますので、あえて尋ねません。

ちなみに19年度は12億円、20年度は13億円、21年度は15億円であったものが、この3月末では8億円ほどにという、そんなご答弁だったと思うんですが、要は減ってきていると、それだけはテレビを見てもらっている市民の方も知っておいていただければと思います。

次に、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について、まず予算編成についての考え方。これは冒頭に市長の予算編成の取り組み姿勢、これはもう申し上げましたので、重なりますのであえてお尋ねはしません。

まず第1の第12款諸支出金、第1項基金費、これは庁舎建設基金の積み立て、なぜ計上しないのかということで、昨日もご答弁ありましたので、理由は省略させていただきますが、今回利息分だけ480万5,000円計上されたんですが、今回ゼロじゃなくして、あえて利息だけでも上げようかなと思ったのか、何か意味があればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

庁舎建設基金の積み立てにつきましては、昨日もさまざまご議論をいただいたところでございます。23年度、市の財政運営も非常に厳しくなるといったことから、税收減による市民生活へも配慮するとともに、庁舎建設そのものが一時凍結をしておりますことから、一般財源での積み立ては行わず、運用益である480万5,000円の積み立てとしたところでございます。

なお、亀山市基金条例の第6条におきまして、運用益金の処理が規定をされております。基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上してその基金に編入し、または基金の設置目的に充てるものとするというふうに定められておりますので、運用益480万5,000円を今回積み立て計上をいたしましたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

親があって子があるという関係からいけば、親で利益が生じたらまた親元へ帰すと、もちろんそういう仕組みになっているんですから、それはそれでいいんですけども、あえてゼロというのはみっともないから、利息だけ、運用益だけでも入れようと思ったのかなと、そういう趣旨でお尋ねしたのが事実であります。

庁舎は、市長マニフェスト等で一応凍結ということでございます。私もぜひとも庁舎建設は必要だと、そういう立場でお尋ねしているんですが、景気景気とよく言われます。景気って、昨今も、皆さんテレビ、新聞等でご承知のように、景気・不景気はもう踊り場まで来ていると。これから上向きになってきますよということですので、お互いに経済学者ではないんですから、学者はええとは言いませんが、实体经济、経団連あたりの首脳等が言っていることは上向きですよということですから、あまり悲観にならんように、経済状況が悪い悪いというのは、もう悪い話はあまり言わない方が私はいいんじゃないかと。

そこで、市長の昨日の答弁で、積立金を積み立てすることを復活するのは経済状況次第だと。経済状況を見きわめて考えますと、そういうご答弁だったと、私はそのように解釈しておりますが、言葉でもいいんですが、具体的にどういう状況になったら、昨日も不交付団体から交付団体になりそうであろうと、23年度は。そうしたら、不交付団体の間だけでもというのは、要は財政が豊かなんですよ、自前で亀山市はやっていけるから不交付団体ということなんですが、そういった事例の質疑もございました。ここで改めてわかりやすく、どういう経済状況になったときに積み立てを開始するのか、市長にご答弁をいただければと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この庁舎の建設基金の積み立てにつきましては、他の基金もそうなんですが、一般財源に余裕のあるときに積み上げていくと、将来の準備をしていくという基本的な考え方でございます。

経済的にどんな状態であれば積むのかということでございますが、本年度の予算編成の過程で税収が減っていくという中で、今回は運用益だけを計上させていただいて、今年度は5,000万計上させていただきましたが、他の事業へ優先をしようというような判断をさせていただきました。

今後の経済情勢や税収の推移というのはきっちり予測ができませんけれども、厳しい流れの中に当面はあろうかと思っておりますが、24年度の予算編成の過程でどういう状況にあるのか、その中で判断をすべきものと、このように考えておるものでございます。

おっしゃるように、後ろ向きな、景気が悪い悪いというのは非常に悪い方向に向いていくという風潮は同感でございまして、何とかこういう局面をしっかりと、議員、市民の皆さんのご理解をいただきながら、持続ができるような行財政運営をしていきたいと、年々の予算編成をその中で的確に対応させていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

市長の答弁によりますと、毎年毎年積み立てをすべきかどうか、財政状況を見ながらということですので、何年かに1度という話ではなかったように受けとめました。これ以上は突っ込んで質疑はいたしません、前向きにひとつよろしくお願ひしたいということだけ申し上げたいと思います。

次に、第3款民生費の第2項児童福祉費、子ども手当給付費1億9,310万円。これ内訳をということでご答弁お願ひしたいと思いますが、まず、あまり国のことを言いたくないんですが、予算関連法案が通らないとという、そんな不安材料を皆持っているわけでございます。注目しているところであって、国ははっきり言ってチキンゲームやっているんじゃないかなど、本当に今そんな感じを私個人が持っております。結果しわ寄せが、全国地方自治体に影響が来るというのも現実の姿であります。

まず、この内訳、国・県・市の負担も含めて、財源の内訳を部長、簡単にお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

11億9,310万円の内訳ということで、国の支出金が9億5,768万6,000円、県の支出金が1億1,770万6,000円、市の持ち出し分といたしまして1億1,770万8,000円で、率で申しますと、今年度は3歳未満の子供が7,000円上乗せということを除いた国と県と市の率でございますけれども、国が78%、県が11%、市が11%となっております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

先ほどのご答弁で、亀山市の負担は約1億1,700万円ですと。法案が通ればいいんですが、万が一、私もどちらとも想像はつきませんが、地方自治体にとっては通らないということになれば財源手当ても必要でしょうし、コンピューターの入れかえ等、いろいろ大変な場面場面でご苦労かけるということは十分察知しております。そこで万が一、この3末に関連法案が通らないとなると、この市で持つ1億1,700万円の財源は何か当てにされているかどうかだけ、ご答弁を願います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この法案は、今、国の方で十分審議をされておるという中で、この法案が万が一成立をしなかった場合、市の分1億1,770万8,000円についてどうするのかということでございますけれども、これが成立しなければ、前の児童手当に切りかわるということで、支出については若干1億よりうんと、対象年齢とか所得制限等々も入りますので、持ち出し分も当然低くなります。その部分につきましては、また次の議会において、補正等も視野に入れながら検討してまいります。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

梅本部長には日夜ご心痛と察して、この項は終わります。

次に、第4款衛生費の第2項清掃費、ストックヤード整備事業の目的と積算根拠について、目的については先ほどご答弁いただいたので、これは省略させていただきます。

この事業、先ほども部長からご説明があったように、国の補助金というんですか、3分の1、そんな形でこれを活用して取り組んでいるんですよということで、総事業6,900万、内訳は、実施設計委託料が1,325万、地質調査委託料が175万ですか。問題は、この工事請負費5,400万と。この5,400万について積算根拠をと。

それと面積は、先ほど広さはどうだったか聞き漏らしたかわかりませんが、何坪ぐらいかということをお尋ねしたいと。まとめてご答弁願いたい。

それと、簡単に言えば、古紙、あるいは瓶、野ざらしに現実なっておって、紙なんかは当然雨に

ぬれたら製品になりませんわね。そういった形で、製品で売れる状況を保つがためのストックですから、製品を収納するような、そんな建屋を建てられるということなんです。売るとしたら、年間でも結構ですし、大体どれくらいの売り上げを見込んでいるのか。事業するばかりが脳じゃありませんので、その辺わかっておればご答弁を願います。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず5,400万円の工事請負費の積算根拠でございますが、こちらにつきましては、この工事請負費は主に建築物に係るものでございまして、予算の計上に当たりましては標準的な同種の建築物の建設単価を用いて積算をしております。なお、詳細な設計につきましては、23年度におきまして実施設計等業務委託を発注して進めるという形になってございます。

それから面積でございますが、約1,000平米の建屋、鉄骨平家建て、高さにして5メートルほどの建物を計画しております。

それから古紙、瓶なんかの資源売却代金でございますが、この保管対象物といたしましての売却代金は約2,700万円程度を見込んでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

2,700万ほど収入に寄与しますよということで、それも絡んでくるんですが、次、最後の質疑をさせていただきます。

歳入のうち、第13款使用料及び手数料の項で諸収入、雑入もそうなんですが、きめ細かく1,000円から予算書には上げていただいています。これを見ると、本当に真剣にきめ細かく組んでもらったのかなと思うんですが、さてどっこい、私はそうは思えないということだけ申し上げながら、今回の予算の組み立ても、入りの部分で基金を崩さないと回っていかないというのが如実にあらわれているのが、財政調整基金で9,400万、約10億です。減債基金、これも3億3,000万と非常に苦しい編成となっているように受けることもできます。

このことは自主財源の中で、固定資産税のうち償却資産が大幅な減収になるということは、これはひとえに大きな要因なんです。予算編成の説明資料では、この手数料と使用料の説明がわずか2行で終わっているんですね。ということは、全く使用料、手数料は自然体でいいのかなと、私はそのように受けています。総額2億4,400万、新年度になったら逆に150万減るんやと。金額が総予算の中で、金額的にも率が悪いから自然体でええのかなと、そんな考え方しか受け取れませんもんで、改めて質疑をさせていただきます。

まず、私も以前、金融機関に勤めておりました。銀行の利益というのは、貸出金利と預かっている預金金利の利ざやが収入の8割、9割だったんですが、どっこいゼロ金利時代に突入しまして、受け入れ手数料で利益を上げないというのが銀行経営の始まりで、現在、皆さんも何かと発行依頼したらすべて手数料がつきもんになっている。昔は要らなかったと。そんな、民間は金融機関だけじゃないでしょうから非常に厳しい。だから、当然ここでメスを入れてもらわないと困るという

ことですね。

それで、時間の関係上、私はこんな考え方を持っているんだということだけ申し上げます。

まず公有資産、遊んでいる建物が建屋だけ建つととか、空地になっているというのが数カ所、当市にはあります。そういった中で、まず一例で言いますと旧裁判所、一応買い上げしました。先日もどうかと思って見に行きました。何に使っているのかはわかるとるんですが、車の駐車場ですね。どうですか、15台ぐらいしかとまっていなくて、あの大きな空地にね。こんなもんで野ざらしにして、財産持ってますよというのでいいのかどうか、まずこれ1点。だから遊休資産の活用ですね。

それから手数料。言いにくいんですが、ずばり財政持続可能などという意味合いで申し上げます。白鳥の湯の入湯料、これも当初のいきさつも知っています。300円でどうかと、当初ですよ。いろんな場面場面があつて100円でスタートしたんですが、その辺の入湯料の値上げを本当に考えておるかどうか。市民の方、利用している方に聞いてみたら、何を言うとするんやとおしかりを受けるかわかりませんが、大きな意味でこれは一考を要する。

それと、もう一つ、市の職員の方、600名とかお見えなんですが、通勤用に自家用車で見えるとするのは事実であります。全員じゃありませんが、大半というよりも、ほぼそうでしょう。これ職員の方にはえらい反発を買うかわかりませんが、大局的に考えて、真摯な質疑と受けとめていただいて、この辺も相場があります。月決めで駐車料金を徴収するというふうなことで、いろいろ駐車料金をもらうにしては、月決めでこの辺で3,000円であれば、イコール3,000円とは申しません。1,000円としても、600人おつたら、そこそこの金額になりますね、月決めで。それで、これ駐車料金をもらうのは恒久的ですので、1年間だけとかそんな問題ではありませんので、この辺も踏まえて、使用料、手数料について、今回の予算編成で本当に真剣に考えてもらったかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成23年度使用料の予算計上をするに当たりましては、やはり市民生活への影響といったことも考慮いたしまして、値上げといったことは一切いたしておりません。平成22年度と同額により計上いたしたところでございます。

ご質問のありました旧裁判所跡地の利活用ということでございましたけれども、こちらにつきましては、現在、土地開発公社の所有でございます。今後どういった活用方法があるのかといったことを、利活用については検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それと、職員駐車場有料化の厳しいご意見をいただいたところでございますけれども、本年2月に策定いたしました行財政改革大綱の中で、来年度中、平成23年度中に検討を行うことといたしております。検討に際しましては、職員の福利厚生上の観点や、公共交通機関の利便性の問題等、総合的に勘案をした上で結論を導き出していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

白鳥の湯の使用料でございますが、現在の料金設定につきましては、いろいろご協議をいただきまして決定したものでありまして、利用実績や、さらには亀山の情報の発信の拠点となっている、そういったことも考えますと、適正なものと考えております。しかしながら、建設後10年が経過しまして、施設の老朽化等も見られますことから、今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

じゃあ最後に、ここには部長以上ばかりなんですけど、市長は予算を組み立てる中で、1事業1工夫とはっきりと明言されておるんだから、部長連中ももっとしっかりと検討してもらわんと。大体検討というのはあまり前向きじゃないと思いますが、ただ言えることは、職員向けの駐車場の件は、検討ということは比較的改革というか、前向きに改革方向に沿って進めていただくと。

福利厚生のことよくわかっています。やっぱり痛み分けというのは公平・公正という観点から、広森部長にはお願いしておきますが、職員の皆さんに意のあるところをお伝えしていただきたいということだけ申し上げて、最後に、暮らしの質を高めるということ、それから持続可能な財政運営ということでおっしゃってみえますので、市長、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（大井捷夫君）

16番 宮村和典議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

議案質疑の最後でございます。

今回の質疑は、農林水産費のうち、就農支援モデル事業を取り上げさせていただきます。

予算議会と言われる中で、個別の事業であって、しかも予算的にも450万、460万という規模の事業でございますが、市長の予算編成のつくりの考え方、そしてマニフェストの達成度に対する考え方、評価、あるいは市長の基本理念である選択と集中、これがどのぐらい反映されているかと、そんな視点で質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

まず、補正予算、新年度予算、あわせて二つ質疑をさせていただきます。

補正予算では79万6,000円の減額が示されました。減額の主な要因を示してください。

2番目に、この事業はおよそ三つの柱、新規就労支援、耕作放棄対策、そして特産物の支援対策と理解をしておりますが、新年度予算で示されたおのおのの事業内容と、予算額も簡単にご説明をしていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、就農支援モデル事業の事業内容から説明させていただきますが、まず一つとして、新たに就業を目指す方の支援及び農業の担い手の育成に関する事業ということで新規就農者育成対策事業、この内容は三重県の農業大学校における研修、または課程の履修を修了された方に対して助成を行うというものでございます。二つ目が耕作放棄地の再生利用に関する事業でございまして、耕作放棄地の復元に要する費用に助成をするものでございます。三つ目といたしまして、地域特産品の発掘・研究などに関する事業でございまして、発掘・研究・栽培及び普及に要する費用に対する助成、この三つから就農支援モデル事業が成り立っております。

次に、補正予算減額の内容でございまして、新規就農者育成対策事業の対象者がいなかったこと、これによりまして65万7,000円の減額。耕作放棄地の再生利用に関して、当初1ヘクタールというふうな形で見込んでございましたが、実績が0.58ヘクタールと少なかったことに伴います53万9,000円の減額。一方、地域特産品の方では、当初3件を見込んでございましたが、ニンニク、ジネンジョ、大麦若葉、またイチジクなどの取り組みがありましたことから40万円の増額ということで、これらの三つを合わせまして79万6,000円の減額というふうになったところでございます。

また、新年度予算につきましては、新規就農者の育成対策事業では3名の方、65万7,000円を予定してございます。それから耕作放棄地再生事業では1ヘクタール、90万3,000円、特産品の方では3件の300万円、合計で456万円を計上いたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

補正予算で対象者がいなかったということなんですけれども、予算編成時に対象者がいるかいないか、きっちりリサーチできていないということが示されたと思います。

質疑をさせていただきます。三つの事業、ちょっとパネルを用意しましたのでごらんください。

ご答弁のとおり、就農支援モデル事業として新規の就農者の支援事業と耕作放棄の再生、そして特産品の開発・発掘・研究があるんですけれども、まずこの一番初めの新規就農支援事業について質疑をしたいと思います。

同事業の交付金の要綱の中に、補助金対象事業は、新たに就農を目指す者の支援及び農業の担い手の育成に関する事業となっておりますけれども、なぜ三重県の農業大学校の履修を修了した人に限定してこの事業を行ったか。ほかの高校やほかの大学ではなぜだめなのか、説明をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

鈴木議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

三重県農業大学校につきましては、次代の農業を担う農業経営者を養成することを目的に、三重

県が設立をした大学でありまして、専攻コースとして1年課程と2年課程、それから研修課程として農業基礎研修を初め多くの研修を受けるという大学でございます。また、この大学は、履修時間の約半分が実習・実験などの実践力を身につける学習内容となっていること、農業のさまざまな技能資格を受験・学習できること、農業改良普及センターが技術面、資金面で相談に乗ってくれることなど、実践的な学校であるということから、三重県農業大学校と定義づけたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ただいまの答弁、農業に対する知識、体験、あるいは実践が、そういう意味からして就農の可能性が高いからということなんですけれども、この学校の就農率ってご存じですか。これ半分ちよつとなんです。対象者がいれば就農する可能性があるとか、それから私が調べたところによれば、今の1年、2年、在校生はちよつとあるんですけれども、ほとんど卒業される見込みはありません。それからこの対象はあくまでも卒業生だけではなくて、さまざまな研修をということなんですけれども、少なくとも今の私が調べた限りでは、来年も同じような予算補正が出てくる可能性が非常に多いと。いるかないかということは別問題として、二つここで質疑をさせていただきたいと思えます。

新年度予算編成の考え方、新年度予算の編成に当たっては前例にとられることなく、すべての事業において1事業1工夫、昨日もこの言葉は何度も聞きました。そういう約束だったと思うんです。少なくともここだけの部分を見るに、私は前例にとられることなく1事業1工夫したとは思えない。全体予算も全く同じ額なんです。456万3,000円、去年と全く同じ。同じ額だから精査していないということではありませんけれども、どんな工夫をしたのか、精査をしたのかお聞きしたい。

それから二つ目、現金支給による補助金の制度自体が適切かどうか、これについても質疑をしたいと思えます。

本当に農業に就農したい方が見えるなら、農業大学校に限らずどんな学校でも、あるいは年齢にかかわらず、あるいは脱サラの人にも制度として目を向けるべきだ。ましてや、これは現金支給なんですけれども、国とか県がさまざまな施策、有利な貸付制度の中で、非常に門戸を開いているんです。手ぐすね引いてそういう方が待っている制度がたくさんあるんです。この亀山独自の就農支援金をもって就農の動機づけになるのかと、私は非常に問題がある、疑問です。その意味において、仮にこの事業が事業仕分けの対象になるならば、見直しや、ひょっとして廃止するという予想をされる事業だと、私は思っています。その意味において、もう一度この事業をきっちりと精査をしていただいて、本当に必要なのかという判断を行政の責任においてやるべきです。事業仕分けの結論を待つまでもなく、行政の責任としてきっちりと判断していただきたい。

その二つ。一つ目は、どんな工夫があったのか、精査したのか。二つ目は、この事業を続けるつもりがあるのか、見直し、あるいは廃止についての考え方はどうなのか、答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

鈴木議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず工夫の点でございますが、当初予算を計上しました時点では、私どもが調べた中では、2年課程で在学中の方がお1人見えたことと、それから23年度に入学される方お1人の分を想定いたしまして、22年度と同額というふうにしたところでございます。

それから、この事業自体の継続、また見直しについての点でございますが、国や県におきましても同様の支援制度がありますが、いずれも貸付制度という内容でございますが、亀山市の場合は3分の2を助成するというような有利な制度でございますので、この制度を少しでも多くの方に利用していただきたいということから、制度化をしておるといふ事業でございますが、しかし、やはり現在利用者が少ないとかいふような課題も出てきましたことから、事業内容も含めて、見直しの方も検討をしていくべきだろうというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぜひしっかりと見直しを図っていただきたいということで、次の項に移りたいと思います。

次は、2番目の耕作放棄再生事業について質疑をしたいと思います。これについて、今の現状等説明を求めますと時間がかかりますので、私の理解から発言をさせていただきます。

平成20年の亀山市の農地面積、全体で2,630ヘクタール、そのうち耕作を放棄されている土地、水田で147ヘクタール、それから畑で253ヘクタール、合わせて400ヘクタール。いわゆる2,630ヘクタールの中の400ですから、約15%が耕作放棄している状態ということでございます。これが1点。

2点目は、耕作放棄地は平成20年、21年、22年に市内で約10ヘクタール増加しているにもかかわらず、この放棄地対象地が大体1.5ヘクタールだということが資料で示されております。いってみれば、一たん放棄された農地、これの再生とか復元というのはなかなか難しいというような感じがございます。

そこで質疑をしたいんですけれども、私は、耕作を放棄された土地を再生するよりも、耕作放棄の発生の予防対策が非常に大切だと思いますけれども、今、亀山でも、国・県・市の単独事業において発生予防策が三つくらいあると思いますけれども、どんな事業が展開され、どんな実績があるか、お示しをお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

事業展開の内容でございますが、22年度におきまして、国の事業といたしまして、まず地域ぐるみで農用地の保全、農業施設の点検、景観作物の作付などに取り組みます農地・水・環境保全向上対策事業がございます。実績といたしまして、7団体で、田んぼで211.1ヘクタール、畑で4.6ヘクタール、合計215.7ヘクタールに取り組みをいただきました。

それから二つ目としまして、中山間地域では、農用地の保全、農業施設の点検などに取り組む中山間地域等直接支払い事業がありまして、7地区12団体で49.6ヘクタールに取り組んでいた

だいたところでございます。このほかに市の事業といたしまして、景観形成作物の作付などに取り組みます田園景観推進事業がありまして、団体として5団体、個人では7名の方が13.5ヘクタールで、コスモスやヒマワリなどを作付していただいたというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

答弁ですと、発生防止対策として、農地・水・環境保全向上対策事業約215ヘクタール、それから中山間地事業で50ヘクタール、そして市の単独事業でございます田園景観推進事業、これが13.5ヘクタール、合わせますと280ヘクタールが耕作放棄の発生防止の対象になっていることが紹介されました。私は、この数字は物すごく大きいと思うんです。特に国・県の事業に関しては非常に有利な私は制度だと思えます。その新しい新年度予算の概要の中にも、国の事業に対してはきちんと増額を含めて位置づけされているということがあるんですけども、やはりこの部分を大切に、地権者や地域の方々の合意のもと、計画的な事業運営、そして進捗管理、このあたりをきちんとやっていくということが求められると、私は思います。

そこで質疑をさせていただきます。

亀山市のみならず、全国的に耕作放棄地の問題、大変な問題、深刻な問題となっております。このパネルにありますけれども、耕作放棄再生事業をこの就農支援モデル事業の一つとして位置づけして、これでいいかという問題なんです。むしろ、今示していただいた280ヘクタールの発生防止事業とあわせて、いわゆる再生事業を位置づけると。一つの政策として、きちんと私は位置づけをするべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

就農支援モデル事業の三つの事業は、いずれも農業経営の安定化及び活性化に寄与することを目的といたしておりますことから、一本の要綱にまとめて今まで取り組んできたというところがございます。しかしながら、事業の内容は、議員ご所見のとおり、就農、耕作放棄地対策、特産品の発掘と、それぞれ異なっております。そういったこと。また、先ほども申し上げましたが、さまざまな課題も見えてきたこと。それと、この就農支援モデル事業自体、名前にもありますようにモデル事業というような形になってございますので、やはり事業の内容、また要綱の見直しも含め、検討していくという考えでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

全国見ますと、大手の人材派遣会社、あるいは企業、あるいはNPOと行政がタイアップして、耕作放棄対策に乗り出した例も非常にふえてきました。その意味において施策の体系としてこれをきちんと位置づけると、そういう視点で、あるいはそういう切り口でこの重要度、あるいは単独の施策体系をつくるということが非常に私は大切と思い、今発言をさせていただいております。

それでは3番目に行きます。3番目の特産品発掘・研究事業ということに入りますが、要綱の中では、地域特産品は営農指導機関が推奨するものとするという規定がございますが、当市ではどんな作物が対象であるか教えてください。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今現在は、地域の特産品として定めたものはございませんが、平成21年度と22年度におきまして、イチジク、ニンニク、お茶、ジネンジョ、大麦若葉の取り組みに対して支援をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今どんな作物をやっているかじゃなくて、営農指導機関が推奨するものは何かという質問をしたつもりです。多分ないと思うんです。非常にこの要綱はわかりづらく、あいまいだと思います。市の単独事業でありながら、ましてや特産物の発掘をする事業において、営農機関が推奨するもの、この項は何を担保したいのか非常にわかりづらいです。

そこで確認をします。まず、市長のこれに関係するマニフェストを読みたいと思います。「農林水産物である亀山茶、ジネンジョ、鈴鹿山麓牛などの市場競争力の向上や亀山ブランドをつくるための応援体制をつくります」ということでございます。

確認をさせてください。この営農支援モデル事業は、市長のマニフェストを具現化することをもくろんで実施された事業なのか。あるいは、市長ご就任が21年の2月、この要綱ができてきて告示されたのが7月でございます。そうしますと、市長のマニフェストを受けてつくった事業、时期的にどうなのかということ、あるいは同時進行だったのか、この辺の確認を初めにさせてください。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この事業は、マニフェストに基づきます取り組みでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

マニフェストによると、市長の指示に基づいてこの事業を展開してきたということを前提とするなら、昨年来の事業の実績を見ますと、大麦の作付は1町歩以上をやっています。ニンニクや三寺のジネンジョ、そしてイチジク、非常に意欲的な取り組みといたしますか、挑戦が見られて、私は非常に楽しみにしているんですけども、市長のマニフェストの、市場競争力を高めるとか、あるいは亀山ブランドをつくるための応援体制だということからすれば、制度の位置づけとか共通認識はまだまだでき上がっていないという私は認識を持っていますが、ただし、今回市長はマニフ

エストレポートということで、みずからの施策、マニフェストに対しての評価をされたものが出てきました。桜マークで五つの段階でございます。桜マーク一つのは早期に検討する、修正または廃止。これを見ますと、いわゆる市場競争力をつけて亀山ブランドをつくるという事業に対して、市長の評価は桜マークが四つなんです。ほぼ実現したというんですね、これ。ほぼ実現、この辺が本当に評価として、市長、正しいんですかね。

それからもう一つ、せっかくですのでまとめて聞きますけれども、例えば今後の取り組みの中で、販路拡大について調査・研究を進めると書いてあるんですね。いわゆるマーケットリサーチをするんだということなんですけれども、こんなお金、予算の中には一つも入っていないんですよ。この部分は、300万は団体、あるいは個人に対して100万ずつ3件、いわゆる補助金として与えるんであって、市がマーケットリサーチをする予算なんか入っていないんです。

二つ質疑をしたいと思います。市長みずからのこのマニフェストレポート、桜マーク四つ、ほぼ実現した、これは正しい判断なのか。私は、到底やりかけた、あるいは仕掛けた程度と思っております。この判断についてどうか。

それからもう一つ、本当にこの亀山ブランド、あるいは地域競争力、市場競争力をつけるということにあるとしたら、市長の選択と集中の基本理念の中で、特産物の育成をこんな位置づけではとてもできない。就農支援モデル事業の三つある項目の中で一つに置いておくことは、全く位置づけとして選択と集中がなっていない。この部分について、二つお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず就農支援モデル事業、これにつきまして市長のマニフェストの評価についてのお尋ねでございました。

この事業自体は、今部長が答弁をさせていただきましたように、私が就任をさせていただいて、マニフェストに基づき新たに創設をさせていただいた制度でございます。その評価でございますが、5点満点で四つはどうだということでございますけれども、マニフェストで明示をさせていただきましたのは、そういうブランド化推進のための支援制度を創設しますという視点で明記をさせていただきました。それに対しては、今ご指摘をいただきました課題であったり、十分そのブランド化が進展をしたというところには至っておりませんので、まだまだ道半ばでございますけれども、制度の創設につきましては、これをスタートに、よりバージョンアップをしていかななくてはならない、このように考えておるところでございます。

そして、この間、今ご指摘をいただいた課題も含めまして、ますますその取り組みが重要であるという認識を十分にいたしておるところでございます。現在、生産農家の皆さんや、例えば亀山茶ブランド推進協議会がこの2カ年で立ち上がって、いろんな展開もいただいております。市の方も事務局として参画をさせていただいておりますが、いろんな団体との横のつながりですとか、こういうものも芽生え始めてきておりますので、農業者の皆さん、あるいは各関連団体の皆さんとの話し合いをしっかりとさせていただきながら、今後も亀山ブランド、そしてひいては亀山市の農業の活性化と進展につなげていきたいというふうに考えておるものでございます。

2点目に、販路拡大の予算が組み込まれていないではないかというご指摘でございました。これにつきましても、今ご指摘いただいた問題、その事業の組みかえも含めまして、現在検討しております地域戦略になります後期基本計画の策定の過程で再構築をして、より効果が上がるような施策体系として確立をしていきたいと、現在その検討を始めさせていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

支援制度をつくるという観点からすれば、マニフェストはほぼ完了したんだというご答弁だったと。そもそも事業の評価というものは、政策を立案をして、さまざまな要綱等をつくるインプットから始まって、そのインプットに基づいてさまざまな事業、ここで言うなら事業をされる方を探してやっていくと、そういうアウトプット。でも一番肝心なのは、それをもってどう市民が価値を生み出したかとか、成果を生み出したかが問われているので、制度をつくるということがマニフェストだから達成したんだという、こころの目線だけは、もっと厳しい目線で事業展開をしていただきたいと思います。

最後に、せっかくなので、パネルを出します。

まとめとさせていただきます。この就農支援モデル事業、三つございます。一つずつ質疑をさせていただきました。1番目の新規就農者支援事業、非常に要綱等、あるいは農業大学校に限って等を考えますと、当然事業仕分けの対象になり見直しや廃止の可能性があると。しかしながら、事業仕分けを待つまでもなく、当局が行政の責任においてきっちり見直しをしてくださいという私の意見でございます。2番目は、耕作放棄の再生事業については、この予防事業とあわせて、きっちり単独の事業としてさまざまな視点から進捗管理等を図ってくださいという私の意見でございます。3番目は、発掘・研究、亀山ブランド、あるいは亀山の農産物の市場競争力を高めるために、あるいは市長のマニフェストを本質的に実行させていくために、きっちりこれも単独事業にさせていただきたいということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

8番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第23号から議案第31号までの平成23年度各会計予算9件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づき、委員20名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第31号までの9件については、委員20名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算特別委員会付託議案表

- 議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について
- 議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

○議長（大井捷夫君）

続いてお諮りいたします。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、お手元に配付いたしてあります一覧表のとおり20名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20名を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

予算特別委員会委員名簿

1番	高	島	真	議	員		
2番	新		秀	隆	議	員	
3番	尾	崎	邦	洋	議	員	
4番	中	崎	孝	彦	議	員	
5番	豊	田	恵	理	議	員	
6番	福	沢	美	由	紀	議	員
7番	森		美	和	子	議	員
8番	鈴	木	達	夫	議	員	
9番	岡	本	公	秀	議	員	
10番	坊	野	洋	昭	議	員	
11番	伊	藤	彦	太	郎	議	員
12番	前	田	耕	一	議	員	

13番	中	村	嘉	孝	議	員
14番	宮	崎	勝	郎	議	員
15番	片	岡	武	男	議	員
16番	宮	村	和	典	議	員
18番	服	部	孝	規	議	員
19番	小	坂	直	親	議	員
20番	竹	井	道	男	議	員
22番	櫻	井	清	蔵	議	員

○議長（大井捷夫君）

続いて、議案第1号から議案第14号まで、議案第16号から議案第22号まで、及び議案第32号から議案第34号までの24件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、ご了承を願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 1号	亀山市暴力団排除条例の制定について
議案第 2号	亀山市職員定数条例の一部改正について
議案第 3号	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
議案第 5号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
議案第 6号	亀山市基金条例の一部改正について
議案第 8号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 9号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第16号	平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内 第1条 第1項 同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費 第19節 負担金、補助及び交付金の内

後期高齢者医療事業

第28節 繰出金

第2目 障がい者福祉費

第20節 扶助費の内

福祉医療費助成事業

第3目 老人福祉費

第13節 委託料の内

高齢者人間ドック・脳ドック事業

第2項 児童福祉費

第1目 児童福祉総務費

第23節 償還金、利子及び割引料

第2目 児童措置費

第20節 扶助費の内

子ども手当給付費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第3目 環境衛生費

第13節 委託料の内

害虫駆除対策費

第9款 消防費

第11款 公債費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第1目 財政調整基金費

第2目 減債基金費

第3目 リニア中央新幹線駅整備基金費

第5目 庁舎建設基金費

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第9款 消防費

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

2 変更

第1次総合計画・後期基本計画策定委託料

第5条「第5表 地方債補正」

議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

教育民生委員会

- 議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
議案第11号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について
議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内
第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 第3款 民生費

ただし、

- 第1項 社会福祉費
 - 第1目 社会福祉総務費
 - 第19節 負担金、補助及び交付金の内
後期高齢者医療事業
 - 第28節 繰出金
 - 第2目 障がい者福祉費
 - 第20節 扶助費の内
福祉医療費助成事業
 - 第3目 老人福祉費
 - 第13節 委託料の内
高齢者人間ドック・脳ドック事業
- 第2項 児童福祉費
 - 第1目 児童福祉総務費
 - 第23節 償還金、利子及び割引料
 - 第2目 児童措置費
 - 第20節 扶助費の内
子ども手当給付費

を除く

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第1目 保健衛生総務費

第2目 予防費

第7款 商工費

第1項 商工費

第3目 観光費

第10款 教育費

第2条「第2表 継続費補正」

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第3款 民生費

2 変更

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

1 廃止

2 変更

中学校パソコンソフトウェア借上料

旧館家住宅警備保障業務委託料

外国語指導助手配置業務委託料

議案第32号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内

第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第4款 衛生費

ただし、

（ 第1項 保健衛生費
第1目 保健衛生総務費
第2目 予防費
第3目 環境衛生費
第13節 委託料の内
害虫駆除対策費 ）

を除く

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

ただし、

（ 第1項 商工費
第3目 観光費 ）

を除く

第8款 土木費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第4目 公共施設等基金費

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第8款 土木費

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

2 変更

斎場管理業務委託料

商業活性化調査研究事業委託料

議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第22号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第33号 市道路線の廃止について

議案第34号 市道路線の認定について

○議長（大井捷夫君）

続いて、日程第2、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、本日までに受理いたしました請願は2件で、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

その審査につきましては、それぞれ所管する常任委員会に付託いたします。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成23年1月17日
件 名	戸建て住宅に対する耐震改修助成制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市栄町1488-69 三重県建設労働組合亀山支部 執行委員長 櫻井繁義
要 旨	国の「住宅・建築物の耐震化緊急支援事業」を活用し、耐震改修助成制度を拡充するよう決議いただき、市に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	小坂直親、宮村和典、岡本公秀、豊田恵理
付 託 委 員 会	総務委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成23年2月22日
件 名	「亀山市バリアフリー都市宣言」に向け積極的な取り組みを求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市川合町1786-6 車椅子レクダンス普及会 亀山支部長 渡邊佐智男
要 旨	だれもが安心・安全で快適な、また自立した社会生活ができるよう、施設面だけでなく、生活や精神面等、あらゆるバリアフリー実現のため、「亀山市バリアフリー都市宣言」に向け積極的な取り組みを行うよう決議いただき、市に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	櫻井清蔵、竹井道男、服部孝規、坊野洋昭、森 美和子
付 託 委 員 会	総務委員会

○議長（大井捷夫君）

会議の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告書に従って一般質問をさせていただきます。

私のきょうの質問は、新名神高速道路の工事についてと、それに関連をしておりますが、企業誘致というようなことについてお聞きしたいと思っております。

今、市民の皆さん、だれでもそうなんです、その願いというのは、経済を何とかしてほしい、

景気を何とかしてほしい、亀山を元気にしてほしいというようなことだと私は思っております。これに尽きるんじゃないかというふうに思っておるわけでございますが、亀山の経済を元気にする、一体何ができるのかということを考えまして、私は、新名神高速道路工事というものを起爆剤にして元気にすることができるんじゃないかというようなことを思っておるわけでございます。

まず最初に、新名神高速道路工事の事業概要について少し触れさせていただいて、その後、質問をさせていただきたいというふうに思います。

ご存じのとおりこの事業は、四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションに至る延長27.8キロメートル、総事業費約3,259億円をかけて平成30年度完成予定で、平成24年度中には工事着手予定と聞いております。区間内には、四日市北ジャンクション、菰野インターチェンジ、鈴鹿の樁にはスマートインター、各できることになっております。亀山市についていえば、工事延長27.8キロのうち、亀山市は2.6キロメートル、そしてその事業費は約300億円に上るといふふうに言われております。亀山市にとって、この事業の経済波及効果というものは非常に大きいものがあると、私は思っております。また、経済波及効果が大きいと、亀山市によかったなあといふふうにしなきゃならんと、私は思っておるわけでございます。

建設資材の調達はもちろん、工事関係者の事務所、作業員宿舍等プレハブ建設、それに伴う水道工事、電気工事、そして生活をするための日用品雑貨に至るまで、その需要のすそ野の広いのは言うまでもございません。そしてまた、雇用創出という面でも、大きく寄与するというふうに私は思っております。しかし、座視して待っているだけでは、これは経済波及効果があるあると言葉だけで終わってしまうのではないかというふうに思うわけでございます。そして、供給もとになるため、官民挙げて活発な経済活動をしていく、地産地消を推進していく、そういう考え方が、今こそ行動するに値する考えではないかというふうに私は思っております。特に官民といたしましても、こういう経済波及効果の実現に向かっていくには、特に行政の指導のもと、各関係機関に強い働きかけをしていく必要がある。行政の力というのはそれほど大きいものであると、私は確信をしております。質問に入らせていただきます。

まず市長にお伺いしたい。

最初に、本線及び関連工事への地元建設業者参入を図るべく、市長みずからトップセールスをする気がないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、新名神の本線工事につきましては、亀山の地域経済の活性化に寄与することを願うものでございます。一方で、NEXCO中日本が行います工事につきましては、昨年10月から、地域企業との連携強化、技術力のある地域企業の競争入札参加機会の確保のために新たな取り組みを開始をさせていただいておまして、具体的には地域企業を通常より上位等級に位置づけをしていただいたり、地域精通度を総合評価方式の評価項目に設定するような制度運用を開始いただいております。これに基づきまして、昨年末に三重県区間において発注されまし

た水路工事など2件の工事につきましては、県内業者に参加限定した入札を行ったというふうに伺っておるものでございます。

また、地元建設業者の工事参画につきましては、本年1月に実施をいたしました、三重県及び県内関係市町によります新名神高速道路三重県区間の早期完成と、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化に関する要望活動におきまして、この期成同盟会は私が会長をさせていただいておるところでございますけれども、NEXC O中日本本社に対しましてお願いをいたしてまいっておるところでございます。

市長みずからトップセールスをとということでございますが、期成同盟会としましてもその旨、関係機関に要望してきておるところでございますが、ただ、NEXC Oの工事を受注いただく建設会社、いずれの相手と取引をするかということにつきましては、民間と民間の契約でございますので、亀山市としまして、例えば市内の商工会議所を初めとします組織や団体が働きかけを行うことにつきまして、行政としてできることがあれば支援をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、市長から、トップセールスについてはちょっと制約というものがあるよというようなことの答弁だったと思うんですが、私はそうは思わないんですね。

例を言いますと、例えば亀山で非常に地鶏とかいろんなものがあつたという場合に、いろんなトップセールスで、ある県の知事はやっていたというようなことで、これも全く同じだと思うんですよ。例えば亀山に技術力、また規模とか、そういうふうな建設業者があれば、亀山市内の業者をぜひとも元請として工事に参入できるように、何とか入札方法とかいろんなことで配慮願いたいというのは何もいけないことではない。むしろ積極果敢にやっていくべきだということだと思うんです。もしも仮に、わかりませんが、亀山の建設業者が例えば大手ゼネコンと共同企業体を組んで、大きな看板を上げて、新名神高速道路の亀山の高架橋工事をやっておるというだけでも、これは亀山市民が、おお、亀山の本社のある業者がやるとかということで、またこれも元気づけの一つになるかと私は思うわけでございます。

そういうことで、今私はここで新聞記事を切り抜いたやつを持っておりますが、これは平成23年の1月に、中日新聞だと思うんですが、「地域企業の受注増へ」ということで国交省が公共工事で検討を始めておる。今までは、大きな大型事業はすべて大手ゼネコンが中心になって請け負っておったけれども、今からは地域の企業がそういう事業にも参画できるようにやっっていこうと。地域の業者は雇用を支えるだけでなく、災害対応や除雪のために出勤する役割もある。公共事業費用の削減で経営環境は物すごく悪化しておるわけでございます。ここ15年で公共事業というのは半減をしておる、そんな状況でございます。そういう市場の自由競争だけでは地域の社会の衰退につながるという判断を国交省はしておる。

そして、入札方法に触れますが、今、指名競争入札から一般競争入札へというような流れになっておる。これは平成五、六年に福島とか仙台、また七、八年前には名古屋市においても入札妨害という不祥事が起きた。そういう問題を踏まえて、指名競争入札から一般競争入札へ、そしてまた平

成17年の4月には品確法という法律もできて、価格競争よりも品質というような方向で、今の国交省の行政というのは進んでいるわけですから、ぜひ市長にはそういうことも踏まえて、より一層の参入に向けて頑張ってくださいということをお願いをいたしまして、二つ目の質問に移りたいというふうに思います。

二つ目の質問です。私の知る限りでは、当初のこの新名神の事業計画では、亀山西ジャンクションというのはフルジャンクションだった。私も図面を見たことがあるんです。それが、いつの間にか変更されて、フルジャンクションの計画が削除された。これは非常に大きな計画変更だと思うんです。亀山にとっては、このフルジャンクション化というものは死活問題、私はそういうふうにとらえております。そこで、亀山市はこの大きな事業の計画変更についていつごろ把握していたのか、そしてまた、そういう計画変更があるならば、三重県・亀山市に対して、中日本から協議もなく、一方的に変更されたのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中崎議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

フルジャンクションでなくなった経緯ということでございます。

議員ご指摘のように、当ジャンクションにつきましては、当初は大阪、名古屋、亀山3方向相互の往来が可能な設計となっていたところでございますが、平成18年に高速道路全体の事業費が2兆5,000億円削減されたという際に、亀山・名古屋方向の接続ルートが当面の間、先送りになり、現在の形状になったということでございますので、我々として把握した時期もその時期というところがございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

それでは、もう一度この関連でお聞きをしたいんでございますが、そうしたらその計画変更を知った時期から、亀山市の認識として、亀山西のジャンクションはフルジャンクションでなくなるということの危機感は持っていなかったのか。重大な計画変更だと私は思いますよ。今部長さんがフルジャンクションとはどういうものかというようなことを言われましたが、名阪から今の取りつけ道を渡って京都方面へ行って、亀山西のフルジャンクションから今度名古屋方面へ行けるわけですよ。名古屋方面から滋賀県方面へ来たときに、亀山西ジャンクションから今度は取りつけ道を通って名阪国道におられるというのがフルジャンクション。非常に大事なものなんです。何度も言うようですが、このフルジャンクション化が実現しなかったら。今、名阪国道が慢性的な渋滞になっておると、これは解消すると思う。しかしそれ以上に、このフルジャンクション化というのは、また後で質問させてもらいますけれども、非常に亀山市にとっては、何遍でも言いますが、死活問題。ぜひともこのフルジャンクション化というのは、実現に向けて奮闘を願いたい、そういうふうに思うわけでございます。

そして、フルジャンクションというのは、私が言うまでもなく、企業誘致、観光客誘致等にとって、三重県・亀山市にとって必要不可欠である。本当に本市にとって、何遍でも言いますが、最重

要課題と私は考えております。実現に向けて、今後の取り組み、どういうふうにやったら実現するんだと、本当に私も心配をしておるんです。これからこの実現に向けてどういうふうに取り組んでいくのか、市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘の、今後の展開でございますけれども、亀山市といたしましても、新名神高速道路の三重県区間の早期完成、並びに亀山西ジャンクションのフルジャンクション化につきましては、大変重要な課題であるというふうに認識をさせていただいておるところでございます。

また、今回ご勇退されますが、三重県知事、野呂知事に、県内の期成同盟会の先頭に立っていただいて、私ども沿線の菰野間の期成同盟会は別でございますが、本当に野呂知事にはご奮闘いただいて今日に至っておるということをご理解をいただきたいと思ひますし、亀山市といたしましても、先般、1月の折に、NEXCO本社はもちろんでございますが、NEXCOの行う高速道路事業につきましては、議員ご案内のように、高速道路保有債務返済機構との協定に基づいて進められておるものでございますので、当初の協定に定められておりません工事内容を実施するためには、事前のこの協定の変更が必要であるということでございますので、期成同盟会を通じて、NEXCO本社並びに返済機構へ、私自身も知事と、あるいは期成同盟会のメンバーともども要請に上がらせていただいておるところでございます。今後も、県並びに関係市町と連携をさせていただいて、関係機関への要望活動などを積極的に展開をしていきたいということを考えておひまして、フルジャンクション化の重要性につきましては十分先方にもご理解をいただいておりますというふうに感触を得ておるところでございますが、あらゆる機会を通じて働きかけをさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、市長のお答えをいただいたわけでございますけれども、何遍でも言うようですが、このフルジャンクションというのは、今も部長からもお話がありましたように、以前は事業計画に組み入れられておったやつですから、これを復活するということですから、新たにフルジャンクションにしてくれという話とはまた別問題でございますので、ひとつ本当に頑張ってください、ぜひともフルジャンクションが実現するように、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

そしてまた、私ちょっと問い合わせしたんですけど、私の考えが間違っておるかどうかわかりませんが、フルジャンクション、今の亀山西ジャンクション、今事業計画にはフルジャンクションはないんですが、そのフルジャンクション化するのに一体幾らかかるんやというようなことをちょっとお聞きしましたら、ざっと、本当にアバウトでございますが、50億から60億かかるだろうというような話をいただいております。50億、60億、大変な事業費でございます。しかし、私が言いたいのは、私の言うことが間違っておるかどうかわかりませんが、総事業費3,259億円、亀山市内に300億円の予算が投入される。その中で、入札差金ということ考えた場合に、この3,259億円というのはもちろんトンカチの部分だけとは違ひます。いろんなものが入っておる

わけです。用地買収も全部含まれた事業でございますが、工事費を見積もっても入札差金で十分ジャンクションの事業費は捻出できると私個人的には思っているわけでございますから、こういうことも踏まえて、フルジャンクション化の実現に向けて、本当に市長、先頭に頑張ってくださいたいというふうに思います。

次に、亀山関工業団地、企業誘致についてお伺いをしたいというふうに思います。

私、亀山に住んでおりますが、議員になってから、新議員の現場説明会で亀山関工業団地の方へ初めて中まで行って、見せていただいた。これは言うまでもなく、この亀山関工業団地というのは立地条件が非常にすばらしい。ほとんど一般道路を利用することなく物流ができるという点では、本当に立地条件のいい工業団地だなあというふうに私は思いました。その上、ここでくどいようですが、亀山西ジャンクションがフルジャンクション化されて新名神高速道路が開通すれば、この団地の価値というもののは飛躍的に高まるものでありまして、企業誘致にも大きな有利な条件として働いてくるというふうに思っております。ここで、せつかくですので、今現在の企業誘致活動の現状と、誘致の見通しについてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず状況でございますが、亀山市は中部圏と関西圏の中間地点に当たるということで、高速交通道路網の要衝にあるという地域特性を生かして、積極的に誘致活動を進めているところでございます。

今、議員申されましたように、亀山関テクノヒルズの残用地、これを中心に進めているところでございまして、住友商事、それから県の企業立地室、また東京事務所、これらと連携をして進めているところでございますが、主に市としましては、市長みずからのトップセールス、それから担当者による企業訪問、それと新しい取り組みといたしまして、金融機関に亀山市にはこういったテクノヒルズといういい土地があるという情報提供をさせていただきまして、その金融機関から各企業なんかに情報提供していただくというような取り組みを進めているところでございます。

それと今後の見通しでございますが、昨年から2社の企業がテクノヒルズの立地を検討されておりまして、市長みずから企業訪問などを行うようになって誘致活動を進めているところでございます。

国内企業を取り巻く情勢というのは非常に厳しいところがありますが、新たな成長分野、それと亀山市の地域特性、高速道路網による地域特性、それと既存企業の集積と、こういった特性をよりPRをして今後も進めていくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

それでは、質問の最後に、市長のその若さと行動力、そして強いリーダーシップを発揮されて、私の質問が日の目を見るように頑張ってくださいたいということをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

次に、15番 片岡武男議員。

（発言する者あり）

○議長（大井捷夫君）

暫時休憩します。

（午後 1時26分 休憩）

（午後 1時28分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

市民クラブの片岡でございます。

畑地農業での生活不安から解決要望を聞いており、過去の施策が市民には説明不足で不満も指摘されており、私にはしつこいとかスッポンとか言われておりますが、私自身もとことんを自負しておりますので、再度の土地問題の一点絞りであります。農業を継続するにはどうするのか、地主の土地利用はどうするのか、方向性の確認をしますので、よろしく願いいたします。

1番目の、能褒野地方の優良農地に企業誘致をした土地をなぜ工業専用地域としたのか、経緯を確認させていただきます。工業専用地域として何年経過しているのか、工業専用地と線引き指定した土地で空き地があるのはなぜなのか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

能褒野地区の工業専用地域の指定につきましては、昭和47年12月22日に都市計画法に基づく決定告示がなされており、約38年が経過しております。また、当地区の土地利用の状況でございますが、能褒野地区の工業専用地域の指定後、企業誘致により、全体約65ヘクタールのうち97%の約63ヘクタールの土地利用がなされておりますが、残り3%、約2ヘクタールでございますが、これが現在未利用地であるものと認識いたしております。

また、用途地域の指定につきましては、工業系、商業系、住居系に大きく分かれ、当市ではさらに11地域に細かく指定されておりますが、用途指定された区域すべてが、すぐに完全にその指定内容に沿っているといった性格のものではなく、それぞれ未利用地を含み、将来的に面的な土地利用が図られていくものでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

将来的に市がちゃんとしてくれると。

2回目といたしまして、工業専用地域には養鶏も養豚経営もありましたね。それと個人住宅も3軒ありました。指定する前に十分説明と告知して、地主との承諾を締結されているのかいないのか、お伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

計画決定の際には、説明会や縦覧等、所定の法手続を経て計画決定されておりますが、都市計画法上、地権者や関係者お一人お一人の承諾書を締結して決定するといったようなものではございませんので、承諾書等は締結しておりません。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

また後で。2番目の項目の質問に移ります。

私の工場があるのに事前説明もせず、なぜ勝手に第1種住居地域と指定をしたのか。抗議したが無視され、自己資金を調達して工業専用地と農地を2倍で交換に至った事例は、行政の失は企業を継続するのに事前説明もなく、負担を個人に求めたと聞かされております。また、ある工場では、機械の音で苦情を言われたが、あなたはここに工場があるのがわかっていて後から来たのでしょうか。私が生活していく工場であると拒否された方は、なぜなのか、第1種低層住居専用地域と指定されているのも聞かされております。ある事業者は、ミニ開発等からの苦情もあり、さまざまな改造資金も必要な反省なのでしょう。隣で新規開発業者と覚書締結書面も拝見いたしました。開発許可を行政がしたのなら、行政責任が遂行できないのですか。

事例を紹介いたしました。工業専用地域に企業誘致をしないのなら、道路までを工業専用地域と指定したのはなぜですか。企業に対する保護対策ですか。道路の反対側で工場があるのに、なぜ農業振興地域と指定されたのですか。こんな愚策があるんですか。工業専用地域内には大手企業2社がありますが、なぜ企業誘致の段階で道路のところまで企業に売却しなかったんですか。なぜ共存共栄施策が必要と考えなかったのですか。そこまでの、言うては悪いですが、思考能力がなかったのですか。なぜ産業ゾーンと指定したのですか。それに民家も1軒は移転させましたが、あとは移転もせず放置しておいて、工業専用地域となぜ指定するのですか。いまだに企業誘致もせず、線引きした責任も全うされていない無責任な工業専用地域なら、土地利用が可能な工業地域として地主の権利を行使できるように変更するのが行政の義務ではないのですか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画の用途地域の指定につきましては、商業・工業の利便性や住環境の保護といった面的な土地利用について、都市的土地利用や円滑な都市活動の推進、住・工・商の適切な立地等を基本理念としております。

当該工業専用地域につきましては、大規模な工業団地として現在も従業員800名を超える大型電工工場を中心に本市の重要な基幹産業の一役を担っており、道路界を基本に当初から現区域で設定されたものでございます。未利用地の街区につきましても、現段階で工業系の土地利用が進んでおり、無秩序な工場と住居の混在は好ましいものではないということから、現用途を維持するものというふうを考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

部長、それなら民家は移転させてやってください。

2回目としまして、三重県に工業専用地域の規定について確認に行きましたら、道路で囲む部分までを指定したのはなぜか、不思議ですなえと言われました。工業専用地域は両工場ともブロック積みまで、その外は工業地域でもよかったのではないのかなあとも聞いてまいりました。承諾書の締結もしませんと言っていましたけれども、承諾書の締結もせず、勝手に工業専用地域としたのなら、地主さんは、自分の土地であり、新設・拡張・建てかえ可能な工業地域へと変更を希望されており、そのためにはどのような手法があるのかと勉強に行きました。工業専用地域と指定なら、行政責任ですべて買収するのが本来の企業誘致の行政の姿ではないのですか。誘致活動もせず使用制限なら、行政権限で2年以内に工場を誘致いたしますと答弁ができないのですか。私が聞いています、現在の工場を他施設への変更を相談に行っても拒否された土地所有者の切実な訴えがわかりますか。工業専用地域なら民家は移転するのが行政の義務と責務ではないのですか。行政責任において工業専用地域内には企業誘致をされるのか、先ほどの中崎さんは関でしたけれども、能褒野のことについて答弁を求めます。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず、用途の指定の考え方につきまして再度ご答弁申し上げますが、用途の指定の考え方につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、現状として当地域は現用途の工業専用地域指定を維持するものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

工業専用地域内に企業誘致の関係でご答弁させていただきますが、当然企業誘致は重要な施策の一つということで位置づけておりまして、当該工業専用地域への企業誘致も進めてまいりたいと考えております。この地域の未利用地につきましては、比較的小規模な用地でございますので、工場だけでなく事務所とか倉庫、こういった立地も可能でありますことから、もう少し幅広い土地の利用活用というような形の中で進めてまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

頑張って、あそこのあいているところが埋まるようにしたってください。

3番目の項目の質問に移ります。

農業振興地域内で農業をするには体力、気力が求められ、今の時代となつては、その苦勞に対する収益も得られず、用途指定された土地で勞力に見合う利益確保の支援策を行政としてどのようにされるのかの質問に移ります。

農業振興地域内には白地も多く、地主が畑地を黄色から白地を希望するなら、法務局まで行って書類を集めて提出してくださいと言われましたね。平成19年2月7日に私も聞いていましたが、不許可としたのはなぜですか。担当者がかわれば、申請を無視して無駄なことをさせるのが行政なのですか。市民への説明責任放棄と私は聞いております。法務局に行く勞力とお金をかけた申請をすべて許可しないのなら、補償をするべきではないのですか。不許可が納得できず、市長あての情報公開請求に始まり、異議申し立て25件、三重県知事あての審査申し立て25件、その反論書も提出された市民要望を職員はどのように思っているんですか。申請箇所をすべて不許可にしたのなら、申請もしない土地を勝手に白地に変更したのはだれですか。申請もしない土地を勝手に変更するなど猛烈に抗議して憤慨されている市民感情がわかりますか。体の悪い高齢の方は、もう十分働いたので少しぜいたくもしたい、生活資金のために土地を白地にして宅地にしてほしいと申請されましたが、希望がかなえられず、亡くなられた方は、生前に畑に土を入れるときには、8年たてばもとの白地にできるという行政言葉を信じたが、だめにされた。これからはすべて書面で覚書を交わさなければと行政不信を指摘されていましたが、なぜ今、自分の土地を白地にできないかと。生前から今の行政手法を恨んで亡くなられた方の気持ちがわかりますか。

また、別の方は、病状も悪化するために、平成19年度に続き、22年度にも農地転用申請をされましたが、再度不許可は、そんなにも個人財産を統制する権利がどこにあるんですか。農業振興地域は、それなら市営農地か国有農地とされるのですか。農地に鶏ふん・牛ふん肥料の散布はどのようなにおいかわかりますか。この苦情をなくす施策も必要と違いますか。行政幹部も、現場確認と検証として中学生同様に職場体験をして苦情を解決してください。土地利用を統制と規制するのなら、国営で営利農業ができるでしょう。なぜ改善ができないのですか。農業振興地域と指定されている農地で、農業収入での必要投資額対就農利益を確保できる支援策はあるのですか、お伺いたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

支援策といたしましては、まず国の制度といたしまして、平成22年度から水田を対象として戸別所得補償モデル対策事業が実施され、23年度からは内容を畑作物まで拡大をして戸別所得補償制度が実施されるところでございます。また、農業が生産・加工・販売を一貫して行う6次産業化というのも新たな国の支援制度としていろいろ施策が出ているところでございます。このほかに、市といたしましても、地域の特産品の発掘・研究などに対しても支援を行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに頑張ってみえる方も見えます。そやけども、年とともにやっていけやんということでこういう問題が起きているのは、部長も理解されておると思いますんで、2回目の質問に入ります。

皆さんのお手元にあると思いますけれども、このパネルを見てください。能褒野の方で、農地として残すという方はこの6カ所だけなんです。農地として能褒野の人が買うかといったらだれも買いませんって言われます。それとこの細い斜線、これは今回申請されるところです。それで、調査した結果、皆さんが、この赤い太い線というのはもう白地にしてほしいという土地なんです。その中に白地もようけありますね。それと、この赤いところはここにもあります。真ん中ここら辺にもある。工場があるんですよ。これを見ていただいて、能褒野地区で農業振興地域の土地はだれもされやんと言われてますんで、この回答を理解して農地をどのようにされるんですか。

その中で、農地を転用する案件があるんなら、ある作物をつくろかなと言われた方がいましたが、いまだに能褒野へは進出されていないのはなぜですか。また、ある作物を共同でつくったが、採算が合わないためか手入れができず、荒地地へと進行中のところもあります。また、この3月4日に聞いた話では、高齢農業で廃業のために、あるグループも脱退と荒廃農地化としたいという意向やそうです。それと、大手企業所有の農地を、黄色を白地にしていただけないかと申請されたけれども、していただけなかったと。その企業は、社内で研究所撤退の議論の話があるとも、さきに言ったように、3月4日に聞かされました。本年2月号の広報で、農地の公売は税金担保の土地を公売という手段をとるのなら、それ以前に自由に土地の利活用を図ってやっていただくことはできなかったんですか。それができないのなら、田畑の農業施策は行政が完全支援して補てんしますと聞きたいのですが、答弁できますか。お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

畑地農業だけに限らず、農業全般に経営は非常に厳しいという状況であるということは、認識をいたしましております。農業経営の安定化を図るためにも、引き続き農業者の方々といろいろお話もさせていただきながら、畑地農業も含め農業全体の改善策、また担い手農家や集落営農などへの支援策というものを検討してまいりたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

四つ目の質問に移ります。

過去5年間に、農業用区域内、いわゆる農業振興地ですね。農地除外物件で、計画に基づく転用がなされていない物件はあるのか、ないのか、あれば何件あるのか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成17年度から21年度までの5年間で、農用地区域の除外申し出があったうち、転用されていない件数は、申し出29件中1件でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

1件ということは、本当に皆転用されておるといことなんですね。

私は、それをなぜ聞くかといえば、農地の田んぼを購入予定者の転用計画に基づき白地に転用したが、計画中止で青地への復旧申請の事案がありました。私は、復旧しなくても、白地の田んぼであれば税金も同じで、景気が回復すれば即刻企業誘致が可能であるのに、なぜかなと不思議な案件があり、土地の所有者に意思確認をする必要を提案したことを思い出すからであります。先ほども言われましたけれども、その転用されていない1件について、計画を頓挫したと考えた場合にどのようなペナルティーがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

法的には罰則などの規定がありませんので、ペナルティーはございません。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

ペナルティーなしというと、みんなが先にうまいこと話し合いして、転用計画出しておけばいいのと違う。あんまり大きな声では言えやんけれども。

通告最後の質問に移ります。

田んぼとか何でも、その原形復旧を普通ならさせるのが義務と私は思っておりますけれども、他市の方とか外国人が土地転用可能との見込みで、投資的な農地購入は排除するのか。今後の農地購入は永久農地と規定するのですか。この2点をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、投資的な農地購入の排除の件でございますが、農地法に基づいて処理をいたしております。そんな中で、市内外の人を問わず、農地として購入をされる場合は、購入後も農地として耕作をしていただく場合に限り、農地法第3条により購入の許可が出るというところでございます。

次に、永久農地としての規定でございますが、永久農地として規制をするというものではありません。公共事業用地や農地転用の法的要件と合致した場合は、転用は可能というところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の質問、忘れましたが、通告最後の質問でした。

2回目といたしましていろいろ聞いていますけれども、先ほども言いにくいことも言いましたけれども、本当にきちっとした答弁はなかなか出てこんなと。

私の思うのは、要は解決への糸口を模索されるスピードがないのかなあと。それで、今からいろいろな提案と要望をいたします。

個人の土地の利用制限をされるのなら、畑地農業で生活が可能な施策をしてやってください。そんなにも、自給力向上のための食料用の土地の確保が必要なんですか。それなら、先ほども申し上げたように、市営か国営の畑地農業に転換してやってください。国の法律論では机上の空論で、私は絵にかいたもちと同様であると思う。プランは出てきますけれども、ドゥー・チェック・アクションはされていない。畑地農業は、国ではなく亀山市から変えてやってください。

新聞報道では、一つ目は、元農林水産事務次官は、今の保護農業は機能せず、農地法廃止と利用促進はみずからも関与して、絵にかいたもちをみずから過去の農業施策を愚策と認め、税金の無駄遣いを反省している報道ではないのですか。二つ目は、5年で農業集中改革、農地集約や新規参入計画の報道に、亀山市も政府方針に便乗すれば畑地農業の花が開くのですか。能褒野には、飲料用取水井戸の水を精製販売の企業がありますが、外国人に土地購入をされて、飲料水用の地下水くみ上げを許可するのですか。

市民の方が人口2万5,000人、面積135平方キロメートルの高知県須崎市の農業施策を視察に行った感想では、施設の建物に7,000万円の全額公費負担と、さまざまな支援もあり、視察に行ってくださいと言われました。畑地を無償貸与では無収入で、国民年金だけでは生活ができない、畑地があるために税金は取られるが、生活保護が受けられないと、この前も話がありましたね。生活保護の対象にされるのですか。農業振興地域の土地利用計画の公開質問状は市長も理解されていますね。地域住民の反対が多いのです。過去の国の愚策の影響と私は思っております。鈴鹿市の農地開発で税収増加も参考にしてください。三重県に決定権がないのは、私も行って嫌というほど無駄を勉強させていただきました。10ヘクタールではなく、30ヘクタール以上の住宅もない農地に集約するのですか。24年度までには結論を出していただくことができないのですか。コメントがあれば求めますが、いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

能褒野の畑地の話だと思うんですが、こちらにつきましては、市長も直接地元へ出かけられ、我々と一緒に地元の方々とお話をさせていただいて、今後、どの方法が一番いいのかという農地利用も含めて検討していくというところで、今協議しておるところでございますので、もうしばらくお時間の方をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

その言葉を聞いて、もうそれで一応は今回は納得します。地元としては、次の手、二の矢三の矢、もういろいろ考えてみえますんで、また、部長、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時07分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、合併特例債と今後の施設整備についてということで質問させていただきます。

まず合併特例債についてです。

これまで、幾つかの合併特例債を利用しました事業が行われていますけれども、あとどれくらい合併特例債が使えるのか、現時点での発行可能残額をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

少し経過も含めて説明をさせていただきたいと存じます。

これまでに合併特例債を活用してまいりましたのは、斎場建設事業、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、関中学校改築事業の四つの事業で、平成23年度末の発行額は44億9,670万となる見込みでございます。これとは別に、基金造成分として、市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金の造成に12億9,060万円を活用しており、合計しますと、総額57億8,730万円となっております。

この合併特例債の発行可能総額につきましては、基金分については全額発行済みとなっております。それ以外の通常事業分の発行可能額は96億1,970万円でありますので、平成24年度以降に発行できる額は51億2,300万円となり、現在発行を予定しております先ほど申しました和賀白川線整備事業、それから野村布気線整備事業の予定額が16億710万円ございまして、これを除いた35億1,590万円が実質的な発行可能額となるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

残り約35億、発行可能だということを確認させていただいたところで、次の項目に移らせてい

たきます。

今後、新規に合併特例債を適用する事業はあるのかということで通告させていただいております。

昨年の3月議会の質疑でも聞かせていただいたんですけども、先ほどの野村布気線、斎場建設事業、和賀白川線、関中学校改築事業と市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金、こういったこと以外の事業は、現在のところ考えておりませんというのが昨年のお答えでしたけれども、この考え方に変更はないのかどうか、お聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員申されたとおり、今のところ、この通常事業分ですと4事業というようなことで考えておるところでございまして、新たに発行することは今のところは考えておらないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今のところは新規の発行する事業は考えていないということで、行政の考え方を確認させていただいたんですけども、新市長が就任されてから約2年たったと。その中で、まだ新市長として合併特例債を新たに充当するような事業が出ていないということで、昨年も発行する提起をしてもいいんじゃないのかなということは私も言わせていただいたこともあるんですけども、どちらかというと、どうも市長は、昨日の竹井議員の起債をあまりすべきじゃないんじゃないかという意見がありました。私も起債の発行はあまりすべきではないと、基本的にはそういう考えではあるんですけども、ただ、やはり合併特例債というのは以前より有利な起債、有利な起債と言われております。

もうちょっと考えてもいいというか、それが大体自然じゃないのかなというふうにも感じたりするんですけども、こう言うてはなんですけど、かたくなな気がする。どちらかといえば、合併特例債自体に対して否定的な思いでも持ってみえるんだらうかとすら思えるんですね。私の思い過ごしかもしれませんが、あるいは特例債、交付税算入がなされるといっても、不交付団体としてはあまりメリットがないという感じもあります。

た、あくまでも標準財政額に乗せられるということですので、交付税が払われるかどうかというぎりぎりのところだったら、この分が上積みされて、それが国から来るとい、それによって交付税措置がなされるようになるんだらうと、そういう意味での財政的なメリットはあるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、ただそんなことも含めて、メリットがないぐらい、もうちょっと財政状況が改善されるとか、不交付団体に戻るんじゃないかという見込みでもあるのかなというふうなことすらも思うんですけども、いろいろと申し上げましたけれども、この特例債というものに対して、市長は一体、これをあまり活用したくないと、否定的な見解を持ってみえるんじゃないのかなというふうには私は感じたんですけども、その点はどうなんでしょうか。

先ほど現時点では考えておられないということでしたけれども、よっぽどのことがない限り使わ

んというぐらいの思いでおられるのか、あるいは現時点では考えていないけれども、今後、そういうふうな適切と判断できるような場合は使いたいと考えておられるのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

合併特例債について、市長の基本的な考え方ということでございますが、議員ご案内のように、特例債の背景というのは、ご案内のとおりでございます。今、部長の方からお答えをさせていただいた、あと事業実施分で35億、発行可能な額があるわけでございますが、合併特例債は後年度で3分の2が交付税で戻ってくるということでございますが、基本的には借金でございます。

そういう基本的に思いを持たせていただいております中で、後年度の世代へ負担を背負わせていくということにつきましては、この特例債に限らず、やっぱりそこは慎重に運用すべきものというふうな基本的な考え方を持たせていただいておりますことと、この合併特例債の発行は、使い切るのがどうかということにつきましても、それぞれの町の考え方や財政状況はあろうかと思いますが、この発行は、将来の公債費の負担を高めるという側面もございますので、35億を使い切るべきだという性格のものではないというふうに考えておるものでございます。

さて、今後、この特例債の活用については、交付税制上の有利な面もございますので、活用の期限は、ご案内のように平成26年度までに完了できる事業で、とりわけ大規模な事業があれば有効に活用させていただくということも選択の余地としてあるというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。可能性はゼロではないということで、私はそのこと自体はそれで納得はさせていただきます。

そんな中で、先ほど可能性がもしあると、ゼロではないということで、大規模工事になってくると思うんですけれども、もし大規模工事と言われるもの。今回、関中学校とか亀中とかやりましたけれども、合併後10年ということで、事業完了のリミットはたしか26年度中ですかね、27年の3月までと聞いてはおるんですけれども、もし新しい事業をされるとするなら、その決断ですね。いつまでに決断をしなければいけないと考えておられるのか。特に大規模事業、施設整備事業ですかね。後でもちょっと触れますけれども、庁舎建設事業と言われる方もいらっしゃいました。あと川崎小学校という話もありました。ほかに、マニフェストに書かれた支所機能を備えた北東部への消防分署の設置、いろんなことがありますけれども、特に大規模施設整備事業というふうに考える中で、物にもよるでしょうけれども、その決断のリミットは一体いつぐらいだとお考えなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。もしあれば結構ですけれども。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

新規活用に決断の期限があるかということでございますが、合併特例債を新たな事業に活用する場合におきましては、当然決断すべき時期には期限があるものと考えております。ただ、その期限は一定のものというよりは、事業実施に要する期間などを勘案し、それぞれの対象となる事業ごとに異なってまいりますので、それぞれの時期に決断すべきものと考えておるところでございます。

しかしながら、先ほども少し市長も触れましたが、合併特例債の活用期限が平成26年度であることを考えますと、実際には平成23年度中の後期基本計画の策定を進める中で、活用すべき事業については一定の方向性を出す必要があると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

ちょっと次の項目にも絡みますので、次に行かせていただきますけれども、もう一つ、今後の施設整備についてということで上げさせていただきます。

現在、盛んに厳しい財政状況、財政難ということが言われていますけれども、そんな中で、先ほど後期基本計画という話もありましたけれども、施設整備という意味では、大分財政難でどこまでできるんやろかというふうに率直に思うわけなんですけれども、先ほども言いましたように、後日、宮村議員も言われますけれども、支所機能を兼ねた消防分署の設置のこととか、前々から片岡議員を初め地元の議員さんが言われている川崎小学校とか、あと庁舎建設の話とか、いろいろ出てきますけれども、特に財政難と言われる中でそういった施設整備の考え方、この場でちょっと確認させていただきたいと思います。

それに対しまして、先ほどゼロではないと言われた合併特例債の適用、この辺もあわせて、その辺の認識を、特例債のことは先ほど言っていただきましたけれども、特にあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず施設整備の考え方でございますが、安定的な財政基盤のもとに、今まで斎場建設などを進めてきたということは、償却資産が減少するというようなことも含めて、なるべく前倒しをして都市基盤を整備したいというような考え方のもとに行ってきておまして、今現在、検討中のものは別でございますが、考えられるのは地区コミュニティセンターの増改築、あるいは今度の新規事業で出させていただきます井田川小学校の増築、それに大規模改修をしなければならないような施設もございまして、こういったところが施設整備というような考え方であろうかというふうに思っております。

現在検討しております北東分署でございますが、北東分署につきましては、支所機能をあわせ持った施設の整備配置について検討を行っていますが、具体的な方針を定めるまでに至っておらないということでございます。これにつきましても、平成23年度中には一定の結論を得たいというこ

とで考えておるところでございまして、今後も継続してその必要性などの検討を進めてまいります
が、方向性や方針を定める段階にあわせて、合併特例債も含めてあらゆる財源の活用も検討してま
いりたいと考えております。

それから、先ほど答弁させていただいたように、北東分署にかかわらず、さまざまな施設整備な
どで大きな財源が必要となってくる場合につきましては、合併特例債も含めて、あらゆる財源を有
効に活用してまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど大体のお考えをお聞かせいただいたんですけれども、幾つか施設整備の話、井田川小学校
の増築とか、その辺も言っていただきましたけれども、その中でちょっと私、川崎小学校の学校の
関係者から、22年度の10月に川崎地区で行われました「キラリまちづくりトーク」の議事録を
ちょっといただいたんですけれども、この中で川崎小学校の話が出ていまして、ちょっとこれをサ
ンプルじゃないですけど、例としてお借りしたいなと思うんですけれども、この川崎小学校の改築
を求める話が地元から署名も集まって出ているとか、そんな話の中で、ぜひ建ててくれという話
の中で、市長がこういうふうに言われております。市内には20校を超えるような学校関係の施設が
あると。そんな中で、校舎の改築につきましては、川崎小学校が最優先の位置づけと考えておりま
す。これはよくわかります。この中で、厳しい財政状況でございまして、少しお時間をちょうだ
いしなければならぬと、こんなことが書いてあります。いろいろ書いてあって、あとに平成24
年度から5カ年の後期基本計画の検討を進めておりますと。

こういうふうなことが書かれているわけなんですけれども、厳しい財政状況、財政難と言われる
んですけれども、もともと合併なんですけれども、私ら合併のころによく言われておったのは、財
政難とか、財政状況を理由に、財政難の自治体がまとまることによって、できるだけ効率化しよう
とか、そんな話もあったと思うんですけれども、逆に財政難でない自治体は別に合併せんでもいい
ようなぐらいのことも言われておったと思います。

ただ、合併特例債、あくまでも財政状況が問題とされている中で進められた合併で、いってみれば
財政難の自治体が、でも合併後必要だと言える事業には、何かつくるんだったら、これを使って
もいいよというので与えられたのが合併特例債だと思っております。ですので、かなり有利なもの
になっている。

そういう意味では、先ほどから財政状況の話とか、以前から財政難、財政状況の厳しいとか言わ
れているんですけれども、ある意味、財政状況が厳しい状況だからこそ、必要な施設であれば合併
特例債を使ってもいいんじゃないかと。使い切れというものではないというふうに市長はおっしゃ
いましたし、まさしく私もそのとおりで思うんですけれども、ただ必要であるんだったらこの特
例債の活用ですね。財政難だからこそこの特例債を使う、これが本来の筋ではないのかなというふ
うに思うわけです。

ですので、先ほど川崎小学校のことを言わせていただきましたけれども、やはり市内の学校では
最優先というふうに川崎小学校を位置づけておられまして、でも特例債を使うのをもしためらって

おられるようなら、財政状況を理由にですね。お時間をちょうだいするということで否定はされていないんですけれども、もしこれでできないということであるんだったら、やっぱり市長なり市の思いとして、川崎小学校の改築が必要ないというふうに考えざるを得ないんですよ。そういうふうに市が考えているととらざるを得ないという部分があります。

そういう意味では、私は川崎小学校を一応例として挙げさせてもらいましたけれども、支所機能を備えた北東分署、こういったものも市長はマニフェストにうたわれて、まず必要じゃないかという前提に立っている以上は、こういったものに特例債を適用していくべきではないのかなというふうに考えておるんですけれども、ちょっと川崎小学校を出させていただきますので、川崎小学校の建設の考え方ですね。

一応この議事録の中には、平成24年度からの5カ年の後期基本計画の検討の中で、こういうふうにも書かれています。この川崎小学校の改築については、取り組んでいかなければならないと考えておりますとあります。この後期基本計画の中に川崎小学校を盛り込む考え方があるのか。北東分署とか、そんなものも含めまして、特にこの川崎小学校だけでも結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず後期基本計画の方に実際にどのようにというようなことについては、現時点で策定中でございますので、今後検討していくというふうなご答弁になると思います。

それから、川崎小学校につきましては、前期基本計画でも固有名詞を出させていただいて、地域や保護者とともに改築について検討を行いますというふうにしておるところで、小学校については今後改築する場合については一番最優先の課題だというようなことは認識をしておるところでございます。

それから、現在財政状況が非常に厳しいことはご承知のとおりでございますが、それ以外にもさまざまな理由がございまして、川崎小学校の改築に当たりましては、先ほども議員申されました「キラリまちづくりトーク」でも、地域住民の皆様からも十分相談してほしいというふうな、時間をとってほしいというふうなご要望もいただいております。西小学校のそういう協議の期間なども含めると、合併特例債の期限の平成26年度までに改築を行うというようなことは、期限的に不可能だということを考えております。

なお、川崎小学校につきましては、平成18年度に耐震改修工事を終えており、直ちに改築が必要ではないというふうな状況だということでございます。

それからもう1点、直近では平成20年度に第3棟への給食用リフトの設置、それからトイレの改修・増築を行っております。また、平成21年度には生活科室、図工室、プレハブ教室の設置、引き続き22年度では家庭科室の改修及び空調機器の設置など、約5年間で2億を超える改修を行ってきおるということでございますが、実際に川崎小学校については非常に不便なところというふうな設置状況もございまして、そういったところは、こういった部分につきましては、対処的には改築というか、設置でございますので、抜本的に改築するに当たっては、もう少し時間をかけてゆくりと検討したいというふうにご考慮いただいております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

すぐさまできるような、いろんな相談も、いろんな話し合いもしてくれと、地元の要望でもあるとかいうことではあるんですけども、要は先ほど私が言いましたのは、後期基本計画にのせるのかどうかです。

取り組んでいかなければならないというふうに、この中で市長の言葉で、後期基本計画の検討を始めておいて、この中で川崎小学校の改築については取り組んでいかなければならないとあるんですよね。この取り組みとは一体何なんですかということをお聞きしておるんです。これ改築なのか、設計なのか、あるいは検討委員会を設置するのか、その辺はどういうふうに考えておられるんでしょうかと。

もう一つ、ちょっと話が変わりますけれども、先日、伊勢市で海上アクセスのためのターミナルを全く使わない状況で、何億かかけたのを全然使わんと、何千万かけて壊した。でもなぜそれをしたかという、今後維持費がどんどんかかっていってしまうからだと。私ももったいなとか思っていましたけれども、それが伊勢市の決断だったと思うんですけども、全く使わずに何億もかけたものを壊すというようなこともあったわけですね。

ちょっと先ほど後ろの方からも声が上がりましたが、川崎小学校、私もちらっと見せてもらいましたけれども、ほんまにいろいろと問題があるなあというふうに思っておりましたけれども、あそこを実際に見せてもらって一番問題だと思ったのは、やはり管理の問題ですね。ほんまにどこから入っていいのか、どこから出ていけるのかというような、そういうのが非常に問題がある。私らはちょっと見ていて感じました。何よりも地元の要望がある、地元の議員さんらもそうやって言っておられる。それであるんだしたら、すぐさま改築せいかではないです。そういうこともうちちょっと、いついつ改修したから、それは人情としてわかりますけれども、今の時点で学校としてどうなのかということを考えたときに、ほんまにこれでええのかどうかというので、改築の必要性を判断すべきだと私は思います。

何も川崎小学校にすぐ特例債を使えないんやったら、ほかの、さっき言いましたような北東分署の方に特例債を使うことによって、それでほかのところを使うはずだった財源が交付税措置とかで余裕が出てくれば、川崎小学校にも後で使えるかもしれない。そういうふうなことで、特例債を必要だったら使うべきだと私は思っておりますので、今回の質問にこういうことを言わせていただきました。

また、これからの基本計画にぜひのせていただきたいと思いますので、先ほど言いましたような改築か設計か、検討委員会なのか、その辺のことをもう一度最後に確認させていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、後期基本計画を策定中でございますので、川崎小学校

のみならず、施設の整備につきましては、現在、庁内的には中期戦略会議の中で検討しておるとい
うところでございます。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団の福沢でございます。1日に2回目の登壇でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。

朝から子供の問題について、どうもきょうは集中してしまいました。一般質問におきましては、
学童保育所の問題、そして保育所の問題についてお伺いしたいと思います。

まず学童保育所の問題でございます。

学童保育所といいますのは、改めまして言うこともないとは思いますが、共働きや一人親の家庭
におります小学生の放課後や長期休み中の生活を継続的に保障して、そのことを通して保護者の仕
事と子育ての両立を支援する福祉施設でございます。これらのニーズは高まるばかりで、量的な拡
大、質的な拡充がますます求められているところです。

国の補助金も、不十分ながら年々上がっておりまして、整備は進められているところです。

亀山市におきましても、11小学校区のうち、今回23年度の神辺小学校区にも設置されるとい
うことで、あと未設置校区は南小学校区と白川小学校区2校のみとなりました。

さて、この二つの校区への設置に対する取り組みをどのようにするのか、どういうつもりである
のか、お聞きしたいと思います。

特に私ども、南小学校については、私は昼生小学校区におりますけど、こちらに入れてもらえま
せんかとか、そういうお問い合わせは何件かありますし、1回受けて、夏休みにお預かりしたこと
もあるので、ニーズはあると認識しております。ご答弁を願います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

学童保育所についてでございますが、学童保育所は行政だけでなく、地域の力を必要とする施設
でございます。地域の方々が、設置場所や運営等についてご協議いただいた上で、地域の特性に応
じた方式により設立されることが望ましいと考えております。

そのため、現在、学童保育所が整備されていない小学校区におきましては、市は設置に向けた相
談に応じたり、地域の取り組みをサポートするなど支援をしてみたいと存じます。

ご指摘の白川小学校区と南小学校区でございますが、特に南小学校区にありましては、他の学童
へ通っているという方も見えると、そのことは伺っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今までに何度かお聞きしたご答弁です。

お聞きしますけれども、子供たちのいる施設で、地域の力の要らない施設があるのでしょうか。小学校だって中学校だって、高校だって、幼稚園だって保育園だって、みんな地域に支えられて子供たちは過ごしております。どうして学童保育だけが地域が動かなければ、地域のニーズでと、市は手をこまねいているだけとしか私には見えません。相談に乗る、相談に来るのを待っているだけでは、働く親が毎日仕事をしながら学童保育をつくるということが、どれだけ大変なことか。それを本当にわかっていたいただきたいと思います。

学童保育所は、私、先ほど申しあげましたように、地域のニーズではないんです。働く親のニーズなんです。親が仕事をしながら子育てをする。その両立を支援するという気持ちが市にあるのかなのか、お伺いします。そして、全校区につくらねばならないという気持ちがあるのかなのか、お伺いします。

放課後子ども教室というのがありますね。今、文科省で言われて、全校区につくるということで、亀山市でも、今回昼生でもつくるように頑張っているところですけども、これらの取り組みを見ますと、もともと地域にニーズがあったわけではない。でも、やっぱりつくろうということで、行政や学校の校長先生が、この人だったら中心になってくれるんじゃないか、こういうことができるんじゃないか、こういう案はどうですかと、積極的に、それは積極的に働きかけられ、そしてこうやって実を結んできたんじゃないでしょうか。西小学校区についてもそうだと聞いています。初めから、地域から盛り上がって、やりたい、やりたいということではなくて、やはり行政側からの指導があった、先導があったと私は理解しています。そういう一歩踏み込んだ支援が、この学童保育所の設置に対する支援は、本当に残念ながら少なかったと。私ども、自分たちがつくるときにも思いました。全然してくれないわけじゃないけれども、本当に親が一生懸命になってでき上がったところにして、行政は入ってこれないシステムにもなっている。でも、毎日毎日働くだけで、一生懸命小さなお子さんを育てるだけで一生懸命の家庭が集まって、夜、会議をしたり、子供を連れて、そして学童保育の施設、私たちがプレハブをどこに探しに行ったらいいのかとか、そういうところから始まりましたけど、そういうことを一番よく知っているのが行政じゃないでしょうか。本当に働く親の立場になって、支援する気があるのか、今までどおりの手をこまねいているだけの支援なのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご答弁で、地域に支援をしていきたいというふうにご答弁させていただきましたが、学童保育所、その地域につきましては民設民営でという基本姿勢を持ってございます。そうした場合、その学童保育所の運営母体は、保護者とか、地域の皆様、こういった方々になるわけでございます。

そういった意味で、地域の人材等も必要でございますし、地域の盛り上がり、そういったものが欠かせないものと考えております。

そういった地域の盛り上がりに対してどういった支援ができるかということもありますし、また

そういった組織が立ち上がりましたら、例えば加太の学童保育所などは公有地を使っていただいておりますので、そういった面も含めましてのどういった支援ができるかということで、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、全地区に学童保育所をということは、子育て応援プランの中でも掲げてございます。目標は平成26年度でございますが、市内11小学校区に学童保育所を設置するという方針のもと、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

その地域の盛り上がり、親たちの盛り上がりをつくる支援をしていただきたい。そして、今のニーズの把握をしていただきたいと思うんですね。本当に欲しいのに、まだその高まりをつくれないうでいるがために、どうやってしたらいいかわからないがためにできていないのか、本当にニーズがないのかどうかということをきちんと行政が把握する必要があるんじゃないでしょうか。子育て応援プランに掲げているならばね。

あと二つだけですから、白川も小さな小学校ですけれども、加太でもニーズがあったわけですし、本当にあるのかなのかということもきちんと行政側として把握する必要があると思うんですけど、そこについての確認を最後にしておきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

その二つの小学校区の学童保育のニーズの把握でございますが、保護者さん、それから地域と協議して把握をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

それでは2点目の、生活の場にふさわしい施設、条件整備についてお伺いします。

子供たちが学童保育所で1年間に生活する時間、それと学校で生活する時間、どちらが長いとお思いでしょうか。

学童保育所で生活する時間が、年間平均1,650時間、学校が1,040時間です。500時間も学童保育で過ごす時間は長い。子供たちが一番長く過ごす施設であるのに、この亀山市もそうですが、子供の施設の中、小学校や中学校や幼稚園、保育園、いろいろある中で、学童保育が一番劣悪な環境であるのではないのでしょうか。予算的な措置も一番少ない、そういう環境で子供たちは過ごしております。

例えば例として一つ、借地・借家という学童保育があります。いつ返してくれと言われるかわからない不安、また借地だけならまだしも、建物も借りている場合は、またもとどおりで返さなくてはいけないので、あまり中に手が入られない。子供たちの生活に合うように整備をすることができない、そういう問題があります。そして、もし万が一返してくれということで、子供たちの居場所がなくなったら、新たな施設を用意しなければならない。そういうこととなりますが、今の制度

では2回目に整備をするための補助金は出ません。そういう事態が起こってから整備をするのではなくて、たくさん借家・借地の施設を抱えている亀山市は、こういうものの用意をするべきではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

学童保育所の施設整備に対する補助金は、亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき支出しております。事業の開始に必要な施設の設置費や改修費を補助の対象としております。既設の学童保育所の課題等につきましては、毎年開催されております各学童保育所の方々との懇談会などを通じて承っておりますが、今後もそれぞれの学童保育所の運営状況等を確認しながら協議を続けてまいりたいと思います。

また、既設の学童保育所の移設や修繕など2回目の整備に対しましては、現要綱では対応できませんが、各学童保育所の課題と運営状況等に関する協議とあわせて検討してまいりたいと存じております。具体的には、現実的な対応が必要と、そういったところでの検討をしていきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そういう借地・借家という問題もありますけれども、例えばこの昼生の学童保育では、学校の人数が100人ぐらいの規模でした。ですから、私たちは10人から15人ぐらいが利用されるのかなと思って整備をしましたが、今回89人という児童数の中で20人の利用ということで、本当にたくさんふえてきたんですね。潜在的なニーズというのが、この学童保育にはあるんだということを実感しました。そういう意味でも、また施設の見直しが必要となってくる場合もありますし、広さも、最初本当に数人で始めましたが、20人となってくると、1人当たりの面積ですけれども、17.6平米、子供の居場所があるんですけども、20人で割りますと0.88平米となります。本当に立っているだけの場所しかないというような、全員がもし来ると。そういう劣悪な環境で、保育園の最低基準どころの騒ぎではない、こんな狭さなんですね。

また、国やいろんなところで、県の連絡協議会でもガイドラインというものをつくられましたけれども、その中にある、また手洗い場でありますとか、静養室をきちんとつくった方がいいよとか、遊び場の広さであるとか、シャワー室であるとか、あるべき設備がないところもたくさんあります。こういう設備に対して、本当に前向きに一つ一つの、一カ所一カ所の現場をきちんと見ていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

県の全部の学童保育が集まる県連協というところで、皆さんの問題を出し合う会議の場がありますが、例えば松阪では、各学校区に2,000万円から4,000万円規模の公設の学童保育があります。公営でないから大変だという悩みを出されておりました。久居も津に合併されて、公設公営だったのが公設民営となってしまって、運営やいろんなことが大変だという悩みでした。

亀山市は、とてもとてもそういう悩みを持つまでには至っていない状況です。確かにおとしよ

り去年、去年よりことしと、いろんなことを市単でも、障がい者に対する指導員の分であるとか、上げていただいたこと、本当に評価をしております。しかしながら、まだまだ子供たちの居場所というのを見たとき、市民の感情から見ても、あのすばらしい関中や、この間、亀中も見てまいりました。そして、東幼稚園、本当にすばらしい。そういうものを見て、中に入った後、この学童保育所の施設に入りますと、本当に同じ子供なのに、何でこれが整備できないんだろうかということが素朴な疑問です。ぜひとも今度は学童保育の分野にも温かい市政の目を向けていただきたい、そのように思います。

指導員の待遇についても、これは国の補助金の問題もありますが、例えば先ほど言いました放課後子ども教室の指導員などの時給は1,300円から1,400円台のものが見られているわけですが、学童保育に対しては指導員の時給766円で補助金は見られているそうです。こういう時給では、本当に指導員を仕事として頑張っていくという人は出てきませんし、子供たちの環境としてもどうかと思います。市の助けなしにはなかなか上げていくことはできません。指導員の待遇についてもぜひ考えていただきたい。

今言いました指導員の待遇について、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご指摘の指導員の待遇でございますが、具体的には時給ということになるかと思います。これにつきましては、それぞれ民設民営の学童保育所では、学童保育所の中でお決めにいただいて就労していただいております。市におきましては、先ほど申しました亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づきまして補助金を出させていただいておりますが、その大部分は人件費だというふうに認識をしております。したがって、今年度、この補助金のアップもありましたが、今のところ、その中でそれぞれ工夫をお願いできればと、このように考えております。今後の検討課題とはいたしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今までの述べてきましたことを解決するためには、どうしても民設か公設かというところに踏み込まねばならないんですけれども、先ほども民設民営でという言葉いただきましたけれども、そのところを大きく踏み込むことも含めて検討していただきたい、このことを申しまして、次の質問に移りたいと思っております。

保育所の問題です。

保育所については、いろいろ在り方検討委員会も立ち上がったっているわけですが、待機児童の問題もしていただいているわけですが、現在のある保育園の問題点について、どのように把握しておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在の保育所の問題点でございますが、まずは待機児童が発生しているということが上げられます。待機児童に対しましては、経済状況の悪化に伴います社会不安や核家族化の進行によりまして、就業する保護者がふえ、保育所への入所を希望する方も近年増加しているものでございます。そのため、できるだけ多くの児童を受け入れられるよう、職員を増員したり、保育室の増設をしようとしても、現状では児童の大幅な受け入れの増員は困難と認識をしております。

そのことから、今回、既設の園とは別の場所に、待機児童のための施設を緊急に開設し、ふえる児童に対応することといたしております。

また、その他今後につきましては、保育所の在り方検討委員会もでございます。そちらの協議も参考にしながら、市全体の保育所の配置等につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

待機児童の問題は、私も今までも議会で何回か述べてまいりました。また、特別保育についても、まだ進んでいない部分については何回か確認をまいりましたが、今回は、今ある施設の生活をする場としての整備についてお伺いしたいと思います。

今回、在り方検討委員会で、今の保育園の現場も視察しようというようなことも言われていたが、今ある保育園について、現場を見て、そこをよくしようというような方向性はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在の既設の保育所の現状でございますが、それぞれに園を見て回りまして、把握をしているというふうに考えております。保育所在り方検討委員会におきましても、委員長さんが率先して各保育園を回っていただいたということもございます。

そういった中で、毎年修繕という形でございますが、予算化をいたしまして、対応させていただいているという状況でございます。

修繕ということで、配置とか大幅な部屋の増設とか、そういうところまでは至りませんが、随時取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

抜本的なこれからの運営の問題であるとか、いろんなことは話し合っていられるんですけど、今ある施設を修繕もしていくということをお話しされました。でも、先ほど問題点の把握というところでは、設備的にこういうところが問題なんですというご答弁ではなかった。

一つお伺いしたいんですけども、私ども前は第二愛護園が部屋が足らなくて、そして職員室を保育室にかえて、1年間は二つのクラスが一つの部屋でいたけれども、何とか保育室が確保できた

ということがありました。今回、昼生保育園も今年度ずうっと始めて、5歳児と4歳児が一緒の部屋で頑張りました。1年我慢したのですから、もう何か抜本的に考えてくださるのかと思っていましたら、またもう1年、何も手だてなしで同じ部屋だということですね。これが本当にどんなに大変なのかということをお願いしたいと思います。

小1プロブレムと言われてはいますが、本当に5歳児のお母さん方は心配しておられます。これで落ちついて小学校へ行けるのだろうか。参観日に見たけれども、あっちの声、こっちの声、これで本当に子供は先生の話が聞けるのだろうか。また、担任の先生も一緒の部屋に2人おいでになるわけですから、子供に聞いたら間違えて覚えていたとか、そんな笑うに笑えない話もあるんですね。

授業参観ではないですけども、保育園でも幼稚園と交流してはいますのでありますけれども、ちょっと1クラスずつ落ちついて見ていただこうと、先生の配慮で半分ずつ、1クラスずつ見ていただいたんだけど、4歳児がやっている間、5歳児は廊下で待っていたそうですわ、参観の終わるのを。そういうことを本当に一生懸命先生方が中で工夫してやってもらっている。これを2年間続けるということは、今度の5歳児は2年とも複合のクラスで暮らすということですよ。これがどういう影響を及ぼすのかということをお考えになったことはありますでしょうか。先生だって大変だと思うんだけど、例えばゼロ歳と1歳と2歳を一緒の部屋にするということは、とてもじゃないけどできない。それで悩んでおられます。

これは本当に大変なことだと思うんですけど、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま議員ご指摘のように、来年度につきましてもゼロから2歳児が15名ほど見込んでおりますので、同室による保育は避けられない状況でございます。昼生地区の今後の児童数の動向なども見きわめる必要もございますが、早急に検討してまいりたいと存じます。

また、保育環境が子供の成長に大きな影響を与えることは認識をしておるところでございます。落ちついた児童を育てる、そういった意味では、保育環境の充実・整備というのは大変重要なことだと認識をしております。そのため、積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

子供たちに対する影響はあるとわかっておられる。それで、この23年度ではそれに対する整備の予定は上がっていないという状況なんですけれども、本当に補正を上げてでも早急に対応していただきたい。

いろいろ工事の予定が出ていましたんでお聞きしましたけど、どれも大変だと思うんですよ。でも、優先順位というものがあると思うんです。例えば外の駐車場の土地をどうこうするとか、例えば芝生を植えてみるとか、そういうことに優先して子供たちのお部屋の整備はされるべきではないでしょうか。

園の先生方は、非常に一生懸命工夫して乗り越えようとされています。これだけしか枠がないと思って、前にも私、質問しましたが、本箱が買えないならば段ボールでつくってと。その工夫するお気持ちは美しいと思いますが、行政としては、それではいかん。子供たちのためにいかんから、今回これはちゃんと見てあげようという、かえってそこを先取って、子供たちの環境を整えるという立場にあるのではないのでしょうか。

児童の権利に関する条約というのがあるんですけれども、日本も批准していますが、これをちょっと読み上げて私の最後の質問としたいと思うんですけれども、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」とあるんですね。ですから、子供たちの環境を一番優先に考えてしていただきたい。先生の要求を待つばかりでなく、先取って子供たちの環境を整えていただきたいと思っているんですけれども、もう一度お取り組みに対する見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現状の保育所を取り巻く問題と申しますか、諸課題があろうかと存じますので、その辺は積極的に協議しながら取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時07分 休憩）

（午後 3時17分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

2番、公明党、新 秀隆でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

昨今、有害鳥獣による被害はますます増加しております。三重県自然環境室によると、野生動物による被害は2009年度で7億8,000万円を超え、このうち約5億円がシカとイノシシでございました。シカの被害は3億4,605万円で、1987年以降で最悪の年であった2008年には3億5,039万円にも上っております。

シカは、生えた木の芽をかじり、成長した木の皮をはぐ、そういう被害も相次ぎ、またイノシシは田畑を掘り返し、稲や野菜を荒らすだけにとどまらず、近年では団地の民家に接する土手を崩し、崩した土砂が溝を埋め、雨水を全く通さないような事態も起こっております。その後の被害は、まだまだ後を絶たないのが現状でございます。

本年につきましては、過去、議会においても各議員の方からもさまざまな角度で質問が上がっておるほどに、市民の方からの苦情、要望が今なお絶えることがないのが実情でございます。

つきましては、昨年12月の議会では、10月末までの捕獲数を報告いただきましたが、その後の近々の捕獲状況についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

捕獲状況でございますが、ことしの2月末までという状況で、猿が41頭、シカが85頭、イノシシ20頭というところでございます。この数字だけを見ても、昨年度と比べ、猿はほぼ同じでございますが、シカ、イノシシが少し減っておるという状況でございます。しかしながら、まだ被害額等整理が、関係機関からの報告がないことによって出ておりませんが、やはり全体的に見ますと、被害額は昨年度に比べて多くなっているのではというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

トータルで146頭ほどの捕獲ということでございましたが、金額の方は追ってまた確認させていただくということで、つきましては有害鳥獣に関する、現在の有害鳥獣が発生して、また市の方に連絡が来て、そしてその後、市としてどのような動きをする。工程のフローのような動きをちょっと説明いただきたいと思っておりますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

駆除に関しましては、生活環境、また農林作物などの被害が生じているか、またそのおそれがある場合に行っておりまして、その流れでございますが、地元の自治会長さん、また個人の方々から被害報告を受け、また捕獲の依頼がありましたら、直ちに市の職員が現場へ出向きまして、その状況に応じて猟友会の方に連絡をさせていただきます。地元、市、猟友会による捕獲の調整をまず行います。それから、法的なこともありますので、猟友会の方から市に捕獲の許可申請が出てまいりまして、それから捕獲をするという流れになってございます。

ただ、これは一般的な流れでございます。緊急な場合は直ちに猟友会、また猿の場合は猿の会に連絡をいたしまして、すぐさま対応するというようなケースもございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

というようなフローでございますが、その猟友会の方、またお役所の方が申されたことをお伝え申し上げますと、そういうふうな捕獲された後の、せんだっての防護さくとか、そういうところにひっかかって死んでいる有害鳥獣の大半は、やはり猟友会の方にお世話いただいて、そして処分い

ただいておるといことも伺いました。

そこで、最終的な処分として、市としてどのような形で回収なり処理をされているのか、その点についてお伺いたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員申されましたように、最近は防護さくの網にシカが入ってひっかかって亡くなっておるといような状況もございます。そのような場合は、原則、その農家の方や猟友会の会員さんにおいて処分をしていただいております。しかしながら、このいずれも不可能な場合によっては、市において処分をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

先ほどのことですが、実際に市の方が出向いて行って、トラックに積まれて回収してくるといふう理解してよろしいんですか、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市の職員が出向いて、猟友会の方とか農家の方にご協力をいただけて積んでくるというところがございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

それでは最後に有害鳥獣駆除の支援についてというところで、駆除の報奨金についてですが、雌ジカ1頭当たり1万円、猿が1頭当たり2万5,000円、イノシシは無償となっております、これは猟友会の方にお世話いただいておりますということで、委託金として年間60万を設定されておりますが、この報奨金の対象として、駆除依頼時のみの適用であったのかと。通常の猟期の料金について、その辺の報奨金についてお伺いたします。

○議長（大井捷夫君）

新議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市がお支払いをさせていただいております奨励金につきましては、駆除に対しての報奨金でございます。普通、猟期のときは対象にしていけないというところがございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

そうでしたね。駆除の依頼時のみということでございますが、最後に猟にかかわる、いろいろかかってくる経費のことについて、そういう支援制度のことについてお伺いいたします。

イノシシにつきましては、以前の部長の答弁の中でも、イノシシについては食用の肉として利用が多いことから、無償になっておることも設定の一つであると。そして、肉の売買には法的にも保健所の許可、規制、その辺、多々の抑制により、ほとんどがイノシシを捕らえても、利益的なものは皆無に等しいというふうに伺っており、猟友会の方を初め、狩猟を実際にされている方のお話を伺うと、食用の肉としては、用途として実際には12月までで、年明け以降はイノシシ自体の脂肪が落ちてしまって、食用の肉としてはほとんど価値がないに等しい状態であると。

また、捕獲おりの修繕、そして修繕のための移動とか、それにかかわるもろもろの経費が加算しておられ、猟銃についても、暴発抑止のためにもメンテナンスは欠かすことができないので、こちらにもまた費用は避けられないのが現状であります。

また、通常、猟期が本年度は11月15日から2月15日のところでございましたが、今期は3月15日までと、まさに今ですけど、1ヵ月延長されております。そのためかどうかはさておきまして、この延長期間によりまして銃の修繕が必要になったりとか、ちょっとしたけがが出てきたりとか、そういうことについても、かかる経費も加算されていておるとも伺っております。

そもそも猟期が1ヵ月延長という一事を考えますと、それだけ鳥獣被害が増加しておる傾向にあるということは間違いないと思います。その点につきまして、猟にかかわるメンテナンス、その辺の支援、またある期間のみ報奨金を特別に設定するとか、その辺につきまして、市の支援の考えはないものかというところを1点お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

猟に関しましては、狩猟というのと駆除という、この2通りがありますので、その関係もありまして、その辺は今言われたようなお困りの部分につきましては、猟友会といろいろ協議をして取り組むというような形で考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

しっかり協議を重ねていただきたいと願うものでありますが、そもそも、現在県からも1,400万円ほどの有害鳥獣の防止総合対策の交付金が出ておるわけですが、予算的な数値の件はこの場では控えさせていただきますが、防止対策としての取り組みについては、先日のウェブでも関の久我の方の女性の方が、前かけのポケットに花火とか、そういうものを入れて備えているというふうな事態も報告といたしますか、写真がついて、いろいろと困っている状況を伝えられております。

しかしながら、亀山も地域の60%強の山林地を保有する全域を防護さくとか、そのようなもので恒久的、かつ万全に対策をとるということは、非常に課題が山積でございます。

そこで、今はキーマンとなっておられる猟友会の皆様のことでございますが、県内での狩猟登録者の数でございますが、近年を見ても、1980年には9,000人ほど見えてましたが、2

009年には3,500人ほどに減少されております。これは、また高齢化が進んできておるとい
う実態でもあり、大半の会員の方が60代から80代の方で占めておられるとも言っておられます。

また、昨年夏の猛暑の駆除時には、有害鳥獣駆除どころか、ハンター自身がこの暑さに参ってし
まうとか、猟犬自体もくたばってしまうというぐらい、極限に達するほどのご苦勞をされたとも伺
っております。

県下では、有害鳥獣駆除部門を行政に設置されている市も多々出てきております。中でも、亀山
市の人口、また環境に近いいなべ市におかれましては、本年、23年度から農業振興課におきまし
て、名称を「追い払い隊」という名称で、新規に部門が設立されるということでございます。

そこで、亀山におきましては、近隣の鈴鹿、津、伊賀、そして滋賀県の甲賀市と隣接する山を持
っております、それに対して4市と地域の連携もとり、そして市職員の中でも狩猟免許、資格所
持された方を雇用し、迅速に対処できるような人材を確保できないものかと。そしてまた、別件で
は資格取得に苦勞された猟友会の方への配慮も必要と思っておりますが、猟友会の方いわく、高齢化が進
む中、後継者の育成、そして即時に行動ができる人材を行政内に設置すべきというお声もいただい
ております。

そこで、最後に有害鳥獣駆除部門を行政の中に設置される考えは市にないのか、その点について
お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、獣害対策としては、主に農政室で取り組んでございまして、農政室では主の担当1名、そ
れから室員が7名おりますが、従として、全員体制で、電話等が入ればすぐ対応するというような
形で取り組んでございます。

それから、関支所には森林・林業室もございまして、こことも連携を図りながら、迅速な対応と
いうことで努めてございまして、現在のところ、専門部署の設置までは考えていないというこ
ろでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

本当に困っている現状を踏まえると、財政厳しき中ということもあると思っておりますが、本当に必要
ならばしっかりと設置していただきたいものと望むものでございます。

それでは、次に移りまして、健康づくり対策についてということでお伺いいたします。

私ども亀山公明党議員2名は、先日、2月9日に三重県庁へ、三重県下計9名の公明党議員で、
三重県健康福祉部健康づくり室へ訪問いたしまして、自殺対策緊急強化事業について勉強会に参加
してまいりました。ことし4月に新聞でも報道されましたが、人口10万人当たりの自殺者の減少
率で、三重県は21年度426人で、全国でも中間値でございましたが、22年12月時点では3
58人と24.8%の数値でありました。減少率では全国で1番ということではございますが、な
かなか両手を挙げて喜ぶには、余りにも喜ばしい数字ではございません。

我が国は、年間の自殺者が13年も連続して3万人を超えるという事態でございます。自殺者数が高まり続けている実態を真剣に、前向きに取り組み、社会への転機を急がなければならない時期に到来しているのではないかと思います。

昨年1年間で自殺した人の動機に関する調査をしますと、うつという問題点がたくさん占めております。経済苦、生活の問題、就職の失敗等が増加する昨今、仕事や家庭の問題がふえているのも実情でございます。

自殺は、こうした要因が絡み合っただけで起こってまいります。それだけに、多角的に対策を講じていくことを欠かすべきことではないと思います。

自殺防止は、社会を挙げて取り組む課題でもないかと思っております。特に今のこの時期、3月は年間を通して最も多く自殺が発生する時期でもあります。それは、年度末、学年末、人事異動等の時期に、環境変化に対応できず自殺に至るケースもあり、これから多くの企業が決算時期を迎える、そして資金繰りに頭を悩ませる時期でもございます。景気の低迷や失業率の高まる昨今、自殺率が高まる傾向も否定できません。ゆえに、今月、3月が自殺対策強化月間と定められているのもこのためであります。

政府は、経済基盤の弱い中小企業への資金につくる心配りも必要ではないかと思っております。

現状としましては、企業を初め従業員へのメンタルヘルス、この辺がしっかり心の病を取り除ける対応に一丸となっておられることでございます。

公明党は、深刻に現在来ております自殺者の増加に対するために、自殺対策における国や自治体、事業者への責務を明確にした自殺対策基本法の制定を2006年からリードしてまいりました。さらに、自殺者数が高どまりしている事態を打開するため、本年2月は自殺防止対策プロジェクトチームも設定しております。

そこで、現在、亀山市の対象としていろいろうつで悩まれている方もたくさん、アルコール依存症、いろいろあると思いますが、その点につきまして、数値的な把握状況をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

うつの方の状況でございますが、全国的にも増加傾向にあるとは言われておりますが、全体の状況、人数の把握は大変難しい状況でございます。市で把握しているデータといたしましては、精神障害者保健福祉手帳交付者の数及び自立支援医療費を利用されている人数ということになります。

精神障害者保健福祉手帳を所持されている方は、年々増加傾向にあります。平成22年12月現在では139名で、このうち29名がうつ病を含む気分障がいと診断された方でございます。

また、障害者自立支援法に規定されています自立支援医療費受給者証を所持されている方も年々増加傾向にあり、平成22年12月現在で491人となっております。そして、このうちうつ病を含む気分障がいと診断されて、医療行為を受けられている方は197名となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

トータル的には、やはり予備軍も含めて491人以上が見えると、本当に深刻な問題だと思います。

続いて、把握するための窓口といますか、受け付け、そういう市としての窓口の状態はいかなものなんでしょう。受ける体制といますか、その点についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市の相談窓口といたしましては、まず亀山市総合保健福祉センターあいあいがございます。そして、ご本人、またはご家族からご相談をいただきましたら、状況をお聞きいたしまして、必要に応じて専門医療機関での受診をお勧めしたり、また県があいあいや県鈴鹿庁舎で行っております心の健康相談を紹介させていただいております。

また、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費受給者証を持っておられる方の生活や就労の相談につきましては、平成19年度からあいあい障害者総合相談支援センター・あいを設置いたしまして、相談業務を行っております。あいは、直接の相談申し込みもできますし、また市総合保健福祉センターあいあいの2階で、プライバシーも守られますので、ご利用をいただければというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

体制の方はあるということがございますけど、その点につきましても、自殺というのはWHO（世界保健機関）でも申しておりますが、自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であるということで、やはりその前の事前のうつというのをいかに把握し、そして手を差し伸べていくかということがございます。

その中でも、先ほどの相談窓口のこともございましたけれども、相談したことがないという方が60%ほど占めておられ、そして友人、同居人、ずうっとありまして、やはりカウンセラーとか保健機関等につきまして、2.6とか0.6%ということで、やっぱり窓口にはなかなか行きづらいというところが現状でございます。そこにつきまして、先日の県の説明の中でもございましたけど、亀山市として県とのタイアップ、また近隣の地域の市とタイアップ、その辺をお伺いしたいものでございます。一応状況だけ、最後の質問でお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

主に自殺ということで、答弁をさせていただきますが、まずは市民の方への啓発でございますが、三重県では3月4日に新聞にも公表されましたとおり、平成22年度の自殺者減少率が全国1位となり、これは平成13年に自殺対策を含む健康づくり総合計画であります「ヘルシーピープルみえ・21」を策定し、企業で心の相談に乗るサポーターや地域での悩みを聞くボランティアを養成

した、その効果があらわれてきたと言われております。

県におきましては、平成23年度、新たに県のこころの健康センター内に三重県自殺予防センターを設置いたしまして、地域のきずなを強化する仕組みづくりをしていくと伺っております。その一つの事業といたしまして、平成23年度から26年度の4年間でメンタルパートナーを2万人養成していくということでもございますし、身近で心の問題のサインを発している人に早く気づき、対応できるようにするための人材を育てていくというふうにも伺っております。

亀山市といたしましては、三重県や鈴鹿市との共催で、県鈴鹿庁舎におきまして「アルコールとうつ」というテーマで研修会を2回開催しておりますし、また社会復帰の支援策として、精神通院医療が1割負担で受けられる医療費制度も実施しております。さらに、社会復帰が可能である状態と主治医が認めた場合には、先ほど紹介しました障害者総合相談支援センター・あいや、ハローワークの就労相談にもつなげさせていただいております。今後、市としまして、県並びに隣接の鈴鹿市とも連携をいたしまして、啓発活動等を実施いたしまして、早期発見して相談や受診につなげられるようにしていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

そうですね。私も伺ったところでは、この平成23年から26年の、県下で2万人という方をメンタルパートナー、要はアンテナ的な形で、危険かな、心配だなという方の声を即座に行政の方へ伝えられるような体制をもって挑んでいくというふうにも伺っております。

最後に、神奈川県厚木市の方で、メディアを使って家族も含めたうつに対するパソコンとか携帯を使って自分の判断をすると。ちょっと遊び心を入れたような心の体温計というようなウェブもでき上がっております。こちらについても、最後に3点質問が終わってしまいましたけれども、亀山としても広報なんかチェックシートとかをつけていただいておりますが、そういうふうなメディアを使った報道もされるのか、最後、4回目になるんですが、議長、よろしければその辺の方向だけ、考えがあるのかだけお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま議員からご紹介いただきました心の体温計でございますが、こちらは私もウェブの方で拝見させていただきました。チェックシートに沿ってチェックすることで、心の健康状態を目安として見ることができ、健康的な生活を維持・推進していくためのわかりやすいツールであると感じました。具体的には、金魚ばちがあって、その中の金魚、またそれをねらっている猫と、そういった構図で、それぞれ金魚がけがをしたりとか、そういった表現をもちましてうつの度合いを示すものというふうに理解をしました。

心豊かに充実した生活を送るために自己管理をしていくことは大切なことですので、今後、市としましても参考にしていきたいと考えますし、また広報等でのチェックシート、こういったものの配布、そういったものも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

どうもありがとうございました。

ここは委員会の方でもいろいろ施策、支援等についてお伺いしていくことも多々あると思いますが、よろしく願いいたして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会派の尾崎です。

2日前ほどに質問内容を全部まとめたんですけども、質問が重なっていたということで、昨日、質問内容を変え、また本日も重なったということで、皆さん方の答弁をお聞きしながらちょっといじったというような状態です。時間はたっぷりいただいておりますけれども、恐らく時間を使い切るということはなさそうな予定なんですけれども、一応考えてきました。

では、地域医療体制についてということで、医療センターの現状について。

今現在、診療科別の医師数とか入院患者数及び今、市が力を入れております透析患者の入院患者数と通院患者、そういったことをお聞かせ願いたいと思います。

四つ目の質問として、昨年を導入しましたMR機の利用状況とその効果についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターの現状ということでございますが、医師・看護師の確保が困難となり、経営的にも厳しい状況となりましたことから、その改善のため、平成21年度に策定いたしました改革プランに基づき、入院につきましては100床ありますベッドの60床運用とし、その90%稼働、利用率54%を目標としておりますが、直近の11月から1月までの3ヵ月間の実績といたしましては、月平均55%の利用率でございまして、この部分におきましては目標を上回っておるところでございます。

透析につきましては、計画いたします受け入れ患者数79名に対しまして、2月末で在宅透析の患者様5人、それから入院されながら透析をされておる患者様2人を含めて77名でございます。

外来につきましては、同じく11月から1月までの状況でございますが、1日平均126名ということで、予算での目標の135人の達成に向けて現在も取り組んでおるところでございます。

さらに、昨年11月に更新いたしましたMR装置などの活用によりまして、他の医療機関との連携強化、さらに糖尿病外来や禁煙外来の設置など、診療体制の充実に努めて取り組みを進めているところでございます。

また、医師の状況につきましては、現時点でございますが、内科医4名、外科医2名の計6名の常勤医師でございます。眼科につきましては、代務診療にかかわる医師がお2人、それら代務医師

2人を含めて非常勤の先生が20名お見えになりまして、そのような体制で診療を行っておるところでございます。

それから、11月に導入しましたMR装置の状況ということでございますが、11月導入と同時に相前後しまして、当センターの地域連携室を中心に、市内の開業医、あるいは近隣の開業医を訪問して、積極的に当センターのMRIを活用していただきたいということのPRもしてまいっております。実数としまして、2月まででございますが、昨年対比でございますが、昨年が779件、現時点で907件ということで、約130件の利用数がふえております。さらに、新年度に向けての対策としまして、これまでお受けしていなかったんですが、市の職員、市町村共済の脳ドックも新年度においては受け入れるように登録いたしまして、現在申し込みを受けておるところでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

今現在、正規の内科医が4名と正規の外科医が2名ということで、また非正規の方が20名、合計26名体制ということがわかったんですけども、今度、三重大学亀山地域医療学講座支援事業というのを始めますということで、昨日お聞きしたところによりますと、整形が1人と総合医の方が1名ということだったと思うんですけども、この方が正規として雇われることになると思うんですけども、この方がふえたところで、今現在の夜間の診療、これは開業医の方、亀山市で開業されておられる医師の方の協力を仰いでやっているとかいう話がありましたが、それと現在の救急医療、2次未満とか呼ばれておりますけれども、この救急の医療体制も変わってくるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

夜間の体制ということをおっしゃられたのは、多分夜間応急時間外診療のことだと思いますが、これにつきましては、開業医の先生方の協力を得まして、当センター、あるいは開業医の在宅、それぞれで当番制でさせていただいております。これにつきましては、着実に対応させていただいておるといふような状況でございます。

さらに、新しい体制でのことでございますが、4月以降、寄附講座によります医師の配置につきましては、まだ最終調整のところでございますが、正確な数字、医師の配置状況についてはさらに調整するというところでございますが、先ほどおっしゃられた整形外科の先生1名、あるいは総合医の先生1名以上の先生の配置をしていただくべく、今、最終調整をしておるところでございます。そういう体制が整いましたら、さらには先ほどおっしゃられた2次未満といいますのは、4診療科100床の当センターですので、2次以上すべて網羅していくというのはなかなか難しい状況でございますが、2次未満の救急について、365日24時間積極的に受け入れる体制をとりたいと。そのような体制を目指して今取り組んでおりまして、2次以上につきましては、鈴鹿回生病院、あるいは鈴鹿中央、あるいは近隣の医療機関との連携で対応するというふうなことで、地域医療に貢

献してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

三重大の事業が開かれることによりまして、若干医療センターの方の内容も変わってくると思うんですけども、亀山市の行財政改革大綱の中に市立医療センターの今日に至ったというのは、医師不足による原因だということになっております。また、赤字補てんについては、恒常的に赤字補てんを行っておるが、これが負担となっているために、経営の健全化に努めますというふうになってあります。現に約2億弱、今回で1億8,000万ぐらいの予算を組んでおりますが、こういうことによって医師の確保ができるということになった場合、こういった赤字の額を減らしていくという期待も高まろうと思うんですけども、その辺のことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、医師の体制、あるいは看護師の体制が整いましたら、現在60床運用をさらにふやしまして2病棟体制にするなど、そういうことによりまして経営的にも安定してくると。まずは方向性に示しました2億円以内の赤字にすると。一般会計の負担を2億円以内、これがまず原点でございまして、それからさらに企業会計としてやっていくためには、さらにそれを圧縮していくということで、医師・看護師を確保しながら経営に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

かねてから、私は救急医療に関しましては、2次の救急医療体制をとってほしいということを願っていたわけなんですけれども、現在もそのように思っております。

そこで、まず総務省から平成19年に出ている公立病院改革ガイドラインというのがあります。その中で、公立病院の位置づけというか、その辺のところが記載されておりますので、ちょっとここで読み上げたいと思います。

公立病院の役割は、地域における基幹的な医療機関として必要とされる医療のうち、民間医療機関による提供が困難な医療、政策的な医療を提供することとされ、公立病院に期待される主な機能の具体例として、1. 山間僻地、離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供。2. 救急、小児、周産期、災害、精神などの政策、特殊部門に係る医療の提供。3. 県立がんセンター、県立循環器病センターと地域の民間医療機関では限界のある高度先進医療の提供。4番目に、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが上げられているということになっております。

また、この総務省のガイドラインに沿って、21年の7月には三重県医療審議会地域医療対策部

会において検討を行って、考え方をまとめた公立病院等の再編ネットワークのあり方についてというのが出ております。この総務省と三重県から出たものに沿って、亀山市の進むべき道を恐らく考えられたと思うんですけども、この中で、亀山市の位置づけなんですけれども、亀山・鈴鹿地区を一つの区域として、救急医療については亀山市立医療センター、鈴鹿回生病院、鈴鹿中央総合病院が輪番で対応していると。亀山市から鈴鹿市への搬送が多いことが特徴として上げられ、この地域は人口が増加傾向にあることから、医療需要が多様化している一方で、医師不足により救急医療体制が悪化しており、亀山市立医療センターについては、亀山市におけるセーフティーネットとしての医療提供体制が求められるものの、医師不足のため、亀山地域の住民が鈴鹿市の医療機関を受診する傾向にあり、今後、医師確保に努めることで亀山地域での初期及び2次救急の医療体制を維持していくことが必要と考えられると、このような見解が出ております。

今回、このような三重大のこういう事業を支援することによって、2次未満というような表現をされておりますけれども、2次に近づいたということですので、さらに努力をして、健全な経営に向けてなお一層の努力をしてやっていただきたいということを述べて終わります。

続きまして、2番目の、市長のマニフェストの中に三つの戦略プロジェクトというのがあり、新生亀山市の顔づくりについてということがあります。

その中で、市長のマニフェストのレポート、また亀山駅周辺まちづくり研究会の支援事業についてということで、行政の取り組みとして、亀山駅周辺まちづくり研究会が実施する勉強会やイベント、まちづくりニュース発行、ワークショップ、先進地視察などを支援し、地域主体のまちづくりを推進していますとありますが、どのように地域にかかわりを持って支援されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山駅周辺まちづくりへの支援の内容、どのような支援かというご質問でございます。

亀山駅周辺まちづくり研究会につきましては、平成18年11月に亀山駅前発展会の方々を中心となって発足し、以来、駅周辺のまちづくりについて、先ほど議員も紹介がありましたように、先進地事例の研究や調査、地域のつながりや活性化に貢献する亀山駅サイティング祭り等を行っております。

行政といたしましても、亀山駅周辺まちづくり支援事業といたしまして、まちづくりコンサル等の専門家の派遣、事例や制度等の関連資料の提供、地域のまちづくりニュースの発行、まちづくり見学会の企画運営等、さまざまな形で側面的な支援を行っております。また、研究会の総会や例会にも市の職員が出席し、意見交換や課題の共通認識に努め、地域と行政が両輪となって駅周辺のあり方や方向性を検討しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

また、亀山駅周辺再生検討チームというのを、22年の4月に、亀山市都市政策会議の補助機関

としてこういうチームが設置されております。また、庁内における亀山駅周辺の方向性を検討していますということがここに記載されておりますが、このチームの構成メンバーと、先ほどありましたけれども、これダブっているかもわかりませんが、今までに検討された会合の回数及び庁内における亀山市の方向性を検討しているということを言われておりますが、方向性というのはどういった方向性なのか。それとまた、方向性を検討した上で、いつ結論が出るのか、大体の時期についてもお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

亀山駅周辺再生検討チームでございますが、都市マスタープランの具現化に向けた推進方策を検討するため、本年度設置いたしました亀山市都市政策会議の補助機関として設置したものでございます。この検討チームにつきましては、企画部、文化部、産業・環境部、それから建設部というような職員7名で構成されておまして、室長が3名、主査が4名、6室の職員で構成されております。

それで、亀山駅周辺の利便性の向上や亀山市の駅としてどのような方向性で再生すべきかを見出すため、さまざまな角度からの検討を進めておるところでございます。

これまでの活動内容につきましては、延べ13回の検討会を開催し、亀山駅前、それから駅周辺の強み、弱みの抽出や現状の分析、亀山駅前のあるべき姿や機能についての検討、それから先進事例の調査等を行っているところでございます。

今後は、さらなる検討内容の充実を図るとともに、先ほど建設部長が申しました亀山駅周辺まちづくり研究会での研究内容とも整合を図って、平成23年度内に再生の方向性を示せるように検討を進めるとともに、検討結果をもとに後期基本計画での施策展開に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

23年度内に方向性の検討結果、検討した結果を出したいというお言葉でしたけど、地元の方なんか聞いてみますと、駅の周辺、特に駅に向かって東側の周辺とか、その辺には結構空き地というのが目立ってきております。また、今現在、駐車場とか、そういったことに利用している場所もあれば、空き地のまま残っている場所もあると。地権者の方にしてみれば、空き地でいつまでもほうっておくわけにもいかないという方も中にはおれば、次の新しいことを考えてみえる方とか、そういう方もいっぱいおりますし、また地権者の中にはいろんな、建築会社といいますか、そういうところからマンションとかその辺の勧誘も受れたりすると。つくらないかというようなことですね。そういったところで、その範囲が、もし亀山駅周辺の再生の中に含まれている場所であれば、こういった結論を早く出してあげて、どういうふうな方向性だよということがある程度示さないと、もう着工したりしてからは亀山市のプランも無駄になるようなところもあると思いますし、実際の地権者におきましては、そういうところをもっと早く結論を出してほしいという方も中にはいらっし

やると思いますので、その辺のところを市の方でも、よく地元の方と話し合っただけ進めていただきたいと思います。

ところで、その空き地というので、大体区域ですね。大体駅前と呼ばれる雰囲気は、関西線の踏切の地域から旧1号線のところまでと、河合石油の付近までで7.7ヘクタールぐらいの土地の面積があるというふうに聞いているんですけども、大体そういうような空き地になっているのは、どれぐらいの面積かというのは、おわかりになればちょっと教えていただきたいと思いますけど。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今ご指摘のありました、大体全体で7.7ヘクタールでかなりあるんですが、具体的な数字というのは今手持ちとしてございませんが、おおむね半分ぐらいの面積が空き地になっているというのが現状というふうに認識しております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

次に、最後の質問なんですけれども、亀山市バリアフリー構想について、21年の3月にバリアフリー構想を策定しましたとあります。これの概略の説明をしていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

交通バリアフリー構想につきましては、企画部所管で作成しましたので、私の方からご答弁申し上げます。

交通バリアフリー構想につきましては、市民の皆様の多様なニーズにこたえる豊かで質の高いまちづくりに向け、生活空間のバリアや心のバリアを取り除き、安心して安全に暮らせる環境づくりを進めるため、高齢者や障がい者等が生活上利用する施設を含む一定の地区において、重点的かつ一体的な移動等円滑化を推進するため策定したものでございます。

構想には、目標年次であります本年度、22年度までに実施すべき事業を短期事業と位置づけておりまして、これまでに亀山駅ホームのエレベーターや構内の多機能トイレの設置、それからさらにはさわやか号へのバリアフリー対応バスの導入、公共施設へのスロープや点字ブロックの設置、市道への歩道設置など、公共空間のバリアフリー化を進めております。

また、県道亀山白山線におきましても、県において歩道のバリアフリー化工事に着手されたと聞いておるところでございます。

今後も、構想に位置づけられました歩道の改良や施設の改修など、中・長期的な事業につきましては、実現に向けた取り組みを促進するとともに、進捗管理を行うなど、亀山駅を中心とした重点整備区域でございますが、これのバリアフリー化の促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

駅前バリアフリー構想というのは、どういった内容で、また進捗状況、どの程度まで進んでいるかについてご答弁願います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ちょっと答弁が重複するかわかりませんが、申しわけございません。

亀山駅前を中心としまして2キロ四方の部分につきまして、バリアフリーの一つの対象区域にしておりますが、具体的には亀山駅からショッピングセンターエコーあたりまでの空間をバリアフリー化したいというような考え方を持って整理をしておるといようなことですが、まだ歩道の設置等については進んでいないといような状況でございますが、先ほど申しました亀山駅のホームのエレベーターの設置、これは3基でございます。それから構内の多機能トイレの設置、それからさわやか号へのバリアフリー対応バスにつきましては、中期で23年度から25年度といような予定でございましたが、これは前倒しをいたしまして導入をしているところでございます。それから亀山市役所も含めて公共施設へのスロープにつきましては、可能などころから手がけておるとい内容になっておるとして、毎年9月にはその進捗状況を提出させていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

私がこの駅前開発とかいいうのを聞いて、もうかれこれ25年か30年近くたっていると思うんですけども、なかなか駅前の状況も変わってこないということで、この質問をさせていただいたんですけど、進めるに当たっては、総論は皆さん賛成だと思うんですけども、どうもこういうことになると、各論になると反対というのは結構多いかと思うんですね。

それで、市の方の確たる方向性を持ってきっちりしたものを打ち立てて、それで交渉に当たらないと、恐らく意見を聞き過ぎてもだめになるだろうし、また聞かなければだめだろうし、いずれにしても御幸町の方だけの亀山駅でなくて、利用する方は亀山市民のものなんですから、ぜひあと何十年もかけて直すようなことのない、できるだけ早い時期に改修できるようにお願いしたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思っております。

待機児童対策について、まず本年2月の教育民生委員会協議会資料によりますと、4月1日現在は待機児童は30人を超えたと。県下の市町の中で最も多い人数になっておると、このように書いてあります。また、保育所入所希望者は低年齢児を中心に年々増加の傾向にあり、現在の保育所の施設を最大限活用しても、平成23年度以降において、なお待機児童が発生することが予想されるということで、見通しはこれからもふえるということになっております。

また、前回、和田の保育所を見たんですけども、80名定員のところ、定員制度をなくしたと

どうか、何かそういうことで1.5倍の117名ほどの保育の児童を抱えていたと。以前は80名だったところが、現在117名いると。そういう状況にありながら、なおかつ30人弱のこういう待機児童がいるという中で、今回、待機児童の緊急対策というんですか、これでたったの10名、待機児童については10名しか入所することができないというようなことを考えてみえるということで、答弁の中には、それ以上の方が来たらどうするかということで話がありましたら、そのときは受け入れるようなお話だったので、とりあえずはいいんですけれども、その辺のところ、ぜひご答弁していただきたいと思うんですけれども、それについてはなぜ10名にしたか、これはきのうからこういった質問が出ているんですけれども、これについては10人にした理由は特にはないというようなたしかご返事があったと思うんですけれども、この10名にせざるを得なかった理由の一つに、ここに待機児童の施設をつくるというメリットがあるのかどうか。それと、ここが最適なのか、保育所としてベストの位置ということを考えてつくったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、待機児童施設でございますが、メリットはあるのかということでございますが、この施設を整備しますことによりまして、来年の1月から待機児童を受け入れるということでございます。何しろ、緊急に対応したいということで、この施設を活用するということで計画をいたしました。また、この位置につきましてベストかということでございますが、先ほども申しましたように緊急にということで、既存の施設を使用するのが一番適しているという判断もありますし、位置的にも市内の中心部でございますし、ベストというふうに判断したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

介護予防支援センター内の、あの部署が利用の頻度が低いということで、そこにつくるように私は考えたような気がしているんですけれども、まず保育所をつくるのにあの位置がベストであるか、そういうことを検討されたかという話なんですよね。あいているから使ったというような印象を私は受けてしまうんですけれども、有効活用という面から見れば確かにそれはそうかもわからないんですけれども、3,700万円のお金をかけてあそこにつくるということは、待機児童、1.5倍のところがあって、なおかつ余っている人間を収容する施設を考えなかったということは、私は問題だなあというふうに思います。

それで、あとたしかあの施設のところにはグラウンドというのはなかったですよ。2歳未満といえども、2歳児になれば、天気のいい日には外に出て日に当たるとか、そういったことも必要なことだと思うし、遊ぶ場所とか、そういうのも必要だと思うんですけれども、砂場等運動場というんですか、そういったところを考えておられるということなんですけれども、大体の大きさ、何平米ぐらいのことを考えてみえるのか。そういうような遊ぶ場所ですね、その位置関係をどこを考えているのか。

それともう一つは、この施設をつくった場合、2階、3階へ上がる方というのは、通常の入り口から上がるように考えているのか、それとも別の場所をつくって、2階、3階へ上がるようにするのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず砂場の設置でございますが、砂場等児童の発達に必要と思われるもの、これは整備していく方針でございます。

その面積でございますが、これは建物との位置関係等を考慮いたしまして、あまり大きなものはつくれないというふうな考えではおりますが、設置をしたいというふうに考えております。

また、運動場もということでございますが、こちらにつきましては、その施設に隣接してというスペースはございませんので、今のところ、医療センターの敷地内にはテニスコートもございます。そちらの活用も含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、2階の療育相談等への進入経路でございますが、正面玄関の東側の方にはエレベーターへつながる位置関係にあるような空き地がございますので、そちらへ別途入り口を設けまして、保育施設を通らずに2階へ上がっていただける、そういったことで考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、2階へ上がる手段としてはエレベーターしかないということになるわけですか。そうすると、1階部分から上がる従来の階段はどのような使い方になるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現状の施設でも、1階から2階へ上がる階段がございます。この階段は、エレベーター室の隣にございますが、それはそのまま残させていただきます。ただし、保育施設の園児がそちらを上がないように、仕切り等で1階と2階が行き来できないような対策を講じてみたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

もし火災とか、例えば地震時、当然のごとくエレベーターは動かなくなると思うんですけども、そういった場合はどのように考えてみえるんですか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

火災等でエレベーターが動かなくなった場合でございますが、先ほど申しました階段は残します

ので、その階段を利用できるということでございます。

今申しましたさく等につきましては、ゼロ歳から2歳の子供に対応した簡便などといいますか、大人ならのけてといいますか、自由に出入りができる、そういった規模のさくを考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

最後になりますけれども、今の答弁で、もし火災とかそういったものが起きた場合に、1歳とか2歳の幼児があげられるような玄関ではないですよ、現状のものは。それ保育者等が火災が起こったときに子供を誘導してというか、抱えて走らないかんような状態にはなってくると思うんですよ。そういったことを考えた上でここに設置されたというのは、やっぱりベストではないと思うんですよ。

最後に聞きたいのは、もし30名の方が応募してきたときに、30名の方を採用されるかどうかを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この待機児童施設に30名の待機児童が出て、皆さんが申し込まれたという場合がございますが、それは受け入れてまいりたいと、このように現在思っております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました、通告による議員の質問は終了いたします。

次にお諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後 4時35分 散会）

平成23年3月11日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成23年3月11日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
危 機 管 理 局 長	片 岡 久 範 君	医 療 セ ン タ ー	伊 藤 誠 一 君
		事 務 局 長	
会 計 管 理 者	多 田 照 和 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	上 田 寿 男 君	監 査 委 員	落 合 弘 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 村 常 一 君		

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書記 松村 大
書記 原 千里

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(大井捷夫君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 中村嘉孝議員。

○13番(中村嘉孝君登壇)

おはようございます。

私ごとでございますけど、実は先月、声帯ポリープの手術しまして、いろいろそういう方も多いらしいんですけど、原因は何かと尋ねましたら、しゃべり過ぎやと、そんなことを言ってたわ。それで前よりはちょっときれいな声が出るかなと思ひまして、きょうは一生懸命頑張っていきたいと、そんなふうに考えております。今はカットしておいてください。

それでは、きょうは三つの大きい項目について質問します。

まず1点目でございますが、地上デジタル放送の移行についてでございます、その一つ目は、難視聴地域の現状と対策ということでございます。

ことしの7月の24日に地上アナログ放送が終了して、デジタル放送に全面移行するというところでございます。もうあと5ヵ月を切っておるわけでございますので、以前1回質問しましたんですが、またさせていただきます。

こういった難視聴地域というのは、市内で加太地区と野登の坂本地区の2ヵ所しかないということの前、ご答弁いただきまして、その難視聴地域の対策として、大きく分けると4点ほどあるということで、その一つが電波の強化策、もう一つがケーブルテレビの加入、あと三つ目が有線共聴の新設、それで四つ目が個別の受信アンテナの高性能化と、この四つの大きな対策があるとはお聞きしているんですが、その中でも特にケーブルテレビの活用が、亀山の状況から見て最良の策だというご答弁もいただいております。こういった地デジの移行というのは国策でありまして、国のプロジェクト事業と、そのように聞いておりますが、まだまだ全国的にも整備体制のおくれとか、そういったところで受信不可能な地域が多々あると聞いておるところでございます。

昨年でしたか、質問したときに、いろいろほかにもギャップファイラー方式とか、IP通信とか、そういうものがあるのではということで提案させていただいたところ、市のご答弁としては、亀山市におきましては、そういったことは向いていないというお答えでした。しかしながら、こういった2ヵ所の難視聴地域におきましては、選択の余地がないということでございます。ほかの地区に比

べましては、かなりハンディがあるということで、こういった特殊な地域に対してある程度の優遇策とか、そういうのはないのかと。市長との懇談会とかそういうときにもいろいろ要望は出したんですが、結果的にはなしという結論でした。

そんなことがあったわけですが、そういった中、その後ケーブルテレビの普及率とか、その辺のところはどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

市内におきまして、地理的条件から地上デジタル波を受信できないとされている地域は、議員申されたとおりに難視聴地域でございますが、加太地区と安坂山町坂本地区でございます。現在では、安坂山町の坂本地区におきましては、ケーブルテレビの加入が100%になっておりまして、難視聴状況が解消されたということでございます。一方、加太地区のケーブルテレビの加入率につきましては、本年1月末現在で74.6%に達しております。今後、さらに加太地区の皆様には、ケーブルテレビへぜひとも加入いただきたいというふうに考えておるところでございます。なお、市全体のケーブルテレビ加入率につきましては、本年1月末現在で76.7%というふうなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

坂本地区はほとんど100%ということで、加太地区は74.6%ですか。全体が76.7ということで、まだかなり加入してみえない地区もございまして、ぜひとも全世帯に加入できるように努力していただきたいと思います。

国がケーブルテレビ整備促進等のために補助事業を行っているという聞いております。総務省と農水省がやっておるわけですが、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金と農水省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というのがあると聞いていますが、この事業の活用は、亀山市はしていないのか。もし活用していないのであれば、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず総務省の関係でございますが、総務省が指定します難視聴地域の定義というのがございまして、デジタル放送の受信が困難であり、かつケーブルテレビなどの施設がない場合に、難視聴地域と指定されております。指定されると、共聴アンテナ設置補助金等の支援が受けられるということになりまして、本市におきましては、市域全域がケーブルテレビに加入可能な地域でございますところから、総務省が指定します難視聴地域はないというふうな総務省の見解になっております。

一方、農林水産省の交付金でございますが、交付金の事業適用範囲が、新たにケーブルテレビを

施設しようとする場合の補助金でございまして、当市については先ほど申しましたケーブルテレビに全市域加入可能というようなことでございましたので、該当しないというふうな見解だとお聞きしております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に二つ目で、市内の普及状況についてお尋ねしたいと思います。

市内で地デジに対応している状況というのは、ちょっと把握するのは難しいかなとは思いますが、わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず市内の普及率については、正確な数字はつかんでございません。総務省が昨年12月に実施しましたアンケートにおいて、三重県における地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は97.8%と発表しておりまして、同様の数字かなというようなことは考えております。

なお、このアンケート調査については全国で約1万3,000世帯でございますが、三重県におけるアンケート調査数は225件ということで、統計上の誤差が2%から4%ぐらいあるというような部分もございますけれども、97.2%というようなところで、亀山市としても同じような数字かと考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

97.2%というのは、ちょっと高過ぎるような気もします。まだまだここまでは行っていないんじゃないかと思うんですが、このデジタル化によりまして、言われていますのは、全国でも10%ぐらいの世帯がテレビを見なくなる、いわゆるよく言われている地デジ難民ということでございますけど、一般の家庭にとっては唯一の情報の伝達手段ということで、やっぱりテレビは欠かせないものだ、そのように思っておる中で、先ほど97.2%と言われましたんですが、これは本当の普及率でしたら、ほとんどのところがそういう対応をしてみえるのでいいと思うんですが、恐らくこれより低い数字、現実はずっと低いんじゃないかとそのように思うところでございますが、国の方では、普及率がまだ低いので、地デジ移行が延期の方向にも考えていると、そういうこともちらっと聞いておるところでもございます。その辺のことについては、亀山市には全然そういった懸念はないと、そのようにお考えでみえるのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ちょっと私、間違えた数字を言ったかわかりませんので、もう一度言いますと、総務省の統計調

査によると、三重県における普及率は97.8%ということでございます。

それから、いわゆる地デジ放送に対応するというようなことでございますが、地上波デジタルへ完全移行することにより、テレビ放送を見られなくなるというような、最近では地デジ難民と申しておるということでございますが、総務省におきましては、国民に混乱を生じさせることなく、円滑に完全デジタル化を達成することは十分可能であるという認識に立っておるというようなことでございますので、亀山市としても今のところは、同様の認識をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

言われるような方向に行けばよろしいんですけど、なかなかそういうわけにはいかないかなとは思っております。

次に、市内の生活保護世帯の方々というのは180世帯ですか。ちょっと定かではないんで、それくらいあるかなと思うんですが、そういった世帯の方々に対しての対策はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

地デジ関係でございますので私の方から答弁をさせていただきますが、生活保護世帯につきましては、総務省地デジチューナー支援実施センターというのがございまして、ここが生活保護世帯に対しまして、地上デジタル放送チューナーを無償で給付しておるということでございます。また、地上デジタル放送が視聴可能な状態となるよう、アンテナの改修も支援策として実施されておるということでお聞きしておりまして、この支援策につきましては、生活保護世帯全世帯に個別に周知しておるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ということは、国の方で上乗せして、その費用等は保護費の中に含めると、そのように理解してよろしいですか。

次に三つ目でございますが、公共施設のデジタル化でございますが、この亀山市におきましても、公共施設の範囲というのはかなり広いもんでございまして、例えば学校施設もあります。小・中学校、保育園、学童保育所、あと公民館、病院、社会福祉施設等々、いろんな公共施設があります。こういった中で、市としてはどの範囲まで、またどういった方法でデジタル化を進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどのご答弁させていただいた生活保護世帯に対してでございますが、保護費に対する上乗せ

ではなく、無償給付ということですので、現物給付という考え方だということでございます。

それから、公共施設に対する取り組みでございますが、市の公共施設につきましては、市庁舎や
関支所を初め、学校、それから医療センター、総合保健福祉センターのいずれもケーブルテレビに
加入しておりまして、またアナログテレビにつきましては、デジタルチューナーを購入して対応す
ることとしており、デジタル化対応は7月までに完了する見込みというふうなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。移行までにすべてできるようなことで理解させていただきました。

とにかくできるだけ、あらゆる公共施設のデジタル化をお願いしたいというところでございます。

この地デジ移行策が国策とはいえ、この問題が国と視聴者間だけの問題になっていて、中間の自
治体の姿が見えないと、そういったことではいけませんので、ひとつよろしくお願いたしたいと
思います。

次に、例えばほかにも市の公共施設といいますか、ご存じだと思うんですけど、加太地区で3年
ぐらい前から駐在所跡ボランティア、六、七十名ぐらいで防犯の拠点として頑張っておられるわけ
でございますけど、そこにも一つテレビがあるわけですね、アナログテレビが。そういったところ
に対しての対策はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

加太地区にございます加太警察官の立ち寄り所につきましては、ケーブルテレビに加入をしてい
ただいておるということでございます。ケーブルテレビにご加入いただいている皆様につきましては
は、本年7月のデジタル化完全移行後、平成27年3月までは、ケーブルテレビ事業者がデジタル
波からアナログ波への変換を行って、電波を流すこととなっております。このことから、テレビが
デジタル化されていなくとも、現在と同様に使用することが可能となります。この約4年間でござ
います。テレビのデジタル化を対応していただくというふうなことでお願いたしたいというふう
に考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

じゃあ、きれいに見れるというふうに理解させていただいてよろしいですな。はい、わかりまし
た。

次に、四つ目の地デジの移行に伴うテレビ等の不法投棄についてでございます。

以前、これもテレビの不法投棄の件数をお尋ねした際に、平成19年、20年、21年と年々増
加しておるということで、21年には350台くらいに達しているというお答えでした。地デジ移
行までもう数ヵ月ということで、今後急激にテレビの不法投棄がふえるんじゃないかと、そうい
った懸念を持っておられるわけでございますけど、今の不法投棄の現状についてお尋ねしたいと思いま

す。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

テレビの不法投棄の台数でございますが、350台程度といたしますのは、テレビ、エアコン、冷蔵庫などすべて含めて350台ということで、テレビだけに限りますと、19年度は122台、20年は137台、21年度が186台というような形で、議員ご所見のとおりだんだんふえてきておるとい状況でございます。

そんな中で、22年度の12月末現在でございますが、テレビにつきましては、61台というように、かえって減っております。その要因といたしましては、省エネの地上デジタル放送の対応テレビに買い換えをされるときに、同時に古いテレビをリサイクルに回す場合は、エコポイントを加算するという制度が、この22年の12月までであったということからではないかというふうに推測をしております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

減っているということをお聞きしまして、安心いたしました。また、161台と前言われましたのがもう、200台超えていて、想像していたんですけど、それならば安心というところまでいきませんが、よかったなとは思っております。でも、今後近づいてきたら、恐らく不法投棄する方もふえてくると思いますので、現在もやっていただいておりますけど、監視カメラやら、パトロール体制とか、そういうことを強化していただきまして、市内全域も広いんで大変だとは思いますが、恐らくふえてくるというような気もいたしますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

もともと、こういったことになったのも、ご承知のとおりではございますけど、家電リサイクル法というのがございますね。それが一番の要因だと考えておるところでございます。家電リサイクル法の正式名称というのは、特定家庭用機器再商品化法というのが正式名称やそうでございますけど、いろんなメリットもあるんですが、私はデメリットの方が多んじゃないかと、そのように考えるところでございます。この家電4品目のうちに、特にテレビといたしますのは、一家に何台もアナログテレビは持ってみえるわけでございまして、廃棄するのにも台数が多いと結構費用がかかる。エコポイントがあるとも言われましたけど、それが現実でございまして、全国で今回の地デジ移行に伴いまして、7,000万台以上が不法投棄されるんじゃないかと、国は予測していると聞いております。

また、特に古いテレビといたしますのはブラウン管というのがございまして、特に有害物質等を含んでおりますので、例えば水源の上流等にそういったテレビを不法投棄されますと、かなり有害物質が出てきて、健康の面等にも、川の上流に投棄された場合なんかにはいろんな影響がございまして、深刻な問題だと考えております。

何はともあれ、こういった不法投棄の対応というのは、難しい面もございます。夜中にほうって行くので、その辺は難しいとは思いますが、万全の対策を講じていただきますようお願い申し上げます。この質問は終わりたいと思います。

次に、大きく二つ目の教育関係についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、このたび新しく亀山市の教育長に伊藤教育長さんがなられまして、新教育長としてのこの亀山市における教育のあり方といたしましうか、その意気込み、抱負についてお伺いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

皆様おはようございます。

私ごとでございますけれども、私は現職中に加太小学校の教頭として3年、それから校長として2年、管理職という立場で勤めさせていただき、今ご質問いただきました中村議員さんの方からも、学校経営に当たりましては大変お世話になりましたことをここでお礼申し上げますとともに、このように通告によります答弁、初めて答弁をさせていただくわけですが、加太選出の議員さんの質問ということで、これも何かのご縁かというふうに感じさせていただいております。

それでは、答弁に移らせていただきます。

教育長就任に当たり、決意の一端を申し述べさせていただきます。

教育の危機が叫ばれ始めて以来、多くの時間が流れました。その間、幾多の施策が施され、改善がなされてきましたけれども、昨今のさまざまな報道を見聞きしておりますが、依然として青少年に対する教育は、光明を見出すまでには至っておりません。だれか、少年・少女を救う者あらんやと、こう叫ぶざるを得ない無明、明かりのない、明るさのない、無規範、規範のない社会が全体を覆っているように感じております。また、自然環境の荒廃は、その中に生きる私たち人間の心と体まで悪化させているのではないのでしょうか。このようなときに当たりまして、教育長の任を拝命いたしましたことは、その責任の重大性を痛感しているところでございます。それとともに、全身全霊を込めまして、この職務に邁進してまいらる覚悟でございますので、よろしくお願ひいたします。

さて、私は就任3日目の2月24日でございますが、亀山西小学校6年生児童の招待を受け、総合的な学習の時間の授業を参観させていただく機会を得ました。

学習テーマは、「優しく、生き生き活力のある亀山とするために」でした。イベント名物企画グループが考案しました「亀山っ子定食」をいただきながら、観光チーム、活性化チーム、福祉チームが取り組んだ内容の発表を聞かせていただきました。修学旅行で訪れた奈良、京都のまちづくりに倣い、先ほどのテーマに基づいて、亀山を訪れる人のために、亀山に住む人のためにさまざまな取り組みを考案し、実践に結びつけてまいりました。そして、その後の学習が発展いたしました。市役所の玄関に置いてあるかと思いますが、子供たちがこのような観光パンフレットをつくって配布しておりますので、また機会がございましたら、ぜひお目通しをいただきたいと思っております。

こういった活動は、亀山っ子市民宣言の中の力を合わせて仕事をする、人や物を大切にする、未来に夢を持ち続けるといった項目の実践でありますし、また教育基本法にうたわれている公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度でもあります。ふるさとを愛し、

ふるさとを誇りに思う子供たちが未来に夢を持ち続けることができるために、生きる力を備え、希望に輝く心豊かな亀山の子供たちをはぐくむ教育の環境を整えていく、そういった決意を新たにしたところでございます。

また、今日、知識基盤社会、グローバル化した社会にあって、生涯学習の必要性、重要性が求められております。亀山市は、悠久の歴史、豊かな自然を大切にされた地域住民の自主性を尊重する市民参画型の社会づくりを目指しております。学びと交流をもとに、人格の完成を目指して進む生涯学習のありようを検討していきたいと思っております。

亀山市は、県内はもとより、全国に誇ることのできる数々の教育施策がなされております。これまでの前伊東教育長のいろいろなご活動、それを継続、継承しながら、さらに深め、強化するところ、時代の流れの中で見直しを図らなければならないところを見きわめ、教育のまちとしての再生を図っていきたいと考えております。どうぞ市民の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、議員のご質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。懇切丁寧にごあいさつしていただきましたんですが、やはり教育というのは、大切なことであるというのは間違いございませんで、いろんな方策がございますね。今、いろいろ言われたとおりです。

教育の中でも、教育経済学とか、今盛んに言われております。そういった中で、教育というのは経済発展につきましても大きく貢献するもんだと、そのように考えております。日本の戦後の経済の発展を支えたものは、一つは教育にあるんじゃないかと、そのようにも考えるところがございます。戦前から蓄積されました知識、技能といった人的要素、そういったのが貢献されたものだと言われておるところでございます。これこそ、過去十数年にわたる教育の成果の蓄積であったのではないかと、そのようにも考えるところがございます。

昨今、日本経済も不況の波がずっと続いておるわけでございますけど、そういった状況の中で、今後こういった教育の充実というのは不可欠じゃないかと、そのように考えるところがございます。経済の面ばかりじゃなくて、当然のことながら、情操教育というのも必要であるというのは言うまでもないことでございます。

次に2点目でございます。亀山市学校教育ビジョンの見直しについてということですが、平成23年度の教育行政の一般方針というのがございますね。その表現の中で、国の教育振興計画や県の振興ビジョンをかながみて、亀山市も学校教育ビジョンの見直し作業を始めていくと、そのような表現がございました。これが学校教育ビジョン、平成19年、市の方で作成されました冊子でございます。こういった冊子というのは、亀山市、いろんな分野で出ているわけでございます。例えば、総合計画を初め都市マスタープラン、老人福祉計画、障がい計画、スポーツ振興計画、観光ビジョン、言い出したら切りがないぐらいたくさんございます。僕の手元に、市からいただいた冊子だけでも三十数冊ございます。これがいいのか悪いのか、多額の費用もかかりますし、コンサルに頼んでみえるのか、市の方で一括してつくってみえるのか、とにかく費用のかかるもんだと、これ以外にも思います。これが、費用がかかるからどうのこうのというわけではございませんが、やはり、

こういったものが実のあるものに、生きたものにならないと、それは常々思っておるところでございますが、これを少し読ませていただいた中で、いろいろ細かく分かれておるわけでございますね。そういった中、具体的にどういった部分をどのように見直す方針なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

学校教育ビジョンをどのように見直していくつもりなのかというようなご質問でございますけれども、現行の亀山市学校教育ビジョンは、先ほど議員おっしゃられたように、平成19年度から平成28年までの10年間の亀山市の教育方針をまとめたものでございます。このことから、今回大きな見直しは予定していないところでございます。しかしながら、新学習要領が本格実施されること、三重県教育振興ビジョンが平成22年度に新たに作成されたこと、市の第1次総合計画の後期計画が作成されていることなど、社会状況の変化が起こってきていることがございます。また、コミュニティ・スクールの研究や特別支援教育体制の充実が行われていることなど、施策体系に少し変化が起こっていることもございます。このようなことを考慮して、施策の追加など見直しを考えているところでございます。また、見直しにつきましては、コンサルに委託するんじゃなくて、自分たちで少しの見直しをやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。かなり、詳細にわたってつくってありますんで、そう全面的に変えるというのは難しいとは思いますが。

そういった中で、何ページでしたか、この中に亀山市の教育の基本理念という書き込みがあります。少し読ませていただいたんですが、内容がどうも理念らしいことにはあまり触れられておりませんと、そういうとこですが、今後、教育基本法の改正とかそういうことも以前からもあるんですが、そういった影響も受けられて、表現方法、その部分は今後変えられるおつもりなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山市学校教育ビジョンの理念につきましては、第5章にその基本的な三つの考え方として、亀山市の豊かな教育資源を生かした創造的な教育、すべての子供の学びを支え心をはぐくむ教育、子供の未来を拓く教育環境の整備を上げ、亀山市が目指す学校像、子供像として希望に輝く心豊かな亀山の子供たちをと記載し、全体を総称して理念としているところでございます。このことから、今回見直しの中では、記述の整理にとどめたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、3点目の教育基本法の改正（教育三法）についてでございますが、平成18年の12月に改正教育基本法が公布され、施行されたわけでございます。これは、日本の教育の基本理念や教育行政を確立するための法律ということで、60年ぶりの改正ということでございました。

教育基本法は、大きく学校教育法、地方教育行政法、教員免許法と三つに分かれておるわけでございますが、この法律が施行され、かれこれ4年が経過したわけでございます。こういった基本法の改正につきまして、新教育長はどういった見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。また、この基本法が施行されてから4年間の間がたったわけでございますが、教育現場として以前とどう変わったか、わかればあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど議員がご指摘いただきましたように、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、およそ4年が経過いたしました。

改正の背景となりましたのは、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子・高齢化、家族のあり方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、さまざまな課題が生じているということだと受けとめております。そして、改正教育基本法におきましては、生涯学習の理念、家庭教育、幼児教育、教育振興基本計画など新たな事項を条文等に盛り込んでおりまして、これからの教育のあるべき姿が明らかにされております。中でも、旧教育基本法が掲げてまいりました普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神等、日本人が持っていた規範意識を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めたところが特徴的であると認識しております。

実際の教育活動の場におきましては、教育振興基本計画で示されております四つの基本的方向や亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画等に沿って活動が進んでおるところではございます。具体的な事例を申し上げますと、地域の方々のご理解とご協力のもと、放課後子ども教室の取り組みが進んでおります。そして、子供たちの安全を見守っていただいたりしている姿も変化の一つであると感じております。地域に密着し、地域とともに歩む学校の確立が、近年確実に躍進していると感じさせていただいております。

また、亀山市青少年育成市民会議が発信していただきました亀山っ子市民宣言に関する多くの取り組みや、学校現場における具現化の実践もその一つと存じますし、先ほどその具体的な事例につきまして、亀山西小学校の子供たちの活動を挙げさせていただきました。学校教育のカリキュラムにおきましては、新学習指導要領の移行措置に合わせまして、伝統や文化に関する教育、道徳教育の充実が進められております。音楽におきましても、日本の伝統的な楽器を使った演奏とか、子供たちのそういう演奏機会なども設けておりまして、そういった点が進んでいるのではないかと認識しております。

次に、いわゆる教育三法、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にかかわってでございますが、制度上の仕組みについて学校現場での浸透状況をお伝えしたいと思います。

まず、平成19年6月改正の学校教育法に示されました学校評価の実施と情報提供についてでございますが、市内すべての小・中学校におきまして、目指す学校像や重点目標、単年度行動計画を提示し、保護者や地域住民の皆様からの意見を取り入れた学校自己評価が実施されておりますし、その結果を受けての改善計画等が学校だより等で発信されております。また、新たに規定されました義務教育の目標につきましても、先ほど述べさせていただきましたとおり、新学習指導要領の移行措置に合わせて取り組みを進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。ある程度浸透してきたというふうに理解させていただきます。

これまでの教育基本法というのは、個人の権利や個性を極端に重視して、個を強調し過ぎたために教育のバランスが崩れたと、そのようにも考えておるところでございます。結果として、歴史や伝統文化というような時代性と、現在のいろいろな関係性といったような縦横の関係のところ、人が生かされているということが忘れられている状況で、また先人が歩んできた道程や国柄もどうも伝えられていない状況にあると、そういったことが書いてある紙面もございました。知識を軽視したゆとり教育、こういったものを根本から見直して、子供たちに知識を与えて、一人前の社会人としての規範・道徳を身につけさせなければならない、そういったところでございます。そのためには、伝統的な教育を教育現場に定着させるのが必要だと考えますが、先ほど少し触れておみえになりましたんですが、このことについてもどういったお考えをお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

伝統的な歴史、文化等をどのようにして伝えていくか、あるいは規範意識の醸成、そういったことにつきまして、具体的に新学習指導要領が23年度から完全実施されるわけですが、それを受けまして平成20年度から移行措置というのをやっております。そして、教育内容を改善していくということになりますが、特に今年度の学習指導要領の改訂の中で、言語活動を初めといたします内容、それから理数教育、道徳教育、体験活動の充実、外国語活動の時間の新設などが、主な変更点でございます。これらの計画につきまして、各校で既に順次進めておるところでございます。

それから、授業時間数のことですが、これまで本当に何回か学習指導要領の改訂がなされてきたわけですが、それまでは授業数を減らすという傾向で進んでまいりましたが、今回の改訂で初めて授業時間数がふえるということになります。そして、その授業時間数の増加に伴う教育課程の再編成、学習内容の移行に伴います教材・教具の準備等、それを活用した指導方法の研究、外国語活動の授業の実施等が上げられると思います。

来年度から、この4月から完全実施に伴いまして、小学校1・2年生では現在よりも週当たり1

時間の授業時間数増加となります。それに対しても、既に準備を進めておるところでございます。中学校におきましては、24年度から完全実施になるわけでございますが、このようにして、さまざまな取り組みを踏まえて子供たちの教育を進めていくというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

伝統的な教育についてお尋ねしたんですが、新学習指導要領についてお答え願いましたんで、後で聞こうかとは思っていたんですけど、基本法改正当時の主役といいますか、安倍首相がよく戦後レジームからの脱却と、そういったことを言われておりました。この改革は、教育三法も改正されて、制度上の仕組みは整ったわけでございますけど、学校現場への浸透ということで、それが課題として残ったわけでございますけど、このことについてお尋ねしたいと思ったんですが、今、学校現場の浸透につきまして、この4年間かなり浸透してきたと、教育長からのお答えをいただきましたので、このことについては割愛させていただきます。

次に、その新学習指導要領の本格実施ということで、平成20年3月に公示されまして、21年の4月より新しく小学校の学習指導要領が先行実施されたわけでございます。21年ですけどね。その成果はあったのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

文部科学省から示されましたものに沿いまして、各学校、適切にやっております、それを踏まえないと23年度からの子供たちの取り組みが進めていかないという実情がございますので、どの学校においてもそのように取り組みをさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先ほど本格実施のことで少し触れられましたんで、少し理解したわけでございますけど、新年度から理数教育、あと外国語、道徳教育、この三つがうたわれておりました、本格実施ということでございます。きのうの伊勢新聞か何かにも、これが実施されますと、週休2日はそのまま残っておるわけで、学校現場でも先生の時間的なといいますか、とにかく時間がなくなりまして、大変忙しくなるようなことが書いてありましたが、今後、具体的にどういった取り組みを、そういうことも含めて、されていかれるおつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学習指導要領の移行措置に関する答弁をさせていただきますけれども、移行措置に関しましては、先ほど議員おっしゃられたように、理科の教材等でいろんな授業が前倒しで入ってまいります。理科の教材、電気とか人体模型とか、昔あったようなことがまた入ってきますので、昨年、理科の

そのような器材を購入をさせてきました。国の方からも補助金がございまして、そういう必要なものは移行をさせていただきました。また、授業でも随分、数学でもおいてまいりますので、その準備をきちんと、教材研究を先生たちに寄っていただきまして、どのように進めていくのかをやってきております。中学校は、来年度、24年度に移行措置がされるんですけども、そのために体育で武道とか、そんなんが入ってまいりますので、23年度中に柔道とか剣道とか、そういうものの道具等をそろえていきたいと、今準備を始めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。何はともあれ、亀山市の教育振興のために、今後とも努力していただきたいと要望するところでございます。

次に、時間もなくなってまいりまして、最後の中山間地域の対策でございますが、この中山間地域というのは、地理的、社会的諸条件が他の地域に比べて不利な地域ということを示しております。地域振興関係五法のどれかの指定区域ということらしゅうございます。こういった中山間地域も亀山市に何か所もあると考えておるところでございますが、こういった地域は課題も多く、地域を特色づける最大の要素というのは、人口の減少と少子・高齢化の進展と、そういったところがございます。まず、市内の高齢化率につきまして、高い地区はどういった地区で、その率はどれぐらいであるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

地区別の65歳以上の高齢化率でございますが、本年2月1日現在で、高い地域は、坂下地区の45.9%、加太地区の34.5%、白川地区の33.6%、次いで野登地区の29.7%、また昼生地区の27.7%と続いております。なお、同時期の亀山市全体の高齢化率は21.9%でございました。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。亀山市全体が21.9%と低いんですけど、高い地域は45から34と、かなり高齢化率が高くなっておると、そういった現状でございまして、まだまだ以前、よく限界集落とかそういう表現がございましたんですが、そこまでは行っていないということでございますけど、いずれその状況に近くなるような、時間の問題だと、そういったことも考えられます。

こういった高齢化率の特に上昇している地区に対して、何らかの対応策がありましたら、市としては、そういった個々の部分については、特筆して対策を捨て切れない状況でありまして、それぞれの地区での地域づくりに力を入れているところに対して、バックアップするというようなスタンスであるということをお聞きしております。そういったことなんですが、地域みずからいろいろ努力した中でも限界というのもございますんで、特に高齢化率の極端に高い地域に対しての対応策が

ございましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど申しました、高齢化率の高い加太、坂下、白川地区におかれましては、地域活動がそれぞれ活発であるというふうなことでございまして、そういったところから、市としましては、豊かな自然環境を生かし、若者にその魅力を伝え、人口流出を食い止めるような地域での取り組みを今後も期待しておるところでございます。

なお、現在、第1次総合計画後期基本計画を策定中であり、あらゆる地域資源を活用し、特に市民力で地域力を高めるというのが基本方針でございますので、この市民力で地域力が一層活性化する環境や仕組みの構築を進めてまいりたいと考えておりますので、先ほど申しました加太、白川、坂下というような地域におかれましても、さらなる地域のきずなづくりを進めていただきたいと、そういったところにつきましては、市としましても可能な限りバックアップできるような仕組みを、今後後期基本計画の中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

バックアップのところをひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

これに関係した対策でございますけど、空き家対策でございますが、こういった中山間地域の人口減少というのは、高度経済成長時代における農村から都市部への労働力の流出、そういうところから始まりまして、一定のところまでとどまることなく、ずうっと一貫して減り続けた、全国的にそういった状況であるわけございまして、こういった人口の流出を食い止めるのが急務だと考えておるわけございまして、市内でも、そういった地区も幾つもあると、そのように思うところございまして、加太地区を一つの例に挙げますと、若者が出ていきまして、空き家がふえる一方でございまして、地元の地域づくり委員会やら空き家対策、特別委員会とかそういうようなもんを立ち上げまして、私もメンバーに入れさせていただきまして、ホームページ等も立ち上げまして、いろいろやっておるわけございまして、なかなか思うようにいきません。そういった中、今度の来年度、市の方でも空き家の情報登録制度、いわゆる空き家バンク制度ですか、こういったものを設置すると聞いておりますが、こういった取り組みか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市としての空き家対策に対する取り組みということでございます。

先ほど議員ご紹介いただきましたように、市といたしましては、来年度、平成23年度より、空き家情報バンクを市全域で施行する予定でございます。これは、亀山市内の空き家の有効活用を通じて市内への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に行うものでございます。具体的には、

市内で空き家を所有し、賃貸もしくは売却を希望する方から物件の情報提供を求めまして、市の空き家情報バンクに登録をし、亀山市ホームページを通じて利用希望者に情報提供をしていくものがございます。

なお、このような取り組みにつきましては、先ほど議員からもご紹介いただきましたように、加太地区が空き地・空き家の活用推進計画の中で、3年前から実施しております。他地区においても、検討がなされるというふうに聞いておりますので、今後、こういった既に実施されている地区とも連携して、空き家情報バンクを推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

熱心に取り組んでいかれるようにということで、ありがたいことございまして、やはり、その市のホームページというのはそれだけ信用もございまして、またバックアップのほどをよろしく願いいたしたいと思えます。

また、以前、加太地区の児童数の件で質問をしたことがございまして、現在、加太小の児童数全部が55名でございますが、三、四年後には30名を割るんじゃないかと、そのような可能性もあるということございまして、せっかく学童保育所も建てていただいて、先行きが少し難しい面もあるというような状況の中で、幸い市の方針とお聞きしておりますのは、統廃合が決して30名になってもしないということ聞いておりますので、少しは安堵しておるところでございますけど、何とか児童数の増加を促す対応策がないものかといういろいろ考えておるわけでございますが、もちろん地域の協力体制というのが前提ではございますけど、何かよいお考えが、難しいんですけど、ございましたら、お尋ねしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

加太小学校におきましては、今年度よりコミュニティ・スクール実践推進研究事業というものを文部科学省より受託し、研究を行っているところでございます。このコミュニティ・スクールは、保護者や地域の皆さんが、学校運営に参画する仕組みが保障されていることが他の学校との違いであり、コミュニティ・スクールに指定されている学校では、この仕組みを利用して地域の意見を反映したさまざまな教育活動を展開しているところでございます。学校と地域が力を合わせることによって、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていく、そのような学校づくり、地域コミュニティづくりがコミュニティ・スクールの一番のねらいであります。

加太小学校は、今後、児童数の減少が予想されております。しかし、加太地区はこれまでも地域の協力を得た学校行事等、学校と地域、保護者が深い連携を図ってきている地域であります。このことから、教育の力が加太小学校を核とした地域づくりをより一層促進し、子供や地域の人々にとって魅力あるふるさとづくりの一助になればと考えておるところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

予定の時間をもう過ぎていますので、簡潔に。

○13番（中村嘉孝君登壇）

会派の時間があるということで、できるだけ早く終わらせて、もう少しでございますが、ありがとうございました。

なかなか現実的には難しい問題だと認識しておりますので、今後、いろんな方策を考えながらやっていただきたいと、そんなふうと考えております。

次に、3点目の中山間地域等直接支払い事業の成果ということで、それと今後の方向性ということでございますが、きのうの質疑の中にも三つの事業のうちございまして、そのうちの一つでございますけど、この事業は高齢化の進行による担い手不足や農作業条件が不利な状況にある中山間地域の農地について、直接支払いを行うことによりまして、耕作放棄の防止や農地の多面的機能の確保を図るという目的で、市内に6地区ですか、たしかこの事業が開始されまして5年ほど経過したと認識しているところでございますけど、その成果はどんなものであったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中村議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長、簡潔に。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市内では、複数の地域が取り組んでいただいております、平成21年度までの取り組みは11団地でありましたのが、平成22年度からは12団地というふうにもふえてまいりました。面積につきましても、45.5ヘクタールから49.7ヘクタールにもふえております、この面積は、中山間地域の農地の約12%に該当をいたします。この事業に取り組んでいただいております地域につきましては、耕作放棄地の発生防止、農道や農業用水路の適切な維持管理などが行われてございまして、農地が持つ多面的機能が保全されておるとところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。今後、そういった区域も拡大していく必要があると考えるところでございます。

とにかく、こういった中山間地域に進行しているのは、もはやその単なる過疎化や高齢化だけではなくて、それを超えて、極端ではございますけど、集落そのものが消滅していく、そういったところもあるわけでございます。そういった新たな局面に入っていくことも極論ではないと思っております。こういった問題は、中山間地域に一様にあらわれているわけではなくて、どうしても中心部から離れた地形的に末端に位置するような集落から徐々に顕在化しつつあると、そういうのが現実でございます。そういった点に留意をしていただきまして、今後、十分対応をお願いしたいと思っております。それを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは早速ですが、通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

最初に、亀山市行財政改革大綱について、大きく4点質問いたします。

まず1点目に、亀山市行政改革大綱の検証についてお尋ねをいたしたいと思います。

平成17年から21年度までの行政改革大綱の成果について、行財政改革には5点ほど成果が掲げてあります。しかし、効果判断となる数値等については何ら触れられていない報告となっております。確かに、実績報告では、詳細を見ますと報告はされておりますが、この項での数値的な報告はなく、新たな事業のこのみ、この行政改革大綱の検証については述べられております。

私は、ここに書いてある5点の経費削減とかサービスの向上とか改善だとかという文言による報告ではなくて、ある程度、せっかくの改革大綱でありますので、数値を用いたような成果報告というのはできなかったのか、まず確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員が申されましたように、亀山市行政改革大綱における —— 旧大綱でございますが —— 成果につきましては、市民サービスの向上などの面から検証した実績報告書を作成しておりまして、その中におきまして、具体的な経費削減額を記載しておるところでございます。

というふうなところで、本大綱におきましては、この実績報告書の要旨を記載したということで、具体的な経費削減額までは記載しなかったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

この行革については、10年以上前から取り組みはされておまして、やはり数値目標のない行革大綱はあり得ないんだということを随分言ってまいりました。

ということからいくと、この17年から21年の改革大綱の検証が、ただ実績があったという表現だけでは重みがないというか、やっぱりきちっとした数字、例えば5%でも10%でも削減できたんだということがあって、この大綱の持つ重みになるんではないかと。ただ、文章の羅列ならだれでも書けるし、意味がよくわからない。実績報告を見てくれというふうなやり方ではなくて、まずどんとまとめていくような、私はそんな姿勢があつてよかつたのでは、まあこれが次の質問とも関連をしますので、私は少し報告のレベルが弱かつたのではないかなと指摘して、次の質問をさせ

ていただきます。

行政改革大綱では、進行管理が当然うたわれてございます。P D C Aを有効に機能させるということから、行政改革を進めるんだということでございますが、このサイクルを回して継続的に改善をして、いわゆるスパイラルアップという視点がございまして、今回のこの行財政改革に引き継いでいくもの、要するに行政改革大綱から行財政改革大綱へ引き継いでいくもの、こういうものがあったのかどうか。新しい大綱でも行政改革の継続の必要性をうたっております。そうなりますと、引き継ぐものというのは当然出てまいりますので、P D C Aをスパイラルアップしていくような視点での引き継ぎ項目があったのかどうかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

大きな面での引き継ぐべきところということでご答弁させていただきたいと思いますが、旧大綱の目標につきましては、コンプライアンスや市政情報の積極的な発信が引き続き大切であるというふうなところから、公正な市政運営と市民信頼度の向上を、新しい大綱では開かれた市政の推進として、まず継承いたしておるところでございます。

それから、前大綱の市民との協働の推進につきましては、市民と行政がより一層の信頼関係の上に、それぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを進めていくことが重要であることから、本大綱におきましては、協働によるまちづくりへとさらに発展させておるところでございます。

なお、個別の項目につきましては、実施計画そのものを検証しながら、次の行財政改革大綱の実施計画に引き継いだものもございまして。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

大きく2点ほどは継承されて、発展していったものもあったということですので、確認をさせていただきます。

次に2点目に、今回の新しい行財政改革大綱とした考え方についてお尋ねをしたいと思います。

今回は、これまで行政改革というふうなうたっていたものから、財政改革も含めて行財政改革大綱ということになりました。これまでの行政改革大綱とはどのような違いを持っているのか。それから、行政改革と財政改革の一体性の必要性の認識について、まず確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

本大綱の本市が抱える課題と、行財政改革継続の必要性において記載いたしておりますように、今後の本市の財政状況につきましては、生産設備の償却による固定資産税が年々減少するとともに、長引く景気低迷の影響による法人市民税の減収が見込まれ、さらに建設事業費の増加に伴う公債費

の償還ピークが平成23年度から平成26年度になるなど、厳しい財政状況となることが予想されております。そのため、早期に財政改革に着手する必要がある、行政改革と財政改革を一体化して取り組むべきところと考えて、行財政改革というような考え方で整理したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これは、議案質疑でも確認をさせていただきましたが、これから三、四年間は相当厳しい財政が続くということで一体化されたというふうなご答弁でありました。

2点目に、それを受けて、平成17年から普通交付税の不交付団体から、今回交付団体に移り変わろうとしていると。そういうことからいくと、財政状況の認識についてちょっとお伺いをしたいと思います。

厳しい財政状況が続くであろうということは、今ご答弁でいただきました。確かに、この行財政改革大綱を見ておきますと、抱える課題というところには、数年来の財政基盤を支えてきた市税収入が、固定資産税が年々減少するんで厳しくなるんだ、法人市民税の減収もあるんだということは記載がされております。

ただ、一番表ページにある「はじめに」という部分、この部分の記述を見ますと、固定資産税の減収についての記述がなくて、100年に1度の経済不況だけ、そういうことによつての財政状況の厳しさというふうな記述になっております。やっぱり、私はずうっと言ってきましたが、シャープさんを初めとする液晶産業の償却というのは5年で終わってしまうと。ですから、5年、6年するうちには、固定資産税も減りますよということは随分申し述べてきました。

そうなると、抱える課題では確かにそういう指摘はされてありますが、一番大事な「はじめに」という部分では、全くその部分が触れられていないと。私は、財政の認識はやはり重要ですので、なぜこういう状況に陥ったのかという認識では、非常に弱いような気がします。なぜ、この部分にそういう認識が書かれていないのか。これは、まさしく市長の名前で書かれているところですので、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員ご指摘の生産設備の償却による固定資産税の減収につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、本冊の中に記載をしておるところでございます。

また、この趣旨が「はじめに」という中に記載していないとのご趣旨でございますが、市税収入の減少により、従前の標準的な財政規模へと変化しつつありますというふうに記載をさせていただいておるところから、その趣旨を含めているというふうなところございまして、この「はじめに」の中には個別具体的には触れなかったということでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一番重要なところじゃないんですかね、ここが。市長の認識がここは問われているんですよ。抱えるは確かに書いてあります。でも、やっぱり一番大きいのは、液晶産業の償却資産税のピークを迎えてしまったと。そこが、最大の認識であって、そこにリーマンショックの法人市民税というのがかぶってきていると。二重にはかぶっていますが、100年に1度の不況じゃないんですよ。もともとこうなるはずだったんです。その認識が欠けているのが非常に納得できませんが、改めてもう一度答弁をほしいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この行財政改革大綱の冒頭の「はじめに」は、私自信がみずから筆を入れさせていただいたものでございます。同時に、今企画部長がご答弁をさせていただきました後段の本市が抱える財政の課題と行財政改革の必要性の項目で、今議員ご指摘の部分を明記させていただいております。

この「はじめ」のところで、やっぱり書き込むべきではなかったかということなんですが、この行財政改革大綱の実は最も大切なことは、この「はじめ」の中に書かせていただきましたが、大変厳しい経済状況が続く中で、市税収入の減少により、従前の標準的な財政規模へと変化しつつあると。このような中で、私たちの亀山市が将来を見据えて、政策の優先度をいま一度見直さなければならぬ自治体経営の大きな転換点にあると考えておると。さらにそのために、具体的に、自助・共助・公助の考え方に基づいて、市民の皆さんとの役割分担や受益者負担適正化についても、この機会に考えていただくことは大変意義深いことだと考えておると。こここのところが、実は行財政改革を進めていくという意味で、大変重要なところであるというふうに認識をいたしております、議員ご指摘のところは、後段のところ、より詳細に表現をさせていただいたというのが背景でございます。何とぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、市長の答弁がありました、ちょっとたしか4回目になると思いますので質問はしませんが、多分、これはパブリックコメントにも指摘されているところですよ。私が、たまたま見たときに同様の指摘がありました。やっぱりそこが一番重要なところですよ。なぜ、こうなるのかの大事な入り口の議論なので、やっぱり後段に書いてあるからではないというふうに思いますんで、ここはちょっと指摘をしながら次へ入らせていただきます。

次に、大きな3点目に改革の目標や取り組む方針についてお尋ねをしたいと思います。

今回の大綱は、今それぞれご答弁がございましたが、大きく財政状況が変化をしていく、その中で行政と財政のそれぞれの改革を一体化するというふうな目的でつくられているとは思われます。ただ、よく見ますと、一体化があまり感じられないというのが私の感想です。何か、行革と財政改革とくっつけて一本の本にしたと。やっぱり、私は、これは入りまじって、財政と行政が溶け込み合って、それぞれ改革の指針を出していくという。そのスタイルから見ると、二つの案をくっつけ

て、これが行財政改革なんだというふうな感じのものになっておりますが、私は一体性が感じられないというふうに感じておりますけれども、本当に、こういうつくり込みでよかったのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

早期に、財政改革に着手する必要があることから、昨年9月に財政改革の基本方針案を策定し、これを本大綱の政策3. 財政改革の推進として取り入れております。このことから、議員ご指摘のとおり、分離しているかのように受け取れる面もあるかと考えておるところでございます。

財政改革の目標及び方針につきましては、本大綱の2. 亀山市行財政改革大綱の目標・基本方針・視点において定めておりますが、特に財政改革については、平成26年度における財政収支の均衡を掲げ、目標達成のための方針を定めているということで、財政改革の必要性を強調したというような内容になっておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

つくり込みの話ですので、これ以上質問はしませんが、私は、結局行政改革をどんどん突き進めば、基本的には経費削減があったり、効率化があって財源も生み出してくると。だから、財政改革がこっちにあって行政改革があって、それぞれやるものではなくて、一体化をしてやることによって、それぞれのものの目標を達成すればいいのではないかなと、そんな感想を持っておりましてので、もう少し溶け込みのあるようなものの方がわかりやすかったのではないかなという感想を申し述べて、2回目に、これまでの行政改革というのは簡素で効率的な行政運営という文言があったり、それから仕組みの構築・変革というものがあつたと思うんです。

ただ、今回の大綱を見ていまして、それがいいとは言いませんけれども、やはり仕組みを変えていく、それから簡素や効率的なものに持っていくんだという大前提があって、いろんな政策が生まれてくるということからいくと、少しその辺の視点がなくなってきたんじゃないかなと思いますから、やっぱりその辺の視点が必要ないのかどうか改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、簡素や効率化とか、あるいは仕組みの見直しという部分については、大変重要なことというふうに考えております。

簡素・効率化でございますが、具体的には、政策2の効果的・効率的な行政システムの構築において、限られた財源と適正な人員で、市民サービスに対する最大の効果を上げることを基本として、事務事業について、行政の関与の必要性、行政効率、効果等を検証し、再編・整理を図るなどの取り組みを行っていくというふうに記載をさせていただいております。

もう1点、仕組みでございますが、この部分につきましては、一番最初の部分でございますが、市民ニーズの多様化や急速な少子・高齢化により、まちづくりの課題は年々増加し、行政主体のまちづくりや行政サービスだけでは限界が生じてきており、新たな公共領域において、市民との協働や市民が主体となったまちづくりを推進していくというふうな、市民力で地域力を高めるといような考え方を、改めてこういった仕組みを構築していきたいというふうなことで考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一番大事なのは簡素で効率的、これはやっぱり永遠のテーマだと思うんですね。それがどこかの項に入っているんじゃないくて、どんとそこが出て、それから広がっていく。財政改革がどんと出て、そこに仕組みが加わっていくというふうな流れをつくらないと、何か読んでいても、どこがポイントなんだろうかというふうに思ってしまうと。それを思って、職員の方が仕事をされるわけなんで、やはりそこはどんとここがポイントなんだというものがあるべきではないかな。そういうふうに考えますと、一番最初の質問に戻るんですが、やっぱり数値目標的なものも何らか掲げないと。企業ですと、例えば経費20%削減とか時間外ゼロとかとタイトルが出るんですね。ところが、今回の大綱を見ておりますと、全く出てこない。唯一あるのは、財調の残高を20億円以上維持すること、これだけです。

そういう意味からいくと、この改革大綱に数値目標を持つ必要がなかったのかどうか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

数値目標の件でございますが、財政改革においては、平成26年度に財政収支の均衡を図るといふような目標を一つ掲げております。それから、行財政改革全般における数値目標につきましては、市民サービスに大きく影響を及ぼすものもあり、慎重に検討する必要があることから、具体的には設定していないところでございます。

なお、実施計画におきましては、実施事業ごとに年度別の取り組みを掲げ、PDCAサイクルによって進行管理を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

後の質問の関係もあるんで、ちょっとここは改めてやりたいと思いますが、やっぱり目標のない、文字だけの文章でどれだけやれるかという、私は非常に疑問があると思います。やっぱり、実施計画があるからじゃなくて、大きなところに大きなぽんというものを持っていかないと、なかなか減らすものも減らせないというふうな感想を述べて、次へ入らせていただきます。

次に4点目に、事業仕分けの考え方についてお尋ねをしたいと思います。

今回の行財政改革大綱でも、事業仕分けについては記載がされております。この事業仕分けにつ

いては、12月も議論をさせていただきましたが、3年間行われておりますが、若干方向性もまだきっちり定まっていない感想を持っております。そんな中で、今回の行財政改革大綱における事業仕分け、例えばどんな経費削減のツールとして考えているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けにおきましては、市民の皆様への事業内容の公開、それから市職員の意識改革と合わせて、仕分け委員の判定結果や意見を踏まえて、改めて事業の必要性や改善点などについて検証し、予算編成に反映してまいりました。

今後も、この考え方を基本としつつ、本大綱にも記載をしておりますが、事業の縮小・繰り延べ・統合・廃止などの見直しを行うためのツールと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

1点だけ読んでいて気になったところがあるんですが、標準的経費の削減のところ、行政評価、事業仕分けをツールとして事業の見直しをすると。その後、政策的経費の重点化・配分でも、この二つの手法により、重点化事業とその他の事業の峻別、徹底した見直しを行うというふうに書いてあります。ということになりますと、今確かに縮小・継続・廃止ということですが、政策的な経費の重点化配分にも、このような事業仕分けを使ってやっていかれるのか、たまたま行政評価と事業仕分け、二つの言葉にそれがくっついているのか。ちょっと、事業仕分けの仕組みがまたこれで変わってきたというふうに思いますが、考え方を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、事業仕分けについては、主に、先ほど言いました事業の縮小・繰り延べ・統合・廃止などの見直しを行うためのツールということで考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと同じ答弁ではおかしいと思うんです。

峻別、徹底した見直しと書いてあるんです。峻別を調べると、厳しくはっきりと区別をすると。そこに事業仕分けを使われるのかどうかを聞いています。もう一度確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、今までの主要事業の関係でございますが、主要事業につきましては、行政評価を行いなが

ら事業の見直しを行ってきたと。今年度からは、事業仕分けもその一つのツールとして考えておったところですが、実際に事業を峻別するというような場合につきましては、主に行政評価の中で行いたいというふうに考えておりますが、当然主要事業におきましても、長年かけて事業を行った部分があって、我々職員では考えられないところもあろうかと思えます。そういったところについては参考にはさせていただくものの、今までの主要事業の考え方と変わらず行政評価をまず基本にしながら、今後の主要事業の判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

次の質問があるので次に入りますけど、やっぱり重点事業かそうでないかを峻別すると書いてあるんですから、一つの事業がいかの、今おっしゃった答弁じゃないんで、改めてこれも次の機会に確認をさせてほしいと思います。ちょっと、私とは考え方が違うような気がします。

それから次に大きな2点目に、溶融施設の中間改修について質問させていただきます。

まず最初に、溶融施設の長寿命化の目的・効果についてお尋ねをいたします。

溶融施設の寿命の判断をまずお尋ねしたいと思います。溶融炉施設は、平成12年度から稼働を開始して、11年が経過をしようとしております。性能保証期間も10年が過ぎて、いよいよメンテの時期となってまいりました。平成21年6月には、委員会へ改修の概要が提出をされ、ことしの予算で整備計画の策定が入っております。いよいよ実施をされる時期になりましたので、改めて、長寿命化事業の前提となる溶融炉本体や付属部品等の寿命の判断は、どのようなことでされているのかをまず確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

溶融施設の環境は、高温多湿ということですので、他の一般の工場施設と比較しても機械の劣化が早いと。建屋本体の寿命は約5年と言われておりますが、主要な機器類や設備の耐用年数はそれぞれ異なりまして、おおむね10年から15年と想定をいたしております。

改修時期の判断でございますが、施設の機械類や整備は、稼働状況によって摩耗・劣化が早くなるものでございまして、これまで日常点検や定期整備において、その状況を確認して部分補修を行ってまいりました。一方、部分補修では対応できない炉内や燃焼室の耐火物などの主要設備は、経年劣化などもありまして、本年度実施いたしました設備機能診断の結果に基づきまして、改修の内容とその時期を判断して中間改修を行うというものでございます。

またもう一つ、施設の核となります電気計装品などのシステムの制御設備は、製造中止などにより部品の在庫がなくなり、万一の故障時に修理不能となることも考えられますことから、更新の時期を判断しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

摩耗・劣化によるものや経年変化、それから部品がなくなるという、これも経年変化だと思いますが、そういうことでまず確認をさせていただきます。

次に2点目に、長寿命化の目的や効果についてお尋ねをいたします。

10年が経過をし、施設の長寿命化を行い、新たに施設を建て直すことに比べると、経費負担も安価で、確かにロングライフ化というのは今言われておりますので、非常に懸命な方法であるとは理解をいたしております。改めて、この溶融施設の長寿命化を行う目的や効果について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

これまでのごみ処理施設は、定期的な点検・補修を繰り返して、その性能が著しく低下するまで使用した後に解体・撤去し、新たな施設に更新するスクラップ・アンド・ビルドという方式が採用されてきたところでございますが、生涯コストが非常に高額になるというところでございました。そのような中で、本市の溶融炉は、高温溶融により多様なごみを処理することができ、ダイオキシン類を初めとする有害成分の発生抑制対策が施してある。また、将来におけるいかなるごみ質の変化にも対応できる。将来のごみ発生見込み量からも、現状の処理能力、日80トンで十分処理できると。これらのことがありますことから、基幹的改良を実施することにより、施設性能を一定水準以上に維持しつつ生涯コストを低減するというを目的として、長寿命化に取り組むものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一つの施設でごみ処理が長くなるんで、コストが下がるというふうなことでございました。21年にいただいた資料では、施設寿命を30年として、23年から26年の4年間で20億円の経費をかけるというふうにしてしておりますが、この長寿命化の費用として、この20億円が必要なのか確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

中間改修は、議員が申されましたように、総額で約20億円程度と見込んでおまして、そのうち基幹的改良に要する経費は、約13億円を想定しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

20億円のうちの13億円がその経費ということで確認をさせていただきます。

次に2点目に、稼働状況についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、これまでのごみ処理量と稼働率についてお尋ねをいたします。先ほども申しましたが、施設稼働後10年が経過をいたしました。この間での一般ごみ、掘り起こしごみに分けて、処理量

について確認をしたいと思います。それから、あわせて施設の稼働率についても、2炉ございますので、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成12年の稼働以来、溶融処理したごみの総量は約20万トンでございまして、そのうち、掘り起こしごみは約2万4,000トンとなっております。1年で換算しますと、総処理量は約2万トン、うち掘り起こしごみは約2,400トンという形になります。

溶融炉の稼働は、ごみの搬入量に応じて計画的に運転調整しておりますことから、近年におきます年間の平均稼働日数は、2炉で延べ547日となっております。1炉1日当たりの平均処理量は約39.5トンとなっております。また、現状のごみ処理量を1年間の稼働可能日数、これは定期整備などによって運転を停止しておる期間を除く日でございまして、この稼働日数で処理したと仮定して換算しますと、1炉1日当たり約31.5トンで、2炉では1日当たり約63トンという形でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

約10年で20万トン、掘り起こしが2万4,000トン、年2万トン、2,400トンということとは確認をさせていただきました。547日ですので、約40トンの処理が行われたということで確認をさせていただきました。

それを受けて次に、2点目に、溶融炉施設の導入時の考え方について確認をしたいと思います。

今回の中間改修がありますので、改めて溶融施設の導入についても一度再確認をしたいと思っております。なぜ、80トンの設備能力を持つのかということです。

当時の八輪衛生公苑整備計画では、掘り起こしごみをここに入れることによって、その80トンの能力を持つんだということになっておりました。当時の計画では、これも、その後対象量についてはいろいろ議論があるかもしれませんが、当時の計画を使わせていただきますと、掘り起こしごみ対象が7万6,000トン余り、これを年間1万6,000か1万7,000トン処理して、5年間で終わらせるんだと。それが、途中計画が変更になりまして7年間、要するに18年でもう終了していたということになります。

ところが、実際には7万6,000トンのうちの2万4,000トンですので、3分の1程度しか処理が終わっていないと。現実には、当初の5年から7年で80トンの能力をフルに使って、古い埋めたごみを処理するということが大前提になっていたというふうに思います。でも、実際にはそういう能力を発揮しないまま10年を迎えて、40トンですので半分の能力で長寿命化に入っていくと。確かに、生涯コストが安くなるとおっしゃいましたが、この10年間の生涯コストを見ると、逆に処理量が少なかったんだから、コストは高くなってしまいうということになってしまいます。

改めて、やはり溶融炉を入れる前提であった掘り起こしごみが、いまだ処理が完了し切れていないことについては、なかなかその説明も過去にありませんが、どのようなことでこの掘り起こしご

みの処理が進まないのかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

主な完了していない要因といたしましては、操業開始2年目以降に3年間程度、災害緊急応援といたしまして、他の自治体のごみの受け入れとか、肉骨粉、またRDFなどの処理を優先しましたことでおくれたということが原因でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

多分、100%は使っていなかったというふうに思いますが、それにしても、10年たちますんで、3年引いても7年で処理が終わっているということになります。私は、1トンやるのに、一度、何でお金がかからないんですかという質問をしたことがあって、たしかかかるんです、本当はね。当時だと1トン2万6,000円ぐらい。だから、まぜ込んで徐々に処理をしていったという部分もあるのかな、要するに経費を抑えるということですね。ただ、導入時は80トンを使って一気にやるんだというのが、当時の市長の答弁にもある、私も何かそういう理解をしてきたと。そういうところからいくと、改修施設にかかるコストが、時間軸で10年たって改修するとすると、フルに使った道具をさらにメンテして長く使うというのは、非常に価値がありますけれども、やっぱり使い切らずにきちゃったということ。そういうことからいくと、早くこの部分も、本当はお金のあつこの六、七年間の間に一気にやれるもんでやっておいた方がよかったと思うんですよね。

ところが、八輪衛生公苑の整備計画自体もあつてないようなことになっていて、当時はそこにストックヤードもあつて、今回旧焼却炉につくるようなものをつくろうとした経緯もあるわけですよ。そうすると、何か二重にやってしまうことになってしまうと。その計画自体も、どこにあるのかわからないのかわらんようになっていく状況で、もう一度原点に立ち返って、この導入時の考え方については、もう一度確認をすべきではないかなというふうには思います。

ちょっと、時間がもうなくなってきましたので、いつ完了するかということをお答弁いただいて、もう一つ、次のテーマも入れて質問させていただきます。要するに、いつごろに完了を目指しているかということと、あわせて余剰能力の活用について確認をしたいと思います。

80トンの処理能力を活用するということでは、ごみを処理する80トンで割ることによって、その設備の補修を割れば、確かにコストは下がってくると思うんです。そうすると、掘り起こしごみ以外に、当時の計画では農集汚泥の乾燥処理とかも言われていましたが、これも衛生公苑で整備をしていくと。そうなりますと、掘り起こしごみが終わってしまいますと、ほとんど処理能力が5割から6割程度になってしまうと、ごみも当然ふえていきませんので。余剰能力を抱えたままメンテ費用は時間軸とともに支払わざるを得ないと。そうすると、先ほどの3年の受け入れの中には、プラスチック系ごみも受け入れて、相当そのときはコストも下がってきたというふうな、要するに高カロリーのものですので、圧縮固化をして埋め立て処分をするというのが基本的ですので、亀山では溶かしてクリーンなものにしたということもありました。

私は、やっぱりよそから受け入れるということについては、非常に市民の理解も重要な点と考

ますが、余剰能力を3割、4割持ったまま、これから20年近く稼働しなきゃならないとなると、やはり大変厳しい課題ではありますけれども、経費削減という観点からも、掘り起こしごみが終わった後の余力を使って何かを考えていかないと、ごみのトンで考えると、非常に高いコストになってしまうというふうに考えますので、余剰能力の活用というのが検討できないかどうか、これをあわせて2点ほど質問をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、掘り起こしの処理の完了見込みでございますが、残容量から考えますと、あとまだ4年から5年はかかるものだと考えてございます。

それと、余剰能力の活用でございますが、掘り起こしごみが完了しましたら処理余力分というのが生じてこようかと思えます。そのような中で、市民の方の理解が得られるというのが大前提になってまいります。当市の溶融施設の特徴を生かした広域でのごみ処理ということについても、検討するときが来るというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょうど、溶融炉を入れようとした時期が一番ダイオキシンが厳しいときで、当然これは議会答弁にも載っておりますが、200トン、300トンの炉をつくって、ダイオキシン対策をしようとしています。そうすると、ごみの広域化もゆくゆくはあるかなというのは当時の市長の答弁だったと思います。ただ、この10年余りに、全部うまく措置が終わって、そういうこともなくなってきた、ダイオキシン対策も減ってきたんだと思うんです。

ただ、次の更新のときに、果たして80トンでやれるのかという議論になると思うんです、20年後の議論になってくると。そういうことも踏まえて、単体で本当に次の建てかえができるのかどうかというのが非常に疑問ですよね、40トンぐらいしか処理能力がないわけですので。そういうことも含めて、やはり余剰能力の活用なり、次はどうするんだということに、そろそろ入っていてもいいのではないかなというふうに申し述べて、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

議案質疑に続き一般質問をさせていただきます。

私のテーマは、お茶のまち亀山としての健康促進についてということでございます。農業を通してのお茶、産業としてのお茶、この部分も大変重要ですが、今回は特に健康とお茶について質問をさせていただきます。少し、説明調で一般質問にはなりません、お許しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、今の亀山の茶業、茶況と申しますか、これを確認したく、二つほど雑駁な質問をします。お茶の茶園面積、作付面積は亀山は今どのぐらいか。そしてこの面積は、20年前でもいいんですけれども、30年前でもいいんですけれども、この面積がふえているのか減っているのかということ。それからもう一つは、お茶に限らず農業、もちろん農業に限らずすべての産業で大変厳しい状況を迎えていると思いますが、ずばりお茶の業界は元気なのか、もうかっているのか、この辺の認識を聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず栽培面積でございますが、農林水産省茶統計年報などの資料によりますと、平成22年の亀山の茶栽培面積は、全体で約320ヘクタールというところでございます。生産量がピークであったと予想されます昭和55年ごろを見てみますと、旧亀山市で380ヘクタール、旧関町で50ヘクタール、合わせまして430ヘクタールで、平成22年度と比較しますと約23%の110ヘクタールの茶園面積が減少しているというところでございます。

次に、収益面でございますが、分析というのは非常に難しいところでございます。といいますのも、経営形態がいろいろ違いまして、生葉のみを出荷される方や、自分で加工施設を持ち製造される方、また茶の種類による違い、例えば覆いをするかぶせ茶であったり、せん茶であったりの違い、さらには一番茶のみの出荷農家もお見えになったり、一番茶、二番茶すべてを摘む方も見え、個人差が大きいというところで、収益の分析というのはなかなか難しいところでございますが、そんな中ではあります、お茶の価格が好況であったとされます昭和55年から59年に当たっての生葉の平均単価と比べますと、キロ当たり約半分近くに下落していると聞き及んでおります。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

亀山に限らず、お茶の栽培面積、あるいは荒茶の出荷量が、特に九州の鹿児島とか宮崎は非常に増収になっていきますけれども、ほかの県はかなり減っております。最高であったときが、私の記憶ですと、昭和58年ごろが全国で12万トンほどの荒茶の生産量がありましたけれども、ここ数年は8万トン台と、2割から2割半ぐらい減少しているのが現状だと思います。

実は、私、昭和59年にお茶の関係で亀山に越してまいりました。亀山の仲間に入れていただきました。その当時の資料をちょっと見たんですけれども、亀山と関で、自分でお茶の製造をされている方が73件ほどありました。これが、平成6年には49件に減り、つい最近友人とチェックしたところ35工場、半数以下になったということでございます。それから収益面から見ても、先

ほども紹介されましたように、生葉の協定価格が半分以下になっております。特に、製造工場を自分で持ちながら加工している方は、非常に多額の機械投資をし、その償却、あるいは人件費等を含めると、本当に帳面づらプラスになるのは少ないのではないかとこのようなことを把握しております。さりとて、農業として、茶業として、きっちり一本立ちしていくんだと頑張っている農家もたくさんいることだけは紹介をさせていただきたいと思います。

次に、お茶の効用についてということで質問項目に上げました。

お茶と健康、お茶の効用、マスコミ、テレビ、新聞等で少しずつささやかれてきてはいますが、大まかでいいのでお茶の効用、健康にどう寄与するか、わかる範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

お茶には、カテキンという成分が含まれてございまして、これがさまざまな効果があると聞いております。

まず一つには、日本人の死亡率1位でありますがん予防に、カテキンの持つ活性酸素除去作用などが効果があると。二つ目に、血液中の悪玉コレステロールを減らしてくれる効果がありまして、心疾患や脳血管疾患などの予防に役立つのではないかと考えられてございまして。このほかに、虫歯の予防とかO157に対しても、強い抗菌作用を示すというようなことを聞いております。

なお、1月に放映されましたNHKの「ためしてガッテン」によりまして、静岡県の掛川市のお茶と健康についてが取り上げられまして、人口10万以上の都市におけるがん死亡率の低さが、掛川はランキング1番であるという実証実験を含めて、いろいろな効果があると示されたところでございまして。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

お茶の効用についてご答弁をいただきました。まことに僭越ですが、事例を挙げて少し補足をさせていただきます。

まず、ポリフェノール的一种であるカテキン、今もご紹介がございました。これは、お茶の中の渋みとか苦味成分でございまして。ご案内のとおり、非常にがんの予防に効果があると言われておりますけれども、緑茶の大産地でございます静岡県では、もちろんこれは生産県であって大の消費者であることは間違いありませんが、がんの死亡率が男女とも全国平均と比べて著しく低いと。中でも、川根茶というのがございまして、川根茶で有名な中川根町、今は川根本町となっておりますけれども、胃がんの発生率が、男性で全国平均の5分の1であるという調査結果も聞いております。一方、埼玉県のがんセンターの調査によれば、1日1杯以上お茶を飲む方ががんの発生率は、常飲の習慣のない方と比べ、4割以上がんの発生が抑えられていると、こんな調査結果も報告をされております。

先ほど紹介をしていただきましたNHKの「ためしてガッテン」ですね、この中でもお茶の消費、あるいは産地が、がんの発生率が低いという相関関係がしっかりあると示されていると思います。

次に、コレステロールなんですけれども、血液中のコレステロールが異常に高い状態が続きますと、動脈硬化につながり、その結果心筋梗塞とか脳梗塞を引き起こす場合が多いと、危険性が多いということも発表されております。カテキンというのは、この食事中のコレステロールの吸収を抑えて、しかも、悪玉の方のLDLコレステロールと言うらしいんですけれども、これに対して非常に低下をさせる機能を持つというようなことも言われております。

今、紹介されました静岡県の掛川市は、心疾患の死亡率が15%、脳血管疾患の死亡率も30%。これは静岡県の平均よりも低いんですから、静岡県全体が低い中で、非常に効果があると。なおかつ、血管年齢も大体5歳程度若いという報告も、テレビの中で放映をされました。また、O157の抗菌作用とか、体脂肪を下げるという作用、いろいろあります。まだまだありますけれども、時間の関係と次の質問につなげる意味で、お茶とうがいについて少し説明をさせていただきます。

抗菌作用を持つカテキンは、虫歯予防やインフルエンザの発生予防に大変効果があると聞いております。まず、虫歯の方なんですけれども、ミュータンス菌というのがあります、これが歯の中に付着すると。このミュータンス菌の増殖を減らすということと、それからプラーク形成というんですけれども、付着することを弱めるということで、そういう抑制するという作用の中で、虫歯が予防されるということ。それから、さらに、抗ウイルス作用として、インフルエンザの予防に大変いいと。ウイルスの表面にとげみたいなものがある、そのとげを、このカテキンが覆って体内に入るのを抑制するということだそうでございます。説明が長くなりました。

お茶の効用については終わりました、お茶と健康の接点をどう導くかというテーマを上げさせていただきます。

まず、保育・教育施設での対応についてということで書きましたけれども、昨年、亀山の茶業組合から、多分粉茶だと思いますけれども、ご寄附をいただいたということで、この寄附がどれぐらいの量を寄附していただいて、学校現場ではどういう扱いをしたかと、どのような活用をしたかということをまず聞きたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

一昨年度から、亀山市茶業組合様より、うがい用の粉茶を市内の小学校や幼稚園へ寄贈をいただいております。今年度は、12月に150グラム入りの粉茶パックを、小学校、幼稚園のクラス分、目方にして30キロいただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

30キロいただいて、どういう活用したかということをお聞きしたかったんですけれども、これはまたあわせて。

活用したことも耳に入っておりますけれども、一つ心配なのは、このお茶を入れることが、特に作業的に教職員の方に負担感といいますか、過重感、こんなものがあったかどうか、そんなことを聞いているかどうか、先ほどの質問とあわせて。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

失礼をいたしました。

いただいた粉茶で、ほとんどの学校が、風邪がはやり出す12月ごろから3月上旬にかけて、お茶うがいを実施いたしました。学校規模によって違いはありますが、各学校で、休み時間や給食の前などに場所を決めてうがいに取り組んできたところでございます。

次に、お茶を沸かすのに負担感があったのかという質問でございますが、まず学校によって大小がございますので、少し取り組み方法が違いますけれども、調理員が調理室で沸かして、応接員や養護教諭が各教室に回って持っていったところとか、養護教諭と応接員がうがい茶をつかって、クラス別にペットボトルに入れて、それを1限目終了時に児童が取りに行くというような取り組みで行ったところなど、いろいろ各学校によって違いがございましたけれども、負担感があったように聞いておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

もう一つ聞かせてください。

この経験を生かして、今後どういう取り組みをしていきたいかなんです。お茶でうがいをしてくださいということではございません。ただ、今ぼやっとした形の中でも、この経験を生かして積極的にやってみようとか、あるいはまだまだ検討の余地があるとか、今のお答えですと現場でも負担感があるということですので、もうこれは取りやめだと。ぼやっとした形の中でもいいですから、これからどういうふうにしていくつもりなのか、今の時点でわかったらお答えください。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

現実にはうがいをさせていただいて、風邪をひく児童が減ったような感じも受けているところがございます。今後、物資とか設備等幾つかの課題もあるように思っているところでございます。このことから、園や学校現場の声にも耳を傾けながら、長期的に継続していくための有効な方法とか手段等について、成功例や先行実施校へ調査をしに行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

お茶の寄附をいただいたからやったということではなくて、やはりお茶の効用とか、あるいは地場産業であるお茶に対する愛着とか、これをもって長い目で慌てることなく、教育委員会、また市の政策としての位置づけもした中で、きっちり研究を進めていただきたいと、そんな思いでございます。

2番目に、後期基本計画への反映についてという項目を上げさせていただきました。

副市長は、先ほど紹介しました「ためしてガッテン」をごらんになったということなんですけれども、ごらんになったというか、実は私の方へ副市長が「鈴木君、見たか」というのが正直な話なんですけれども、これを見られたご感想があれば述べていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

「ためしてガッテン」の放映があったというのは、東京の三重県人会の幹事長をされておられます方から、私に電話をいただいたところでございます。

それというのも、昨年、粉茶で、振って飲むお茶をお出ししたことを覚えてみえまして、亀山が中の山のパイロットに代表される非常に茶所ということもございまして、やはりお茶の消費を図っていくということを考えると、お茶の効用と申しますか、お茶に含まれておる成分と申しますか、そういうものを合わせて考えていったらどうだということで、あえて連絡をしていただきましたので、DVDに落として、担当者とか庁内にいろいろ見ていただくようにしたところでございます。

非常に印象的であったのは、私もメタボの指摘を受けまして近畿環境センターから指導を受けておりますけど、先ほど言いました非常にメタボ対策にも有効だということでございますので、これからお茶の効用については注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

健康だけでなく、消費の面からも見詰める必要があるというご指摘だったと思います。

この掛川市のお茶の取り組みについて少し紹介をさせていただきます。

実は、もう25年前なんですけれども、当時榛村市長という方が見えまして、この方は、お茶に対して二つの大きな柱を立てたように思います。一つは、お茶の大産地であつたら大の消費地でなければいけない。今でいう地産地消の先駆けであつたと、このことが一つ。それから二つ目は、お茶の効能により健康都市として、いわゆる実態として見える形でこれを実現したいんだと。この強い意思を持たれた市長だという、私もお会いしたことがございますけれども、そんな方でした。

そんな中で、どれほど三重県の方がお茶を飲んでいるかというデータなんですけれども、静岡県全体は、1年間1世帯当たり約1,900グラム、2キロぐらい飲まれるらしいんです。それで、掛川市に問い合わせをしますと、これは自家製のお茶もあるものだから、きっちりしたデータは出ていないけれども、4キロは飲みますよというご報告を受けました。それで、三重県を見ますと、昨年のデータですと、1世帯当たりの平均が965グラムということでございます。全国第3位のお茶の産地であります三重県でありながら、965グラムというのは上から数えて27番目でございます。しかも、特に南勢地区は非常にお茶を飲む習慣が多いことを考えれば、中勢・北勢に関しては、あまり飲まれていないというふうに私は感じました。

それからもう一つ、実は、掛川市が発起人になりまして、100ヘクタール以上を持つ市町に呼びかけをしまして、全国お茶サミットというのが開かれたんです。これは、消費とか流通、できる

だけ問題を避けて、お茶と健康について特化したサミットをつくらうと。亀山市も、当時田中市長もご臨席されたということでございます。地産地消、実はきのうの高校入試にも地産地消の問題が出ておりました。そんなことはどうでもいいんですけども、そんな中で、先ほどの「ためしてガッテン」ですね。死亡率がナンバーワンと紹介をされて、掛川のお茶が非常に静かなブームを呼んでいるんです。この静かなブームを呼んでいる、例えばテレビで、昔でいうならナタデココとかココアがいいと言いますと、何とかもんたさんが言うと、すぐ一気に消費が伸びる。しかし、お茶の場合は一気に伸びないんです。これはなぜかという、それだけお茶というのが、日本人の生活とか文化に溶け込んでいると。これは私はそういう感じもあると思うんです。静かなブームを呼んでいるけれども、一気に伸びていないというのが現実だそうでございます。

そんな意味で、この榛村市長、あるいは行政が強いリーダーシップをとって、お茶と健康というコンセプトを持ってこれをつくり上げてきたということだけをご紹介をして、きょうはパネルも用意しましたので、結びの発言とさせていただきます。

お茶が健康にどれだけいいかということで、なおかつ行政にとっては特に高齢の方への医療費がどれだけ削減できたかという表でございます。これは「ためしてガッテン」の中で放映された表でございます。

全国で、男性と女性の平均寿命、あるいは余命が書いてあります。それで、全国的には82万1,000円の医療費が年間かかる。これは三重県、あるいは亀山市は非常に低いレベルで、全国でも42番目に低い老人医療費だということは紹介はされていますけれども、これを1としたら、次の沖縄の村なんですけれども、ここは長寿の村だということで有名なんですけれども、長寿であるから、なかなかいわゆる老人医療ですね。ここで紹介しましたけれども、この長寿獲得コストというのは、病気にかからず健康で長生きするお年寄りが多いほど小さい数字になるということなんですけれども、残念ながら沖縄の方は長寿であるから、この長寿獲得コストが1.04と、全国よりも少し高め。紹介されました掛川市は、このように80.4歳、86.4歳と長寿でありながら、老人医療が全国平均の4分の3であるということが紹介をされております。

「ツルは千年、カメは万年」と言います。亀山市が、本当に長生きをして、それでも医療費がかからないと、そんなことが私是一个の亀山市の目標にしてもいいかなあという思いで、ずっとこのお茶の関係を見ながら、そんな思いを強くしたところでございます。

最後に、市長、質問させてください。昨年、亀山市もWHOに加入し、健康都市宣言をして、健康に対して市政の優先課題としてこれを上げております。今期、後期基本計画策定に当たっても、この健康というキーファクターは当然優先的に盛り込むというふうに考える中で、今行っている中期戦略会議の中、あるいは健康・福祉・医療の部会の中で、どんな施策、あるいは政策体系をつくらうとしているのかということが一つと、もし健康というキーファクターの中に、地域資源であるお茶を介在させる気持ちの用意があるのかと、また用意があるならば、指示は出していただいたのかということ質問させてください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、どんな政策体系を中期戦略の策定の過程で考えておるのかということでございますが、亀山市が今後中長期的に進むべき地域資源であったり、行財政の現状を、周りの変化にあわせて政策事業を本当に23年度で積み上げていきたいというふうに考えております。政策体系のフレームとございますか、これについては今検討中でございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

あわせて、今ご質問を前段でいただきましたお茶と健康につきましてご所見を述べられましたが、全く同感でございます、そういう意味で、今後、亀山市といたしましては、市民の健康に対する課題、この取り組み強化を市の政策課題として重要視しながら、今後強化をしていきたいというふうに考えております。その一環としまして、昨年7月13日にWHOの健康都市連合に本市も加盟をさせていただいたところでございます。

一方で、健康都市の実現に向けまして、健康づくりと食育に関する取り組みを進めるために、本年2月、亀山市食育推進・健康増進計画を策定するなど、食と健康が一体となった積極的な取り組みを始めてまいったところでございます。

今後、お茶と健康につきまして、どのような取り組みをつなげていくのがいいのかと。いずれにいたしましても、健康を一つのキーワードとして、施策の展開について今後検討をいたしてまいりたいと考えておりますし、その中で、本市の特産物であります亀山茶によります健康増進につきましても、調査・研究を進めてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

お茶という地域資源を最大限に生かしていただきまして、細かなさまざまな事業、これをやるとかどうかということだけでなく、まとまりのある施策体系の中で、ぜひお茶を取り扱っていただきたい。そして、いわゆる産業としてのお茶、あるいは環境として、あるいは文化として、さまざまな分野にもどうにかつなぎ合わせるような形で、大きな体系の中で、このお茶を位置づけていただくことを、あるいはそれを位置づけていただきまして、後期基本計画を策定していただくということを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入りますが、議長の許可を得まして、皆さん方に資料を配付させていただきます。

まず、行財政改革大綱についてであります。

この大綱は、財政が厳しいと言われる中で、行政や財政のどこを改革すればいいのか。これを、平成26年度を目標年度として、来年度以降の予算、市民サービスに反映される非常に重要なものであると思っております。内容は、民間活力の導入という立場から、保育園や図書館の民間委託の推進、市運行バス運賃や幼稚園・保育園の保育料の見直し、つまり値上げが検討されている。さら

に、国民健康保険税も保険税を見直すというのですから、これも値上げを検討しているということでもあります。いずれも、市民生活に重大な影響を与えるものがずらりと並んでおります。

私たち議員団は、行財政改革としてまず手をつけるべきことは、無駄の徹底的な削減や不要不急の事業の見直しであると思っております。財政難を理由に、市民にサービスカットや負担増を求めらるるのであれば、まず行政が、これ以上削るところはないというぐらいの徹底した無駄の削減、事業の見直しをやらない限り、市民の理解は得られない、そのように考えております。

そこで、まず徹底した無駄の削減や不要不急の事業の見直しが、どれだけ盛り込まれたのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、行財政改革大綱のつくり込みのことをございます、財政改革の推進におきましては、先に歳出の削減ということも歳出構造の刷新を掲げて、歳入に見合った歳出に徹底することということの基本姿勢にしているということをございます。具体的には、行財政改革大綱の前期実施計画の中でお示しをさせていただいておりますが、特に標準的経費の削減というところの中で、行政委員の報酬の日額化、市単独サービスの見直しなど、それに大きな点では、今年度も実施をしておりますが、予算編成改革ということも掲げておるところをございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の答弁で、市民の人が本当に削減をきっちりやってもらっているというふうには到底理解していない。私も理解していません。

通告とちょっと順番が変わるんですけども、先に4項目の問題についてお聞きしたいと思います。

地方自治体のやる仕事というのは、私は地方自治法第1条の2にある「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本にする」、これが大原則だというふうにはずっと思っておりますし、そうだと思います。限られた財源の中で無駄を省いて、不要不急の事業の見直しをするというのは、何よりもこの大原則のためにお金を使う、このことだろうというふうに思います。

そこで、具体的にお聞きしたいのは、一つは見通しのないリニア基金の問題で、やっぱり暮らしに使うということが考えられないのかどうか。これが1点目。それからもう一つは、高過ぎるとい批判の多い市長の退職金、市長も含めて教育長、それから副市長、こういうものを見直すことが必要だと思うんですけども、どう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、リニア基金への積み立て等々に係る施策でございますが、リニア中央新幹線亀山駅の整備基金につきましては、先般岡本議員の議案質疑におきましても、総務部長からご答弁をさせていただきましたとおり、本市においては新たな国土軸となるリニアの停車駅が存在をして、その利用拠点地域を目指すことが、将来の都市づくりの方向性であると認識をいたしておりますので、リニア停車駅周辺のインフラ整備に活用可能な基金を、目標額の20億円に向け、適正な積立額を維持しながら、今後も継続的に積み立てていきたいと考えております。

次に、市長の退職手当につきましてでございますが、今日までも私自身の考え方を表明させていただいてまいっておるところでございますけれども、給与につきましては、今回本議会に私自身の意思として、減額の条例を提案させていただいておりますが、退職手当につきましては、同様に減額すべきものと、この考え方を持たせていただいておりますが、退職手当が支給されます期限までに、適切な判断をさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

退職金については、前向きな答弁をいただいたと思います。

まず、リニア基金なんですけれども、これの積み立てを始めたのが平成8年なんですね。だから、15年ほどもうたっています。やはり、15年もたてば、これは経済情勢、社会情勢が本当に変わってきていますし、一度立ちどまって検討する時期に来ているんじゃないかと、そのように私は思います。13億5,000万ですか、これを市民1人当たりになると2万7,000円の負担なんです。随分の金額ですよ。だから、これはそのままにしておくことは許されないと私は思っています。

21年度の決算のときの成果の報告書を読みますと、こう書いてあるんですよ。まだ、先のことであり、財政的な負担も含め、基金の必要性を広く市民と意識共有する必要がある。つまり、問題点として抱えるという。このことが具体的にどういうふうに取り組みされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、リニアの建設のことでございますが、2027年に東京一名古屋間ということがございますが、東京一大阪間は2045年ということにはなっておりますが、東京一名古屋間ではやはり経済効果も薄いということで、なるべく2027年にあわせて建設をするように、リニア市民会議を通じて活動を行っているところでございまして、リニア市民会議を通じまして、さまざまな活動しております。現在は、リニアの試乗会は建設途中ということで中止されておりますが、今後交通博物館もできましたことですので、こういったことも含めて、リニアの優位性を幅広く市民の方に知っていただく運動を続けたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

リアの問題は、今本当に大変な状況の中で、市民生活も大変です、中・小企業なんかも大変です。そんな中で、もう30年、40年先まで使えないお金を縛っておくという財政運営というのは、やっぱり問題だろうというふうに思っております。これはぜひ見直しをしていただきたいと思います。

次に、市長が今減額の考えを示された退職金の問題であります。

これは、私も何度か取り上げていますけれども、1期4年で1,800万なんです。40年勤めても、なかなかこれだけの金額をもらえない市民も見えますよ。市職員の場合、どういう計算をするかというところ、4年の場合は給料掛ける4ヵ月。ところが、市長は給料掛ける18ヵ月、副市長は給料の11.2ヵ月、教育長は給料掛ける8ヵ月と。だから高額なんです。もし、減額をされるという意思があるというのであれば、私は少なくとも、せめて職員並みにすべきではないかと思うんですけれども、市長の見解をお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今までもご議論させていただいたことがあったかと思いますが、現在の、例えば首長の報酬、あるいは退職金のレベルが、横並びで高いのではないかという議員ご指摘であろうかと思えます。

しかし、ここに至る長年のさまざまな時代背景の中で、報酬等審議会であったり、あるいは議会の議決であったり、そういう議論を経て、それぞれの町、自治体が判断をされてきたものというふうに思っております。それは尊重すべきものという基本的な認識を持たせていただいております。

なお、今後のことにつきましては、しかるべきときにしかるべき判断を適切にさせていただきたいと、このように申し上げておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

減額をするという意思を表明されたことについては評価をしたいし、ぜひ市民が納得できるような額というものを考えていただきたいと思います。これを申し上げておきたいと思えます。

次に移りたいと思えますけれども、これまでの行革大綱ですね、これは国の集中改革プランに基づいてやられてきた。その中には、どういうことが書かれているかというところ、一つは民間委託の推進、一つは正規職員を非正規職員に置きかえて総人件費を抑制するというやり方、それから受益者負担の適正化という形で市民の負担をふやしていると、こういうことだったというふうに思えます。こういう形というのは、結果として、やはり自民党政治が進めてきた構造改革というものではなかったかというふうに思えます。

今、どういう事態が起こっているかというところ、格差が大きくなってきた。貧困という問題も指摘されるようになってきている。そこで、ぜひお聞きしたいんですけれども、今まで進められてきた構造改革の路線に沿った「官から民へ」で市民に負担を押しつける。こういうやり方は、やっぱりもう方向性として改めるべきではないのかと、間違っていたんではないのかと、こういうふうに思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成17年度からスタートいたしました亀山市行政改革大綱につきましては、国の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針において、要請されました民間委託の推進などの取り組みと、さらに市の独自でございますが、市民協働の推進などから構成されており、これらを大きな柱としておりましたが、本大綱の策定に当たりましては、新しい大綱でございますが、国からは指針が示されず、地方の自主性にゆだねられたところでございます。

このようなことから、本大綱につきましては、前大綱を評価・検証した上で、引き継ぐべきところは引き継ぐということで、民間活力の導入ということは引き継いでおります。もう一方の亀山の独自性という部分では、亀山らしさの特徴といえる市民協働などを引き継いで、亀山市の自主的な判断、行政側の自主的な判断で策定をさせていただいたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私も全部読ませていただきましたけど、やっぱり貫いているものはこのもとにある集中改革プランですよ、これが通っています。きょう、皆さん方に資料をお配りしたのは、1月5日に片山総務大臣が記者会見で、年末に出した総務省の通知について、次のように語ってみえるんです。「従来からの外部化というものを、総務省として随分進めてきました。定員削減とか、それから総人件費の削減という意味でアウトソース——つまり外部委託ですね——というものを進めてきたわけですね。それが、やはりコストカット、経費削減を目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまったということがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなど、そういう気持ちもあってお出しした」、こういうふうに語ってみえるんです。

また自治体は、地元の企業の皆さんに対しては、正規社員をふやしてくださいということをよく働きかけるんですよ。当然ですよ。しかし、当の自治体が、みずから内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつアウトソース（外部委託）を通じて、官製ワーキングプアを大量につくってしまったと。やはり、その自覚と反省は必要だろうと私は思います。つまり、片山総務大臣自身反省の弁を語ってみえる。やっぱりこのことが大事だろうというふうに思います。

それから、さらにこういうふうにも言っていますね。「かねて申し上げておりますけれども、集中改革プラン、今言われた民間委託であるとか、総人件費抑制というような国が押しつけてきたものですけれども、こういうものを、法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除」ということを言われております。「もともと法的に有効な通知ではありませんから、解除という言葉がいいのかどうか分かりませんが、以前進めてきた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスはみずから考えて、これから定数管理などをやっていただきたい」、こういうことを言われています。つまり、今までの集中改革プランにとらわれずに、自治体独自でやってくださいよと、こういうことなんですね。

そういう意味でいくと、やはり私は今回の行革大綱が、集中改革プランの大きな骨組みとして通っている。これは、やっぱり見直す必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、こ

ういう片山総務大臣の発言を受けて、これ自体を見直すという考えはありませんか。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、先ほどご答弁させていただいたとおり、本大綱につきましては、前大綱を評価・検証した上で市独自で考えたということで、現時点では見直すつもりはございません。

人件費につきましては、総人件費の抑制を図るということも書かせていただいております。行政につきましては、年々肥大化するというようなおそれもありますので、そういったことについては、きちっと検証していかなければならないというような考え方も持っております。一方では、個の学び支援事業のように、介助員というような部分につきましては、なかなか正規職員では対応しづらいというような業種も、市独自の中で行っておりますので、そういったことも含めて、適正な人件費の抑制には努めたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

自分で考えた、こう言われましたけど、現実、国・県・市の仕組みがそうになっていないですよ。やっぱり押しつけられる部分というのは随分ありますよ。だから、地域主権改革なんていう言葉が出てくるわけですから。そういう意味で、せっきく総務省のトップがこういう発言をしているんですから、積極的に見直しを考えていただきたいと思います。

具体的に、一つお聞きしたいのは指定管理者制度、これも大綱には「公募による指定管理者の選定や事業仕分け結果に基づく検証により経費削減を図ってきた」と書いてあります。いかにも、指定管理者制度の目的が経費の削減であったように書かれていますけれども、片山総務大臣はそのようには言っていません、正反対です。資料を見てください。「指定管理者制度というのは、一番のねらいは行政サービスの質の向上にあるはずなんです。ところが、そっちの方よりもむしろ外注することによって、コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきたような印象を持っております。特に、私などが懸念していますのは、本来指定管理になじまないような施設についてまで、指定管理の波が押し寄せてあらわれてしまっているという、そういうことを懸念していたものですから通知を出した」と、こういうふうですね。

通知を読んでみますと、資料にもお配りさせてもらっています。4番目に、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるんだということですね。いわゆる幅広く多くのところから、その事業をしたいということに意味がある。ところが、亀山市の場合でいくと、地区コミュニティセンター、それから学童保育所、これなんかはそういう競争相手がないんですよ、現実問題。やっぱり、この大臣が言う本来指定管理になじまないような施設まで指定管理にしている、これはあらわれやないかと思うんですよ。これは、ぜひ今の時点で改めると、見直しをすることが必要だと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、片山総務大臣の記者会見の中に、「コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります。もちろん、それは全く否定するものではないです」ということが書かれておいて、効果的・効率的という部分の効率的がかなり先行したというようなことは申されているというふうにも感じておりますが、効率的を否定するものではないというふうには思っております。

それから、地区コミュニティセンターにつきましては、30年もの歴史があり、従前につきましては、地区のコミュニティーに管理を委託してきたと。平成21年度から2度目となります指定管理をお願いしてきたところがございます。地区コミュニティセンターにつきましては、地域に根差した施設として、地域の皆様が管理運営していただくのが本来の姿であると考えておいて、現在の指定管理者制度が、今の現行法上の中では、私はベターだというふうに考えております。現在の地区のコミュニティセンターに対する指定管理者制度につきましては、従前の委託と大きな変更を行っていませんでした。今後は、各地区のコミュニティーの方々と十分協議を行い、地域の方々が使いやすく、また地域のまちづくりの拠点となるよう、指定管理者制度の枠の中で検討してまいりたいということを考えております。

それから、一方学童保育所についても、地域との協働により行ってきた施策だというふうに私は認識をしておいて、その中で、多くの小学校区でも学童保育所が設置をされておると。学童保育所につきましては、一つのガイドラインに沿って、またそれぞれの地域の方々の創意工夫によって、放課後の児童の育成に努めていただいております。今までの方式であります指定管理者制度やとか、あるいは団体への補助が、これもよりベターな方式だというふうに認識しておるところでございます。今後の学童保育所の運営につきましては、学童保育所を運営していただいております団体と十分協議してまいります。地域の創意工夫を行っていただける現在の方式は、継続すべきものと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

市は、本当に一たん決めたら変えないという典型やと思いますよ、これ。指定管理者制度というのは、それを導入することによって、例えば民間でいろんなサービスをやるとか、工夫することによってサービスが向上したり、それから今まで以上に収益が上がったりとか、いろんなことが期待できるからこういうことをやるということが打ち出されたわけですよ。ところが、地区コミュニティーでやると、学童保育というのは、そういう収益をもたらすような、そういうところではないですよ。サービスは幾らでも内部で工夫すれば変えていける問題であるし、そういう意味でいくと、いろんな企業が知恵を出して競争して、うちはこんなサービスをやりますよというような、そういうものではないですよ。だから、これは明らかになじまないもんだと、このことだけ言っておきたいと思います。

次に移っていきたく思いますけれども、大綱を読んでいると、財政の厳しさというのは随分強調されています。ところが、抜けているのが、市民生活の問題が抜けています。私が解釈をすると、財政が厳しいから、市の運行バスの運賃も上げる、保育園・幼稚園の保育料も上げる、補助金も削る、それから国保への一般会計の繰り入れもやめて保険税を上げる、こういうことが書かれている。

じゃあ、市民の生活の側はどうなのか。こういうことに耐えられるような状態なのか。このこと

ころが、全く書かれていません。そういう視点がありません。そこで、そういう市民生活の厳しさというのを、どう認識されて大綱に反映させられたのか、その点を聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行財政改革につきましては、限られた財源で、最も効果的・効率的な市民サービスを提供することを目的としており、総合計画に掲げる施策を、着実に推進するための行政経営システムの一つでもあるということ認識しております。

本大綱におきましては、市民ニーズの多様化や急速な少子・高齢化により、まちづくりの課題が増加する中、新たな公共料金において、市民との協働や市民が主体となったまちづくりを推進していくことの必要性も掲げております。

そのため、本大綱の推進に当たって、市民生活の現状に十分配慮していきたいと考えておりまして、市民生活に係る施策につきましては、総合計画後期基本計画の方にゆだねたいというふうと考えておるところでございます。

行財政改革大綱については、先ほど申しました行政経営システムの一つというような認識をしております。こういった部分につきましては、どのように施策を動かそうということでございますので、総合計画の中で、市民生活のあり方については検討していこうという認識でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

答弁では、盛んに市民であるとか市民協働と言われますけれども、やっぱり見えていませんよね。そのことが端的にあらわれているのが、大綱の効果的・効率的な行政システムの構築というところ。ここに、職員の意識改革と人材育成と書いてあります。これには、職員が市民のニーズを的確に把握するために、研修制度で能力を高めると書いてあります。私は、職員が市民のニーズを的確に把握するためには、市民のところに出かけて、市民の生活を見て、話をして、初めて私はつかめるんだと思います。どこかの会議室に集まって研修して、市民ニーズがつかめますか。こういう認識がずれている、こういうことなんですよ。

だから、今本当に大変な市民生活を守りながら、どういうふうに行政や財政を改革していくのか。この観点でなけりゃあ、私はただ単に歳入が足りないから歳入を上げます、何々の負担を上げますとか、歳出をカットしなきゃならないからこれをカットしますとか、国や県を上回るサービスはカットしますと。そんな機械的なもんでだめですよ。それで帳じりを合わせても、市民生活はよくなりません。このことを申し上げておきたいと思います。

時間がもう迫ってきましたので、やっぱりこの大綱については、ぜひ見直してください。今までの国が進めてきたやり方を、根本から見直してやっていくことが私は必要だろうというふうに思います。

次に、地上デジタルの問題に移りたいと思います。この問題は中村議員がかなりやられましたんで、私は私なりの観点でいきたいと思います。

7月24日にもうあと4ヵ月という時点まで来ています。総務省が、きょうも私これを持ってきましたけれども、けさ出ていましたね。三重県は97.8%の普及率というんですけれども、サンプル数は225なんです。その上80歳未満です。だから、80歳以上は含まれていないんですよ。たった225のサンプルで、こんな97.8%普及していますというようなことは、これは実態と合わないだろうというふうに思います。

この辺で、ぜひお聞きしたいのは、テレビというのは今本当に貴重な、これなしでは情報が得られないというような市民がたくさん見えます。特に災害のときですね。この間も、新燃岳ですか、噴火が起こったときに、テレビを見て自主的に避難されたという報道がありましたね。だから、やっぱりテレビというのは大事なんです。もし、これが7月24日の段階になって、かなりの市民がテレビが見られないというような状態が起こったら、本当に大変なことなんです。

そういう意味で、まず聞きたいのは、市内でどれぐらいの普及率なのかということです。あと残り何%というのがあると思うんですけれども、進まない世帯とか地域の課題が一体どんなことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、市内の普及率でございますが、亀山市での普及率は調査をしておりません。ですので、先ほど議員が申された97.8%というような数値が想定されるということは一つの指標だというふうに考えております。

それから、デジタル化が進まない原因とか課題ということでございますが、この中で大きくは、中部電力の共聴施設があろうかと思えます。中部電力の共聴施設につきましては、アナログ放送を視聴している世帯が本市には多くありまして、この要因の一つになっているということでございます。中部電力の共聴施設でテレビを視聴している地域につきましては、小野、下庄など市内に6地域あるということで、あとの四つは——これは中部電力の表現でございますが——亀山中、亀山南、加太向井、芸濃ということになってはいますが、これは区がということでございますが、六つありまして、共聴施設設備は、建設当時で約5,000戸がこの施設を利用してテレビをごらんいただいております。市内の広報配布世帯数が1万5,000でございますので、約3分の1が現在当たっておるということでございます。

この実態については、詳しくは調査をしておりませんが、中部電力におきまして、平成19年と平成22年1月に加入全戸におきまして、保障終了を周知するチラシが配付されたということでございます。市といたしましても、ケーブルテレビ加入促進を進めてきた経過もございまして、現在では、多くのご家庭がケーブルテレビに加入いただいておりますというふうに考えております。今後につきましても、中部電力によりまして、再度全加入世帯への周知を行うというふうなことを聞いておきまして、市におきましても、地デジ対応へのPRにつきましては、広報、ケーブルテレビも含めて、さまざまな媒体を通じてPRしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

結論からいうとつかめていないんですよ。本当に、7月24日になった時点で、どれだけの世帯がテレビを見られなくなるかということはわからないんですよ。怖い話なんですよ。

この問題については、基本的には国の問題なんです、国の策ということで。だから、地方自治体がやれることというのは限りがあります。そのことをどうこうと言うつもりはありません。ただ、自治体として、やっぱり何とかこういう災害時に困らないようなところまでは持っていきたいということで、やれることはないのかということで、ぜひ考えていただきたいと思います。

このアンケートを見ますと、どこへ相談していいのかわからないという方が結構見えるんですね。そういう意味でいくと、今はもう総務省へつなぐという形しかないんですけども、ぜひ市として、相談窓口、ここへ尋ねてもらえば相談に乗りますよという市の相談窓口をつくっていただきたい。その点についてはどうですか。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

市民からの相談窓口に関しましては、国のサポートセンターへの取り次ぎとして、企画部情報統計室において、既に市民の方からの相談に応じておるところでございます。

今後も、先ほど言いました広報紙、ホームページなどで広く周知を行っていきたいと考えておりまして、このPRの中で、市の取り次ぎについては情報統計室ということで明記をさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ、市民がわかるように、まずやっぱり市役所ですわ、市民が相談に行くのは。ぜひ、これはやっていただきたいと思います。

最後に、この問題については、さっきも言いましたように国策です。市長にこれはお聞きしたいんですけども、先日、放送問題に詳しい有識者が、地上アナログ放送の終了延期、地デジ難民ゼロ化を求める要求書を出したという記事が載っておりました。全国32のテレビ放送エリアごとの実情に応じて段階的に終了する。つまり、全国一斉ではなくして、その32に分かれておるそこでやるとか。

それから、終了期日は2013年10月31日にするということも書いてます。外国を見てみましても、アメリカはアナログ放送終了を3年延長しました。韓国は2年延長しました。イギリス、ドイツ、フランスは3年から7年にかけて段階的に終了すると、こういうやり方をしています。やっぱりこれが本来のやり方だろうと思います。

今のまま進みますと、本当にどれだけの世帯がテレビ難民なのかわからないままで突っ込んでいくわけですから、ぜひ市長、これは国にアナログ停波時期の延長を求めるということと、それからさらなる支援策、特にこういう資料を見ますと、経済的にできないんだという回答が結構ありますよね。そういうことも含めて、国にやっぱり求めていただきたい。そのことについて市長の見解をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地デジへの対応でございますけれども、今まで答弁をさせていただいてまいりましたとおり、地デジ難民を出さないための方策を、亀山市としてもしっかりとってまいったところでございます。ケーブルテレビに加入されることによりまして、平成27年3月まではテレビをデジタル対応にすることなく視聴をしていただくということが可能となりますことを、ここはZTVでございますが、ケーブルテレビ事業者から確認をさせていただいておりますところでございます。

しかしながら、100%の完全移行は難しいとも予測がなされるものでございまして、現在までに、全国市長会におきまして、国に対してアナログ放送の停波期限の延長することを検討するよう、昨年6月であったかと思っておりますけれども、提言・要望をさせていただいておりますところでございます。今後も、地上デジタル化に伴いまして、市民生活に混乱が生じないよう、市長会を初めいろいろな局面を通じて、国の方へ要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時09分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、順次お聞きをしたいと思います。

今回、大きく少子化対策についてと障がい者支援対策についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

厚生労働省が発表した平成21年人口動態統計の概況によりますと、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の平均数）は、前年度と同率の1.37ということであります。片や、2015年には、団塊の世代がすべて65歳以上、いわゆる高齢者となり、2025年には75歳以上となり、総人口の28.7%、3.5人に1人の割合になると言われております。国における対策や、地方自治体におけるさまざまな施策を行っていただいておりますが、少子・高齢化対策はなかなか大きな改善に向かうのは、厳しいものがございます。

特に、少子化に関して、さまざま理由はあろうかと思いますが、最終的には子供を産んでもらうことに尽きるのではないのでしょうか。少子化対策の一つとして、不妊治療費の助成がございまして、不妊に悩む夫婦を支援するために治療費の助成をしていただいております。三重県や当市においても助成をしていただいておりますが、県は通算5年間で打ち切りですが、当市は期間の限定をせず、事業展開していただいていることは本当にありがたいことだと思っております。女性の体にはこれは

負担をかけることでありますので、医師と相談の上、行うことが大前提となっておりますが、前段が長くなりましたが、今回質問をいたします不育症への対応も、少子化対策の一環として考えていくべきではないかと考え、提案をさせていただきました。

2009年の厚生労働省研究班の実態調査によって、妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症の患者数は年間約4万人であること。妊婦の16人に1人が不育症で悩んでいるということがわかりました。妊娠しにくい不妊症と異なり、妊娠するが出産に至らず、それを2回以上繰り返す場合を不育症と言います。

半数以上を占める原因として胎児の染色体異常、これは自然現象として一定割合で発生するもので、次回以降の出産の可能性は高く、3回流産した人が次に出産できる確率は約70%に上ると言われております。そのほかには、抗リン脂質抗体症候群や夫婦の染色体異常、子宮奇形があります。

そこで、不育症に対する認識についてお尋ねをいたします。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

不育症についてどのように認識をしているのかということですが、妊娠をしても流産や死産、または新生児期での死亡を繰り返して、結果的に子供が授からない場合が不育症と呼ばれております。不育症の原因といたしましては、先ほど議員がおっしゃられましたようにさまざまなものがございまして。

平成20年に立ち上がりました厚生労働省研究班の代表であります富山大学の齋藤教授によりますと、不育症については認知度が低く、また専門としている病院や産婦人科が少なく、どこで診てもらったらよいのか、またどんな治療があるかについては、明確な情報が患者さんに伝わっていない状況であるとあります。

また、不育症と考えられる方が、専門外来で検査・治療をした場合、8割以上が無事出産できているという国の調査データも出ており、専門医に相談していただくことが重要であると考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に、女性にとって妊娠・出産という問題は、非常にデリケートな問題でございます。特に、流産というつらい経験によって、心と体にダメージを受け、往々にして自分の責任としてしまい、さらに2回、3回と流産を繰り返すことによって、結局あきらめざるを得なくなってしまう場合がほとんどだと思います。

名古屋市立大学大学院の杉浦真弓教授は、流産の多くや不育症は、決して女性の不摂生で起こるものではないと言明され、また適正な検査と治療によって、85%が出産にたどり着くことができると言われております。

先ほど部長が言われたように、85%の方が出産に結びつく、これは厚生労働省の研究班のポス

ターもでき上がっております。85%の方が子供を授かることができるという、これはすごいことだなあと私も思います。先ほどの部長の答弁の中でも、なかなか治療する産婦人科が見つからないとか、わからないとか、それ以前に自分が不育症だということすら認識をされていないという方も多くいらっしゃると思います。

実は、私の友人も3回流産を繰り返されて、その方はたまたま妊娠をされて出産をされたんですけど、そのとき自分が不育症という症状なんじゃないかということがわかっていれば、そういうところに結びつけてあげられたのにということを考えると、私も今回このことを勉強させてもらって、本当に大事なことだなあと改めて感じております。

公明党の高木美智代衆議院議員も、明年改定予定の母子手帳に、不育症の周知について盛り込まないのか、今国に対して働きかけをしていただいております。

命につながる大切な問題でございます。まず、市民に対して情報提供の必要性があるんじゃないかと思いますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、不育症につきましての認識はまだまだ低い状況にあると思われま。市民の皆様方に、不育症につきまして、まずは知っていただくことが、女性お一人、またそのご家族のみで悩み込むことを避けられるのではないかと考えます。

市民の皆様方へ周知するという事は大切であると認識しております。市としましては、窓口でのポスターの掲示とか、チラシの配布など、そういった方法で周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思っております。

女性だけが知ればいいという問題ではなくて、夫もそうですし、また家族もそうですし、本当に幅広く周知をしていただきたいと思いますと思っております。

2点目としまして、不育症治療に対する助成についてお伺いをします。

不育症の原因は、個人によってさまざま違いがありますが、まず夫婦で検査をしていただく。その検査で大体5万円から、網羅的に行う場合は15万ほどかかるとも言われております。これは保険適用外でありますので、全額自己負担になります。さらに、治療していこうと思うと、これも保険適用外ですので、また胎盤などの血栓治療に効果があるヘパリン注射、これが月大体10万ぐらいかかるとも言われております。治療の効果で出産に至ったとしても、費用負担が重くのしかかって、次に出産をするというところまでいかない、こういうことも聞いております。

岡山県の真庭市では、今年度から不育症治療費の助成を行っております。この事業費が300万というふうに聞いております。この助成をしていただいたことによって、出産に至ったという事業実績のケースも出てきておるといふふうにも聞いております。少子化対策の観点からも、亀山におきまして、公費負担に対する見解を伺いたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

不育症の診断と治療は、妊娠していない時点で、次の妊娠において、流産などの原因になる危険因子を予測して予防治療する予防医療の領域になります。そのため、原則として保険診療ができないことから、自費治療が必要となり、高額の自費負担が生じ、経済的な負担も大きいと言われております。

国の研究班の調査データによりますと、不育症女性の4割は、強い心のストレスがあるということも言われておまして、夫婦だけで悩みを抱え込まず、専門医を受診していただくことは大変大切であると認識しております。

先ほどご紹介いただいたように、治療費も保険適用外ということで、相当かかるということでございますので、ご質問の公費負担につきましては、情報収集に努めまして、研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

病院に関して、私も調べましたが、県内にもあるように聞いておりますし、また愛知県の方はかなりさまざまありますので、治療するところも大体わかってこようかと思っておりますし、先ほど部長がご答弁いただきました心にかかなりのダメージを受けるのは本当にそうだと思います。相談体制も、今後整えていただきたいと私は考えております。きのう、うつ対策で、公明党の新議員が言われておりましたそのときの答弁の中でも、心の健康相談、そういう窓口もあるように聞きましたので、そういうところにつなげてあげるとか、そういった相談体制もしっかりと整えて、また周知もお願いをしたいと思っております。

最後に、この不育症に対して市長のご見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご紹介をいただきました不育症につきましては、私も不妊症の治療とあわせて、従来より認識をさせていただいておったところでございますが、一方で、少しお触れいただきました平成20年度に国の厚生労働省が研究班を立ち上げていただきました。研究報告につきましては、富山大学の齋藤教授がトップで、この研究報告をまとめていただいたわけでございますが、その報告書も私自身も読ませていただいておりますのでございまして、その実態につきましては十分認識をさせていただいております。

子供を持たない若い夫婦、非常に悩ましい問題であろうと思っておりますし、特に働く女性におかれては、職場でのストレスとかいろんな要素が重なっていると。リスク因子につきましても、いろんなケースが今後の研究の中で明らかになっていくものというふうに考えておるものでございます。

一方で、真庭の事例もお触れいただきましたけれども、公費負担についてでございますが、少子

化対策としての必要性はどうだというご指摘でございますけれども、国の動向、それからあらゆる情報を今後も注視をさせていただいて、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに考えておりますことと、まずはお触れいただきました不育症に対する認識といたしますか、情報が非常に薄うございますので、市民の皆様方への正しい情報、知識を持っていただくという、このことについての周知徹底の必要性を、今は強く認識をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当に、知らない人があまりにも多いと思います。多分、この中でも初めてお聞きされた方も多いいと思いますので、まずは皆さんに知っていただくということ。それから、公費負担に関しては、真庭だけでなく、ほかの自治体でももう始まっておりますので、ぜひ進めさせていただきたい要望をして終わらせていただきます。

大きく2点目として、障がい者支援対策についてお伺いをしたいと思います。

今回、障害者自立支援法が改正をされました。障害者自立支援法は障がい者が地域で自立した生活ができるように支援する法律であります。障がい別でばらばらだった旧来の福祉サービスを一元化し、障がいの程度に応じて、利用者本位のサービスを提供する仕組みを構築し、2006年に施行されております。応益負担の導入など多くの課題もありましたが、昨年12月、自立支援法は改正をされました。その内容について、どのような改正内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

昨年12月10日、ちょっと長くなりますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、こういった法律が公布されました。この法律で、障害者自立支援法等の一部改正がされました。

改正内容の主なものは5点ございます。

まず1点目が、利用者負担の見直しでありまして、利用者負担を原則応能負担とし、障がい者福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し、負担の軽減を図るものでございます。2点目が、障がいの範囲の見直しでございます。これは、発達障がいや障害者自立支援法の対象となることを明確化するものであります。3点目が、相談支援の充実であります。相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し及びサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大でございます。4点目が、障がい児支援の強化であります。身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設及び在園期間の延長措置の見直しでございます。最後に5点目でございますが、地域における自立した生活のための支援の充実でありまして、グループホーム、ケアホーム利用の際の助成制度、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設などであります。

この法律の趣旨は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、国が障がい保健福祉施策を見直すまで、平成25年8月まででございますが、それまでの間における障がい者等の

地域生活支援のための法改正でございます。一部を除き、平成24年4月1日施行の予定となっております。

今後は、関連する省令等が発出されますことから、情報収集に努め、スムーズな制度移行、また新たな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

基本的には、今の現政権におきまして自立支援法は廃止になって、先ほど言われました25年8月に（仮称）障がい者総合福祉法という制度に変わっていくという、その間のつなぎ的な部分であるということは私も認識しております。

今回の改正においては、ほとんどが24年1月から施行されていくということであります。発達障がい者が、今回自立支援法の中に組み込まれていったわけですが、この組み込まれたのが公布日になっておりまして、12月10日となっております。これが、もうスタートしているわけですが、発達障がい者が組み込まれたことによって、現場の周知はどうか、何か変わることがあるのか、当事者には伝わっていているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご紹介のありました発達障がいは、これまで概念的に精神障がいに含まれていましたが、法的に明確にされていなかったため、障害者自立支援法第4条に基づく障がい者の定義の中に発達障がいを規定する改定であり、障害者自立支援法のサービスをより受けやすくすること、またあわせて高次脳機能障がい対象となることについて、通知等で明確にするものでございます。

この趣旨につきましては、県におきまして、市町村及び事業所への周知が始められております。市におきましても、保護者の方らに周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

しっかりお願いしたいと思います。

2点目としまして、相談支援体制について伺います。

先ほど触れましたが、今回の改正は、1年後の施行に向けて、相談支援体制も強化がされていくと思いますが、今現在の市における相談体制について、どのように行われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在の相談体制でございますが、平成19年度から、障害者自立支援法に基づきまして、障がい保健福祉圏域、これは亀山市と鈴鹿市の圏域でございますが、そこで相談支援専門員を置いている

社会福祉法人に委託を行いまして、障害者総合相談支援センター「あい」という名称でございますが、これを総合保健福祉センターの2階に設置し、身体障がい者、知的障がい者、お子さんも含みますが、精神障がい者、またはその家族の生活や福祉、社会参加、日常生活などの各種相談について対応をしております。

平成21年度の相談件数は、3障がい延べ2,072件、障がい別では、身体障がい者関係が400件、知的障がい者関係が231件、精神障がい者関係が1,119件、また重複障がい者が205件、その他の相談が117件となっております。

相談の方法につきましては、来所相談が518件、訪問しましたのが311件、また電話での相談が1,243件となっております。登録された実人数としましては、障がいをお持ちの方が20人と知的障がいをお持ちの方が9人、精神障がいをお持ちの方が22人という状況でございました。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

「あい」について、今るる確認をさせていただいて、相談実績も今聞かせていただきました。数字だけではかるわけにはいかないなあと思うんですけど、相談支援体制、総合支援センター「あい」の存在というのが周知されていない部分が、まだまだあるんじゃないかなあと思います。

2回目としまして、訪問相談支援体制についてお伺いしようと思いましたが、先ほど、訪問で311件あるというふうに数値ではお聞きをしましたが、これはどういった人に対して訪問をされるのか、手帳をお持ちの方のところに訪問されているのか、そここのところの具体的な内容についてお聞きしたいと思います。それから、家族に対する相談体制はどういうふうになっているのかということも、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

訪問相談支援体制についてでございますが、行政等からの定期的な訪問相談体制は、現在は実施いたしておりません。先ほどご答弁させていただきましたが、電話や来所等でご相談といえますか、ご連絡をいただきましたら、相談内容等によりましては、先ほどご紹介しました「あい」、または私ども高齢障がい支援室の職員が訪問をさせていただいております。具体的に、手帳をお持ちの方とか、そういった意味ではなくて、ご依頼があった場合ということでございます。そして、その際には、ご本人とご家族を交えまして、相談、アドバイスや制度利用についてお話をさせていただきます。

なお、精神障がい者やひきこもり者を支える家族支援といたしまして、鈴鹿保健福祉事務所と鈴鹿厚生病院の共同事業といたしまして精神障がい者家族会を、また障害者総合相談支援センター「あい」と鈴鹿保健福祉事務所におきまして、ひきこもり家族交流会を開催しております。市としまして、来年度の法施行に向けまして、「あい」、それから子ども支援室、高齢障がい支援室の連携強化を図っていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

私が、今かかわらせてもらっている精神の方のご家族、本当に家族の中で一生懸命頑張っておられます。市とつながっているのかなあと思ったら、全くつながっていませんでした。でも、当事者ご本人も、きちっと病院とはつながっていますし、でも何か市の方から働きかけがあれば、何か支援ができるんじゃないかとか、すごく思ったんです。でも、ご本人たちも、自分たちで頑張らなアカンということだけで、一生懸命毎日をご過ごしておられますけど、もう高齢なご両親ですし、限界に来ているんじゃないかなあというふうな形でも思いました。

そういった形で、今部長の方から精神の方に関しては家族会もあるんだというお話も聞かせていただいて、そういったところに少しでもつながっていけば、何か子供さんのことにしても、ご自身のことにしても、何かきっかけができるんじゃないのかなあとすごく思いましたので、今回、この相談体制についてお伺いをしました。

特に、訪問相談というのは、職員が一人一人訪問相談するというのは、とんでもない話やということではなくて、これこそ地域の力をお借りするとか、さまざまな分野の方の力をお借りしながら、自立支援法で医療費の助成をさせていただいている方なんかはわかると思うんです。本当に、そういった形で、何とかそういう人たちに訪問でもできないのか、最後、その点についてご見解があれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

暫時休憩します。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 3時06分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま地震が発生をしました。その現況、状況を、片岡危機管理局長から概要報告をしていただきます。

○危機管理局長（片岡久範君）

地震について、現在のところ把握しておる情報をお伝えさせていただきます。

震源地は三陸沖で発生しております。震源の深さは10キロ、マグニチュードは7.9と発表されております。宮城県北部で震度7、南部で6強の地震が発生しております。今、大津波警報も三陸沖の方で出ていますもんで、三重県側については津波注意報という形で出ています。当市におきましては震度2ということで、地震計がなっておりますもんで、以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

ありがとうございました。

それでは、森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

訪問相談についてということで、再度ご質問をいただきました。

ただいまの答弁で、訪問相談体制は定期的なものは実施していないというふうに答弁をさせてい

いただきました。しかしながら、個別にこちらからアプローチできるケースは限られていると思いますし、ご紹介の医療費助成者に対しましても、専門的な医療機関にかかられておられる方となりますので、このような方につきましては、その受給者証の更新という時期がございますので、そういった際には、声をかけまして、相談に乗ってまいりたいと思います。

しかしながら、まずは「あいあい」、それから2階の「あい」など、亀山市総合保健福祉センターが総合窓口となりますので、ご相談をいただければというふうに存じております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

障がい者の方が、また家族が相談に訪れるから相談に乗る、相談に訪れないから相談に乗らないじゃなくて、そういったところもシフト転換をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、もう時間もありませんので、次に移らせていただきます。

3点目としまして、地域支援体制についてお伺いします。

2月の初めに、滋賀県で行われましたアメニティーフォーラムというところに行かせていただきました。昨年も行かせていただいて、これは障がい者の施策について、さまざまな分野の方の議論を聞くという、そういったところに行かせていただいて、新たに私自身も障がい者に対する認識を深めたところであります。その中で、発達障がい者の支援体制の確立についてお伺いしたいと思います。

今回、ご提案させていただくのが、ペアレントメンターに対することなんですが、このペアレントメンターといいますのは、自閉症などを持つ発達障がい者の子供を育ててきた経験がある親が、若い親御さん、また新たに発達障がいだとわかった親御さんたちの心理的サポートをする人材を、ペアレントメンターを言うんですけど、そういうペアレントメンターに対する認識について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ペアレントメンターに対する市の認識はということでございますが、先ほどもご紹介いただきましたが、発達障がいの方に対する支援は、行政や専門機関だけが発達障がい児をお持ちの保護者への支援を行うのではなく、先に行く仲間といたしまして、経験のある保護者自身が他の保護者を支援する流れにございます。そのことから、経験者としての保護者が相談技術を学び、障がい者施策を学習して、資質や素養を高めることにより、保護者の相談役として位置づけられているのがペアレントメンターと呼ばれる方々と認識しております。

また、これは日本自閉症協会が2005年度から開始した養成制度でございまして、県下で9人、亀山市内でお1人が承認されていると伺っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

障がい児を持つ親が一人で悩まなくて済むように、地域で支え合っていくというところから生ま

れたようにお聞きしております。このペアレントメンターというのは専門家ではないですし、親自身のお手本でもないんです。その問題を解決するというだけでもない。ただ、寄り添って、聞いてあげるだけで全然違うという、そういったことをしていただくんですが、亀山でお1人いらっしゃるといふうに今お聞きしましたが、このペアレントメンターを亀山で養成していくというお考えがないのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ペアレントメンターの養成につきましては、亀山市におきましても、今後は発達障がい児の保護者に対する研修会等の機会におきまして、そういったペアレントメンター養成講座への受講者の発掘等をしてまいりたいと、このように考えております。

なお、市では、家族支援策といたしまして、今年度から、県立小児診療センターあすなろ学園との共同事業の中で、保護者支援の体制強化をテーマに取り組んでおりまして、保護者の団体でありますぽっかぽかの会との協働の中で、保護者支援のための研修を実施してきたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

地域資源をどのように使っていくか、人材を1人登用すると人件費等がかかってくるんですが、経験者を使っていくという、そういうところも本当に大きな今後のやり方の一つじゃないかなと思いますので、しっかりと取り組みを今後よろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

先ほどの休憩中、質問時間をきちんと守りなさいと。議会運営委員会で決めた時間だから、議運の委員長たるおまえは、しっかりそれを実践してみせなさいというふうな大きなプレッシャーをいただいて、ここへ出ささせていただきました。心してやりたいと思いますが、どうなるやらわかりませんが、よろしく願いいたします。

早速、質問に入らせていただきます。

大きな1番目です。弁護士への委託状況についてお伺いをいたします。

亀山市には、顧問弁護士という方が見えます。以前は、顧問弁護士料、月額にして5万円ぐらい、年間60万円というものでありました。亀山市の相談件数が非常に多いというふうな議論がありまして、6年ほど前に年間120万円ということで倍増をされまして、現在に至っております。

今回の質問は、相談業務についてではなくて、弁護士に解決を委託する案件についての質問でございます。委託することになりますと、別途委託料が必要になります。今年度400万円の行政訴訟費が弁護士委託料として計上されています。

そこでお尋ねをいたします。今年度、既に行政訴訟しなければならない案件があるのか、市として何か持っておられるのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

弁護士に委託した案件でございますが、今年度、平成22年度でございますけれども、市営住宅の明け渡し請求事件などで7件、仮処分命令申し立て事件が3件で、合計10件を弁護士に委託をいたしております。現在のところ、そのうち5件が終結をいたしております、5件が継続中でございます。

なお、参考までに、21年度におきましては市営住宅の明け渡し請求事件が3件、損害賠償等請求控訴事件3件など、同じく9件を委託いたしております、それぞれ事件は終結をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

過去の例に倣って、平成23年度もこの程度は必要であろうというふうなことだろうと思いますので、理解をいたしました。

次の質問に入ります。

集会施設建築等助成金についてお尋ねをいたします。

集会施設等の建築助成金制度とはどういうものなのか、内容を聞くということと、あわせてこの助成申請の手続について、どのようにすればいいのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

自治会の集会施設につきましては、地域の自治振興を目的に、自治会で建設し、維持管理を行っていただいております。特に、その集会施設の新築・改修などに当たっては、多額の経費が必要なことから、自治会で積み立てを行うなどさまざまな手法で資金の確保を行っていただいております。

そんな中で、新築か改修かなどを決めていただく上で、市が実施しております亀山市自治会集会施設に対する建築等助成交付金制度をご利用いただいております。この本制度につきましては、地区住民の生活文化の向上及び自治振興に資することを目的とする亀山市自治会集会施設に対する建築等助成金交付要綱に基づき、自治会が実施する集会施設の新築、増築、改築、または改修に要する費用に対し、助成をいたしているところでございます。

助成額につきましては、要件や事業費によって異なりますが、新築におきましては、例えば1,500万円を超えるものに対しては525万円を限度としております。また、増築、改築及び改修におきましては、700万円を超えるものに対しまして230万円を限度に、その範囲内で助成を

行っているところでございます。

続きまして、その申請の手続はどのようなものかということで、亀山市の自治会集会施設において、各地区が新築、改築等の計画がございましたら、前もって市の方へご相談・ご要望をいただきました上で、助成の申請を行っていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

助成の申請、前年度に申請をしておいて、翌年度に助成を受けられるというふうなことになるのかということで理解をいたしました。

次に入ります。大きな3番目です。

収納対策について。税金の収納対策についてお伺いしますが、収納対策で難しい言葉が出てまいりました。2点ほど、用語定義という形でご説明をお願いいたします。

公的年金特別徴収化事業、あわせて地方税ポータルシステム事業、これはどのようなものなのかをお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず、公的年金特別徴収化事業についてということで、公的年金特別徴収制度でございますが、今後、公的年金受給者が増加することを踏まえ、高齢者である年金受給者の納税の利便性の向上を図るとともに、あわせて市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成20年度税制改正によりまして、平成21年10月以降に支払われる公的年金等から、市・県民税が特別徴収される制度として導入をされております。

対象となる方でございますが、原則として、市・県民税の納税義務者であって、前年中の公的年金等の支払いを受けた方で、当該年度の4月1日に、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方となります。

対象となる公的年金につきましては、厚生労働省、これは旧国民年金の老齢基礎年金とか、それから老齢年金、通算老齢年金の支給対象になる方でございます。それと、国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合及び公立学校共済組合等から支給をされます年金となります。なお、当市で特別徴収となる対象者は、平成22年度の課税資料から3,276名となっているところでございます。

続きまして、地方税のポータルシステムの事業についてということで、地方税ポータルシステムでございますが、地方税の申告や届け出の手続をインターネットを利用して、電子的に行うシステムのことで、一般的にeLTAxと呼ばれております。このシステムは地方税の電子化に取り組む地方公共団体及び関係団体により構成される財団法人地方税電子化協議会が運営をしております。

eLTAxで利用可能なサービスといたしましては、本市で昨年12月に開始いたしました各事業所からの給与支払報告書の提出、法人市民税や償却資産の申告、届け出等があります。これまで、紙ベースの申告書等を、市町村の窓口へ、郵送や出向いて提出をいただいていたものが、電子によ

り手続できるものでございます。事業所などから、インターネットで簡単に複数の市町村へ送付ができるようになり、事務負担やコストの低減が図れるものでございます。

ほかに、先ほどご答弁をさせていただきました公的年金等からの市・県民税の特別徴収に伴う年金データの授受もeLTAXに含まれております。また、本年1月より開始されました国税庁との確定申告データの授受ができ、これら課税資料が紙ベースから電子ベースに変わるため、これまで行っていた入力作業、紙媒体の毀損や紛失の可能性及び保管場所の削減などにつながったところがございます。

今後についても、より一層利用者の利便性の向上及び賦課業務の効率化を図るため、普及促進に向け、周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

税金を納めていただく、徴収をする際にも、非常に金がかかっているんだなというふうなことを理解させていただきました。ただ、年金等から天引きをするというふうな形のものにつきましては、いろんなところで議論があるところがございます。また、いろいろと今後考えていくべきことがあるかと思いますが、きょうはとりあえずお聞かせをいただきました。ありがとうございました。

県地方税管理回収機構についてお伺いをいたします。

この機構は、市町村での滞納整理を進めるために、滞納額が高額であるとか、非常に徴収が困難である悪質なものであるとか、各市町村が単独で徴収するには難しい、そういう滞納事例について、市町村から委託を受け、回収処分を進めることを目的として、平成16年4月に、県と県内の市町村が共同で設立されたものです。当初、県と市職員が11名と、それに加え国税OBや弁護士、警察OBなど専門的な知識を持つ人材を顧問に据えたということは承知をいたしております。機構の設立から6年が経過したことになります。

そこでお伺いをいたします。1点目として、過去の亀山市から機構への移管件数と、その収納の結果をお伺いいたします。2点目として、どのようなものを機構へ移管するのかという点で、何か基準にして判断しておられるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。3点目として、機構の必要性を費用対効果という面から、6年間でどのように評価されているかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

県地方税管理回収機構について3点ほどご質問をいただきました。

まず、移管実績でございます。三重県地方税管理回収機構へ移管をしておる件数は、平成16年度に設立されて以降、22年度まで7年間の間の利用実績といたしましては、移管件数が58件で、移管税額が2億4,487万5,293円。これに対します徴収実績は8,404万3,354円となり、徴収率は34.3%となっております。一方、負担金につきましては、設立当初から段階的な改定がなされておりますが、平成22年度現在においては、均等割額として1市10万円、処理件

数割として1件当たり14万円、徴収実績割として前年の徴収実績の10%を負担することとなっております。平成16年度から22年度までの回収機構への負担金の合計額は1,643万1,000円でございます。

2点目の移管の考え方につきましては、基準という部分ではきちとした基準ではございませんけれども、大きく3点ほどございます。まず1点目は、市外に複数の営業所がある事業者など、広範囲にわたり詳細な財産調査が必要となり、滞納整理に多くの時間とコストがかかる事案。2点目は、県内の他の市町村にも滞納があり、それらの市町と連携して滞納整理に当たる方が有利と思われる事案。3点目は、滞納が多いにもかかわらず、通常の調査では有効な財産が見つからず、滞納整理が進んでいない事案。以上の基準に照らし合わせ、これらに該当いたします事案につきまして、滞納処分等判定委員会にて検討を行い、回収機構への移管を決定いたしているところでございます。

なお、回収機構に移管する効果は大きいというものの、少なからず負担金が発生する以上、安易な判断による移管は避けなければならない、可能な限り当市で滞納整理を進めるという基本的な考えのもとに取り組んでいるところでございます。

最後に、機構の必要性というご質問でございますけれども、回収機構は、平成16年に県下29市町で設立されております。本年度で7年目となりますが、機構が目指している方針として、機構の活動を通じて、地方税の徴収体制における市町連携を強化し、納税秩序の確立と、県民が自主納税する社会の実現を目指しますということになっておりますが、現在のこの方針を達成すべく各市町が相互協力のもとに努力をしているところでございます。

また、機構職員につきましては、県職員とローテーションによる市町の職員で構成されておりますことから、現在29市町のうち、5町が平成23年度以降の派遣予定となっております、すべての市町村職員を派遣してはおりません。

なお、移管いたします事業につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、当市での徴収困難と判断した事案となりますが、この困難な事案については、その処理に係る時間や費用等も大きいことから、回収機構への移管により十分な成果が得られるものと考えており、当面は機構の役割が必要であると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

いろんな問題もあろうかと思いますが、頑張っておられるというふうに評価をさせていただきます。

収納対策の3番目ですが、市税コンビニ収納事業についてお伺いをいたします。

以前から、コンビニで納税できますよというふうな話が出ておりました。ところが、亀山市のコンビニで納税ができますよというふうな話には、なかなかなくてこなかったということがございます。

そこで、お尋ねをいたします。亀山市内では、いつからこのコンビニ収納を利用できるのか、また利用できるコンビニの店舗数は、市内でどのぐらいを予定されているのか、また市内で始まったとしまして、どの程度の利用が見込めると考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

コンビニ収納についてというご質問でございます。

市税等コンビニ収納事業につきましては、本年10月の事業開始に向け、今諸準備を進めているところでございます。対象となる市税等は、個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び水道使用料となっております。

当事業の開始時期を10月からといたしましたのは、コンビニ収納の新たなシステム導入に当たり、当初の予期せぬ事態に備え、まずは10月以降の督促状等から取り組んでいくことが望ましいと判断をいたしましたものでございます。

収納代行業者と収納契約を行い、利用できる店舗は全国のコンビニ約4万店舗となり、市内のコンビニは一部のコンビニチェーンではない店舗を除き、すべて利用可能となる予定でございます。現在、24店舗ほどございます。

なお、導入後は、勤務等で金融機関の営業時間内に納付ができない方を中心に利用がふえるものと見込んでおり、納税者の利便性の向上が図れるものと期待をいたしております。今後は、本格導入に向けて、市広報や市ケーブルテレビを通じ、制度周知を図ってまいりたいと考えております。

予定の件数といたしまして、23年度、これは10月からでございますので、予定としては1,650件を発送を予定しております。全体の3割ほどというような予測をもとに利用していただけるのではないかと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

4番目、地籍調査事業についてお伺いをいたします。

東海大地震、東南海地震がいつ来てもおかしくないと、もうすぐ来ますよと言われております。地震等が起こった場合一番大事なことは、人の命を守る、自分の命を守る、こういうことだと思います。ところが、災害はいつ来るかわからないし、起こってしまえばどうしようもないということになります。ですから、起こってしまえば、次に大事なことは何かと申しますと、できるだけ早く復旧・復興させて、都市の機能を回復させることだと思います。

阪神・淡路大震災の復興の際に、一番困ったことは、復旧事業が一部の地域でなかなか着工できなかったということです。この復旧事業のおくれた原因としては、地籍調査が行われていなかった地域であるというふうに言われています。このために、土地や道路の境界線が確認できない境界線争いが起こってしまいましたというふうなことで、復興の事業に着手できなかったということです。

12月議会で、亀山市の地籍調査のおくれを指摘させていただきました。そこで、お伺いをいたします。平成23年度の地籍調査の事業計画はどうなっているのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査事業の平成23年度の計画につきましては、御幸地区、本町地区、関町新所地区の3地区で実施したいというふうに考えております。当事業は、1地区を3ヵ年で整備しているところでございますが、そのうち御幸地区につきましては、実施面積は約7ヘクタールで、着手から3年目に当たり、1筆地調査の結果を踏まえ、公図となる原図を作成し、1筆地ごとの測量を行い登記簿となる地籍簿を作成し、所有者の閲覧、同意を得て、県・国の認証を進める予定でございます。次に、本町地区につきましては、実施面積は約4ヘクタールで着手1年目でございます。これに当たりまして、現行の登記簿、公図、相続関係等の所有権の調査を行う予定でございます。新所地区につきましては、実施面積は約4ヘクタールで、着手から2年目に当たり、所有者立ち会いのもと1筆地ごとの境界や、現地地目の調査を行う予定でございます。

また、これらの平成23年度の地籍調査事業の予算は、378万5,000円を計上させていただいております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

平成22年度の事業費は、たしか500万円程度だったというふうに思いますけれども、今年度は378万5,000円と減少しております。平成23年度から、交付団体に逆戻りしてしまうというふうな予測で、全体的にこれまでより圧縮された予算の中で、仕方がないかなあというふうな思いはしますけれども、地籍調査を何とか早くやっってくださいよと、進めてくださいよと申し上げた手前と言いますと、言うた途端に予算が減っておるやないかというふうな思いがいたします。

地籍調査事業費は、国と県で4分の3を負担するということですので、亀山市の負担分は4分の1です。今年度の378万5,000円の予定でいきますと、亀山市自身の負担分は95万円ほどになります。95万円と言いますと、木造住宅の耐震工事の補助金の1軒分にも満たないのではないかというふうな額になります。

昨年、国土交通大臣から、この地籍調査事業については、全面的に予算措置をして支援をするから、地籍調査事業をできるだけ早く進めてほしいというふうな指摘の文書が来ているはずでございます。地籍調査事業が前年度より減になっている理由をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査事業の23年度の予算は、先ほども申し上げたように378万5,000円ということで計上させていただいております。

平成22年度の当初予算は、580万7,000円であり、比較いたしますと、202万2,000円の減額ということになっているところでございます。これの主な理由といたしましては、さきにも述べましたとおり、1地区を3ヵ年かけて、毎年度3地区を対象に進めてまいっております。当事業で多くかかる経費は、所有者立ち会いのもと、1筆地ごとの境界や現況地目等の調査を行う1筆地現地調査でございます。この1筆地現地調査は、1地区3ヵ年計画の中で、2年目に当たる年度に行うことを計画しております。

この計画予定から、平成23年度の1筆地現地調査は、新所地区約4ヘクタールでございまして、平成22年度の1筆地現地調査は御幸地区の7ヘクタールでございました。このことから、この調査対象地区の面積の差によるものが主な理由となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

毎年、3地区ずつ実施をしているということで、その面積や筆数の違いから事業費の増減が起こるというふうな点で理解をさせていただきました。

地籍調査の今後の目標など、将来展望をお持ちであれば聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査事業につきましては、市の面積190平方キロメートルのうち、国有林や国管理の河川等を除いた182平方キロメートルが対象となります。平成22年度までに調査着手をした合計面積は0.68平方キロメートルでございまして、進捗率は0.37%でございます。

今後の目標といたしますか、計画でございしますが、地籍調査での個人の土地の権利及び境界は複雑で、慎重に行っていく必要があります、そのための登記簿、相続調査や境界の立ち会い確定など、所有者間との調整など多大な時間を要することから、1地区を約3ヘクタールと。3ヵ年かけて、毎年度3地区を実施しております。このようなことから、本格的な事業着手から8年という短期間でありますことから、実施面積も少なく、進捗率が低いわけではございますが、今後も、人口集中地区など住宅地を中心に、着実な面的拡張整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

亀山市の地籍調査の対象となるのは、国有地、国管理の河川などを除いた182平方キロメートルということですが、亀山市の場合ですと、山林とか田畑などが非常に多いわけです。災害復興という観点から見ますと、地籍調査を早急にやらなければならないのは市街地です。人口集中地区などの住宅地を中心に進めるという答弁をいただきました。

そこで、お伺いをいたします。人口集中地区とはどのようなものを考えておられるのか、人口集中地区をどう定義されているのかということをお伺いします。さらに、その人口集中地区の地区数と面積、既に調査済みの区域の面積もお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず、人口集中地区とはということでございますが、国勢調査において設定される統計上の地区でございまして、都市的地域と農村的地域の分けや、都市としての市街地の規模を示す指標として使用しておりまして、DID地区とも呼んでおります。内容につきましては、市区町村の区域内

で、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地区に設定をされております。

また、このD I D地区の地区数と面積でございますが、亀山市につきましては、地区数は35地区、面積は3.81平方キロメートルでございます。

次に、D I D地区での地籍調査の済んでいる面積でございますが、0.32平方キロメートルという状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

当面、調査を急ぐべきD I D地区の3.81平方キロメートル、既に調査済みの面積は合計0.32平方キロメートルということですが、残りは3.49平方キロメートルということになります。過去8年間で0.32平方キロメートル済んだということですので、このペースで単純に計算しますと110年、私の試算では出てまいりました、あと110年かかりますよと。私や私の子供の世代どころか、孫の世代まで考えても、なかなか難しいんじゃないかなあと、こんな年数がかかることになります。D I D地区だけでも、とにかくここ二、三年の間に済ませてしまうということを考えてほしいと思います。

何とか数年で片づけてしまおうということになりますと、土地の戸籍簿をつくるんですよという事業だと考えますので、土地の境界の確定の立ち会いもあるでしょう。そうなってきますと、当然行政がかかわらないと、なかなか信用してもらえないので進んでいかないだろうと思います。測量会社へ丸投げしますよというふうなわけにはいかないだろうと思います。

そこで、考えてみます。行政で特設チームをつくる。いわゆる専従班をつくって、とにかく何とか頑張ってもらわないことにはしょうがないだろうなあと。そうでないと、災害が起こったときに、復旧に手がつけられないということが起こってまいります。

私は田舎の方に住んでおりますから、あまり心配しておりませんが、町場へ行きますと、非常に道が狭い。町場のいわゆるメインの通りは最近そこそこの広さで、車の通行は、生活道路としては何とか間に合っているという状況ですが、そのメインの通りから一つ筋を入りますと、乗用車の片側通行もなかなか困難だというふうな市街地がたくさんございます。阪神大震災のときの二の舞になるような気がして仕方がないわけです。何とか、東海大地震が来ますよと、いつ来るかわかりませんが、できるだけ早くやっつけていただく必要があるかと思えます。

この特設チームはどうやと、専従班はどうなのやというふうなことについては答弁は求めません。また、産業建設委員会等で議論をしていきたいとは思っております。

市長、何かコメントがあれば、コメントだけでもお伺いしたいと思いますが、なければ結構です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

坊野議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、亀山市が、本格的にこの地籍調査の事業を展開して8年ということでございますが、現状は今日まで32ヘクタール、381ヘクタールの人口集中地区を急ぎ進めていく必

要があるというご所見でございます。本当に、年限られた今の人員体制の中で、3ヘクタールを集中的に人員を投下しながら、これを進めていきたいと、このように思っておるものでございますが、ご案内のような580名の今の市役所の体制の中で、用地管理室は本当に頑張ってくれておるんですが、この地籍調査の事業を初め、野村布気線を初め道路事業の用地交渉等々も含めて、今奮闘させていただいておりますが、なかなか限界がございます。

そういう意味で、今後、どのようにこのより面的拡張整備を進めていくのに、亀山市の体制の中で効果的に進めていくというのは、なかなか限界があるかと思っておりますけれども、少し工夫と進め方につきまして、研究をしていかなくはならないというふうに思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、相続の調査、境界の立ち会い確定等所有者間との調整が、非常に多大な実務として入ってまいりますので、おのずと限界はあろうかと思っておりますが、今、ちょっとご指摘いただきました残りを進めていくのには、今のペースですと約100年ぐらいかかるのではないかというご所見でございました。ある意味、昭和30年代、40年代に、三重県内で、市町で事業展開をされたところはかなり進んできておるんですが、亀山市を初め幾つかの自治体でこういう現状でございます。いずれにいたしましても、効果的な方策を進めて展開をしていきたいと、現時点では考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

大きな5点目の生活保護についてお伺いをいたします。

まず最初に、亀山市の生活保護の実態についてお伺いをいたします。

1点目として、生活保護を受けている世帯数、人数と、保護を受けることに至ったその原因には、どのようなものがあるのかということをお伺いいたします。

2点目として、生活保護を受けたいという相談件数は、毎年どのくらいあるのかということと、その中で、保護申請を提出された件数と、実際に認定された件数をお伺いいたします。

3点目として、生活保護を受ける原因となった悪条件を克服して、生活保護から抜け出すことができた人は何人おられるのかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

3点ご質問いただきましたが、まず1点目としましては、平成23年、ことしの2月における状況といたしまして、137世帯173人の方が生活保護を受給されております。そして、保護に至りました原因としては、さまざまな要因が考えられるところでございますが、主なものといたしましては、リストラや自己都合による失業、またけがや病気による失業により収入自体がなくなったこと、また扶養義務者の援助が受けられなくなったこと、さらには生活費としていた預金等を使い果たしたことが上げられます。

2点目の生活保護に係る相談件数と保護申請件数及び開始の件数でございますが、平成21年度

では、相談件数が145件で、申請が32件、そして開始と決定したものが同じく32件となっております。また、本年度は、2月時点でございますが、相談件数が93件で、申請が27件、保護の開始となったものが23件ございました。年度比較としましては、平成21年度が多かったというふうに考えております。

それから3点目としまして、生活保護を抜け出した方の理由と人数でございますが、平成21年度では、就職により収入が得られることとなったものが7件、けが、病気が治って就労できたものが6件、それから死亡による方が11件、また他制度の活用や市外転出等が8件の合計32件となっております。そして、本年度につきましては、同じく2月時点で、就職により収入を得られることとなったものが9件、けがや病気が治り就労できたものが1件、死亡によるものが12件、他制度の活用や転出等が13件の合計35件という状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

なかなか申請はすれども、認定を受けられないということだろうと思います。ただ、生活保護から抜け出そうということにつきましても、私はほとんどないのじゃないかなあというふうな形で理解していたんですが、相当な件数があると。ただし、他市町への転出や死亡によるものですよというものを差し引きますと、あまり大した数ではないのかなあという気もいたしますが、何らかの形で努力されていることは理解できました。

2番目に行きます。

去年でしたか、大阪で、中国人の多人数一括申請の問題が発覚しまして、新聞紙上でも大きく報道されました。内容は、日本国籍を持つ中国人の年老いた姉妹が見えると。この姉妹2人の介護を目的に、中国人多数が入国申請して、日本在留資格を得た後、仕事がないので生活ができないということで生活保護を申請したということです。合計で46人程度と多分新聞に出たんだろうと思いますが、申請してそれが発覚したのが、どうも2回目か3回目の集団申請ということだったらしくて、1回目の16人については既に生活保護の申請が認められて、もう受給していたということのようです。さすがに、2回目か3回目に多数一括申請ということですから、不正を疑われて、認定は保留をされていると、こういうものでした。

このような事例を、大都市だけの問題だというふうに片づけるわけにはいかないと思います。こういう事例を見ていますと、大阪あたりに対しましては憤りを覚えます。生活保護というのは、大半が国の支出ではありますが、それに対して、地方公共団体もいろんな経費がかかっているわけです。このようなことから考えますと、生活保護の申請とはそんなに甘いものなのか、簡単なのかということになります。ところが、私の周囲では、生活保護の必要な人は本当にお気の毒だというふうな話をよく見たり聞いたりいたします。また、何人かの方から、私自身が相談を受けたこともあります。ところが、私が知る限りでは、私の周り、私の目や耳に入った方につきましては、1件の生活保護の認定も受けたという話を聞いたことがございません。

そこで、認定条件はどうなっているんだろうかということをお伺いいたします。あわせて、認定時、または受給時に不正があった、あるいは不正が発覚した場合には、どのように対応されるのかということもお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護につきましては、働ける方は能力に応じて働いていただくこと、また生活に直接必要のない土地や家屋、車などの資産で売ったり貸したりできるものは生活のために利用すること、また民法に定められております扶養義務者などの援助を受けられるときは優先して受けること、さらには他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、まずその給付を受けること、そして預金などがあれば、それを生活費に充てていただくということになっています。それでもなお、生活保護基準に定められた額を下回っている場合に、審査、決定の上、その額までを補って、最低限度の生活を保障するものです。そして、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けをすることを目的といたしております。

申請を受理した場合は、資産や収入調査、これには預金、保険、不動産などが含まれますが、これらに関係機関に依頼して調査し、必要に応じて就労能力の把握も行い、さらには戸籍等により扶養義務者の存否確認や扶養能力調査を実施し、住まいの状況も確認した結果をもって、支援の必要性を判断いたしております。

決定に当たりましては、調査結果等を踏まえ、適正に判定を行っているところでございますが、意図的に不実の申請やその他の不正な手段により、保護を受けたことが発覚した場合は、生活保護法第78条に基づく保護費の全部、または一部の返還を求めるとともに、特に悪質な手段による不正受給の場合は、生活保護法第85条に罰則も定められておりますので、これに基づき告発をすることとなっております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

鈴鹿市でも、生活保護費受給者の不正受給が発覚する事件がありました。内容は、医療機関へ行くときのタクシー代の不正受給です。これが、私どもの考えているような何百円、何千円という単位ではございません。数百万円単位の不正受給があつて、数年間で数千万円というふうな単位になっている不正でございます。このような不正が、なぜ何年間も見過ごされてきたのかわかりません。簡単に言えば、行政の怠慢であると、こう言わざるを得ません。

結果的に、つい最近ですが、市長初め市の職員でこれを返還するという事になったという新聞報道がありました。このことを考えてみますと、該当者の調査・見直しは、一遍認定してしましますと、全然なされていないのではないかと。同時に、何とかして保護世帯から抜け出そうと、脱却しようという自立支援に、行政はどんな形で取り組んでいるんだろうと。その姿がなかなか見えてこないということになります。

そこでお伺いをいたします。認定後の調査・見直しはどうなっているのかということをお伺いいたします。そして、自立支援の取り組みはどうなっているのかということ。もう一つ、一度認定されるともう一生物だというふうな感覚が蔓延しているような気がいたします。そこで、生活保護を認定するときに、3年とか5年とか、いわゆる期限つきで認定はできないものだろうか。一定の期間で認定を切つて、本当に必要な人は、切れたときに再認定をすると、こういうふうな方法はと

れないものだろうか。以上、2点ほどお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護開始後におきましては、毎年、年度当初に作成をいたします生活保護業務実施方針に基づきまして、定期訪問活動を中心に、求職活動の状況報告や収入申告等を徹底させまして、不正受給の防止に努めております。そして、自立を早期に促す就労支援等の取り組みを行っております。

新たに平成23年度からは、就労による自立支援を積極的に推進することを目的といたしまして、就労支援員としまして、非常勤職員1名を配置しまして、就労に関する相談、手続、またハローワーク等への同行訪問を行い、自立に向けた支援を進めてまいります。

2点目の期限を設けての保護開始決定及び再決定でございますが、現在の法律では、そういった制度はございませんので、就労可能な方につきましては、早期の自立を支援するため、ケースワーカー及び就労支援員による支援の取り組みをさらに進め、自立に向けた支援を進めてまいります。

生活保護制度では、保護を開始した世帯に対しまして、早期自立までの手助けをするものでございますので、対象の方には努力をいただきまして、一日も早く自立をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

生活保護の認定を期限つきで行うことで、本当に必要な人への認定件数がふやせるのではなかろうかというふうに考えます。また、少しでも早く生活保護から抜け出せる人がふえることになるのではないかと、こういうふうな思いがあります。何らかの形で議論し、検討をされることを望みます。

次に、国民年金は月額6万ほどでございます。これは満額年数を納めていただいた方の最高の額でございます。生活保護費は13万円程度になります。何と、国民年金受給者の倍以上の保護を受けておられるということになります。ところが、単純に2倍ぐらいになっていますよということだけではなくて、そのほかに、医療費の補助とかいろんなものを加算していきますと、3倍も4倍もの扶助を受けていると、こういうことになります。

そういう中で、国民年金を一生懸命掛けてきましたと、国民の義務ということで果たしてきましたと。それで、ある程度年をとりまして、年金をいただけるだけのものを掛けてあったと。年金が5万、6万というのが認定をされました。病気、その他で生活ができない、そういう状態になった場合でも、併給ができないということで、わずか5万、6万の国民年金があるために、生活保護の対象にならないと、こういうふうなことになっているんじゃないかならうかと思えます。私も、多分そうになっているんやなというふうに思っていますし、市民の方も、大半の方がそう思っておられます。もし、違ふのであれば、後でお聞かせをいただきたいと思えます。

このような形で、国民年金と生活保護の間に、非常に大きな不公平感があります。矛盾があると申し上げてもよからうかと思えます。こうなってきますと、極端なことを言いますと、国民年金を掛けていることがあほらしくなっております。今でも、国民年金を掛けていない方は相当な率に上がっているというふうに聞いております。ですから、こういう件については、やっぱりきちんと

議論をして、国の決めた法律がこうだから、制度がこうだからというふうなことで放っておくだけでは非常に困ると思うんです。地方の時代です。今こそ、地方から不合理な法律、制度は改正を発信していくべきではないかと。もっともっと我々の周囲で検討し、議論することが必要ではないかと、こういうことを申し上げておきます。

制度改定ということですので、質問といいますよりも要望でございます。答弁は求めませんが、ただ一つだけ、5万、6万の国民年金があったら、まず生活保護は受けられないんですよというふうな市民が思っていること、併給はされないんですよという点だけを確認をお願いできますか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護の額につきましては、国の基準に基づいて算出されております。年金等の収入がありましても、その基準との差額までは生活保護で補てんをして、最低限の生活をしていただける、そういった制度でございますので、併給という意味じゃなしに差額を補てんするという考え方でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

生活保護のいわゆる数が少ない、これは非常にいいことだろうとは思いますが。ところが、現実の中を見ますと、やっぱりいろんな不公平感があります。ただいまの国民年金と生活保護の併給は必ずしも不可能ではないというふうな答弁だったろうと思いますが、現実には、運用の面ではなかなかそれができないというのが現状だろうと思っておりますので、またご一考をお願いいたします。不正は許さない、本当に必要な方へは、やはりきちんと保護をしていく。こういう姿勢が一番大事なことでなかろうかと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

大きな6点目、子ども手当についてお伺いをいたします。

まず1番目に、児童手当給付事業についてお伺いをいたします。亀山市独自の施策である誕生日祝金でございます。12月議会での議論を踏まえまして、平成23年度はどのようにされるのか、考え方を伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

誕生日祝金制度の方針につきましては、2月14日の総務委員会協議会に提出いたしております資料にもお示しをいたしておりますが、本事業につきましては、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定において、国の動向も見極めつつ、施策及び事業の再構築を行う中で検討をしまいたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

あまり難しい答弁でよくわからなかったんですが、要するに、しばらく時間をくれと、今までどおり、昨年どおりやっていくんですよと。時間をいただいて検討を加えていきたいと、こういうことだろうと理解をいたします。

もう1点お願いします。

子ども手当でございます。国で揺れております。子ども手当法案が通るのかどうか。通らなかつたら、もとの手当に戻ってしまうんやとかいろんなことがあろうかと思えます。しかし、この法案が通ろうと通るまいと、やっぱり市といたしましては、市民に迷惑をかけたらいけないということがございます。

そこで、どっちへ転んでも市民に迷惑をかけないような対応の準備ができているのかどうか、並行して準備を進めておられるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

子ども手当給付事業についてということで、平成23年度の子ども手当につきましては、引き続き1人当たり月1万3,000円とし、さらに3歳未満の子供は7,000円上乗せをして2万円とする内容の法案が、今議員が申されたように、国において審議をされており、市といたしましても、その予定で準備をいたしているところでございます。

もし、この法案が成立しなければ、4月以降は、旧の法に基づいた児童手当に切りかわることになり、それによって、システム改修や対象者の再調査が必要となり、時間を費やすため、6月が支給時期でございますけれども、6月の支給時期には支給することは若干困難かなあというような思いを持っております。今後も、引き続いて国の動向を注視しながら、どちらの方法になっても、最善を尽くして対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

国の対応がはっきりしないということで、大変なご苦勞をおかけしているんだらうとは思いますが、あくまでも市民に迷惑がかかるようなことは、できるだけ避けていただきたいということで、何とか頑張っていたきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

以上で本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、14日にお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 4時32分 散会）

平成23年3月14日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成23年3月14日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
危 機 管 理 局 長	片 岡 久 範 君	医 療 セ ン タ ー	伊 藤 誠 一 君
		事 務 局 長	
会 計 管 理 者	多 田 照 和 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	上 田 寿 男 君	監 査 委 員	落 合 弘 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 村 常 一 君		

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書 記 松村 大
書 記 原 千里

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

先般、11日発生をしました東北地方太平洋沖地震により、東日本地域で甚大な被害を受けられ、被災された多くの方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興がなされますことをお祈り申し上げます。お亡くなりになられた方々のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

1分間、黙祷。

(黙 祷)

○議長（大井捷夫君）

ありがとうございました。ご着席ください。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

議長のお許しをいただき、去る3月11日に三陸沖で発生いたしました東北地方太平洋沖地震についてご報告させていただきます。

まずは、お亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々には衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、気象庁の発表では、この地震の規模を示すマグニチュードを9.0としており、国内観測史上最大とのことでございます。当市は、東京都品川区、神奈川県横浜市から滋賀県大津市までの20市区長が連携した東海道五十三次市区町災害時相互応援協定を締結いたしており、本年度は当市がこの協定における幹事市となっておりますことから、地震発生直後より危機管理局を中心に、各地の被災状況等の情報収集に努めさせたところであります。この協定市区町内におきましては、応援要請までを必要とする大きな被害は現在のところないとのことでございますが、人事交流を行っております横浜市でも被災者があるとの報告を受けております。

また、地震発生当日より、消防庁長官からの要請に応じて、緊急消防援助隊三重県隊として亀山市消防本部から9名の署員並びに三重県防災ヘリ部隊員として1名の計10名をコンビナート火災及び捜索救助活動等の対処のため、千葉県、宮城県に派遣いたしました。なお、当市としての被災地に向けた応援、備蓄部品等の提供につきましては、国からの依頼により、緊急物資の提供準備、

また日本水道協会からの準備依頼等がございますが、現在、まだ現地等が混乱状況等にあることから、県及び県下29市町等の動向と連携し、今後、その対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、現時点でのご報告とさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

ありがとうございました。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

まず最初に、先週11日に起きました東日本太平洋沖地震により、死者、行方不明者が現在で確定2,600人を数え、それ以上の方々が自宅や財産を失われたことに対して、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

地震は予知が困難で、不意打ちを受けるわけですが、亀山市においても市庁舎を初め、学校、幼稚園、保育園、その他公共建築物の耐震化はかなり進んでいると認識しておりますが、もし、まだの施設があれば早急に耐震工事、または建てかえというものを行っていただきたいと要望いたしますし、また亀山市がそういう地震にあった場合の避難民のための備蓄品、これも十分用意をしておいていただきたいと思います。また、今回、災害に遭われた地域へ応援の人を派遣するとか、義援金に関しましても、市当局としてだけでなく一般市民からの義援金を受け取る窓口を早急に設置して、市として十分対応をしていただきたいと要望いたします。[※]

、最後に亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、高齢者のタクシー券について質問を行います。

日本における大化の改新のころですが、中国に劉廷芝という人物がおられまして、その方が漢詩をつくられたわけですが、その一節に非常に有名な言葉がありまして、それは今でもよく新聞なんかでも引用されるわけでございますが、この内容といいますのが、「年年歳歳花相似たり歳歳年年人同じからず」という文句で、花は毎年同じように咲きますが、人は毎年同じではない。すなわち、人は年をよるということですね。人は高齢になるといろいろと困ったことが起きまして、まずお医者さんに通うことがふえると。また、買い物にも不便をする。現在の亀山市の状況を見ましても、経済状況もありますが、昔は各地各地にあった個人商店、歩いていけるところ、そういったお店がどんどん減ってきております。こういった現状をまず踏まえまして、亀山市は高齢者の方に対して年間1万円相当のタクシー券を支給しておるわけですが、これは大変喜ばれていると。私たちの耳にも、本当にありがたいという話が入ってきております。私のところへ、あるおばあさんから電話があったんですけども、「私は75歳を過ぎたから、年にタクシー券を1万円いただいている。非常にありがたい。よその自治体ではやっていないことだから、非常にうれしい。そして、私は、そのタクシー券を本当に大事に大事に使っているんだ。だけど、1万円では大事に使っても半年し

※削除あり。※278ページに発言の取り消し許可あり

かもたないということで、もう少しふやしていただけるとありがたいんだ」という電話があったわけですし、そういった趣旨の話はあちこちで伺うわけでございますが、まず単刀直入にお伺いいたしますが、こういった75歳以上の方へのタクシー券、年間1万円の金額をふやしてもらうことはできないのか、このことに関して伺いをいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おはようございます。

タクシー料金助成事業につきましては、75歳以上の高齢者の方に1万円、身体障害者手帳並びに精神障害者福祉手帳1級から2級及び療育手帳Aをお持ちの方に対しましては1万5,000円、また身体障害者手帳1、2級所持者で腎機能障害者の方には4万5,000円の乗車券を、申請に基づき交付いたしております。

本事業につきましては、これまでもさまざまなご意見をいただいておりますことから、平成21年度に2,000人の市民を対象にアンケート調査を行い、また高齢者の身近な相談相手であります民生委員さんへの聞き取り等に基づき持続可能な制度として提供できますよう、本年度から対象者のうち高齢者については75歳以上全員に拡大し、また助成額の一部等についても見直しを行い実施いたしております。

お尋ねのタクシー乗車券の増額、特に高齢者に対する1万円の増額についてでございますが、高齢化社会を迎える中、対象となる高齢者の方は年々増加することから、今後、制度の見直しは必要とは考えておりますが、助成額の増額については考えていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、現在のタクシー券に関する予算の執行率をお伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

執行率でございますが、平成21年度では、対象者に対しましてタクシー乗車券の交付状況は、高齢者が82.5%、障がい者は24.7%、腎機能障がいの方は38.1%でありまして、交付者のうち実際に利用されましたのが65.56%でございました。それで決算額につきましては2,087万8,830円となったところでございます。

また、本年度につきましては、12月末現在での対象者に対する交付者数は51.8%でありまして、交付総額に対しましての利用率は48.4%でございます。今後、2月、3月の利用者がふえることが見込まれますことから、今年度の予算執行見込み額としましては、おおむね予算内におさまるものと見込んでおります。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁で、本年度はおおむね予算内という答弁でしたが、もうちょっと具体的に何%ぐらいの見込みであると述べることはできませんか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

本年度予算につきましては、当初予算が3,370万円でしたが、補正を500万の減額をお願いしまして、現計予算が2,870万円となっているところでございます。これに対します予算の執行率の見込みは約95%ぐらいになるものと見込んでおります。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

21年と22年では予算の執行率がかなり違うわけですが、これは何でこのように執行率の差が大きいのか、ちょっと原因はわかりますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

先ほどは、平成21年度につきまして、予算の状況を、パーセントで最終的な数字というのはお伝えしませんでしたけれども、21年度につきましては、当初予算が1,750万円に対しまして、12月に290万円の補正をいたしました。そして決算額は、先ほど申しました2,087万8,830円となったところでございますが、これにつきましては、執行率は100%でございました。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

本年度に関しても、たしか減額補正を行ったとおっしゃいましたね。500万ですか。そうですね。間違いないですね。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今年度の減額補正500万円でございますが、この3月定例会において補正予算としてご提案を申し上げております。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、予算の執行率というのは一応100%でもいいわけですね。先ほど減額補正をしたとおっしゃったということは、当然余ると踏んで行ったわけですが、こういうことを念頭に置きますと、最初に設定された予算というのがありますね。その金額は、一応100%使っても構

わんという枠なんですから、それを思うと、この余るお金、この分だけでも1万円のタクシー券に上乘せして、たとえ1,000円でもふやす、そういうふうにして多少でもタクシー券をふやすことは論理的にはできるわけですね。それに関してはどういうお考えでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

三つ目の質問ですか。

（「これは三つ目の質問です」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

タクシー乗車券の増額が論理的にはできるかということでございますが、このタクシー乗車券につきましては、年度当初からそれぞれの対象の方に交付をいたしまして日々ご利用をいただいている状況でございます。したがって、年度末になって途中で制度を変更して追加に発行したりとか、また返却をしていただくことは、実務上できないものというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

予算というのは、余らしたらいいというわけでもないんですね。来年度からでも、去年これだけ余ったから同じ金額の予算を立てても、要するに予算の残りというものを念頭に置いて、もうちょっと上乘せしても、予算全額をオーバーして金が足りないことにはそう簡単にはならないと思いますので、これから将来、該当者がだんだんふえてくるということは、当然のことながら予想できるわけでございますけど、またそのときはそのときでいろいろ制度というものを、また変えるべきことは変える必要もあるかわからない。私が一番最初に、年年歳歳花相似たり歳歳年年人同じからずというふうに言ったように、何か知らんけど人ごとのように思っていたらあきませんね。ここにおる方全部、もう皆さん年よるんやから、先々のことを考えますと、自分たちもいずれはそういう立場になるということを念頭に置いて、高齢者の方々が、このタクシー券1万円が1万1,000円でもなったらうれしいし、2,000円になってもうれしい。その結果、少しでも社会参加ができ、そして他人さんの手を煩わさないで日常生活を送れることを考えますと、やはりもうちょっと手厚くしてもいいんじゃないかと。使われない方は使われない方でやはりおられますんで、みんながみんな100%使うわけじゃないですから、そういったことを考えて、こういう政策もやはり前向きに検討をしていただきたいと思います。

タクシー券に関しては、これで質問を終わります。

その次に、高金利の市債の償還について、この質問を行います。

私ごとになりますけれども、私が17年前、商売のことで当時は国民金融公庫というのがありまして、今は国民生活金融公庫とありますが、当然商売人はそういうところからお金を融通するわけですが、そのときの金利が3.65%だったんですよ。で、私が国金からの書類を見て、「あ、金利3.65%安いなあ」とうれしかった。というのはなぜかということ、その3年ぐらい前までは金利7%とか、それが当たり前だったんですよ。それが3.65で、ぐうっと下がったような気に

なったわけですね。ところが、今から考えると3.65は高いですね。そのぐらい金利というものは上がったり下がったりするんですよ、状況によって。そこでお伺いしたいのは、亀山市のいろんな市債、借入金のうち、現在でも金利5%以上のものは、今、残額は幾らかお示し願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

平成22年度末におけます金利5%以上の市債残高でございますが、一般会計の市債残高見込みが199億7,510万1,000円、約200億円でございます。うち金利5%以上の残高につきましては10件で1億3,495万2,000円、また、一般会計以外の市債残高でございます。こちらは147億2,028万3,000円でございます。うち金利5%以上の残高につきましては28件で8億2,254万8,000円となっております。合計をいたしますと、年度末の市債残高は346億9,538万4,000円、約347億円でございますが、うち5%以上の残高につきましては38件、9億5,750万1,000円、約10億円弱で、全体でいいますと2.8%が5%以上の市債といった現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

お金の貸し借りといいましても、個人同士の貸し借りやったら、あるとき払いの催促なしとか、適当に返せば問題ないんですが、こういうふうな相手がきちっとしたお金を貸す機関である場合は、やはり最初の約束どおりの返済方法で相手も約束どおりの利息をもらおうと。それが大前提で、向こうは利息収入というのを当然見込んでおるわけですから、だから高金利の借入金を期限前に一括返還するのはなかなか難しいわけですが、しかし、こういうふうな高金利の借入金を期限前に一括返済をするに当たって相手さんとの話し合いによって、これからずっと予定どおりに返していく場合の利息の総額というのが、大体計算しやわかるわけですから、その利息の総額よりは少ない補償金を支払うと。それによって貸し手、借り手、お互いが納得して繰り上げ返済を行うという方法があるんですけれども、これは国の財政融資資金なんかでよく使うんですが、この補償金制度による繰り上げ返済というものをどういうふうに考えているのか、また亀山市はそれを利用したことがあるのか、これに関してお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

過去におけます繰り上げ償還でございますが、平成13年度におきまして任意に繰り上げ償還を行った事例がございますが、補償金を支払って繰り上げ償還を行ったことはございません。

次に、今後、補償金制度を活用して繰り上げ償還をする考えはというご質問でございますけれども

も、現在の財政状況を勘案いたしますと、補償金を支払ってまで繰り上げ償還をするといった考えは持ってはございませんが、先ほど任意の繰り上げ償還を行ったとご答弁を申し上げましたが、このように補償金なしでの繰り上げ償還が銀行等との協議の中で整いましたら、財政状況も考慮しながらぜひ実施をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

補償金を支払う繰り上げ償還というと何か逆に損するみたいやけれども、将来ずうっと払っていく利息の総額よりはまだ安い補償金やから、市にとっては得するんですけども、次に国の公的資金において、平成19年から地方公共団体の財政悪化というのがあちこちで起きてきまして、それに伴って、先ほど部長のおっしゃった補償金免除の繰り上げ償還というものもあるんですよ。その結果、多くの自治体の公債費負担が助かったわけですが、亀山市においてもそういうことはどう考えているのかということも、先ほどちょっとおっしゃいましたが、ご返事をいただきたい。というのは、亀山市も今までは地方交付税が不交付の団体から、今度は交付団体になるということが考えられておりますので、やはりこの補償金なしで、要は元金だけ返しゃええということですね、利息なしの。だから、まとまったお金があったら、そういうふうなことをした方が利息分だけでも助かるわけですよ。おまけに先ほどの答弁では、大体10億円の借入残があると。これに関する利息だけでも結構大きくなりますよね、全部足すと。そういうことですから、この不交付団体から交付団体になったような場合、そういったことを考えられるときに、この補償金なしの繰り上げ償還ということに関して、どういうふうなスタンスをとってやる心づもりがあるのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

補償金免除繰り上げ償還制度につきましては、金利が5%以上の残債につきまして、財政力指数が1以下、それと実質公債費比率や将来負担比率などの指数が基準値よりも大きい場合に、団体の財政健全化を進めるために補償金を支払うことなく繰り上げ償還ができる国の制度でございます。本市は、平成18年度より財政力指数が1.0を超えておりますことから対象外となっているところでございます。また、今後、財政力指数が1以下となることが見込まれておるところですけども、先ほども申し上げました公債費負担比率や将来負担比率などの数値が、他団体と比較をいたしましても非常に低い値となっておりますので、基準を満たさずこの適用は受けられないものというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな制度の適用が受けられないということは、まだましな財政状況であるというふうな判断でございますね。

次に、こういうふうなお国の方から財政投融资資金を借りる方法もありますが、市長manifestoにおきまして、資金調達の方法ということで市民の市政参画意識を向上し、かつ資金調達も行うという観点から、ミニ市場公募債を発行いたしたいというのがあるわけですが、このミニ市場公募債に関して具体的に何か考えておる、例えばこういう事業に使いたいとか、市民全体に関係する事業はこんなんがあるんで、これはいいんじゃないかとか、そういったことは考えておるようなことがあるのかなのか、そういったことも含めて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

ミニ市場公募債につきましては、地方債の資金調達方法の一つで、地域住民を対象として募集を行いまして発行する住民参加型市場公募地方債のことです。対象事業につきましては、地域住民が事業を実施するための資金の供給者になることにより、事業への参加意識が高まるようなものが好ましいものとされておりますが、特に限定をされているものではございません。自治体にとっては資金調達先の選択肢がふえること、また住民にとっては出資をすることによって地域行政への参画、貢献意識が高まるといったことも考えられます。しかしながら、一方で発行にかかる管理経費等も必要となっておりまして、先進地における対象事業や発行経費、手法など、さらに調査・研究を行う必要もございますが、今後、本市におきましても、このミニ市場公募債の発行にふさわしい事業展開が行われることとなれば発行をいたしてまいりたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

私たちが以前委員会で、この市の発行する債券、市民相手にね、そのことをいろいろ勉強してまいりましたが、確かに金融機関とか、お国から借りるのに比べると、やはり手間がかかるということは間違いなことですね。けど、それはそれとして、もっと効果があるのは、やはり市民に対して、そういう市の債権を市民の方が買っていただく、それによって市政に一枚かんでいるという意識はやはり醸成されるんですね。やっぱりそれは大きな効果だと思いますよ。ただ、手間をかけたくない金の借り方というのはようけあるわけで、けどそういうことばかりやっておったんでは、やはりよくないと思うんですね。やはり、もっと市民の方に市政参画意識を持っていただく、このためにも、ふさわしい対象事業があったら、やはり一度はやるだけの値打ちがあると私は考えます。

次に、これは最後ですけれども、やはり現在はデフレの時代ですね。デフレの時代には、当然収入は減っております、現在。けど物価も下がるから、収入が減って物価が下がったらそれとんとんと言えぱとんとんなんですが、けど下がらんもんがあるわけですね。それは過去の借金ですわ。過去の借金は下がらない。そして、現在の亀山市の借入金というものはだれが払うかということ、これは、将来亀山市が皆さん市民の方からいただく税金によって返済するわけですね。この将来の世代というのが、それじゃあどれほどしっかりしておるかということ、何か心もとない面があ

るんですよ、今の社会状況を見ると。将来の世代というと、すぐに私たち子供の世代、孫の世代を思うわけですが、将来の世代には我々も入っておるんですよ、来年以降の私たち生きておればね。だから、こういうふうな将来の世代やから、子や孫の世代やから、そのころは自分はおらへんわと、そんな話じゃなくて、私たちも生きておるうちは将来の世代に含まれるわけでございますので、やはりそういったことを考えて、できるだけ今のうちに亀山市も身軽になっていただきたいと思ってこういう質問をするわけです。

亀山市もバランスシートがありますね。片方に資産があつて、片方に負債があつて、資産と負債を全部足すとゼロというのですが、そのバランスシートの中の資産という項目があつて、その資産があるから負債があつてもいいんだということは一概には言えないわけですね。やはり、できれば資産を売却して、今のうちに売れるものは、そして負債を減らすと。そうしてバランスシートを圧縮する、これをやはり心がけやなあかんと思うんですよ。というのは、資産の値打ちというものは、いつまでも同じ値打ちじゃないから、土地の値段もどんどん下がる。そうすると、あることはあるけど値打ちがぐっと減ってくる、そういったことも念頭に置くと、やはりバランスシートを圧縮するということは、やはり念頭に置いて財政運営をせなあかんと思うんですよ。こういったことも十分検討して、今後の財政運営をやっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(「議長、暫時休憩してくれ」の声あり)

○議長(大井捷夫君)

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○議長(大井捷夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。さきの岡本議員からの本会議における発言中、不十分な発言がございました。この部分について取り消したい旨の申し出がありました。この申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大井捷夫君)

ご異議なしと認めます。

よって岡本議員の発言については、会議録から削除することに決定いたしました。

なお、東北地方太平洋沖地震による被災地への義援金につきましては、議会として早急に対処いたしたいと思っております。

質問を続けます。

次に、12番 前田耕一議員。

○12番(前田耕一君登壇)

市民クラブの前田耕一でございます。

一般質問に入る前に、去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、それからそれに関連す

る津波によって犠牲になられた方々へのお悔やみと、あわせて被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、行方不明になられていてまだ見つからない方々の一刻も早い発見と救出をお祈りしたいと思います。それから、被災地に、既に三重県の緊急消防援助隊として亀山市として10名を派遣されているようですが、今後の人的、あるいは物的な支援要請はあろうかと思っておりますので、その場合に迅速に対応すべく、事前に行政として体制を整えておいていただきたく要望しておきます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、最初に安心・安全のまちづくりについてお伺いをいたします。

その中の1項目として、犯罪のないまちづくりについて確認をいたします。

刑法犯罪のうち、特に街頭犯罪防止対策についてお伺いをいたします。

三重県における昨年の街頭犯罪の認知件数は約1万3,000件と聞いております。そのうち亀山市内の件数は517件となっております。この数字は、一昨年と比べて94件の減少でございますが、昨年よりは17件の増加となっているそうです。亀山警察署の発表では、パトロール活動の強化や街頭への防犯カメラの設置により、犯罪防止につながるなどの効果が見られた一方、広域的な窃盗事件の連続発生により認知件数が増加したとのこと。ちなみに増加の要因として、車の部品ねらいというんですか、タイヤとか、あるいはカーナビ、それからETCなどの機器の盗難、これが昨年より26件ふえていると。それから車上ねらい、金品を奪うとかが約17件、昨年よりふえていると。それから非侵入盗という言葉を使うらしいんですけども、グレーチングがやられたとか、それからエアコンの屋外機なんかの盗難、それから鉄くずなんかの盗難が69件で昨年より31件多いというようなことで、その辺のところが増加しているとお聞きしております。逆に減少した中身としては、オートバイの盗難が11件で昨年より10件少ないとか、あるいは自転車の盗難が45件で昨年より7件減っていると。それから屋外の器物損壊というんですか、例えば自販機とか、そういう荒らしとか、そういうところですけども、これが42件で昨年より18件減っていると。オートバイ盗とか自転車盗、それから器物損壊なんかについては、やっぱり巡回パトロール等もありますけれども、防犯カメラの設置が効果があったんじゃないかというようなことを警察の方では申しておりました。

そんな中で、犯罪防止対策として、警察署では犯罪実態の把握や分析と情報発信、それから分析結果を踏まえた捜査活動の強化なんかを進めているそうでございますけれども、こういう犯罪の防止とか摘発については、当然警察の仕事ですから、行政としてはあまり関係ないように考えられますけれども、亀山市危機管理局が設置されて、その中で今回起こった地震のような防災に関することとか、それから国民保護、不当要求等の事務とともに、防犯に関することも所管としてうたわれております。行政として、この刑法犯罪のうちの特に街頭犯罪防止について、どのような対応がなされているかお示ししていただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

犯罪の防止の観点から、亀山市防犯委員会等の協力により防犯に対する意識高揚を図り、市民の皆様の自主的な防犯活動を推進し、警察署、その他関係機関と連絡を密にして被害防止等に努めているところでございます。さらに各防犯委員が中心となって行っていただく地域での防犯パトロールや、地区懇談会などの活動を支援するとともに、警察署から発信されるSOSネットワーク等を情報提供することにより、速やかに地域の安全を図っていただけるよう、市民の皆様の自主的な防犯活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

危機管理局の仕事としては、そんな程度かなあという感じもしないこともないんですけども、もう少し踏み込んだ対応ができるんじゃないかなと。実際に局として行動を起こしたことが、今の答弁では見受けられませんので、もう少しその辺のところを深く追求した行動、警察とか各種団体との連携の中で対応をやっていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。時間の都合もあるので、これで1番目の質問を終わらせていただきます。

それから2点目として、児童・生徒の安全確保とサポート体制の確立についてお伺いをいたします。

児童・生徒の、特に安全確保の中で、どうしても考えられるのは、道路沿いの街頭犯罪になるわけでございますけれども、幸いなことに最近起こっている事象は、重要事件に発展したり、連続発生した事案はないようでございますけれども、女性や子どもをねらった声かけや公然わいせつなどが依然として発生しております。そこで、まず平成22年度に発生した声かけ、追尾、追っかけとか露出などの事案は何件あったのか。また、安全確保対策とサポート体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

児童・生徒へのサポート体制でございますが、現在、青少年総合支援センターにおきまして、昼間は2台、夜間は1台にて青色回転灯車両による街頭パトロールと、子供たちへの声かけを行っております。毎日巡回パトロールすることにより、不審者対応や非行に走ろうとする子供たちへの抑止力もねらいとしていただいております。日々のパトロールの状況につきましては、午前中は駅の待合室、公園、コンビニなどを中心に、午後は下校途中の児童・生徒に対する不審者からの被害防止や交通安全指導、夜間はショッピングセンターやゲームセンターなどへ出入りする子供たちへ声かけ、また学校や駅周辺を中心に、市内全域のパトロールを行っております。また、市民団体や各地域の取り組みといたしまして、青少年育成市民会議の非行防止部会や、各地区補導委員による市内イベント時におけるパトロールの実施とか、愛の運動、各団体による登下校時の見守り活動、また子どもSOSの家への協力による不審者及び犯罪からの抑止、市内2地区における青パト自主防犯パトロール、南部地区と和田地区におきましては活動を積極的にいただいております。地域全

体で、子供の安全・安心に向けてご協力いただいております。日ごろの皆様の献身的な活動に感謝いたしておるところでございます。

先ほど、どのくらい声かけ事案があったんかという質問もいただきましたので、今手元に数字を持っていないんですけども、大体三十数件の声かけが起こっていて、1月の終わりから2月にかけて声かけ事象が連続的に起こりましたので、その対応も各学校やこのパトロールを使って見回りを強化しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

2回目の質問をさせていただきます。

今、教育次長から答弁いただきましたけれども、これも一般的な活動は十分にやっていただいおって、これでまあまあ何とか努力してもらっているのかなという感じもしないこともないんですけども、もう少し踏み込んでいただいて考えていくと、もっとすることがあるんじゃないかという感じをしております。例えば、先ほど発生件数40件近いんですか、お聞きしましたけれども、警察署の方へ報告のあった事案は40件と聞いております。これは平成22年ですけども、だから1月1日から12月31日の間で。当然、警察の方としては、現場の検証とか、それから今後の対応について検討されてみえるようでございますけれども、その起こった場所への確認とか検証なんか、例えば行政としてどの所管で同行するか、その現場へ行って確認するかどうかを確認したいんですよ。例えば、学校が行かれるのか、あるいは教育委員会が対応するのか、あるいは危機管理局が対応するのか、どこがどのような形で警察と協力して対応しているかということを確認したいです。

それから、問題が起こった場合の窓口、本当に一本化されているのか。直接警察へ連絡が行く場合もあるかと思えます。それから学校への連絡もあるかと思えます。それから教委へ連絡があるかもしれませんし、危機管理局へ連絡が行くかもわかりません。どこが本当に一番の窓口なんかというのを確認したいと思えます。

それともう1点。過去から配付されておると思いますが、防犯ブザー、今どのような対応を教育委員会として対応しているか、この辺のところについて確認したいと思えます。

2回目の質問終わります。

○議長（大井捷夫君）

前田議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

4件ほどご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず不審者等の事案が発生した場合の対応でございますが、児童及び保護者から学校に対して不審者情報が寄せられた場合は、学校は速やかに教育委員会と亀山警察へその内容を報告するとともに、あわせて児童への直接指導を初め、登下校指導者等への情報提供を行っています。その後、亀山地区防犯協会からセーフティーコミュニティ・ヒューマンネットワークにより、市内全小・中学校及び関係機関へ、また市のかめやま・安心メールにおいても登録者に対して情報提供していると

ころでございます。

このように、いろんなところから直接警察に行く場合もございますし、教育委員会へ来る場合もございます。それについては、一つのシステムの中でそれが全部動くような体制をとっているところでございます。

教育委員会の対応といたしましては、市危機管理局と情報共有すると同時に、亀山警察署と連携を図りながら、青少年総合支援センター補導員による現場確認と事案発生場所周辺における重点パトロールを実施しております。また、場合によっては各学校のPTAや、愛の運動の各団体をお願いし、一定期間の重点的な登下校指導をお願いしているところでございます。また、昨年11月には、連携を深めるために、危機管理局、教育委員会、亀山警察署、市内自主防犯活動団体、34団体ございますが、一緒に集まって街頭犯罪の防止に関する意見交換会を開催し、地域自主防犯の重要性をお互いに認識するような情報交換を行ったところでもございます。

次に、防犯ブザーでございますが、この3学期に調査を行ったところによりますと、市内全小学校児童2,773名のうち、常に携帯をしている児童・生徒は1,789名で、所持率は64.5%であります。また、中学生につきましては、全生徒1,145名のうち、常に携帯している生徒は123名で、所持率は10.7%でございます。学年が上がるほど防犯ブザーの携帯率が低くなっている傾向がございます。

そのほかに、一番教育委員会でも大事だと思っておりますが、不審者に遭遇したりするときに、防犯訓練を各小・中、幼稚園の方で実施をしております。自分の身はまずは自分が守るというようなことも大切であるために、子供たちの危機管理意識を高めるために、それが最大の防犯対策であると考えておるところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

防犯対策は、警察、その他関係機関と連携し、速やかに対処することが重要でありますことから、危機管理局としても迅速に情報を把握することが必要であると認識しております。その情報を庁内関係部署で共有し、対策に当たってまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

防犯ブザー、携行率が非常に低いと。人によっては、かえってブザー鳴らさないで逃げる方が安全やと言う方も見えますけれども、やっぱり全員が持つように指導すべきじゃないかなと、かように思います。先ほど40件の追っかけ等の事象の中で、実際にそういう目に遭って防犯ブザーを鳴らした子供さん、どのくらいおるか確認しておりませんが、恐らくほとんどの方が鳴らしていないんじゃないかなと感じがするんですね。これは、確かに登下校以外のときにも遭遇しているかわかりませんので、常に携行しているとは限らないと思いますけれども、できるだけ携行するように強く指導をしていただきたいと思います、かように思いますのでよろしくをお願いします。

それから、こういう事象が起こった場合の一番の窓口どこになるのかなあと考えた場合、なんかケース・バイ・ケースで動いているような感じがしますから、窓口の一本化をしていただいて、各

関係団体とも含めて意思統一をしていただいて、それから事象が出た場合の対応のマニュアル、はっきりしたものをつくっておいて対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

この件につきましては質問を終わらせていただきます。

それから、2番目の監視カメラ、それから防犯カメラの設置についてお伺いをいたします。

現在、監視カメラ、それから防犯カメラが、市内でどのぐらい行政として設置されているのか、確認したいと思います。

それから、個々の場所の設置の目的についてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

前田議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局长。

○危機管理局长（片岡久範君登壇）

監視・防犯カメラ設置状況等でございますが、所管が各部局にまたがりますことから危機管理局で集約してお答えさせていただきます。

設置の内訳といたしましては、公共施設の監視カメラ等として、総務部所管が9台、市民部所管8台、文化部所管15台、健康福祉部所管18台、環境・産業部所管12台、建設部所管1台、関支所所管5台、医療センター所管12台及び消防本部所管1台の計81台。それから、教育委員会所管の小・中学校、幼稚園、図書館等に不審者等に対する防犯対策、児童・生徒の安全確保等を目的として設置した監視・防犯カメラが137台、不法投棄用監視カメラが56台、それで全体として274台となっております。

総務部所管のやつは監視になっています。それから市民部所管の分はそれも監視です。文化部の方も監視が主なものです。健康福祉部の所管の分も監視になっています。それから環境・産業部は、監視と不法投棄に、それで建設部は防犯の関係についています。関支所についても監視で5台がついています。医療センターも監視で12台、消防本部も監視で1台。それで教育委員会が不審者等に対する防犯対策と児童・生徒の安全確保・監視等で137台となっております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

現在、トータルで274台が設置されていると。中身、今お聞きしましたら、教育施設、これは子供さんなんかを守るためということで137台は理解しないこともないんですけども、公共施設、行政の扱っている81台ありますね。それから不法投棄56台ということで、特に公共施設81台ありますけれども、これは果たして目的は何だろうなど。施設の維持がうまく運営できるようにという感じが、職員を守るためなのかどうか、そんな要りますか、人がたくさんいますから。夜はともかくとして。それよりも、市民を守るためのカメラというのは、あまりというより全然設置されていないように見えるんですよ。私、過去から公園の監視カメラ等も強く、あるいは防犯カメラ強く申し入れてきましたけれども、監視、監視だけで市民を守るための防犯カメラ、防犯目的のカメラというのはほとんどないですね。このところについてご所見がありましたらお示してください。

○議長（大井捷夫君）

前田議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

市民に向けての防犯カメラの設置がないということでご答弁させていただきます。

市民を対象とした地域への監視・防犯カメラ等の設置につきましては、個人プライバシー保護等の観点において、犯罪に関係のない情報まで映し出し、記録してしまうおそれがあるため、現在のところでは設置は考えておりませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

プライバシーの問題云々というのは、それこそ10年、20年前の考えですよ。今、例えば東京でもあった事件等も含めて、街頭での結構犯罪が多いんですね。だから、今は方向としては、どこでも屋外へできるだけカメラ設置してという方向に進んでいますよ。プライバシー云々という問題は、それこそ5年、10年前の話ですよ。ですから、今後は絶対に屋外の公共施設への、あるいは商店街とか、駐車場なんかの場所への設置が絶対に必要だと思いますし、それから特に多くの市民の方が利用する場所、これは民間の施設には簡単につけるといって難しいと思いますけれど、その境界のところとか、市道との、考えていけばなんぼでもその場所は確保できると思います。ということで、市民の保護とか被害防止のための考えがあるのか、ないのか。まず、それ3回目としてお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

市民の安全・安心を守るのが行政の仕事ですもんで、それは認識しております。ただ、今現在も言わせてもらうのは、防犯カメラについては、今現在は考えておりませんもんで、今後、その目的に沿った時点で、施設に沿った必要な目的があれば、その目的に沿った形で検討させていただきたいと考えています。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

結局、公共施設を守るための監視カメラはたくさんつけるけれども、市民を守るための防犯カメラはあまり頭がないというように感じられました。今後は、そのところに特に重点を置いてカメラ設置の計画を進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2件目の質問に入ります。亀山駅前周辺整備についてお伺いいたします。

亀山駅周辺まちづくり研究会との連携についてお伺いいたします。

昨年3月に策定の亀山市都市マスタープランの中で、将来の都市の姿を実現するための、特に重点的に取り組むべき課題を整理し、その課題に対応する方針の中に、魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創出を図るとうたわれております。JR亀山駅前整備の推進と、施策としてうたわれているわけですが、この亀山駅前の周辺整備については、駅前周辺の発展会や、地元の

自治会が中心となって、御幸町全体を整備対象とした亀山駅周辺まちづくり研究会を4年前に立ち上げ、亀山駅周辺の再編に向けて活動を進めていると聞いております。

そこで、この亀山駅周辺まちづくり研究会の活動内容と、行政としてどのように関わっているのかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山駅周辺まちづくり研究会につきましては、平成18年11月に亀山駅前発展会の方々が中心となって発足し、以来、駅周辺のまちづくりについて先進事例の研究や調査、地域のつながりや活性化に貢献する「亀山駅サイティングまつり」等を行ってきております。行政といたしましても、亀山駅周辺まちづくり支援事業として、まちづくりコンサル等の専門家の派遣、事例や制度等の関連資料の提供、地域のまちづくりニュースの発行、まちづくり見学会の企画、運営等、さまざまな形で側面的な支援を行っております。また、研究会の総会や例会にも市の職員が出席し、意見交換や課題の共通認識に努め、地域と行政が両輪となって駅周辺のあり方や方向性を検討しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

発足当時からスタンスは変わっていないようで、あくまで側面からの応援とかアドバイスという内容でございますけれども、やっぱり狭い地域ですね、あの自治会、それから商店街を見ましても、ある程度は行政としてリーダーシップをとって研究会の活動を支援していただきたいと思いますので、ぜひ今後、その辺のところお願いして、ちょっと時間ございませんので、次の質問に入ります。

JR亀山駅前周辺整備に対する行政独自の対策についてお伺いいたします。

JR亀山駅前の整備については、都市マスタープラン策定以外にも、旧亀山市の総合計画や市の顔づくり基本構想などでもその必要性がうたわれております。そして、市民だれもがその実現に期待してきたものと考えております。亀山市はシャープ効果により全国的に注目を浴びて以来、県内外から、ビジネスや観光など、いろいろな目的を持って市内を訪れる方が増加してきております。

JRの利用により亀山駅前に立たれる方も少なくありません。ところが、駅前は空き地や空き店舗も目立ち、駅前広場、駅周辺は、朝夕はともかく昼間は閑散としたままで殺風景この上ないありさまでございます。亀山市の玄関口、市の顔ともいえる亀山駅前のこの現状について、行政としてどのようにお考えか、また再編整備について何らかの計画をお持ちであるのかどうか。もしあればその内容をお示しくください。

○議長（大井捷夫君）

前田議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山駅につきましては、駅構内にエレベーターや多目的トイレが設置されましたが、まだ駅周辺については、ご指摘のまだまだ多くの課題があるものと認識しております。対応等の考え方につきましては、一時的駐車場も含め、ロータリーの機能全体のあり方や利用形態につきまして、まちづくり研究会の検討内容と調整を図りながら、中・長期的に取り組むもの、短期的に取り組めるものといった観点で、方向性や方針を検討する必要があるものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

こちらの方も、答弁の中身は過去からほとんど変わっていないと。確かにまちづくり研究会の方でいろいろと研究をしておりますから、行政だけでスタートして勝手に見直しということもできない部分も多少はあるかもしれませんが。しかし、駅前ロータリー周辺については、別に行政主導で計画をして、それについてまち研と、あるいは地域と相談していくような方策をとるということは十分考えられると思いますし、難しい問題じゃないと思うんですよ。確かにJRの問題とか、土地が行政とJRと業者で持っているとか、難しい部分もあろうかと思いますが、まず進めることは何かあるかと思うんですよ。例えば、細かいことになるかもわかりませんが、駅前に鳥居がございます。あの鳥居、今の亀山では恐らく亀山市の顔と違いますか。駅おりたら一番目立つのは鳥居ですね。ところが周辺の方々にいろいろ聞きますと、あの鳥居がなぜあんなところに立っているのという問い合わせ、結構多いそうです。案内ございませんね。あれを整備になるかどうかわかりませんが、何らかの対応が必要かと思います。

それから駐車場、駅前30分間の無料駐車場、これも過去からいろいろと指摘もされたことかと思いますが、いつ行っても満車です。対応は全然とられておりません。過去の答弁の中でも、検討していくというようなことを答弁いただいておりますけれども、何もその内容は目に見えてございません。ほか、ロータリーが3車線で広くて、駐車場に車がいっぱいだから道路へとめられると。私、先週月曜日に、あそこちょうど6時前に通りましたら、駅前のロータリーの道路に29台車がとまっておりました。駐車場がいっぱいやから道路へとめてみえるわけですが、車通るのは不自由です。そういうこともいろいろあって、この辺のところについては今すぐにでも対応できる問題じゃないかと思うんですけれども、その辺についてのご所見ありましたらお示しください。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

駅前のいろんな課題について、事例も上げていただきましたが、先ほど上げていただいた課題それぞれにつきましても、研究会の中での課題項目ということで議論をしていただいているところでございます。具体的に言うと、例えば鳥居の話ございました。それにつきましても、案内看板をつける必要があるという点につきましても議論をしていただいているところでございます。

また、観光パンフレット等への掲載等につきましても、必要性についても議論がありますので、その辺のところについても今後議論をしていきたいと。それは案内には載っているところでございますけど、それに加えてのPRというところ。それと駐車場であるとかの管理につきましても、同

じく議論の課題にのっておりますので、今後研究会等とも連携を図りながら、市としてもできるところ、それと将来的にやっていくべきところというところを、先ほどもご答弁させていただきましたように検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

3回目の質問に入ります。

結局、答弁聞いておりますと、研究会と議論とか、相談とかいう言葉が出てくるんですね。しかし、まちづくり研究会の方では、3年先、5年先を見据えての計画を、もっと広い範囲で検討しているわけですね。研究会、亀山の駅前だけ、あるいはロータリー周辺だけ検討しているわけじゃないです。ですから、行政としてはここまではできるということで先行して手をつけたらどうですかということを申し上げておるんですよ。

それから、土地開発公社が持っている月決めの駐車場もでございますね。駅前の一等地で行政の土地に近い場所を有料でお貸ししているということは、行政が駅前で営利事業をしているのと一緒ですわね。もっとほかの活用方法も検討する余地はあろうかと思うんですよ。そうやってしていきますと、駅の西の方へ行く購買のあった方かな、国鉄の、道路でもちょっと整備されて一部狭くなっておりますけれども、その辺も含めて本当にいろいろと今すぐにでも手をつけなければいけない部分というのはたくさんあるかと思うんですよ。今回、井田川の整備で1億円以上の資金を投入してもらっておりますので、ぜひ亀山駅前にもそのような形で対応していただくようお願いいたします。質問を終わります。答弁はいただきません。結構です、もう。よろしく申し上げます。質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

冒頭に、このたびの大震災において亡くなられた方に哀悼の意をささげたいと思います。また、被災を受けられた皆様方が早急に立ち直られて、被災地の早期復旧を願うものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

通告順序がちょっと変わりますけれども、その点についてはお許し願いたいと思います。

まず、新しく教育長に就任された伊藤ふじ子教育長さんに、就任に対する決意をお伺いしたいと思っておりますので、各教育総務部門、学校教育部門、教育研究部門、生涯学習部門について思いを語っ

ていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員のご質問に答弁させていただく前に、教育委員会教育長といたしましても、このたびの震災につきまして、亡くなられた方に対する哀悼の意を表しますとともに、行方不明の方々、それから先ほども原子力発電所のニュースも、またさらに新しいものが情報として流れておりましたけれども、一刻も早い、いろんな状況の回復を願っているものでございます。それから、こういったときに学校の施設設備が緊急避難場所として使用されているわけですが、あつてはならないことですが、こういったことに対しても亀山市教育委員会としてもさらなる対応ということで考えさせていただきたいと思っております。

それでは、議員の質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問の中で就任に対する意欲といいますか、抱負ということの中で、四つの所管室についての決意ということでご質問をいただいておりますけれども、その前に、今年度、22年度、5万都市にふさわしい教育行政を実現していこうということで、昨年度と教育委員会の事務局の体制が変わりましたので、まずそのことから先にお話をさせていただきたいと思っております。

22年度からは、教育総務室、学校教育室、教育研究室、生涯学習室の4室と、それから図書館との4室1館体制ということで、今年度当初からそのような状態で事務局としての機能といいますか、体制をとったところでございますけれども、特にこれまで学校教育室が一手に所管しておりましたところを整理し、学校教育室と教育研究室の2室に分けて実施をしているところでございます。間もなく1年をたとうとしているところでございますけれども、いろいろな仕事量のバランス、それから行政サービスとして外側から見たときの対応の分けぐあいとか、そういったことも含めまして担当内容について、次年度に向けて現在バランス等を検討しているところでございます。この事務局の機能を果たすためには、やはり4室1館が十分に横の連携をとって、情報を共有しながら教育事務に当たるということが非常に重要かと思っております。私は、この点を特にしっかりとこれから進めてまいりたいと思っております。

先ほどの議員のご質問ですが、各室についてのそれぞれの課題や施策について、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず教育総務室でございますが、教育総務はご承知のように施設設備を主に監督するということで進めているところでございますけれども、まず児童・生徒の安心・安全な学校づくり、幼稚園づくりを構築するということで、亀山市といたしまして早くから耐震化事業に取りかかっておりまして、耐震に耐えられないところの校舎建築をということで、亀山中学校、関中学校、それから亀山東幼稚園、すべて改築工事が終了いたしました。それから、トイレ改修等、快適な学習環境の整備も進んできており、児童・生徒の学習環境が充実してきていると実感はしておりますけれども、その後の適正な維持管理や改修等、さまざまな課題もございますので、財政状況をかんがみ、学校現場と十分協議しながら、これからの整備に取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、学校教育室でございますけれども、学校教育室は健全な学校経営や危機管理につきまして、

学校経営品質の考え方を教育現場に浸透させながら支援してまいりたいと思います。PDCAサイクルを回しながらやっていきたいと思っております。少人数教育推進のふるさと先生の配置や、特別支援教育の充実に欠かすことのできない個の学び支援事業につきまして、県内だけでなく全国的に亀山独自の教育施策が注目をされております。継続的に成果や課題を把握しながら充実してまいりたいと考えております。

それから、新しく設置されました教育研究室でございますが、子供たちの学びを支える幅広い興味、関心、意欲、豊かな心を大切にはぐくみ、社会で生きる力を身につけさせることが大切であると思っております。このことから、現在進められております学力向上支援事業、子どもの読書活動推進事業、豊かな体験活動事業や、福祉部門と一体となりました特別支援教育推進事業などを引き続き進めてまいりたいと考えております。特に、知・徳・体のバランスを重視しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。それから、教職員の意識改革、研修制度の充実にもさらに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、生涯学習室ですが、亀山におきましては、子供たちが地域の行事に参加する割合は非常に高いというデータが出ております。こういった強みを生かしながら、学校・家庭・地域社会が連携し、地域社会全体で子供を育てる施策を展開してまいりたいと考えております。具体的な取り組みといたしましてさまざまなことがございますけれども、特に地域の多様な人材、自然、伝統文化などの地域力を生かし、地域に開かれた学校づくりとして取り組んでおります放課後子ども教室の一層の充実や、亀山市青少年育成市民会議が中心となって進めていただいております「亀山っ子」市民宣言について、学校・地域・家庭においても市民総ぐるみという形で展開できるように推進してまいりたいと思っております。

生涯学習の重要性につきましては、前回の中村議員さんのご質問にもございましたけれども、その重要性を非常に感じておるところでございますけれども、その一環として、図書館等の社会施設を市民の皆様により一層利用していただきやすい生涯学習の学びの場をさらに充実、進めていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

どうもありがとうございました。

各部門について所信を述べていただきました。

このようなことを述べていただいた中で、お互いに次代を担う子供たちのために、やっぱり私も議会の一員としていろんな意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、率直なお考えをともに反映して、やっぱり亀山の子供たちのために頑張りたいと思っております。

そこで、もう1点お伺いしたいんですけども、今日まで教育長就任されるまでに、現場で各学校に行かれたと思うんですけども、現場の先生として各学校、保育園、小学校、幼稚園、教育環境の格差があるかと思っております。今述べられたように耐震工事等も行われておりますけれども、やはり市内の各学校施設、教育施設において格差があるかと思っておりますけれども、そのことについてどのような認識をお持ちなのか、ちょっとお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

格差ということでご質問をいただいたかのように考えておりますけれども、格差ということのとりえ方でございますが、これはさまざまな認識があらうかと思えます。まず先ほどの答弁でも答えさせていただきましたけれども、やっぱり学校というところが、ふだんの学習環境の中で子供たちが安心・安全に過ごせる場であらなければならないと願っております。その点、亀山市の各幼稚園、小・中学校、中学校は新しくなりましたが、そのことを十分に踏まえた、他市に私も仕事の関係上、海外も含めていろいろな学校を見学させていただいたことがございますけれども、その点、亀山市の各教育関連施設につきましては、本当に子供たちが日常の学校生活を営む上で安心のできる施設であるかなというふうに考えております。学校の設立された一番新しいのは亀山中学校なんですけれども、年度によってそれぞれ多少の古いとか新しいとかいうことがございますけれども、亀山市内小・中学校全部見渡しまして、子供たちの学習活動には、新しい古いはございますけれども、大きな格差というのはあまりないというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

教育環境、先生方のレベルでそういうようなことについて、私はその論じるだけの専門家じゃありませんのでわかりませんが、格差はそんなにないというようなことですが、やはり各議員の質問等もありましたけれども、川崎小学校、それから昼生小学校、亀山東小学校、そういうようなところでいろいろな格差があると私は思っています。また現場も十分見ていただいた中で、やはりそこら辺のことを施設の是正を図っていただきたいと、努力をしていただきたいと思っております。

次に移らせていただきたいと思えます。

人権についてちょっとお伺いしたいと思えます。

これは市長さんにお伺いしたいんですけれども、市長さんの人権についての認識、人権とはと、どのような認識を持ってみえるかお伺いしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人権についての市長の基本的な考え方はということでございました。申し上げるまでもございませんが、人権は環境とともに21世紀の重要な課題であることが世界の共通認識の一つであると考えております。基本的人権の尊重につきましては、日本国憲法におきまして、国民主権、平和主義、そして基本的人権の尊重と、憲法の3大原則の一つとして保障されておるものと考えております。さらに世界人権宣言におきまして、人間の持つ尊厳や権利などについて明記をされておりますことは議員もご案内のとおりでございますが、亀山市におきましても平成18年3月に

人権尊重都市を宣言いたしておるものでございます。人権とは、すべての人に生まれながらにして与えられている権利であり、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利であると認識をいたしております。

しかしながら、現実の社会におきましては、まだまだ偏見や差別などによりますますさまざまな人権問題が存在しておるといふ事実につきましては、私自身も感じておるものでございます。例えば子供、あるいは女性、高齢者、障がいのある方々、外国籍の方々に対するいじめですとか、虐待、暴力、差別などのほか、最近では、これも議員ご案内のようにパソコンや携帯電話の普及によりインターネットを使った人権侵害や、言葉で他者に対して心理的な制圧を加える言葉の暴力などという新たな人権問題も発生をいたしておるところでございます。

人権問題につきましては、やっぱり知識として理解するだけではなくて、感覚や感性として人権を身につけていくことがなければ、真の解消には至らないと考えておりました、そのためには学校教育や生涯学習を通じた人権教育の大切さや、あらゆる機会をとらえた啓発活動など、地道な取り組みの継続が、今までもそうではございますが、今後も重要であると、こういうふうな基本的な認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

今のご答弁にありましたように、市長さんも人権については十分ご承知というふうに受けとめさせていただきました。言われるとおり、基本的に人権について、日本国憲法の中の全103条の中で30条が、ちなみに憲法の全体の3分の1にわたってこの人権という言葉を最大重視して、日本国憲法で基本的人権ということについて明記してあることもご存じだと思っております。

だから、やっぱり先ほども述べられたように、我が市でも平成18年3月28日に人権尊重都市の宣言をなされておると。だから、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、この人権問題につきまして、次に移らせていただいたんですけども、旧関町は人権条例の制定について、平成15年に人権宣言をしております。旧亀山市においては、人権条例の制定は行っておりません。そして、市町の合併によりまして、この人権について、合併協議の中でいろんな協議をされております。人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整するという形で、調整項目であります。その中で合併協議において、こういうような協議をして合併後調整することになっておりますけれども、合併後6年を経過した段階で、新しい亀山市には、この条例の制定がされておられません。この調整経過はどのような経緯を踏まえて今日に至っているか、そのご認識を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

人権に関しまして、旧関町で制定されておりました人権が尊重される関町をつくる条例につきましては、議員ご所見のとおり合併協議において、新市において調整することによって廃止されたところでございます。これを受けまして合併後の調整結果の一つとしまして、平成18年3月に、先

ほど市長も申しましたが人権尊重都市宣言をし、人はだれでも、生まれたときから自由で平等で幸せに生きる権利を有しているという精神のもとで人権に関するさまざまな施策を進めてまいりました。具体的には学校教育や生涯学習における人権教育を初め、人権相談、街頭啓発、広報での人権特集、ヒューマンフェスタの開催、小・中学生による人権ポスターや作文の募集、展示など、積極的に啓発事業を推進してきたところでございます。このような中で、本年度に文化部の中に男女共同参画、国際化など、広く人権にかかわる施策を担当する共生社会推進室が設置されたところであります。この共生社会推進室では、まだ1年でございますが、性の違い、あるいは文化や国籍の違いなどを認め合い、共生できる社会の実現に向けた取り組みを、関係する部局や機関、団体と連携して推進しているというのが現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

この通告制度という弊害が出ていますね。3番目の答えを今言ってくれたわけですよ。

私は、合併協議で亀山と関の制定されておる町、制定していない町、なぜ6年間、今日までこの人権条例が制定されていないのかという経過をお教え願いたいという質問をさせていただいたんです。よう理解してくださいね。お願いします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

先ほども答弁させていただきましたけれども、6年間何をしてきたかということなんですけれども、まず第一に、人権尊重都市宣言でその理念について市民の皆さんとともに意識を共有して、そういった人権施策を推進していこうという方向性を出しております。議員おっしゃられるとおり、その人権施策の推進を図る上では中心となるであろうといわれる、例えば人権条例についてどう調整してきたのかというご質問だと思いますけれども、そういったもとで進めておりますので、現実、人権条例の制定に絞った形の議論というのは、これまでそういった調整は進めてきておりません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私の質問がだんだんこんがらがってきたもんでもとに戻したいんですけれども、ちなみに三重県の人権を尊重するという条例があります。これは人権条例です。三重県の人権関係の事業、私が認識しておる中で18事業、大体年間6億6,547万3,000円の中で、2億8,052万5,000円の県費を使って18事業行っております。そのような中で、今も中で人権尊重都市宣言を18年にやられたということで、その条例制定までに至っておらんというような理解、答弁やったと思うんですけれども、基本的に言えば、そういうような中で平成22年4月1日にまちづくり基本条例というのが施行されましたね。そこでお聞かせ願いたい。いろんな各種事業があると。その中で、一人一人が生き生きと輝き、幸せに暮らせるまち、一人一人の人権は大切に共生できるまちということで、文化部の中に共生社会推進室ができた。その中でお聞きしたい。そうすると、各行事に

市の職員がどの程度参加をしてみえるか。やっぱり市の職員も人権の意識を高める必要があると思います。いずれにしましても今日まで、いろんな形でその市の職員及び共生社会推進室が、今までどのようなことをやってきたか、それをお教え願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井議員の質問に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

昨年、共生社会推進室が設置されまして、新たな室としてこれまで人権施策に取り組んできた各部署から事業を引き継ぐとともに、それらの部署と連携を密にしながら人権施策を推進してきております。特に初年度は、新管理職に対する人権研修の実施や、当然市広報へのコラムの特集記事の掲載とか、特に力を入れてやっております。それで、いろんな機関が実施する研修会等へも、職員、積極的に参加をしております。また、去年は、先ほどイベントのお話もありましたけれども、ヒューマンフェスタ in 亀山ということで、これも内容、規模をかなり大きなものにして充実してやってきたところでございます。参加者数も増加して、大変、好評も得たところです。そういった中へも、当然職員の参加も呼びかけておりますし、職員の意識も、共生社会推進室でそういった一元的な窓口になるということで、人権に関する施策について全庁的に意識を共有しているものと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、数字である程度示してほしいんですな。確かに文化部が創設した、共生社会推進室もできた、だからイベントもある。その中で、そうすると文化部の担当職員のみが出ておるのか、それとも市職員こぞって出ておるのか、そこら辺をお聞きしたいんですよ。だから人権に対して、どういうふうに職員として各部署ありますわね。その各部署でいろんな担当部署があると思うんです。その中で亀山市職員がどのような形でそういうようなイベントに携わっているのかという数字を把握しておるのかどうか。ただ、共生社会推進室の担当部、例えば文化部長、文化部だけでそのイベントに出ておるのか、そこら辺の動向を私は聞きたい。やはりそういうような問題じゃないと思うんです。そこら辺がどうかということをお聞きしておるんですよ。いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

イベントごとの職員の参加状況を把握しているのかというご質問でございますが、私も文化部とか、いろんなイベントを本当に昨年1年間やってまいりました。当然、動員をかけたものについてはそういった名簿もつくってございますけれども、いろんなイベント関係がほとんど土曜日、日曜日ということで、私どももその職員の参加については、その月の最初の経営会議でそれぞれ各部署に報告させていただいて、いつ幾日にこういうイベントがありますので、できる限り職員の方の参加をお願いしますということで進めております。したがって、個々にそのイベントごとに職員の参加数をつかんでいるということはありません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

一連の話を一つ紹介しましょう。2010年に人権よもやま話のアンケート結果が出ております。そこに、文化交流センター10月28日、27名参加した。井田川コミュニティー参加者32名、協働センター「みらい」1月11日、31名、関町木崎集会所12月2日、35名。これは人権に携わっていただいております方々の恐らく8割ぐらいがこの数字だと思うんです。延べとしても125名です。各よもやま話のときに、大体平均30名強という中で、恐らく職員の参加は一、二名やと思うんですね。そういうような中で、やっぱりきちっとやっていただきたい。先ほども言いましたように、22年4月1日にやった亀山市まちづくり基本条例の中に、いろんな調整の中で人権を大切にしたい視点を、まちづくりや行政システムが十分機能してほしいという、それから人権の文字が条例の中に入り大切にされてほしいという意見がありました。市の考えとしては、いろいろ書いてあるんですけれども、なお、まちづくりの分野について限定していない人権の尊重については、人権に関する個別の条例等の制定について検討していく必要があると考えておりますというのがこのまちづくり基本条例の中にうたっております。なのに、まだ制定されていない。

そういうような中で、各三重県下29市町の中で、人権条例の未設定の自治体があります。当亀山市、いなべ市、それから2町では、東員町、紀北町、この29市町の中で2市2町がいまだに未設定であります。そういうことについて、市長さんの考えは、今後制定する考えがあるのかということをお伺いしたいと思っております。現状で、29市町の中で2市2町のみだけが未設定であります。それに対して、冒頭に市長さんに人権についてどのようにお考えになっているというような質問をさせていただきました。人権については非常に重要なことであるということをお答えもいただきました。なのに、本市において未設定なのはなぜだということをお伺いしたいと思っておりますのでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員ご指摘をいただきましたように、人権条例の三重県下の制定状況、そして亀山市が未制定でありますことをご指摘のとおりでございますが、亀山市では平成18年3月の人権尊重都市宣言の理念を踏まえまして、これまで各種の人権施策に取り組んでまいったところがございます。しかしながら、先ほど私自身の考え方も申し上げましたが、人権問題は時代とともに変化をしておりますこと、新たな問題も顕在化してきている状況などを踏まえまして、今後、共生社会をつかっていくという亀山市の目指すべき方向に向けて、条例の整備も視野に入れていくべきではないかという思いを持たせていただいております。また、条例を制定することが、より積極的に人権が尊重される社会の実現に努めていくという姿勢を示すものであるという認識もさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、人権に関しましては、人間にかかわる、尊厳にかかわる大変重みのある問題でありますことから、これは本当に幅の広い議論、そして市民の皆さんとの意識の共有を図っていく必要があると思っております。私、就任させていただいてちょうど2年でございますけれども、人権にかかわりますこういう議論というのは、記憶は

ございませんが、いずれにいたしましても今後慎重に議論をしていくべきテーマであると、このように認識をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長がよく言う選択と集中ですな。議論を慎重にやっていきたいと。ちなみに、三重県の人権条例の制定の初年度は平成9年7月1日です。それからいろいろ今市長が言われたように、諸般の理由によってその不備な点があるというようなことで慎重に考えてきたと。その折は、三重県でも平成9年に第1回もうやっています。次は、平成12年、一部改正です。それから平成13年、また一部改正です。17年にまた改正をやっているんです。このように、年度ごとに、その時代のニーズに応じてこのように条例改正をやっておると。だから、条例の不備な点については、改正及び附則は改正していけばいいんですよ。なぜ条例をつくるのに、何をちゅうちょしておるのかということをお私は思います。ちょっと失礼ですけども、このボードを出したいと思います。ボードを映してくださいね。

今、本市は合併協議から既に6年が経過しております。2番目に、人権関係団体からのいろいろな要請があったからだと思っております。聞くところによりますと、昨年7月にその団体からの要請があったと。人権条例制定のために市長さんご努力いただきたいという要望もあったと思います。それから、平成22年4月1日にまちづくり基本条例の制定が行われました。そして、22年度には文化部が設置されました。なお、5番目に元三重県生活・文化部長でみえた安田さんが副市長さんに就任された。

これ、私はここにも書いてありますように、人権条例の制定の環境は整ったと私は思っております。なぜ、市長さんは条例制定をためらってみえるのか。何がある。確かに諸般の今も言われた同じ答弁が繰り返されていくだろうと思っておりますけれども、これだけの条件をお私は示させていただきました。いかがですか。安田副市長は、生活・文化部長のときにいろいろ各県下の市町に人権条例制定のためにいろいろ活動されたと。一番のその知恵者が、ここに亀山市としても副市長として迎えたわけですから、そこら辺のお知恵も借りて、市長はやっぱりこの人権条例を早急に整備せなアカんと。私もこの定例会に議員提出議案として条例制定を出させていただこうと思っておったんですけども、その質問が今まで当亀山市議会ではあまりなかったというようなことで、まずこの質問をさせていただいて、市長さんの動きによっては議員提出議案として出させていただくという文書も用意してあります。なぜ、こういうような五つの環境がそろっておるのに市長はためらっているのか、そのためらっている理由をお知らせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

なぜ、市長は条例制定をためらっておるのかということですが、先ほども申し上げましたように、人権の問題につきまして、亀山市といたしましてもやっぱり共生社会を向上させていくという視点は本当に大切なことであるというふうに考えております。同時にさまざまな分野の人権の課題というのが、やっぱり今日的課題も含めてたくさん生じてきておるものがございます。当時、

平成13、4年ごろから、平成16、7年ごろまで、全国でも人権条例の制定がなされたことは十分承知をいたしておるものでございますが、やっぱりそれぞれの町において個別の課題、それから全体的な人権の考え方、本当にさまざまであろうというふうに考えておるものでございます。したがって、条例を制定するということが、本当にこれも一つでございますが、先ほど申し上げましたように、広く市民の皆さんと意識の共有を図っていく、支え、支え合うような地域社会の風土をつくっていくと、このことを地道に展開していくことが非常に重要だということで、今日を迎えておるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

世界人権週間の、毎年12月に開催させていただいておりますヒューマンフェスタ、これは実行委員会の皆さん初め、非常に充実した内容を亀山市は展開をいたしておりますこと、あるいは広報「かめやま」等々通じて人権の特集記事、そして議員もごらんになっていただいたと思っておりますが、2月1日の広報「かめやま」では、学生の人権の作文を掲載させていただいたところでございます。そういうさまざまな取り組みを進めていくということが、まずは大変重要であるという認識のもとに、今、人権施策を、昨年度、共生社会推進室をつくって展開をいたしてきておるところでございますので、今は条例制定をためらっておるのかということでございますが、そういうその経過、背景、これはご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

4回目になりますけれども、人権については十分わかっておるわ。だけど市長、日本国憲法の条文の意味をもう一遍読み返してください。そして、あなたは選択と集中と言いますが、決断と実行、やっぱり行政をやっていくには一步を踏み出す勇気をあなたは持つべきだと私は思う。決断と実行、一步を踏み出す勇気、それがあなたにはちょっと欠けているんじゃないかと。のらりくらり、検討、検討ばかりやっておってはあかんと、私思う。やはり一步を踏み出すときは勇気を持っていかなあかん。そして、踏み出した後、改正するところは改正せなあかんと思うんです。そういう勇気を持っていただきたい。またこれはひとつの課題として詰めていきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

岡本議員も質問されましたけれども、高齢者・障がい者タクシー料金助成金の事業について、合併協議の調整内容の結果についてお教え願いたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

タクシー料金助成制度におきます合併協議会における調整でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整するという内容でありましたことから、平成19年度に旧市町の重度心身障がい者タクシー料金助成事業とあわせて調整を行いまして、亀山市タクシー料金助成事業としたものでございます。その後、一部改正を経まして、さらに平成21年度に見直しを行いまして、本年度から現行の制度で実施をしているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。合併協議の中で、旧亀山市は寿タクシーと寿バスと。平成9年5月1日からで、旧関町は13年3月28日からひとり暮らし老人のためのタクシー助成金をやると。制度内容はかなり違うんです、亀山市と関町では。確かに亀山市では大体1,200円だと、年間。旧関町は1万5,120円を支給してやると。ここで、この新しいその制度になったと。その中で、市民の皆さんの反応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市民からの反応はというご質問でございます。

このタクシー料金助成事業につきましては、これまでもさまざまなご意見をいただいておりますことから、21年度にアンケート調査等を実施いたしまして第2次実施計画に位置づけ、対象者とする高齢者、またそれに伴います助成額のあり方につきまして見直しを行い、今年度から新たな制度としてスタートをさせていただきました。この見直しを行ってからの市民等からのご意見といたしましては、地域格差に対する検討をお願いしたいとの声をいただいておりますが、対象者を拡大したことによりまして、日中独居の方にも利用いただけることになり、喜んでいただいているという声も多く聞いているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

パネルを用意させてもらいました。

タクシー助成金の事業で、21年度と22年度の比較をさせていただきました。結局、制度改正によって対象者が3,490人、確かに今部長が言われたように、日中独居老人のための是正ということになりましたけれども、結局、21年度の助成額と22年度の助成額、高齢者違うんですな。それで3,490人ふえたことによって、以前まで1万5,000円いただいておった、支給していただいておった方々が1万円になったということに対して、私怒られました。

岡本議員からもありまじょうに、今回22年度の予算で3月に500万の減額補正をやっておると。岡本さんは1,000円余分に支給したらどうやというようなことですが、これは要綱がありますのでそういうようなことは不可能やと思いますけれども、この表を見て、3,490人ふやすことによって、1万5,000円の方々に1万円でご辛抱いただくというような制度になったんですけれども、確かに部長の答弁ありましたけれども、これに対して市長は拡大をしたと言うんですけれども、今まで1万5,000円いただいた方はどうもおかしいと。もう少しわしらのことを考えてくれというようなことの声をお聞きのしておりますけれども、市長の耳にはその声が届いておりませんかな。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

タクシー料金の助成事業でございますが、この事業の見直し変更につきましては、ちょうど1年前のこの3月議会でご議論をいただいて、その見直しが決定をしたわけでございますが、当時もやはり今おっしゃられるように1万5,000円が1万円に減ると、対象者は3倍近くにふえるという中で、1万5,000円を1万円に減額をさせて、75歳以上、一律希望される方にということで、従来の不公平感が漂っておりましたその問題を解消しようと。なおかつそれをより広く拡充していこうということで、昨年改正をさせていただいたものでございます。そういうお声、私にも聞かせていただいておりますが、やはり三重県で、こういうその制度を持っておるのはご案内のように亀山だけでございます。財政状況もございまして、やっぱり今後も持続させていくという観点に立ちますときに、幅広く市民の皆さんのご理解をいただいて、何とかこういう事業が継続できるような視点で展開していきたいということでの改正でございました。その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに考えるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、岡本議員のときも執行率が95%というのは、500万減額して、基本的には数字的な調整を凶っておると。だから岡本議員のような意見も出てくるわけです。だから、そういうような中で、私はこういうふうにしたんですけども、基本的に2段階にすべきではないかと。すべての世帯員が満65歳以上の世帯に属する満75歳の人と、上記以外の人75歳以上のというのは、例えば昼間はひとり暮らしになると。だけど、そのお父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、当然子供さんが見えると。「きょうはちょっと医者行かんらんで、おまえちょっと会社休んでわし乗せていってくれ」というようなことは、75歳以上で家族が見える方は融通できますよ。だけど、ひとり暮らしでやってみえる方、これは今のすべての世帯が75歳で、今免許証の更新もかなり厳しくなっています。そういうような人にはやっぱり1万5,000円を支給する。だけど、自分の息子、娘、孫、気楽に頼める人がいると。私聞きましたけれども、例えば高齢者で2人暮らしでやってみえる、自分の息子さんや娘さんが遠方に住まいをしてみえるときは、わざわざ来てもらわんならん。隣の人に頼んだら5,000円ぐらい。タクシーよんどつたらということでお礼をせんならん。だけど、子供たちやったらそんなことせんでいいと。そういうようなことの区別をすべきだと私も思うんです。だから、こういうのは2段階にすべきだと思うんですけども、市長さんいかがですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

料金の増額、2段階制度はどうだということでございますが、まずやっぱり従来の不公平感を取ろうという中でこの制度改正を行わせていただいて、75歳以上のすべての希望される皆さんにということで今対応させていただいておりますし、今後もぜひ持続をさせていきたいと考えておるものでございます。確かに6,000名の75歳の皆さんの中に、個々の事情はいろいろあるうかと

思います。そこまできめ細かく対応せよというご趣旨のご提案だろうというふうに思っておりますが、やはり今優先しなければならないのは、やっぱりフェアで公平な一律の基準を明確にして、そしてなおかつこの制度自体を今後も亀山独自の制度として持続させていこうという中で、対象者の皆さんの支え、支え合うご理解をいただきながら持続をしていくことが大変重要であるというふうに考えておまして、現時点では見直しをするというのはまた必要であろうというふうに考えておりますけれども、これを増額するという事は、現時点で考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

僕はこの制度をやめとけやと言うていませんのやで。もうちょっと、息子や息子の嫁や親族がはたにおらん人のことをもうちょっと考えてくださいよと言っているの。平等やと。平等やけども、わしや息子も息子の嫁もおらへんがなという人も、わしは息子や娘もおるで、いつでも言うたら無理きけるといふ人とは、ある程度分けた方がええのとちゃいますかと私言っているんです。制度を見直してください。頼みますわ。また、これせんだら私怒られますんでね、おまえ議会で何を言うてきたんやと。よろしく願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時07分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

質問をいたします前に、緑風会の宮村です。

このたび、東北・関東で大地震、津波も含めて大惨事が発生しました。不幸にしてお亡くなりになった方、あるいはけがをされた方、それぞれの方に哀悼の意とお見舞いを申し上げたいと思います。

通告に従って質問をさせていただくわけなんです、前もってちょっとお断りをさせていただきます。亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例については、我が会派の坊野議員が先日質問された中でご答弁がありましたので、省略いたします。

それでは、議会での申し合わせ事項で1年以上の久しぶりの質問となりますが、今回のキーワードは「しゅん」、しゅんとは今こそ、そんな意味のキーワードで、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、教育委員会の委員長と教育長さんということになっておるんですが、当市にとって、教育委員長さんと教育長さんが同じ時期にご就任されたということは私自身としてはいまだかつてないことなのかと、そんなふうには思っております。どちらにしましても、着任されて時間がそ

んなにたっていないので、実績等についての質問はご無礼でありますので、表面的なというんですか、現在の心情のうち、あるいは責任の重大さとかいろいろな形で、本当に初歩的な入り口の部分の質問を尋ねさせていただくという、そんなスタンスでまいります。

まず、教育委員長さんに就任の抱負を述べていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

宮村議員のお尋ねにお答えをいたします。

平成20年3月に教育委員に就任以来、3年が経過いたしました。その間、先輩の教育委員から指導も受けながら、教育現場の実情や課題、また県内外の教育行政の情勢などの把握に努め、亀山市の教育行政に反映すべく取り組んでまいりました。今回、委員長に就任し、今度は教育委員を束ね、教育行政の推進役を務める立場となり、責任の重さを痛感しております。

子供たちを取り巻く環境は、学校はもちろんのこと、社会環境、経済問題等々、多くの課題を抱えており、学校、家庭、地域などが協力して課題解決に向けて取り組んでいかなければならないという思いでございます。次代を担う子供たちが、たくましく心豊かに成長するために、教育委員会の代表として教育行政のより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

教育委員長は、私も同じ昼生地区に住居を構えているということで、知らないということはないんですが、先月、3月22日がたしか発令というのか、就任の日だったと思うんですが……。

（「2月」の声あり）

○16番（宮村和典君登壇）

2月22日に、ちょうど昼食前にわざわざ私の自宅へお見えになったということで、改めて律儀な方だなと感じたところでもあります。

抱負を述べていただいたとおり、大変なかじ取り役だと思っておりますので、ひとつ全知全能を發揮していただくというのは僭越でございますが、その辺の魂を入れていただいて、大いに頑張りたいと思います。

次に、役割を問いたいと思いますが、市民の方は、教育委員長と教育長はどう違うのかなど、素朴なお尋ねがたびたびあります。教育委員会を代表する程度で、任期も知らない人が多いと。そこで、改めて任期と委員の構成を述べていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

亀山市教育委員の構成につきましては、現在5名の委員中2名の委員が保護者から、また女性が3名教育委員として任命され、性別を問わず幅広い年齢層からさまざまな経歴の持ち主で構成をしております。任期は4年間でございます。

教育委員会が求められておりますのは、教育行政の中立性と安定性の確保、地域住民の意向の反映などではありますが、このような多様な属性を持った委員の意見や立場を集約して、教育行政の方針を決定してまいりたいと考えております。

今後も各学校行事への参加はもとより、学校訪問等により教職員及び児童・生徒との直接対話を通じて学校現場の実情把握に努めるとともに、教育委員会が地域の身近な存在となるよう、一層の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

まさに、少し前の新教育委員長さんにも同じ要望をいたしました。それは、現場第一主義ですよ、現場へ行かないと正確な情報も正確な判断も素早い決断もできませんよというようなことを申し上げたと思うんですが、まさにその言葉を改めて私の贈る言葉とさせていただきます。しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、教育長についてお尋ねしたいんですが、ちょっと質問の順序を多少変えさせていただきます。まず1点目は、抱負をお伺いします。

伊東前教育長から伊藤教育長にかわれましても、名字は違います。まず一つ違います。それから、まして女性の教育長というのは、私が議員生活をしておる限りでは初めてではないのかと、そんな思いもいたしております。教育環境は大変厳しいかと思えます。そこで、教育長の職責なんですが、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる立場、この考え方を踏まえて、ひとつ就任の思いを述べてください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

ご質問ありがとうございます。心情と決意を語らせていただく機会を与えていただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

まず名前でございますが、前教育長は私の、音楽という教科を通しての大先輩でもございまして、いろいろなことを亀山中学校時代に学ばせていただいた方でいらっしゃるんですが、前教育長は伊東ですが、私は伊藤の方の伊藤でございますので、よろしく願いいたします。

それから、女性教育長ということでございますけれども、県下で、昨年津市の教育長が、この方も私の一つ先輩でございますが、中野和代、久居農林だったと思えますが、県立高校の校長から現職を途中で退任いたしまして教育長に就任されました。多分、私の記憶違いでなければ、女性としては県下では2番目かなと思っております。

男女共同参画社会を推進していくに当たりまして、行政の意思決定機関に女性が参画していくということは、こういった時代に必要なことじゃないかということで、私もこれまでの経験から、いろいろな機会、特に三重県の男女共同参画審議会の審議委員もさせていただいておりましたが、そういった場で発言をさせていただいておりました。まさか自分がこういった状況になろうとはそのときは思っておりませんでしたけれども、このようなすばらしい機会を与えていただきましたことは、本当に感謝の思いでいっぱいでございます。

中村議員のご質問のときにもお答えをさせていただいておりますけれども、今のこういった子供たちを取り巻く厳しい環境の中、その中でいかに教育行政があるべきかということは、常日ごろから学校長時代にも考えてきたことでございますが、その責任の重さというのはずうっと、今回の地震の件でもそうですけれども、ああいった危機管理のときにありまして、教育に関連する施設の利用とかいったことも含めまして、危機管理意識もさらに強めなければいけないと感じさせていただいているところです。

私は、教員生活は36年10ヵ月という経験でやってまいったわけでございますけれども、その間ずうっと一貫して感じていたことは、子供たち一人一人、全員が持つ可能性のすばらしさでございます。ですから、それをいかに引き出すか。全員がすばらしい可能性を持っております。その引き出し方というのは、教職員という立場でいろいろな可能性を探って実践をしてきてまいったつもりでございます。

今後さらに求められますのは、中村議員の答弁のときにも申し上げさせていただきましたけれども、規範意識の向上ということを私はすごく感じさせていただいております。知・徳・体の調和のとれた人間形成、これをもって教育現場、そして大きくそれを構成しております一般社会がどのようにかわっていくかということは、これからの教育行政を当てるにつきまして大きな課題かと思っております。生きる力を備え、希望に輝く心豊かな亀山の子供たちをはぐくむために、教育の環境、物的な環境、メンタルの環境を整え、支援していきたいと、このように強く思っております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

今からの質問は多少厳しく質問するかもわかりませんが、その前に少し肩の力を抜いていただくために、まず教育長は、ご存じかどうかわかりませんが、私、毎年8月、少年少女合唱団の指揮をとっていただいている姿は、ご案内もいただいていますから遠くから眺めておる一人でもありました。

そこで、教育長就任早々の中日新聞の記事だったと思うんですが、「母親目線」という記事が載っておりました。まずこの母親目線とはどういうことですか。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

新聞記者の方が、私が教育長に就任いたしましたことに対して取材をしていただきました。先ほども申し上げたようなことを抱負としていろいろとお話をさせていただく中で、新聞記事の字数の制約といたしますか、そういったこともあったんだと思いますけれども、一言で言えば母親目線のような感じですねというふうに記者がそのときおっしゃられましたけれども、そういった言葉が、実際に私も後で新聞記事を読ませていただきまして、そういうふうにしてとらえていただいたんだなと感じたところでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げました、いわゆる女性の視点、そういったことをいろいろな例を挙げてお話をさせていただきました。

例えば、当たり前の話かも知れませんが、天の半分は女性でございます。この議会に來させていただきますいろいろな答弁をさせていただく中でも、議員さんのご質問の中にも、やは

りそういった視点でご質問されていて、すごく共感を呼ぶといったこともございます。ですから、そういったことを踏まえて、生活者起点という言葉が県の行政の中ではよく使われておりましたけれども、環境の問題、それから子育ての問題、そういったことも含めて、自分が子育てをしてきました。それこそ共稼ぎといいますか、本当に朝早く起きて、洗濯物を干せばその瞬間に凍ってしまうというふうなことを体験しながら子育てをしてきた、その中でいろいろと感じさせられることがたくさんございました。そういった経験をもとに教育行政に生かせればというふうに考えておりますので、記者の書いていただいた言葉としてそういう言葉を使っていたんだと思っております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

教育長、私もそうなのですが、新聞記事というのは一行で終わるんですね。なぜ質問をしたかといいますのは、ご存じだと思うんですが、三重県の教育委員会教育ビジョン、そこで子供目線と。この基本方針の中に、七つの課題の中で子供目線というのが入っているんですね。だから、今風にいえば、今こそというんですか、三重県の教育ビジョンは、この七つのうちの一つが子供目線と。だから今の思いはよく理解できました。これからも教育長のために、やはり真意が伝わるような記事にさせていただかないと誤解を招くおそれがありますので、ひとつご注意、ご用心をしてください。

それから3番目なのですが、あまり言いたくなかったんですが、辞令というか発令、就任したら、その日から職責はついて回ります。そういった意味で、教育長は特別職に準ずるという表現をさせていただくならば、給料に見合った仕事を端的にお伺いします。自分がいただいている、人の給料ですから私はいいんですが、痛くもかゆくもないんですが、平均的にはより高額だと、一般常識ではそういう見受けられ方ができます。給料に見合った仕事、報酬に見合った仕事というんですか、その辺の覚悟はできておりますか。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

大切なご質問をありがとうございます。

まだ私は教育長としてのお給料を実際にいただいておりませんので、実感というのはないんですけれども、ただ、これまでも学校の最高責任者である校長といたしまして、一般の社会から見れば高額な額なのかと思いますが、そういったお金をちょうだいしてまいりました。

服部議員が最初のころにそういったご質問をされていたこともあるんですけども、私にとりましては、教育長の報酬が幾らかということについては、私自身があれこれ言う課題ではないかと考えております。ただ、その報酬のいかんにかかわらず、学校現場におりましたときもそうですけれども、その場その場、あるいは将来を見通して、非常に責任を持ってその職責に当たってきたことは私自身は自負しております。ですから、今後教育長という重要な職責を務めさせていただくに当たりましても、当然の覚悟としてやっていく所存でございますので、またご支援の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ありがとうございました。

決して金額で仕事はするものでないと、もっとそれよりもハードルを上げて一生懸命頑張っていくと、そんな思いが感じ受けることができましたので、ひとつ頑張ってくださいようによりしくお願いしたいと思います。

次に、順序を変えますが、教育三法について。これは先日のご答弁でもありましたが、60年ぶりに教育基本法が改正されました。その後、公布されてからも4年近くたっているんですが、改めて、教育三法は三つあるかと思うんですが、市民の方がわかりやすいようにちょっと三つを述べていただけますか。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教育基本法が改正されました。それに伴い、関連の法案である、いわゆる教育三法が改正されたということは、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。テレビをごらんの市民の皆様にも、教育三法とは何なのかということでお伝えさせていただきたいと思います。

まず学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、そして三つ目が、長いですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで、その三つの法律が改正されました。

まず学校教育法ですが、主な改正点は4点ございますが、1点目、実際に教育法をごらんになりますとご理解いただけるかと思いますが、1点目は、各学校種別の教育目的及び目標について見直しを行っております。2点目は、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という、今までには聞かなかった、耳なれない新しい職を置くことができるようにしたということです。それから三つ目は、学校評価及び情報提供に関する規定の整備を行った。それから4点目、これは直接小・中の関与することではございませんけれども、社会人等を対象にした特別の課程を履修した者に対して、大学等が証明書を交付することができるようになった。これは生涯学習の視点で大きな改善点だと思っておりますけれども、そういった大きな4項目が改正されております。

特に1点目ですが、目標として、21条の1号に、規範意識、公共の精神、主体的な社会形成の参画、今規範意識が薄れているということをおも指摘させていただいておりますが、そういった点を改善するという。それから2号に、生命、自然の尊重、環境保全への寄与、第3号としまして、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する態度、5号に、読書に親しませなどが上げられております。

亀山市の状況といたしまして、新学習指導要領の移行措置にあわせまして、伝統や文化に関する教育、道徳教育の充実が進められております。これは先ほどの中村議員のところでもお答えさせていただいたところでもございます。また、亀山市として注目いたしますのは、ファミリー読書リーディングという事業をやっておりますけれども、このように読書活動にも力を入れ、読書に対する関心も高まりつつございます。

2点目に申しあげました点につきましては、新しい職を置くことを可能としたということでありまして、これは三重県教育委員会の範疇でございますので、現在、三重県はこういった職を

導入するということには至っておりません。

3点目ですけれども、学校評価及び情報提供ということにつきましては、亀山市の状況として、市内すべての幼・小・中学校、それぞれにおきまして、目指す学校象や重点目標、単年度の行動計画を提示して、保護者の方や地域住民の皆さんからのご意見を取り入れながら学校自己評価を実施しております、その結果は学校だより等で知らされているところだと思っております。

法律の二つ目でございますが、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正でございますけれども、大きな話題となりましたのが、教員免許の更新制でございます。亀山市の状況といたしまして、平成23年度満了予定者、23年度までに必ず更新をしなければならないという方が33名、現在のところいらっしゃいますけれども、既に22年度末の段階で23名が受講・更新を済ませております。

それから、いわゆる教特法、教員公務員特例法の一部改正の中で、指導が不適切な教員の人事管理を厳格にしたということがございますけれども、本市としても、その必要性に応じて適用はしなければならないと考えております。

それから、三つ目の地方教育行政法の改正でございますが、これも主な改正点、3点ございます。1点目は、地方教育行政の基本理念及び責任体制の明確化です。亀山市といたしまして、教育の機会均等、教育水準の維持及び地域の実情に応じた教育の振興を図ることに努めてまいっておるはずずっと以前からでございますが、先ほども肥田教育委員長さんの答弁にもございましたけれども、5名の教育委員の定例、あるいは臨時の会議を開催しながら、基本的な方針の策定、規則の制定、改廃、活動の点検評価に取り組んでおります。また、会議だけでなく積極的に学校現場等を訪問し、現状を正確に把握しながら課題を明らかにしていく。そして、その後必要な支援を講じるように努めているというところで、ここは教育委員会制度の、今までの教育基本法ではなくて、新しくなって、ここも一つ教育委員会制度の見直しということで大きく変わったところで、今までは、いわゆる教育長がある程度一手に引き受けるというような感じが否めなかったんですけれども、こういうふうに法律が変わりまして、教育委員5名でいろいろな教育問題について合議制を図っていく、そこが教育委員会制度の大きく変わったところでございます。

2点目でございますが、教育委員会体制の、これは今も既に2点目のことに入って申し上げてまいりましたけれども、そういった体制を整備、充実いたしまして、地方分権を推進してくというところでございます。

再度申し上げますと、教育委員会というのは政治的な影響から中立的な立場にいるということで、市長部局とは別に教育委員会というものが存在しておりますので、そういった点、新たに私もこの教育長という職につきまして認識を新たにしているところでございます。

それから、3点あると申し上げた中で3点目でございますが、教育における国の責任の果たし方として、指示や是正要求のあり方が規定をされるようになったということでございます。

ちょっと早口で申し上げましたけれども、大きな改善点でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

詳しくご説明をいただきましてありがとうございました。

その中で、全く質問の要旨には入っていないんですが、後先になります。

まず、政治色は一切ということ、まさにそのスタンスは守っていただければと思います。

それと教育長、先ほどの三法の中で副校長制というのがありますね。今現在三重県下では、亀山市でも副校長の存在はないかと思うんですが、学校力を強化しようと思えば、一人の教育委員長、一人の教育長だけではなかなか難しい面がありますので、力の分散というんですか、権限とは言いません。まず登用をして学校力を上げなければいけないという時期が来れば、それも一考を要するのではないかと思います。

それと、もう一つだけちょっと確認させてください。教員免許更新制、これが一番注目の的だったんじゃないか、当時の安倍総理のときの公布なんです、物事の例えがまずいですが、さびたものでは素直に切れませんわね、さびついたら終わりです。民間でいいますと、この時期、国の資格制度というのが当然幾つかあるんですが、資格を持っていないと、特に男性についてはなかなか就職にありつけないと。ある部分、国家試験の、入社はしたけども、資格を持っていると。その資格は、企業内で命令的に与えられたこの試験を受けなさいとかいろいろあるんですが、すべて民間でも資格の更新というのが、一度取ったらもうやめるまで資格があるんだと、そんなものではありません。人間でもそうなんですが、さびにかかってくる。慢心と、そんな意味もあるのかわかりませんが、学校の教員の先生方がこの更新にどんな思いで待っていてみえるのか、きょうはお尋ねはしませんが、この辺、あえて不適切な教員の人事管理を厳格化となっていますけれども、先ほど少しは述べられました。そういう感じを胸に描いていただいて、厳しい中にも愛というのがありますので、厳しさを忘れたら次の愛は来ないかと思います。その辺はひとつ十二分に、教育三法をいつも忘れずに頑張っていたきたいと思います。

次に、3番目です。

国旗・国歌についての考え方を問います。

ことしも卒業式、入学式のシーズンを迎えました。日の丸に向かって起立し、君が代を斉唱すること、教育長として、思いじゃないですよ、どんな軸足、考え方を持っていらっしゃるのか、まずお答えください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

一言で申し上げるならば、法律にのっとって粛々とさせていただくということになるかと思います。

それから、この件につきましては、私が就任して間もない日だったと思いますが、2月24日だったと思いますが、市内の校長会におきまして、学校長にそのように法令に基づきまして、卒業式、入学式における国旗・国歌の扱いについて指示を出したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

よく理解できました。

蛇足ですけど、答弁次第ではとっておったんですが、ご存じだと思います。2ヵ月前、東京高裁で判決が出たということをご存じですね。

それともう1点、指導を、2月22日の2日後に校長会を開いて、教育長みずから校長会で一応徹底をさせていただいたということも聞き及んでおりますが、改めて学習指導要領で指導として定めているのかどうかだけ、お答えください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

小学校の学習指導要領にそのように記載されておりますので、また機会がございましたらごらんいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

教育長に対しては最後の質問になりますが、全国学力テストというのが年に1回あって、昨年の成績の結果です。これは亀山市ではありませんが、全国都道府県の結果報告、私もよく知っております。

学力だけでは決してないですが、やはり学校へ行っている間は学力向上とか、いろいろと基本方針がありますが、結果、あえて申し上げますと、小学生の部で、かいつまんで言います。合計で、点数は言いません。順位が47都道府県のうちの45位ということですから、下から数えて3番目ということで、小学生ですね。それから中学生、これは47番中の33と、これも中以下ですね、下位ですね、以下というより。この辺の結果を踏まえて、教育長としてどう思ってみえますか。まずお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

全国学力テストの結果でございますけれども、ご存じのように、この学力テストが始められました当時は悉皆調査、つまり、その学年に対して全員がテストを実施するという形をとってございましたが、民主党政権にかわりましてから抽出調査になりました。その中の結果を受けてでございますが、この学力テストの結果いかににかかわらず、学力の向上ということは学校教育の一番基本でございますので、それに向けては、将来の社会を形成していく上でもとても重要な力となってまいりますから、それぞれの個々の子供の能力にはいろんな違いはございますけれども、それぞれに合わせて学力の向上を図っていくということは、最重要課題と認識をしております。

亀山市教育委員会といたしまして、今年度より学力向上支援事業として、わかる、できる授業の創造、それから確かな学力の定着を目指し、学校現場におきまして、学習規律の徹底、学習習慣の確立、授業改善の3本柱を基本に、各校の実態に応じた重点的な取り組みを全校体制で進めております。そして、調査ではかれる学力のみならず、子供たちの学びを支える豊かな心や幅広い興味関心、意欲も大切にはぐくんでまいりたいと考えております。そのためには、自然や社会、芸術や文化、本物に触れる豊かな体験活動の機会の充実や読書活動に親しむ環境づくりなど、そういった学

力を支えるベースの部分でも力を入れてまいりたいと思っております。

そして先ほども申し上げましたけれども、知・徳・体、バランスのとれた三位一体の育成といえますか、そういったことに力を入れてまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

気持ちの入ったというんですか、長年教員として現場第一線で頑張ってこられた気持ちが、通告は簡単な通告でした。いろいろと思いを述べていただきました。

そこで、原因とか学力向上に向けて頑張っていただければ、あえてここでこれからの解決策というんですか、お尋ねしようかと思ったんですが、きょうはお尋ねいたしません。

ただ、ちょっと不意ですが、ご無礼とは思いますが、テストの質問をしておりますので、一つだけちょっとテストさせていただきます。

亀山っ子市民宣言、六つあるんですね。お答えできますか……。

じゃあ、結構です。3回目でもいいんですが、私も六つ言えといえば半分かそれぐらいしかいつも頭がないかもわかりませんが、これが基本だと思いますので、お尋ねしたのは何も試験をしようと思ってお尋ねしたわけじゃなくて、日々緊張感を持ってひとつ教育委員長さん、あるいはそれ以外の4名の教育委員会のメンバーさんとひとつ団結していただいて、たしか開会の先月に、亀山は教育のまちというお話がありました。今は恥ずかしながら決して教育のまちとは大手を振って言えない、そんな現実じゃないかと思います。ぜひともお二方にタッグを組んでいただいて、教育のまちと言われるように。それと前教育長は、いろんな意味で東京にも陳情に駆けつけられたと聞き及んでおりますので、引き継ぎ事項もお尋ねしません。ひとつしっかりと前教育長に負けないぐらいの力を発揮していただきたいと思います。

次に、成長戦略についてお尋ねしたいと思います。

まず液晶企業、シャープさんの企業戦略について、亀山第1工場にラインの計画はあるのかというタイトルなんですけど、その前に、亀山市の財政改革の基本方針策定の見直しで、歳出は当然ですが、歳入も含めて歳出歳入の徹底と安定した財政基盤の確立をすることというのをうたっているんですけど、収入改革で六つあるかと思うんですが、企画部長になるかと思いますが。

その前に、一般論でいいますと、1,000億の設備投資、固定資産税となるんですが、亀山に投資された企業があるとしたら、寄与する税収は幾らぐらいになるのか、あわせてまず市民部長からよろしくどうぞ。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員がご質問の、仮に1,000億という投資がありましたら、一般論といたしまして、1,000億の新規設備投資がなされることとなりましたら、翌年度には十数億の税収が見込まれるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政改革の基本方針の中での歳入改革の推進、六つの推進方策ということでございますが、まず一つ目に収納対策のさらなる推進、二つ目に企業立地政策の推進、三つに公有財産の活用・処分、四つに基金の有効活用、五つに新たな財源の確保、六つ目に受益者負担の適正化、以上の6項目でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

まず、1,000億円投資をすればということでは答弁がありました。恐らくや今の答弁でいきますと、一般論ですし、単年度でこれぐらいじゃないかなと。償却等がございまして、トータルでは40億円から50億円ぐらいの歳入での市税増収が見込まれる、これは計算上の話です。

それから、総務部長からご答弁いただきました。これも通告していませんが、基本的に知っておいて当たり前のことですので。

その中で、六つの項目があるんですが、もう順不同です。新たな財源の確保、入りの部分ですね。それから企業立地政策の推進と、六つのうちにこの二つの施策が掲げられているわけですが、これは一心同体のものであってですね。

そこで、昨年12月の日本経済新聞、大きくシャープ液晶1,000億円投資、亀山でライン新設、どういうものに投資するのかといえば、今はやりの、1台4万円か5万円するんでしょうか、スマートフォン、これには当然小さな液晶が必要ですから、今、第1工場が空き家になっているからここへ、そんな新聞記事の報道がありました。この記事はどうなのかと。本当に期待していいものかどうかな、そんな思いもするんですが、この記事について市長、以前から、企業秘密というのは当然私はよく知っております。簡単には公表できませんが、この事案についての情報というんですか、何か聞き及んでおったのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

新聞報道の関係だけではなく、少し現在のシャープ亀山工場の稼働状況も交えてご答弁させていただきます。

シャープ亀山工場におきましては、平成21年に旧型設備であります第6世代の液晶パネルを生産します第1工場内の生産設備が中国企業に売却をされたところでございます。しかし、現在も亀山工場では、その売却となった第1工場のおよそ4倍の生産能力を持ちます第2工場の第8世代液晶パネル生産設備、それからテレビ工場と両方で、この大型液晶パネル及び大型液晶テレビの生産がフル稼働で行われているという状況でございます。

そのような中、昨年末に一部の新聞社によって、旧型設備売却後の第1工場において、スマートフォン、これは高機能の携帯電話というようなものでございますが、これ用の中・小型の液晶パネル生産ラインが新設されるという報道がなされたところでございますが、この件につきましては、現時点では市に対してシャープから正式な発表はなされておられません。

しかしながら、経済産業省のホームページを見てみますと、低炭素型雇用創出産業の立地推進事業の採択の決定をしたというのがホームページに載ってございました。市といたしましては、この計画が実現しますと、新たな雇用の確保、それから大幅な税収増、また地域経済の活性化にもつながるといところでございますので、正式発表、並びに早期の実現を期待しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ようスピードアクションとか言いますが、まずアクションを起こさないと、そんな思いが強烈に今の答弁を聞いてします、実感として。

新聞記事を見られたはずですが、新聞記事以外の情報は何も入っていないという状態で、新聞記事を見ただけでもどうなんですか、情報の確認はして決してやぶさかではないし、逆に新聞記事に載っておって一度も尋ねにこないなど、シャープさんがですよ。そんなことではとんでもないことです。

だから、あえてここで申し上げたいと思うんですが、市長に、私も久しぶりの質問ということで、すから、1年半前だったですかね、この本会議場で、市長の大きな仕事はトップセールスですよ、対外的な渉外部門の仕事が典型的なものですよと質問させていただいたことがまだ記憶に新しいわけなんです、この新聞記事以降、前後でも結構ですが、このことにもし関心を持っておられるのであれば、市長、もしくは甘く見ても副市長以下の、部長じゃだめだと思いますね。表敬訪問するなりして、この新聞記事は、経済産業省の画面に乗っかっておるのを見て、こんなですわって、そんなものは一切私の質問に対しては答弁になっていないということ強く申し上げます。市長、ひとつこのトップセールス、もう税収難ね、暗い話を、まして予算の議会です、税収が減った減ったというのがまかり通っていますが、入りの部分を大きくしないことには、自然に出てきた数字だけで予算を組んでおるなんてとんでもない話であって、だから、この入りの減に寄与されたシャープさん、第1工場、だから、この第1工場に本当に改めて設備投資をされるかどうかお尋ねに行かれたのか、今後行かれるつもりがあるのか、実感で結構です、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長に就任をさせていただいて以来、シャープ株式会社の片山社長とは定期的に懇談の場を持たせていただいております。ことしに入りまして、先月の2月8日に、シャープ大阪本社でございますが、片山社長と懇談をさせていただいたところでございます。

その中で、日本企業を取り巻く円高、デフレ、あるいは各国間の国を挙げた競争の中で奮闘いただいております、そういう話もあわせて、大変厳しい国際競争の中での厳しい状況につきまして率直な意見交換をさせていただきました。亀山工場におきましても、継続的な事業展開に向けて企業と地域とがより一層強固な連携をする中で、今後も互いに協力をし合っていくことを確認させてい

ただいたところでございます。

今部長がご答弁させていただきましたが、できる限り早い段階で新規事業の展開が図られますことを、亀山市といたしましても強く期待いたしておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

積極的などというんですか、2月8日にシャープ株式会社の片山社長とお会いになったということで、これはお互いに企業秘密がありますから、なかなかこういう場でも話はしづらい部分があるかと思いますが、アクションを起こしていただいて直近にも会っていただいていると、私がトップセールスをよろしく願いますということ踏まえて、それこそ市長が言葉でよく発信されます持続可能な、これこそ持続が大事だと思いますので、間隔をあげずに、ぜひともシャープさんにはごあいさつを含めて行っていただくことをお願いいたしておきます。

次に、成長戦略の二つ目なんですが、中古住宅のリフォーム助成事業ということで質問させていただきたいと思うんですが、昨年6月に閣議決定された新成長戦略で、今から将来にわたって、10年かけて今のリフォーム市場の規模を倍増させるという目標を打ち出したわけです。このプランは、6月、あと3ヵ月先ですが、に一応プランを出すと、そんな予定だそうなんですが、国が。国に先駆けて亀山市でも地域経済の活性化を図るべきであり、取り組んでいただきたいと。

それで提案をさせていただきますのは、住宅の安全性とか耐久性、あるいは居住性の向上を図り、市民が安心して住み続けられる住まいづくり、住居環境の計画も出ていますが、あるいは居住環境の向上を目的として、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るということが大きな目的であって、これは12月にも議員の方から質問があったかと思うんですが、助成ですので、家を直せば費用の一部分を応援ということです。今現在、地方自治体で、34都道府県で187の自治体が取り組んでいます。

そこで、どんな助成を目指しているのかというのは提案させていただきます。私の提案はこんなものだという事は、所管する担当部長には渡してあります。簡単に言いますと、先ほど目的は言いました。亀山市内の建設業者に対する経済対策支援として市内の施工業者に依頼して、市民が住宅リフォーム工事を行う場合にその工事費の一部を応援しますよ、助成するよという制度であって、補助率は、案です、提案ですから。工事費の10%、金額では最高10万円までを補助してあげたらどうなのか。今は補助率を言いました。工事金額は50万円以上の工事ですよ。予算は、ちょっと強引かもしれませんが、総額2,000万で、戸数は200戸ぐらい。あくまでも期限立法で、期間を2年ぐらいと定めてと、そんな思いがしますが、市当局として、提案も含めて、こういう事業の取り組みについてどういう見解を持つのか、よろしく願います。

○議長（大井捷夫君）

宮村議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅リフォームに対する助成制度についてのご質問でございますが、住宅リフォームに対する助成制度につきましては、既存の事業ではございますが、木造住宅の耐震改修や高齢者、障がい者の

住宅改修、あるいは太陽光発電設備等の設置に対しまして助成を行っているところでございます。これらの既存の助成制度により、住宅リフォームに関する中小企業の雇用についても一定の効果があるものと考えております。

また、その他の住宅リフォームに対する助成制度につきましては、現状としては予定はございませんが、今後、議員の提案内容も含め、基準や手法等も含めて、国の動向や県並びに他市の状況も見ながら検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

しっかりと耳に入れました。国の動向を見て取り組んでいきたいなど、そういう部長の答弁ですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、市長のマニフェストの中の一つです。北東部への消防分署の結論を期限3年以内と掲げておられますが、市長もご承知のように、任期4年の後半に入りました。

そこで、最初に渥美消防長にお尋ねをしますが、昨年9月、この本会議で自治体消防の本質は、広域化の議論とは別に、60年と数年間の歴史ある中で原点は一つである、何ら変わることがない、適切な時期を見て判断をしたいですと、このような答弁だったと思うんですが、まず北東部への消防分署の設置について、現時点での消防長としての思いを述べていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

本議会、初めての登壇でございますので、緊張しております。宮村議員の冒頭の部分でもありましたですけども、緊張して、私の思いを込めて答弁をさせていただきたいと、このように考えます。

まず、結論から申し上げます。9月の本会議で申し上げた考え方は、今でも全く変わりはありません。そして、ご指摘の北東部地域への消防署所の設置そのものについては、当然総合拠点であります。まさに消防の拠点であります。ですから、この適正配置については当然喫緊の課題、判断そのものの時期というのは喫緊の課題であるという認識でございます。

進捗状況を少し申し上げたいと思います。それは議員の皆さん方にもご理解いただきたいし、また市民の皆さん方にも深くご理解いただいて、ご協力を賜ればという思いでご説明をさせていただきたいと思います。

この問題は、消防本部としてこれまでも真摯にとらえてきております。数限りなくこの本会議の場でもご説明を申し上げてきたわけでありまして、基本的に消防を取り巻く今の環境は、もちろん広域化の問題がございます。ですから、この広域化の問題についても、当然その動き、そして議論の方向性についてもしっかりと分析をしていかなければならない、これは至極当然のことでございます。

そこで、そういう状況の中で、昨年4月、私が着任をさせていただいた以降、組織内部にも検討会を設け、プロパーの中で、そしてまた私、素人ではありますけれども、自分の見識の中で議論を

重ねてきたところでございます。したがって、消防署所の整備の議論については、北東部地域への設置の必要性について当然議論を重ねてきたところでございます。

そこで、その一環として、この1月中旬からでありますけれども、1ヵ月間、限定的でありますけれども試行したものがございます。もちろんあの地域の田村自治会等のご協力を得ながらでありますけれども、いわゆる消防力の実態を見きわめる、こういう視点でこの1ヵ月間、消防力の一部でありますけれども、田村公民館等へ消防車1台、救急車1台、2台をシフトして、時間は限られておりますけれども、検証をしたところでございます。それはどういうことか。限定的な時間設定の中で駐留警戒を実施させていただいた。これは、これまでの市民の皆さん方の各種消防に対する要望を踏まえて必要だという判断に基づいて実施をさせたところであります。したがって、この実施に伴う検証はまだまだ総括はしておりませんが、その総括を踏まえて、今後の日常の消防活動に必ずや反映をさせていきたいと、このように考えております。

そして、いずれにしても、今、新生亀山市は、しっかりとした理念がまちづくり基本条例で打ち出されております。安心・安全に基軸を置いたまちづくりを目指しているわけであります。ですから、この安心・安全に基軸を置いた理念、そして消防力の今の現状、こういったものをしっかり考えて、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、消防拠点の適正配置につきましては、判断そのものをしっかり喫緊の課題としてとらえてしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

私の思いは以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

消防長、ありがとうございました。

まずは現場で実施検証したと、まさにこれにまさるものはありません。やはりご自身の、ご自身というよりは消防署全体を束ねる代表としてご答弁をいただいたわけですが、会議の中で議論も重ね、いよいよだな、そんな思いの中で現場へ実施検証されたということですので、あとは今からお伺いする市長と関係プレーをとっていただくようによろしくお願いします。

ご答弁いただきましたのであんまりくどくど言いませんが、例えば、火災があった場合と救急の場合、簡単に申し上げます。火災の場合は、通報を受けて現地へというんですか、現場というんですか、そこまでの所要時間、何分かかるのかな、大変北東部の方は不安がって見えます。火災の場合は、市内の平均が大体12分ですね。それが太森地区20分とか川崎地区19分とか、大体8分ほど、8分で大変な時間ですね。これだけ時間がかかっていますよ。それなら救急の場合はどうなんでしょうか。市内平均で11分です。川崎地区では13分、野登地区では14分、大体3分間あたり時間がかかる。ということは、もうご承知ですのであえて申し上げます。それと、人口が、ご承知のように北東部には亀山の人口の3分の1が住んでいらっしゃる。それと、以前から他の議員もよく言ってみえますが、トライアングル、三角形の接点、ちょうど北東部は人口もちょうど適切じゃないかな、必要じゃないかな、私もまさに同感であります。

そこで市長にお尋ねしますが、同じく昨年の9月のこの本会議で、23年度末をめどとして一定の方向を示す、そのために調査と検討を続けていきますよとご答弁がありました。この北東部への

設置は、焦点は三つしかないですね。まず一つは必要性です。ご承知のように、北東部まちづくり推進協議会が立ち上げられて、いろんなご要望を市当局にも要望されているということは事実。財源はどうかのと、まだ決めてもないんですが、合併特例債は当然のことながら対象になります。あと、市民の方がわかりやすい表現を使います。あと幾ら残っておるんですかといいますと、35億円残っていますよということですね。必要性は決まっておるし、財源は当てにしようと思えばできるし、じゃあいつになるのかというのは、時期だけが空白なんです、時期だけが決まっていなと。だから財源と時期というのはセットでないといけないということは先日の合併特例債での質問と答弁のとおりです。これは26年度までにとという一つのめどがありますね。じゃあ、市長がマニフェストで、私が想像しますと、あと2週間もすれば23年度に突入します。だから、合併特例債を使うのと設置検討の期限、検討ということは、こういう形でスタートするんだという一つの決め事をマニフェストにうたってみえると思うんですが、完成じゃありませんね。だからいよいよ23年というのは、この4月1日以降は、まさに北東部にとって、それこそキーワードで申しましたしゅんじゃないですか。そういった思いで、先ほど申し上げた調査と研究の検討を重ねて、そして一定の方向性、めどをこの23年度というご答弁でしたが、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

私の方から、時期の問題でございますので、宮村議員のお尋ねについて申し上げたいと思います。

私自身、消防長という立場でまさに熟慮しておりますけれども、きょうの天声人語をごらんいただいたと思います。今回の地震に伴って朝日新聞が論評を出し合うと。危機管理についての警鐘を鳴らしているわけですが、そういうことも踏まえつつ、この北東分署の問題については、先ほど申し上げた視点で今熟慮しております。

そしてまた、この亀山市にとって禍根となることのないように、自分の立場で適切な時期、時期は熟すと思いますけれども、適切な時期に、私が消防事務の統括の立場で、もちろん権限と責任を負っております。ですから、私自身、まずもって判断をさせていただいて、決断をさせていただきたい。そしてしかるべき具申をすべきものと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

北東分署にかかわる考え方でございますが、従前より平成23年度末をめどに、一定の方向性を議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと表明をさせていただいて今日に至っております。今、消防長が答弁をいたしました、消防本部において検討・検証、そういう議論を積み重ねてきてもらっておるという局面であろうと思います。

今後、消防本部におきまして、考え方が整理もなされてくると思っておりますが、この署の問題につきまして、全庁的、全市的、総合的な政策判断の領域でございまして、そういう問題も含めて全庁挙げて整理をして、その方向性を23年度末にお示しさせていただきたいという趣旨でございますので、重ねてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

じゃあ、もう最後になります。

渥美消防長、市長、そういった考え方で一生懸命頑張ってやっている。一番忘れておることは、市民にとってもいいですよ、安心・安全ですよ、暮らしの質を高めましょうといろいろあるんですが、本質は、この直近、亀山消防の方が被災に遭われたところへ10名ほどの方が飛んでいっていただいている。これもすばらしいことです。だから北東部に分署がいつできるのかな、亀山市全体の消防にかかわる皆様方の士気にも影響しますので、市長のマニフェストのレポートに早く桜の花を五つつけていただくことを、それと時間は待ってくれませんかよということだけを申し伝えて、よろしくお祈りしたいと思います。終わります。

○議長（大井捷夫君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時27分 休憩）

（午後 3時38分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

前もって、東北地方太平洋沖地震に遭われました皆様におきましては、お見舞いのお言葉を申し上げます。そして、お亡くなりになられた方には哀悼の意を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず第1目、亀山市臨時職員・非常勤職員についてでございます。

情報公開された資料によれば、臨時職員の単純集計は約561人となっており、亀山市の職員、正職員約600人におきまして、実に2人に1人という実態でございます。

そこでお伺いしたいのが、職種別、性別、年齢別構成と、それと圧倒的に女性が多いと。その中で常勤化されておる勤続年数をお伺いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

まず、緊急雇用によります任用を含めました非常勤職員、並びに臨時職員の職種及びその割合についてご答弁を申し上げます。

まず事務補助員につきましては、非常勤、臨時職員全体の約15%を占めておりまして、次に保育士と保育補助員はあわせまして約20%、給食調理員及び介助員はそれぞれ10%を占めております。その他の職種につきましてはそれぞれ10%未満となっております、全体で約45%を占

めているところでございます。

次に、雇用期間でございますが、緊急雇用等の臨時的な任用を除きまして1年間の任用となっております。

次に、年齢構成でございますが、非常勤、臨時職員は、定年による退職制度がございませんので、二十から76歳まで幅広い年齢層の方々を任用いたしております、平均年齢につきましては48歳となっております。

次に、男女の構成比でございますが、男性が約18%、女性が約82%となっております。

なお、勤続年数のご質問がございましたけれども、ちょっと私ども今手元に資料を持ってございませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

そこですが、この雇用に関して、契約は1年と申されましたが、そこで空白の1日をつくってまた雇用するという案件も聞きますが、これは本当の話なのか。よく派遣会社で問題となっている何年以上使うことによって正社員化しなきゃいけないという問題もよく新聞報道などでありましたけれども、本当にこの亀山市において、1日休ませてまた契約をすると、法律の目をかいくぐったような雇用の体制はとられていないでしょうか、お聞きします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

現状でございます。現在の任用に際しましては、1日あけた任用をいたしている現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

私は思うんですけども、社会的に問題になった派遣会社で、1日おいてまた契約をすると。市がフリーター対策、国でもフリーター対策だと言われて、また片や人件費を減らせ、片や正職員を減らせ、片やこっちは法律の目をかいくぐってその辺をうまいことやると、これが市のやることかなと、私今の答弁を聞いてびっくりしておりますが、技術職とかいうのもあわせて、本当に必要だったら、これだけ必要だと、これだけ3年契約でするんだと。この辺は法律の問題もあろうかと思いますが、やはり必要なら必要なだけ、亀山市がそんなこそくな手を使わんとちゃんと雇用しやはるのが普通ではないかと。一般常識から考えて、普通の会社だったらまずこんなことはせんと思っておりますけども、この行政の亀山市が、1年おいて空白の1日をつくってまた雇用して、そこで1年間またやるということではいけませんので、ここは亀山市が、この人はこれだけの期間必要だと、これだけ訓練してきてこれだけ皆さんのために役に立つんだということで置いて、そのような契約形態をとられるおつもりはございませんか、お聞きします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

現在の任用につきましては、私ども直接任用といったことございまして、派遣雇用といったことではございませんので、法的には特に問題はないものというふうに考えてございますが、少し時間を置いて検討させていただきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

4回目ですけど、よろしいですか。

○議長（大井捷夫君）

もう一回、はいどうぞ。

○1番（高島 真君登壇）

すみません。

法的に問題がないのであれば、なぜ1年で1日あけてまたそういう契約の仕方をとるわけですか。ちょっと僕はわからないんですけど、教えてください。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

実際の運用につきましては、1日あけて任用させていただいておるといったことございまして、特段理由といったものはございませんが、従来からそういった形で任用してきておるといった状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

従来からと、もうこれ以上は、また次の機会にさせていただきます。

そして2番目、業務内容について、専門的知識、有資格者についての臨時雇用にあっては、私の思うところ、正社員化するべきではないのかと。必要な資格があって、専門的知識があって、フリーターじゃない確実な仕事ができるのなら、そこで亀山市として正社員として迎えてあげるのが当然ではと思います。

それと、私、先般も1階の方でお見受けしましたが、臨時職員の方が文句は一人前言われ、怒られるのも一人前言われ、給料は3分の1だと。そんな話ではかわいそうだと思うのは人の心でありまして、そこで正社員と臨時と何らかの区別が、市民の方がわかるように名札の色を変えるなり、何かするような対策は考えておられないでしょうか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

臨時職員につきましては、例えば産休とか育休、私ども職員の代替といったことで雇用をいたしている一面もございます。また、専門性の高い職種、例えば医師だとか心理相談員とか、登記の専門員といった専門性の高い職種として、職員にはいないような職種でございますが、そういった意味で雇用をしているといった条件もございます。

また、教育委員会の方では、個の学び支援事業のように、毎年年度によって人数が変わってくるといった状況のような雇用をやっているところもございます。そういった意味で、臨時職員、非常勤職員を任用させていただいているところがございます。

名札の区別というご質問もございましたけれども、現在も非常勤並びに臨時職員の明示はちょっといたしております。こっちに小さな字で非常勤職員、臨時職員のだれだれというふうに明示はいたしておりますけれども、議員ご指摘のとおり正規職員との区別がしがたいといった部分もございますので、色刷りにするとか、少し改善を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

業務内容についても一つお伺いしたいのは、個人の能力、意欲、業務の熟練度によって、正社員とあまり変わらない人もおるんじゃないかなと、それより上の人もおるんじゃないかなと私は思う次第でございます。

そして、一つお伺いしたいのは、能力、人事評価とか、そういう面は一体だれがして、だれが決めておるのかという疑問もありますので、お答えくださいませ。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

能力評価につきましては、それぞれの所属長がいたしているところがございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

わかりました。

そうしたら、まずもってこの亀山市が、頑張った人には頑張っただけあげられるという雇用体系をとっていただきたいと思います。

賃金水準については、私見ておりましたら、平均的ですが130万円以下の人が多いと。これは何でかなと。控除の問題とかいろいろあってしておるのかと思いますけれども、もしその方の旦那さんたちが解雇、リストラされたときの場合も考えて、いろいろ手を打てるように、もう時間がないですのでお願いいたしたいと思います。

次、市内地籍測量についてお伺いしたいと思います。

現在、亀山市において地籍未登記道路があって、自分の土地の区別がつかんという件数は一体いかほどあるのか。そういう調査はどれだけあるのかと、一遍聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

高島議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

公共施設、いわゆる市道、建設部が管理している市道でございますが、市道の未登記件数ということでございます。最近の道路の新設や改良事業では、土地の売買契約に伴う登記を前提としておりますので、未登記は少ないものというふうに考えておりますが、昔からの市道のほとんどは、明治時代からの里道に沿道の各所有者が土地を寄附行為で出し合って道を広げられたものと考えています。これらの市道につきましては未登記になっている箇所が多く、その未登記件数については現状としては把握できていないというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

把握をできておらんと言われたらもうどうしようもないんですけども、地籍調査は絶対にしていかなあかんことですので、それをしていった時点で、この方は土地を寄附されて、亀山市の道をよくして、皆様のためにしてやられて、そこで登記書と違ったと。固定資産税がずうっと、明治時代からはないと思いますけども、固定資産税が発生したときからあったならば、それをさかのぼって弁償するつもりはあるのか。この亀山市において、土地取られ、税金取られ、すべて取られてとなくなっていったらいけませんので、そういう心構えは市長としてあるのか、一遍市長に聞きたいんですけども、よろしいですか。市長、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問でございますが、担当部長からご答弁させていただきたいと思います。

○1番（高島 真君登壇）

市長判断と違うんですかね。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まずは未登記の対応でございますけれども、対応としては、建築確認とか、そんなものの場合に境界立ち会いとかございますが、その場合で未登記が判明した箇所につきましては、所有者の同意が得られましたところから順次未登記処理を行っているという現状でございます。

また、先ほど議員からご指摘ありましたように、未登記処理を解消する一つの手法といたしまして、登記簿と公図との根本的な修正整備ということで、一筆一筆の土地の調査を実施し、各土地の地番、地目、面積、所有者を表示する台帳と、正確な土地の境界を示す図面を作成するといった地籍調査というものがございますが、この事業は平成14年度から本格的に実施してまいっておりますのでございます。

先ほどご質問ありました固定資産税の件ですけれども、未登記ということではわかっているところについては、未登記処理がされていない場所については、固定資産税を免除している事例も多くあ

るというのが現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

免除という言葉を使われましたが、免除というのは、今まで払った分は、そうしたらどうなるわけなんですか。皆さんに土地を提供して道をつくってもらって、それで税金を払って、その分は返ってこない、そういう本末転倒な話はないのかなと思って、せめて14年にだったら14年までさかのぼるとかいうこと、市長の判断でできるはずだと思いますけど、道として提供されておったところが自分の税金を払っておったという問題があつては、担当部長ではなくて、市長判断でどうされるのかお聞きしたいんですけど。お願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまな事案によりまして、背景とか条件があろうかと思えます。適切に対応すべき案件であれば対応するというのが基本であろうと思っておりますが、この問題は、議員ご案内のように、先ほど答弁させていただきましたが、やっぱり戦前、戦中、戦後と長い歴史の中でさまざまな時代の混乱期であったり、あるいは権利関係が明確でない、制度的に成熟してない状況から今日に至っておるという課題を抱えておるのはぜひともご理解をいただいて、しかし、しかるべき対応が必要なものであれば行政として対応させていただくのは当然でございますけれども、いろんなケースがあろうかと考えております。

なお、今後ということでございますけれども、先般も坊野議員にご答弁させていただいたと思えますが、そういう状況の中でD I D地区、人口集中地区を中心に地籍調査を重点的、継続的に展開していくということが市として今後の基本的な方針でございます。確かに三重県全体がおくられてきたという中で、亀山市も本当に平成14年、7年、8年という経過でございますので、今後の課題としてそれは適切に進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

その場その場と言われますが、すべてにおいて道があれば、そこに人の土地の名義があれば、さかのぼって返すというのが人間的に普通でございます。税金取ったも多いも払った者が悪いということになりますからね。そうしたらもう一回ちゃんとやってくれとみんなに言われたら大変なことになりますので、その辺はすぐにでも、まず見つかった案件からでも処理をしていただきたいと思えます。

それで、この地籍調査、解決するには一体亀山市はどれだけの年月が必要で、先般、坊野議員が言われましたが、計算したら111年かかるわけなんですよ。そんなばかげた話はないので、基本的に目標を何年と定めて、それについての費用は一体幾らなのかをお聞かせ願います。お願いします。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査の関係でいきますと、先ほど来紹介いただいておりますように、はるか長期になるかというふうに考えてございます。

今ご指摘の道路等の未登記に関する事務費でございますけれども、これについては、将来どれぐらいかかるかというところについては、先ほどご答弁させていただきましたように未登記の件数が現状として把握できていないということですので、将来どれぐらいかかるかという見通しというのがつかめない状況ではございますが、過去4年間の事業費でございます、決算額でございますけれども、平成19年度で1,145万2,000円、平成20年度で734万8,000円、平成21年度においては453万3,000円、これが過去の決算額でございます。22年度の予算額といたしましては1,361万9,000円でありまして、平成23年度の予算額におきましては、1,248万円を今年度議会に計上させていただいております。

また、参考に地籍調査の実績ということも申し述べさせていただきますと、これも決算額で19年度483万5,000円、20年度で289万2,000円、21年度で391万3,000円、22年度の予算額は580万7,000円でございます、23年度の予算額では378万5,000円というものを計上させていただいております。今後も市道の未登記につきましては、判明した箇所について所有者の理解を得ながら鋭意処理を行っていく所存でございます。

○議長（大井捷夫君）

さきの臨時職員の勤続年数を広森部長、答弁。

広森部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

大変失礼をいたしました。先ほどの非常勤、臨時職員の勤続年数のご答弁をさせていただきます。

先ほど561名の臨時職員という形でご質問をいただいたところでございますけれども、10年以上の臨時職員、約50名でございます。最長では14年といった臨時職員もございます。あとの500人につきましては、1年から数年の勤続年数となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございました。

14年、わかりました。

そうしたら、僕の聞き方が悪かったようで、終わるのがどれだけだと聞いたのがいけなかったのかなど。把握するには何年で把握される予定なんですか。場当たりのやるのか、把握するのに努めようと何年度目標を持ってやるのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

未登記の件数の把握といいますと、先ほど申し上げましたように、いろんな場面で境界立ち会い

をしたときに把握できたものについて解決をしていくというところが1点でございます。

それともう一つは、昨日来までの地籍調査のご答弁で申し上げましたように、市街地、D I D地区を中心に約3ヘクタールを1地区ということで、年間3地区実施していくというような地籍調査の中でそこら辺の解決をしていくというところでございますので、現在のところ、何年をめどに解消していくというところは、目標は持っていないというのが現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

わかりましたと言っていいかどうか、ちょっとわからないんですけども、やはり一事業をやるなら目標を持って、それに向けて誠心誠意を込めてやるというのが仕事の本来のあり方じゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、水道配水管の更新についてお伺いしたいと思います。

今、国から言われた水道管の耐震化についていろいろと工事をしてもらっておるところなんですけど、今現在、石綿管、俗に言うアスベストの入ったもの、それが一体取り扱いがどうなっておるかということをごっくりにお伺いさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員の質問に答弁を求めます。

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

石綿セメント管の布設がえにつきましては、水道事業の重要な課題の一つであり、漏水の防止や耐震性の観点から計画的に進めなければならないものと考えております。

石綿セメント管につきまして、平成17年7月13日付厚生労働省健康局水道課からの通知では、石綿セメント管を通過した水道水の健康に対する影響は、水道水中のアスベストの存在量が問題になるレベルではないとされ、特段健康について影響はないとの考え方が示されておるところです。

埋設管理している石綿セメント管の安全性につきましては、地中に埋まったままの状態ではアスベストが飛散することがないため、安全性が確保されている状態にあると言われており、埋設状態で管理することの法的規制はございません。

しかしながら、布設がえを行った後の既設の石綿セメント管を残存することにより、大きな口径であれば道路への影響も考えられますので、道路管理者と協議の上、適切に処理をいたしたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

その取り扱いについて、私、厚生省の方に問い合わせさせていただきました。基本的に今現在使っているものなら問題はないという回答をいただきました。現にそれを更新することによって、よく市の方に教えてもらいましたらモルタルを入れて埋め殺しでええと、そういう案件もあるような感じですけども、それをやることによって厚生省の方は不法投棄だと。使わないものを埋めておけばいいという話じゃないということをお聞きしたけれども、間違っても今まで更新した中

で、その中で埋め殺しとかそういうことをしていないだろうとお聞かせいただきたいのが1点と、埋め殺しにしてもええよと言ったのは一体だれなのか、そこを一遍お聞かせ願いたい。よろしくお願ひします。

○議長（大井捷夫君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

まず、残存をしておる石綿セメント管の延長でございますけれども、それは総延長で82キロぐらいございます。

今まで石綿セメント管の入れかえをしまいりましたけど、それは既存のままで地中に埋設されて、そのまま埋設管理をされておるといふ状態でございます。

今、石綿セメント管の改良工事を行うということになりますと、新しく配水管を今度埋設するということになりますので、これは道路管理者と道路の占用ということで協議がございます。この場合に、基本的には、今からは既設管は撤去の方向ということになるわけですが、どうしても撤去が困難とかいふ部分につきましては、埋設状態で管理をしなければならないところについては、協議の上、管を破損しないような状態で措置を講じていくという考え方でございます。

○1番（高島 真君登壇）

だれがそれでええと言ったのか。コンサルタントだったらコンサルタント。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

いや、不法投棄というか、法的な規制はないというふうに、別にそれが法的に問題があるというふうには聞いておりません。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

そうしたら、私が穴掘って埋めてそれでええのかと。そうしたらすぐにお縄をちょうだいするわけですか、僕がそれをやれば。そうしたら市がそれでええと、使わんようになったら掘り起こすのが当たり前と違いますか。穴を掘って埋めりゃあええって、臭い物にはふたをしておけというものです。それに、このアスベストに関してはちゃんと厳格な規定がありまして、取り扱い主任者がいて、撤去の状況、すべてマニフェストに起こして、飛散しないように周りを囲ってすべてやっておるわけでしょうか、お答えください。

○議長（大井捷夫君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

先ほども申し上げましたように、既存の石綿管につきましてまだ撤去をしておりませんもので、埋設状態で管理をしておるといふことでございます。

ですので、当然これから撤去をする場合につきましては、厚生労働省の方から水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引というのが示されております。これに基づきまして、適切に撤去をしていくということになるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

82キロもあって、今後随時やってくれることを願っておきます。

ちょっと私の方で不適切な発言があったようですので、訂正させていただきます。何かというたら大変なことに、もうよう言いません。

それと、市長マニフェストについて達成率、これマニフェストレポートについてに行ってもよろしいですね。行きます。

ちょっと混乱しておりますが、この市長マニフェストについて、取り組み状況のまとめということで、市長のマニフェスト、完全に実現したというのが16.2%、1割6分2厘です。野球だったら、1割6分2厘が2年続いたら2軍で、自由契約でジ・エンドでございます。この2年で約束したことが守れないんだったら、まず市民の皆様には謝る、そういうことも必要じゃないかと。野球であれば、守れない、打てない、走れないですからね、三拍子そろっておるわけでございます。そこで、市長の16.2%という数字を重く受けとめていただいて、市長は一体どのような考えでおられるのか。それと、市民の皆様、市長に夢と希望と亀山のあすを入れたわけなんですよ、1票を。それを裏切ったわけですから、2年ですするということができなかったということをひとつおわびするのはいかがですか。どういう見解を持たれておるのか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストの達成状況でございますが、今回の定例会の開会に当たりまして、議員の皆様、市民の皆様には報告をさせていただきましたマニフェストレポートにおきまして、全68項目の自己評価をさせていただいたところでございます。

今、議員にご指摘いただきました、マニフェストを完全に実現したものは、確かに68項目のうちで11項目で16.2%ということでございます。また、完全達成ではございませんが、ほぼ実現したものは12項目、合わせますと23項目で33.8%となっております。さらに、これも今ご指摘いただきました、すぐに、1年以内、2年以内の施策は全部で51項目でございますが、そのうちマニフェストを完全に実現した施策は10項目、期限が2年以内までの施策の達成率は19.6%となっております。ほぼ実現したものは10項目で、合わせますと51項目のうちで20項目ということで、39.2%の達成率ということになっております。

就任前に明示させていただきましたマニフェストにつきまして、その実現に向けて各部への検討の指示や、それから先行しております総合計画との整合性の確認、進捗状況の把握等を行いながら施策につながる事業の実施に取り組んでおるところでございます。幾つか未着手もございませけれども、今後もさらなる達成率の向上に向けた施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

39%やった、3割9分、4番でピッチャーですね。だけど、確実にしていないって、1塁に出

ないと話になりませんので、決して市民の皆様は市長に満塁ホームランを打ってくれと言っていないです。1塁に出てくれ、2塁に行ってくれ、3塁に行ってくれと、それで1点を稼げと。そうやって私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、マニフェストの中で教育のカタチ、そういうのもあると僕は読みました。そして先般、3月8日、ある学校の卒業式に呼ばれました。国旗が掲揚してある、校旗も掲揚してある、そこでおしりを向けて国歌を歌うと。おぞましい姿だと私は思いました。

先ほど教育長が言われました。国旗を見て国歌を歌う、そういう基本理念はどこへ行ったのかな。その現場におられた教育委員長、目の当たりにしたわけですよね、それを。どう思われましたか。それが平常心ならば、それで普通だと言われるんならばやめるべきだと僕は思いますけど、どうでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

私も高島議員の会場で出席をいたしまして、私も教育委員に就任以来、卒業式、入学式には出席しておりますが、私どもの世代の卒業式のパターンとは随分変わっておりまして、いろいろ尋ねてみましたらば、昨今は学校に式のやり方がゆだねられておるということでございまして、最近の教育委員会といたしましては、先ほど来話題になっております国歌・国旗の関係につきましては協議をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

国旗、校旗、国歌の取り扱い、協議をせなあかんのですか、そんなことを。こんなのまともなことじゃないですか。日本に住んで日本の教育を受けて、今サッカーとかあんなんで国旗が上がって、国歌を斉唱すると、きれいなことじゃないですか。それを協議せなあかん、本末転倒だと思いますけどね。こんなこと、何かの団体圧力がかかっておるのじゃないかと私は思いますけどね。ここは厳粛に、毅然とした対応をとってもらいたいと思います。もう時間になりましたので、終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

高島議員に申し上げます。

先ほどの地籍調査の関係での答弁につきまして、岡崎建設部長の方から訂正の発言がありますので、お聞きください。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほど未登記の関係で、未登記になっている箇所固定資産税のところ免除という言葉を使わせていただきましたけど、非課税というのが正しいところでございますので、訂正をさせていただきます。どうも失礼しました。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

最後に、免除と非課税と僕よくわかりませんので、また次にしたいと思います。この件につきましてはお聞きすることがあるかと思いますが、どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

1番 高島 真議員の質問は終わりました。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

まず最初に、東北地方太平洋沖地震に遭われました被災者の方に、お悔やみの言葉とお見舞いの言葉を心から申し上げます。

では、早速質問に入らせていただきます。

去年の12月議会、また機会があるごとに亀山市の公共交通のあり方について質問をさせていただきました。今回、公共交通一本に絞りまして、この問題について意見をお聞きし、そしてまた私の意見も織りまぜつつ話を進めさせていただきたいと思います。

今回、項目を大きく四つに分けましたが、まず最初に、新生活交通再編事業について質問をいたします。

この事業は、亀山市のバス交通を扱っておりますが、現在の運行状況と利用状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

運行状況と利用状況をあわせてご答弁させていただきます。

21年の10月から22年9月までの1年間におきます1便当たりの平均利用者数ということで、まず市の中心部を循環しますさわやか号、こちらが7.8人、それから関地区を運行します西部Aルートは3.0人、川崎地区を運行します東部ルートが5.7人、亀山駅と下庄駅を結びます南部ルートは5.1人、それから野登・白川自主運行バスは5.4人、加太福祉バスは、加太小学校児童の通学利用者を除いて2.6人、それから井田川地区と鈴鹿市の平田駅を結ぶ廃止代替路線であります亀山みずほ台線が4.9人、亀山駅と津市を運行する廃止代替路線の亀山棕本線は5.1人となっております。

また、このほかに高齢者3名以上を対象に「あいあい」までの無料送迎を行います事前予約施設送迎サービスにつきましては、1日当たり約1.8回の利用をいただいております。

なお、行政区をまたぐ廃止代替線の利用者数につきましては、市外の利用者を含む数字となっております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

亀山市では、先ほどお話くださったように六つのコミュニティバス、採算が合わず廃止するは

ずだったところを、通学・通勤に不可欠であるという理由などで市が委託料を出して動いている二つの廃止代替路線、そして民間業者の方が経営している二つの営業路線があります。

まず、こちらの方をごらんください。

これは、昨年度総務委員会でいただきました亀山市の公共バスの路線ごとの利用状況をあらわしております。広報でも一度掲載されたものなんですけれども、一目瞭然でわかると思うんですけれども、この黒丸の部分が必要条件を満たしていない、書いてありますね、ここに。4人未満のところということになります。つまり、ほとんど利用されていないバス停で、これは見ていただければわかるんですけれども、ほとんど黒丸になっております。これだけたくさんあるということなんです。そして、さわやか号を初めとする自主運行バス8路線は、年間で1億以上の委託金が支払われております。

しかしながら、現在どこの市町村においてもこのような状況でありまして、亀山市ではそのような状況でも路線をこれだけ賄っているというのは評価すべきことだとは思いますが、でも、これが今後続いていけるのか、また持続可能であるかという点については疑問が残ります。

そこで、バスのあり方について考えてみたいと思います。

赤字になるのは、バスの利用が少ないからであり、道路を走っているバスを見ると、ほとんどが空っぽで走っている状況です。

では、逆にバスを利用していない人はなぜ利用していないのか。実際にバスに乗らない人がほとんどですが、なぜバスに乗らないのか。また、こうしたらバスに乗るという意見を以前に調査したことがあるのかどうか、ここについてお聞きをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、バスが利用されない理由についてでございますが、一番大きい理由といたしましては、自家用車での移動形態が定着してきたことによるかと考えてございます。また、バスの意向調査でございますが、過去に16歳以上、2,450名を対象としたアンケート調査を、また高齢者590名を対象といたしましたアンケート調査を行ってございます。この2回の調査におきましても、回答者の半数の方が自家用車などの便利な移動方法があるためにバスを利用しないと回答をされております。また、そのほかの回答でございますが、バス停が遠い、運行本数が少ない、時間に制約があるなどといった回答が多くなっております。バスは、自家用車と比較しますとバス停までの距離があり、また限られた運行時間でしか利用できず、さらには目的地までの時間も長くかかるなど利便性が大きく劣ることなど、こういったことからこういった結果が出たというふうに考えてございます。

また、反対に移動困難者という切り口から見ますと、現在バスを利用されている方のほとんどは自家用車などの運転ができず、また家族などに自家用車に乗せてもらって移動することができない、自立した移動手段を持たない移動困難者の方となっております。それと、利用したくても利用できない移動困難者の方はお住まいの近くにバス路線が走っていないとか、移動目的に合った路線や便がないといった理由によるものというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

そうですね。私もバスを利用していない利用者、利用しないというよりは利用できない利用者なんですけれども、先ほどの調査と同じように、バス停が自分のところから遠かったり、本数が少ない、時間が合わないなど、行きたいところに行けないなど、バスを利用するよりはどうしても車で移動するというのが多くなってしまっているのが確かにそのとおりです。

しかしながら、先ほども話していただきましたように、運転をできない方がいらっしゃいます。高齢者の方、障がいをお持ちの方、あとは学生さん、妊婦さんなど、さまざまな方がいらっしゃいますけれども、この人たちにとって、公共交通手段というのは絶対に必要なものです。

亀山市はほかの市町村と同様、どんどん高齢者の方がふえておりますけれども、そういう意味で公共交通への需要は同様にどんどんふえていきます。待ったなしの状態と考えていかねばならない問題ですが、亀山市にはそういう移動手段を持たない人たちのもう一つの移送手段がございます。タクシー料金の助成事業でございますけれども、次に、タクシー料金助成事業についてお尋ねをしたいと思います。

今年度始めから新しいシステムでタクシー料金助成事業が動き出しました。今までは、対象者が同居人の人が65歳以上である75歳以上の方と障がいをお持ちの方でしたけれども、今回からは75歳以上の希望者全員の方に、また障がいをお持ちの方という枠組みに変わりました。そろそろ1年がたちますが、利用状況を先ほど教えてもらいました。しかしながら、先ほどの答弁でもございましたけれども、地域格差という点での指摘がまだ残っております。例えば医療センターに行くにしても、近所から行く方と加太とか遠いところから行く方については全然距離が違ってきます。それを補うためにバスがあるのですが、そのような格差がある場所は、バスも不便であるという確率がとても高いです。そのような場所に住む人たちはどうやって移動すればいいのか。そもそもタクシー料金助成制度自体のそもそもの目的は、どうして設置されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

タクシー料金助成事業の目的でございますが、この事業は、高齢者や障がいをお持ちの方がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成することにより社会活動を促進し、福祉の増進を目的として実施しております。

特に高齢者につきましては、家庭に閉じこもることが多くなりがちですので、生きがいづくりなどの活動支援、それから買い物などの生活支援を行い、積極的な社会活動を行っていただくものがございます。そのことによりまして、高齢者の生きがい活動の推進、また日常生活のアクセントになるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

タクシー料金助成は、福祉、健康増進のものにとらえられております。バスで補えない部分を補う手だてとしてはとてもよいものだと思いますけれども、今後高齢者が増加していく中で、この制度の持続性が危ぶまれております。

実際、本年度予算でも3,370万円が計上されております。これは対象者のうち、希望をした3,418人に対する支給額を賄うものであると思うんですけれども、これ、来年度、再来年度と考えていったときに、もちろん計上額もどんどんふえていくと思われま。ふえていく対象者についてどうしていくのか、この事業は持続していけるのか、今後の方向性をお示しいただきたいと思。います。

○議長（大井捷夫君）

豊田議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

タクシー料金助成事業の今後の方向性でございますが、高齢者や障がいをお持ちの方の外出手段の確保は重要であると考えておりまして、本年度から制度の一部を見直して実施をしているところでありますが、対象者であります高齢者の人数は、今後ふえ続けることが想定されております。つきましては、現制度における利用状況等の調査、分析、また必要に応じてアンケート調査等の実施や地域交通の再編状況等との検討、また新たな方向についても調査・研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

確かに福祉はとても大切なことですし、大事なんですけれども、持続可能かということも考えていかなきゃいけないのが自治体なんです。タクシー料金助成というのが、どんどん高齢者の方がふえていくとなっていくと、バスの必要性というのがまた問われてくるわけになるんです。タクシーは便利ですが、利用するとなると高額です。特に、年金以外の収入がないご高齢の方にとって、タクシーを使うということは大変高額な出費になるので、外出を控えることにもなりかねません。今さっきおっしゃっていただきました目的というのが変わってしまいます。できなくなってしまいます。このような問題が実際に現在も出てきているはずなんです。公共交通問題は、高齢者の方だけでなく、だれもが考えていかなければならない重要なものです。

先ほどまでのお話をちょっと表にしたんですけれども、すみません、資料のページが一つ飛びますけれども、こんな感じになるかなという感じで表にさせていただきました。このように見てみますと、こっちになると便利、こっちになると不便、こっちは安い、高いというふうに、需要がどこに来ているかでちょっとあらわさせてもらいました。すごい単純化したものですので何とも言えませんけれども、まずコミュニティバスというのは、比較的安価で使えるという意味ではとてもいいんですけれども、逆にバス停まで遠かったり、時間が合わせられなかったりというふうな不便性という意味ではこちらに当たると思。います。それに対して、先ほどのタクシーですけれども、タクシーはとても便利です。好きな時間に乗れますし、好きな場所に行けます。しかしながら、料金的に高いという意味で、特に出費がすごくかさんでしまいますので利用がしにくいということで一応位

置づけをさせていただきました。ほかにも、亀山市には予約制無料送迎サービス、それから福祉輸送サービスがございます。あと、先ほどもおっしゃいましたけれども、タクシー料金助成事業もございますけれども、これらすべて年齢制限、場所制限などがございます。

このように見てみますと、バスは制限がなくだれでも乗れるという利点がありますけれども、利便性が低いという点、またタクシーは制限があるけれども便利など、それぞれ長所・短所がございます。これらを見たときに思うのが、公共交通に求められるのは、低コスト、そして時間の制限、乗降場所の制限がないことがあると思われま。それらすべてを満たすものがここにはないですけれども、それで私、今回また上げさせていただくんですけれども、昨年12月にも私提案させていただきましたオンデマンド交通について、もう一度考えていただきたいと思ひます。

去年提案しましたオンデマンド交通ですけれども、オンデマンドといひましても種類がたくさんございまして、今までもその多くが失敗しているとお聞きしております。私が提案しているのは東大オンデマンドシステムですけれども、実際に現在、三重県の玉城町さんで導入をされており、順調に浸透し、多くの方に現在利用されております。時々新聞・テレビなどでも特集が組んで放送されているので、ご存じの方も多いかもひれま。

この東大オンデマンドは、サーバーなどの高価な機材を買う必要がなく、レンタル方式なので導入は簡易であるということがあります。実際に、去年の7月にも、東大さんの方から亀山市に来てもらって導入の場合のシミュレーションといひのをさせていただきました。そのときの説明で、今回亀山市のバス停などを考慮しまして、実際に入れてみたらどうなるかといひのをシミュレーションしてもらったコストがおよそ4,000万円でした。現在、亀山市のバスのシステムで大体1億円以上の委託料が払われている状態なんですけれども、それで比較をしてみますと、半額以下のコストで今よりきめ細やかなサービスができる可能性があります。先ほど申しました低コスト実現、そして時間や乗降場所についての制限がなくなります。つまり、バス料金並みの低コストでタクシー並みのサービスが受けられるということになります。また、このシステム、タクシー料金助成とサービスの重なる部分が多いので、この辺で大きなコスト削減につながる可能性も持っております。ということは、持続可能性についても比較的高くなってくるわけなんです。

もちろん、あくまでシミュレーションですから、実際に導入したらどうなるかといひのはまた違ってきますけれども、ただ、ずれがどのくらいなのかとか、実際に導入してみたらどうなるかといひのは導入してみないとわかりま。このシステムが最良であるかといひのことも言い切れま。亀山市にぴったりのシステムを今後も探していく必要はあると思ひます。

ここで私が提案したいのが、実証実験をぜひしていただきたいということ。公共交通は、その地域性や人口、面積、それから風土とかいろいろな要素、気候とかさまざまな要素を考慮しなければならぬですけれども、このシステム、亀山市の不足している部分を補うものであると思ひます。資料などは担当部にお渡ししておりますので、担当部のご意見をまずお聞きしたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員ご所見のとおり、今後移動困難者はますます増加してくるといひのところでもありますので、オンデマンドバス、それから、これだけに限らず地域の方々、またNPOの方々为主体となっていた

だくようなサービス、そういったいろいろなものも研究をして、新しい取り組みということで勉強していきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほども部長が申されましたとおり、オンデマンド以外にも、昨年末に亀山市の北東部まちづくり推進協議会さんの方で、地域1,000人の方を対象に公共交通についてのきめ細やかなアンケート調査が実施されております。

その中でも、井田川駅への通学・通勤を含めたバスの需要が、厳しい見方をしても現在利用している人数の約2倍ぐらい、今1,099人と資料をいただいたんですけども、それが、もしバスがこうだったらいいなというふうな皆さんの意見を集めていくと、厳しくても1,924人と見積もられています。つまり需要があるわけです。じゃあこの需要をいかに実現していくか、バスの利用につなげるかということを考えていかなければならないと思います。

例えばこのようなNPOの活動でも、先ほど私が実証実験と言いましたオンデマンドも、導入された場合、今までのバス停が遠くてバス停まで行けなかったという方の需要や、そういうことも緩和されるかもしれません。また、そうやってオンデマンドバスを導入することによって皆さんの生活が変わっていく。例えば外に出ることができることによって、健康増進だけでなく経済流通にもつながる可能性があります。また、バスに乗るということは、乗り合い方式になりますから、おしゃべりをしたり交流も深まることも考えられますし、環境面でも排気ガスの削減、利用率が上がればその分渋滞緩和にもなる可能性があります。また、不安を感じながら運転を続けていた高齢者の免許返納の増加にもつながれば、事故の減少にもつながることにもなると思います。そのような連鎖を生み出す可能性を秘めているこの新しいシステムですが、対策が打てず何もできない、何もしないというよりは、可能性がある方を一度やってみた方がいいという意味で、私は実証実験をやってみたらどうですかという意味で提案をさせていただきました。

先ほど申しました、そういう意味でも公共交通というのは全庁的に考えていく必要があると思います。先日、岐阜県で行われました公共交通会議にも出席しまして、多くの専門家の方たちからいろいろ意見をいただいたんですけども、バスのことは都市計画の中で考えなさいとアドバイスをいただきました。先ほど提示するのを忘れていました。すみません。

皆さんの資料にもあるんですけど、資料をお配りさせていただきました。ちょっと間違えているのが、番号が振っていないんですけども、画面を見ていただければ振ってあるんですが、見えませんか。

これは、亀山市における地区生活環境の評価というので、平成20年1月に実施された市のものから抜粋させていただきました。細かい字なのでちょっと読みにくいと思いますが、これは亀山市において重要なことは何か。そしてその満足度について書いてあります。

見ていただきたいのはこの3番目、公共交通の便利さについてなんですけれども、圧倒的に重要だと皆さん考えているんですけども、満足度については本当に不満が多いということで、断トツにここの位置に来ているわけです。このくらい亀山市では、公共交通についての重要度、そして不満

があるということがわかります。これは実際に亀山市でとられたアンケートだと思えますけれども、そのアンケートの中でも亀山市に住む人の不満とか重要さというのはとても出ているわけです。そして、亀山の後期計画にも重要項目として位置づけるべきだと思いますけれども、企画部長のご意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

地域生活交通のあり方につきましては、現在進めております後期基本計画の策定作業の中で検討テーマの一つとして取り上げております。

この中で、地域における生活利便性の向上、さらには地域が元気になる仕組みづくりといった観点から、今後検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

全庁的に、亀山市にぴったり合った公共交通というものを探していただきたいと思えます。

もともと私が公共交通のバスについて取り組むようになったのは、私がある事故に出くわしたからなんですけれども、私が運転しているときに、ちょうど目の前を走っていました車が横転しまして、その横転した車の中におじいちゃんが乗っていたんです。そのおじいちゃんが、鈴鹿市の方だったんですけれども、横転していますから車から引っ張って、大丈夫と言ったんですけれども、名前をずうっと言ってくれなかったんですね。救急車が来ても名前をどうしても言ってくれなかった。何で名前を言ってくれないんだろうと思ったら、やっぱり免許を返納したくないから、どうしても車がないと生活が真っ暗になっちゃうから、どうしても息子には言ってもらいたくないから名前だけはというふうにおっしゃるんですよ。そのぐらい、本当は足として移動手段があれば大丈夫だと思うんですけれども、交通手段が今実際に不便で、できていないから返納しないという方がいっぱいいらっしゃると思えます。

今回、東北地方太平洋沖地震の被害によって、公共交通がすごく分断されていますし、必要性、脆弱性というものがだんだんわかってまいりました。今、都心の方では公共交通が麻痺しており、バスとかタクシー乗り場ではすごい渋滞ができておりますし、あとガソリンスタンドでも制限がかかっております。それに自家用車を持つ人はあらゆるところで渋滞が起きておりますし、こういうときに公共交通はとても大事だと思います。車が使えないとか移動手段がないというのは、おじいちゃんだけでなく若い人たちもすごい痛感したと思えますし、テレビを見ていた人も、こういうときはというのは多分感じたものがあると思えます。

そこで、順番は変わるんですけれども、まず副市長に公共交通に対する見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員、時間が経過しています。最後の質問にしますか。

○5番（豊田恵理君登壇）

市長もお願いします。

○議長（大井捷夫君）

それじゃあ、最後の質問とします。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

議員ご提言の、申し込みのあった利用者に対しまして送迎を行うというオンデマンド方式の移動手段でございますけど、現在バスとタクシーで1億4,000万円ぐらい23年度予算を組んでおります。そういう中で、総事業費の中でさらによりよい組み合わせというようなことが今後必要だと思っております。

そういう検討の中で、時間帯ごとの顧客の整理というのが一つあると思いますし、地域の特性というのはやはり出てくると思います。それと適正な自己負担額というの、これから持続性を持たせていこうと思えばそういう問題も出てくると思います。そういうことを、現在いろいろやっておりますので、検討をしながら実証に入るかどうかというふうなことは慎重に考えてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長、簡潔に。

○市長（櫻井義之君登壇）

副市長、それから担当部長からも答弁を申し上げましたが、地域交通、公共交通の政策体系の再構築につきましては、アンケート調査もそうですし、地方の中小都市が共通して抱えておる政策課題というふうに考えておるところでございます。

今後、利用者のニーズ、地域特性を考慮した上で、その形態や、事業主体や、市民・地域の役割や費用対効果、こういうものを総合的に市全体として効果的、効率的かつ持続可能な政策体系として検討いたしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次にお諮りいたします。

明15日から24日までの10日間は、各常任委員会及び予算特別委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明15日から24日までの10日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 4時54分 散会)

平成23年3月25日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成23年3月25日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第23号 平成23年度亀山市一般会計予算について
- 第 2 議案第24号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第25号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 4 議案第26号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 5 議案第27号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 第 6 議案第28号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 7 議案第29号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 8 議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 9 議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 第 10 議案第 1号 亀山市暴力団排除条例の制定について
- 第 11 議案第 2号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 12 議案第 3号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 16 議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 17 議案第 8号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 18 議案第 9号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 19 議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第11号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 21 議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 22 議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 23 議案第14号 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について
- 第 24 議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 25 議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 26 議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 28 議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 29 議案第21号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 30 議案第22号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

- 第 31 議案第32号 指定管理者の指定について
 第 32 議案第33号 市道路線の廃止について
 第 33 議案第34号 市道路線の認定について
 第 34 請願の審査報告
 第 35 委員会の閉会中の継続調査について
 第 36 議案第35号 訴えの提起について
 第 37 議員提出議案第1号 東北地方太平洋沖地震災害に関する支援と、災害に強い安心・安全なまちづくりを求める決議
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君

危機管理局長	片岡久範君	医療センター 事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	原千里		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長 (大井捷夫君)

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、予算特別委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第23号から日程第9、議案第31号までの平成23年度各会計予算についての9議案を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第23号	平成23年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第24号	平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第25号	平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第26号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第27号	平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第28号	平成23年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第29号	平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第30号	平成23年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

平成23年3月23日

予算特別委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

小坂直親予算特別委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

予算特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案第23号から議案第31号に至る平成23年度各会計予算の審査に当たるため、22日に市長を初め各担当部長等の出席を求めて開催いたしました。

最初に、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に鈴木達夫委員がそれぞれ選出された後、審査に入り、各担当部長等から所管の費目について説明を受け、質疑に入りました。

また、23日にも委員会を開催し、延べ2日間にわたり慎重に審査を行いました。

その結果、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について及び議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について並びに議案第25号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についての3議案については、反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成者多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第27号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について、議案第28号平成23年度亀山市水道事業会計予算について、議案第29号平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第30号平成23年度亀山市病院事業会計予算について、議案第31号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算についての6議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で出されました意見として、一つ、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、総合計画第2次実施計画の最終年度であることから、着実に事業を実施し、早期に成果があらわれるよう予算の執行に努められたい。一つ、外郭団体を初め各団体への補助金のあり方について、適正な助成であるか精査をして執行されたい。一つ、今回の待機児童緊急対策施設整備事業については、緊急的な措置対策としてやむを得ないが、解消に向けて恒久的な対策を講じられたい。一つ、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年計画とした亀山市行財政改革大綱に基づき、持続可能な健全財政の確立に向け、職員一人一人が財政の危機意識を念頭に置き、さらに一事業一工夫に努め各事業を進められたい。以上の4点を申し添えたところであります。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号から議案第31号までの9議案について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算並びに議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第25号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

23年度予算案は、財政改革として、向こう4年間、予算総額を毎年5億円ずつ削減する初年度であります。ところが、質疑でもただしましたように、とても5億円の削減がされたとは言えない予算案であります。予算特別委員会でも指摘をしましたが、1億円もの積立金がある社会福祉協議会に前年より400万も補助金をふやすなど、本気で5億円の削減に取り組んだのかと疑問を持たざるを得ない予算編成を行っているのです。私たちは、何が何でも5億円の削減をせよという立場ではありませんが、みずから打ち出した方針が初年度から崩れるようでは、行政の信頼が保てないことをまず指摘しておきます。

まず、一般会計予算であります。

今、市民生活は、長引く不況の中で厳しい暮らしを余儀なくされています。また、商工業や農林業などの営業も大変です。こうした中で組まれた予算案が、市民の暮らしと営業を守る予算案になっているのかどうか。また、そのために徹底した無駄の削減や不要不急の事業の見直しがされたのか。この点は予算案を評価する重要な視点であります。この点から予算案を見た場合、少人数教育の推進などの教育環境の整備や、民間のアパートを活用し、市営住宅の不足を補う民間活用市営住宅事業、また認可外保育園という問題はあるものの、緊急の待機児童対策を打ち出したことなど、評価できる予算も幾つかあります。

しかし、一方で問題のある予算も少なくありません。一つは、見通しのないリニア基金に5,000万を積み増しし、23年度末には13億5,000万にも達し、市民1人当たり2万7,000円にもなり、これだけの税金を30年、40年先まで使えないまま置いておくことは、到底市民の理解は得られません。また、職員体制も大きな問題を抱えています。全職員数の半分が非正規職員であるという異常な事態です。特に保育園の担任のような、本来正規職員がやるべき仕事を非正規職員に任せている体制は、市民サービスにも大きな影響を与えています。さらに、県教育委員会でも、学校給食とは認めていないデリバリー方式を亀山中学校にも広げる予算も問題です。

そのほか、緊急の待機児童対策は打ち出されましたが、保育所の建てかえや増改築などの恒久的な施策は打ち出されていません。

さらに、長引く不況下で厳しい経営を余儀なくされている商工業や農林業などの中小零細業者への支援策が十分ではありません。当議員団が提案している、住宅リフォーム助成を早急に実施し、仕事をつくり、地域経済を活性させることが必要です。

さらに、指定管理者制度になじまない学童保育所や、地区コミュニティセンターの指定管理の予算も計上されています。

以上のように、予算案全体を見ると、評価できる予算と評価できない予算が混在したものになっていますが、市民の暮らしと営業を守る予算が十分でないこの議案には反対するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算です。

21年度に15%値上げし、22年度にはさらに12%も値上げした保険税ですが、23年度予算案では、国保世帯の所得が大幅に減り、保険税収入が前年度と比べて6,100万円も減少する見込みとなっています。23年度は、前期高齢者交付金が予想を大きく超える増額となり、値上げせずに済みましたが、高く払えないという国保税の実態は変わっていません。

私たちは、21年度決算で生じた1億円の黒字を活用して保険税の引き下げを行い、保険税の値上げ、収納率の低下、財政の悪化、さらなる保険税の値上げという悪循環を断ち切る必要があると考え、提案しましたが、引き下げの意思は示されませんでした。このように、高く払えない国民健康保険税を引き下げることなく、病院にかかれなくなる事態を生むなど、問題の多いこの予算案には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計予算です。

この後期高齢者医療制度は、年齢で区分するという世界でも例のない問題の多い制度です。私たちは、この後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めている立場から、この議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について、反対の討論をさせていただきます。と思っております。

まず、一般会計の中に、庁舎建設基金の積立金が運用益のみで計上されております。庁舎建設は、平成18年の資料に基づきますと、耐震工事を行っても耐用年数が増すものではないという見地から、また災害に対する今日までの報道において私が知り得たところによりますと、災害時における中核な確固たる施設が本市にも必要であると考えております。このような状況をかんがみ、このたびの予算については、運用益のみの積み立ては納得できないものであります。

予算委員会におきまして、市長に再三の答弁を促しましたが、市長選挙に掲げた庁舎建設の凍結ということ全く譲らず、この現行の調査に対する耐用年数の認識が皆無と私は判断しております。少しでもご認識をいただければ、この庁舎建設がいかにか本市に必要な施設であるかということはおのずと知り得ることであると思っております。

このような中で、一方ではリニア基金の積み立てが前年並みに積み立てをされておりますが、

リニア基金については市民のニーズが高まっておるという説明でありました。しかれども、庁舎建設では市民ニーズがないと判断されておるように見受けられました。この結果、運用益のみの積み立てとなっておることは、私一市民としても非常に悲しい思いであります。そのような意味で、このたびの予算案に対して反対をしたいと思っております。市長は、今後庁舎建設に向けて再考を願うものであります。

また、予算案の中に、待機児童緊急対策措置として、一時的な待機児童の措置がなされております。当市における保育施設の状況をかんがみますと、大変劣悪な状況の中で我が亀山市の子供たちが保育をされております。市長はもっと現場を把握していただき、現在の亀山市の保育施設のあり方等々を十分考えていただき、亀山市の次代を担う子供たちのために、楽しく安全で、また広々とした環境で子供たちをはぐくんでいただくために、公的な資金として一時しのぎのこのような緊急対策措置やなしに、改めて保育園の施設改修について真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

このたびの待機児童に対する施設は、5年から10年をめどに考えられておるということですが、亀山市の子供たちを市が守り、私たち現代人は将来の子供たちのためにそのような施設を建設すべきであると思っております。建設における負は残りますが、将来を担う子供たちのための財産になるのではないかとと思っております。したがって、このたびの緊急対策というような事業は場当たりな事業であると思ひ、反対したいと思っております。

また、補助金交付団体等の件についても触れたいと思っております。

補助金交付団体の中で、使途の細部について、もう少し行政としての的確な指導管理を行う必要がある部分が多々見受けられる部分があります。そういうような部分について、いろいろ私なりに考えさせていただいて、このたびの平成23年の一般会計は認めることができませんので、反対をしたいと思っております。議員各位のご賛同を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで討論を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案のうち、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第23号平成23年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第24号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第25号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第25号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第26号から議案第31号までの6議案について、一括して採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第26号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第27号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

議案第28号 平成23年度亀山市水道事業会計予算について

議案第29号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第30号 平成23年度亀山市病院事業会計予算について

議案第31号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

の6議案は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

予算特別委員会は、これをもって任務を終了と認め、廃止をいたします。

続いて、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第10、議案第1号から日程第30、議案第22号まで及び日程第31、議案第32号から日程第33、議案第34号までの24議案を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長各位から委員会における審査の経過、並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第 1号	亀山市暴力団排除条例の制定について	原案可決
議案第 2号	亀山市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第 3号	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 5号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 6号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第 8号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第 9号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第16号	平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内 第1条 第1項 同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費 第19節 負担金、補助及び交付金の内 後期高齢者医療事業 第28節 繰出金 第2目 障がい者福祉費 第20節 扶助費の内 福祉医療費助成事業 第3目 老人福祉費 第13節 委託料の内 高齢者人間ドック・脳ドック事業 第2項 児童福祉費 第1目 児童福祉総務費 第23節 償還金、利子及び割引料 第2目 児童措置費	

第20節 扶助費の内

子ども手当給付費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第3目 環境衛生費

第13節 委託料の内

害虫駆除対策費

第9款 消防費

第11款 公債費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第1目 財政調整基金費

第2目 減債基金費

第3目 リニア中央新幹線駅整備基金費

第5目 庁舎建設基金費

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第9款 消防費

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

2 変更

第1次総合計画・後期基本計画策定委託料

第5条「第5表 地方債補正」

原案可決

議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

原案可決

議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

原案可決

平成23年3月17日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条

の規定により報告します。

記

議案第11号	亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市介護予防支援センター条例の廃止について	原案可決
議案第16号	平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内 第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳出 第3款 民生費	

ただし、

第1項 社会福祉費
第1目 社会福祉総務費
第19節 負担金、補助及び交付金の内
後期高齢者医療事業
第28節 繰出金
第2目 障がい者福祉費
第20節 扶助費の内
福祉医療費助成事業
第3目 老人福祉費
第13節 委託料の内
高齢者人間ドック・脳ドック事業
第2項 児童福祉費
第1目 児童福祉総務費
第23節 償還金、利子及び割引料
第2目 児童措置費
第20節 扶助費の内
子ども手当給付費

を除く

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第1目 保健衛生総務費

第2目 予防費

第7款 商工費

第1項 商工費

第3目 観光費

第10款 教育費

第2条「第2表 継続費補正」

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第3款 民生費

2 変更

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

1 廃止

2 変更

中学校パソコンソフトウェア借上料

旧館家住宅警備保障業務委託料

外国語指導助手配置業務委託料

原案可決

議案第32号 指定管理者の指定について

原案可決

平成23年3月16日

教育民生委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 大井 捷夫 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

原案可決

平成23年3月24日

教育民生委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 大井 捷夫 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について 原案可決

議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について 原案可決

議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について 原案可決

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての内
第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 第4款 衛生費

ただし、

第1項 保健衛生費
第1目 保健衛生総務費
第2目 予防費
第3目 環境衛生費
第13節 委託料の内
害虫駆除対策費

を除く

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

ただし、

第1項 商工費
第3目 観光費

を除く

第8款 土木費

第12款 諸支出金

第1項 基金費

第4目 公共施設等基金費

第3条「第3表 繰越明許費補正」中

1 追加

第8款 土木費

第4条「第4表 債務負担行為補正」中

2 変更

斎場管理業務委託料

商業活性化調査研究事業委託料

原案可決

議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について 原案可決

議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について 原案可決

議案第21号	平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第22号	平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第33号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決

平成23年3月15日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、17日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第1号亀山市暴力団排除条例の制定については、暴力団または暴力団員による不当な活動を防止し、これにより市内の事業活動または市民生活に生じた不当な影響を排除することについて、市の基本理念を定め、市を初め市民や事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定し、また三重県においても条例が制定され、本年4月から施行されることに伴い、県と一体となって取り組みを行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号亀山市職員定数条例の一部改正については、平成17年の合併以降、職員定数については改正を行うことなく現在に至っており、今回新たに策定した定員適正化計画は、増加する行政需要への対応と市民サービスの確保のため、行財政改革を進めることにより、平成22年4月1日からの5年間については職員数を現状維持としたことから、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日から施行され、非常勤職員についても、一定の要件を満たす場合は育児休業等ができることとなるため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、市長及び副市

長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問した結果、これまでの行政改革の取り組み、財政状況、人口規模、他市の特別職の給料水準等を総合的に勘案し、5%の減額を行うことが適当である旨の答申を受け、平成23年4月1日以降、市長の任期である平成25年2月5日まで市長及び副市長の給料等を減額するため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、市長及び副市長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問した結果、教育長の給料についても、市長及び副市長の給料と同じく5%の減額を行うことが適当である旨の意見が答申に付されたことにより、平成23年4月1日以降、現市長の任期中は、教育長の給料等について減額するため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号亀山市基金条例の一部改正については、市が設置している運用基金のうち、国民健康保険高額療養費貸付基金については、高額療養費の現物給付化制度の実施に伴い、同基金を原資金とする貸し付けの利用実績が月平均1件弱、1件当たりの貸付金額は10万円弱の状況であり、また国民健康保険出産費資金貸付基金についても、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が平成21年10月に創設されたことに伴い、同基金を原資金とする貸し付けの利用実績がない状況であることから、基金の有効活用を行うため、国民健康保険高額療養費貸付基金の金額を2,000万円から200万円に改正し、また国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、少子化対策の充実を図るための当面の施策として、健康保険制度において、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額39万円について、平成23年4月から恒久化することとされることに伴い、市の国民健康保険においても所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法及び地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額を47万円が50万円に、後期高齢者支援金等課税額12万円が13万円に課税賦課限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管分について、歳出については、ケーブルテレビ加入世帯の増加に伴う補助金の増額、木造住宅補強事業、選挙費を初め各費目、各事業での執行見込み残予算の減額、歳入については、地方交付税において特別交付税の交付、国の緊急経済対策の一環として交付されるきめ細かな交付金や安全・安心な学校づくり交付金の増額、また亀山城多門櫓修理工事等の計画変更に伴い、歴史的環境形成総合支援事業補助金の減額など、事業費の決定などによる補正計上であり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、一般被保険者療養給付費を減額する一方、退職被保険者等療養給付費や高額療養費を増額し、また国民健康保険高額療養費貸付基金及び国民健康保険出産費資金貸付基金については、制度改正や利用実績などを踏まえ、それぞれの基金について額の改正、また廃止を行い、国民健康保険給付

費等支払準備基金への積立金を計上したものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、保険料や広域連合負担金などを減額するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、前田耕一教育民生委員会委員長。

○12番（前田耕一君登壇）

それでは、ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、16日、24日の両日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第7号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正については、亀山市介護予防支援センターの廃止に伴い、その位置づけを亀山市総合保健福祉センターの分館とする改正を行うものであり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、当該施設は、待機児童解消のための保育施設などとして活用の予定であるが、屋外運動場などがないことから、他の保育所と同等の保育環境となるよう整備するべきとの意見や、今回はあくまでも緊急的な措置であることから、待機児童問題の抜本的な改善に向け、ほかに保育施設の整備を進めるべきとの意見がありましたので申し添えます。

次に、議案第11号亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正については、亀山市中央コミュニティセンターを拠点とした音楽活動の拡大を目的として、当センターの楽器及び音響機器を充実し、広く市民の利用に供するため、新たに附属機器を加え、その利用料金の額を規定する改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止については、当センターでは、平成16年から高齢者の介護予防、生きがいづくり及び健康づくりを目的に高齢者生きがい活動支援通所事業を実施してきましたが、近年、通所型の介護予防事業や地域での介護予防活動が充実し、事業の利用者が減少していることから、当センターを廃止するものである。しかし、余りにも急なことであり、現在の利用者の新たな受け皿が十分につくられていないなどの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管分については、介護保険事業に対する広域連合負担金や、きめ細かな交付金事業として川崎南保育園乳幼児室整備事業の計上、また民間保育所整備事業、子ども手当給付費、介護予防事業などの減額補正、亀山・関両中学校、亀山東幼稚園の改築工事の完了に伴う減額などのほか、地域福祉計画策定事業の繰越明許費補正、亀山城多門櫓修理工事監理委託料及び修理工事の債務負担行為補正などであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号指定管理者の指定については、井田川小学校区第2学童保育所の施設の管理を行わせるため、指定管理者となる団体及び指定する期間について指定するものであり、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、15日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第10号亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布され、政令により施行日が平成23年4月1日とされたことに伴い、本条例で引用している同法の条項を改めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号亀山市営住宅条例の一部改正については、昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅等は、亀山市住生活基本計画において、新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、北中勢水道用水供給事業北勢長良川水系について、現在、亀山市を含む6市町に一部給水されているところ、4月1日から8市町に計画給水の全部が給水されることに伴い、当事業に係る給水を受ける場合の水道料金の1ヵ月の基本料金を、基本使用水量1立方メートルにつき、現行の3,390円から2,992円に改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管分については、新地域生活交通再編事業の契約差金による減額を初め、溶融処理施設管理費、市単土地改良事業及び亀山公園整備事業等の減額のほか、雪水対策業務委託料の増額及び、きめ細かな交付金事業として二本松地内における道路維持修繕事業を増額する補正であり、また債務負担行為補正では斎場管理業務委託料の契約に伴う額の確定による変更であり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、昼生地区整備事業における水道移設補償等による施設整備事業費を増額するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、施設整備事業などの事業費の確定により減額するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）については、事業費の確定による減額、また債務負担行為につきましては、地方公営企業会計制度の改正が不透明であることから、水道事業会計システム費を廃止するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

議案第22号平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、債務負担行為において、地方公営企業会計制度の改正が不透明であることから、工業用水道事業会計システム費を廃止するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号市道路線の廃止について及び議案第34号市道路線の認定については、亀山市道路台帳の整備に伴い、平成22年9月30日以前に認定したすべての市道路線を廃止し、改めてすべての市道路線の認定を行うものであり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号から議案第22号まで及び議案第32号から議案第34号までの24議案について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止について、反対の立場で討論します。

介護は予防重視と言われております。センター利用者の声を聞いても、ますますこのセンターの果たす役割の重要性を認識するところです。また、市が言われますように、このような生きがいきづくり、健康づくりの場は、市の1カ所に集中するよりも、高齢者の皆さんのお住まいの地域にそれぞれある方が望ましいと考えます。しかし、残念ながら、今回の条例の廃止案はセンターを廃止するのみで、廃止後、安心して利用できる受け皿が用意されているわけではありません。生きがいきづくり、健康づくりの場を地域に広げ、ふやす予算を伴うものでもありません。廃止の理由として上げられた、利用人数が減ったことは、周知の不足や、介護サービス、予防サービスを受ける方を切ったこと、また以前より、センターばかりに依存せず、卒業して地元で別の形でやるようにと、受け皿がないままに誘導がなされたことも要因と考えます。高齢者にとって、回数も場所もさまざまな既存の公民館活動や介護予防教室、サロン活動などの中から、自分で自分の生活に合ったメニューを選び取り、生活に取り入れていくことは大変なことではないでしょうか。現在の利用者にとっても、これからの対象者にとっても、丁寧な議論が必要であり、今回の拙速な廃止案には反対するものです。

議員の皆さんのご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号亀山市介護予防支援センター条例の廃止については原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第1号から議案第13号まで、議案第16号から議案第22号まで及び議案第32号から議案第34号までの23議案について、一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第 1号 亀山市暴力団排除条例の制定について

議案第 2号 亀山市職員定数条例の一部改正について

議案第 3号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第 7号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

議案第 8号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第10号 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

議案第11号 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第12号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第13号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第16号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第17号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第18号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第19号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第21号 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
 議案第22号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
 議案第32号 指定管理者の指定について
 議案第33号 市道路線の廃止について
 議案第34号 市道路線の認定について

の23議案は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第34、請願の審査報告を議題といたします。

請願2件についての総務委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成23年3月17日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成23年1月17日
件 名	戸建て住宅に対する耐震改修助成制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市栄町1488-69 三重県建設労働組合亀山支部 執行委員長 櫻井 繁義
紹 介 議 員 氏 名	小坂直親、宮村和典、岡本公秀、豊田恵理

委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採択

受理番号	請 2
受理年月日	平成23年2月22日
件名	「亀山市バリアフリー都市宣言」に向け積極的な取り組みを求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市川合町1786-6 車椅子レクダンス普及会 亀山支部長 渡邊 佐智男
紹介議員氏名	櫻井清蔵、竹井道男、服部孝規、坊野洋昭、森 美和子
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採択

○議長（大井捷夫君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結し、本請願2件に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、討論を終結し、請願2件について採決を行います。
本請願2件についての委員長の報告は、いずれも採択となっております。
委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、請願第1号戸建て住宅に対する耐震改修助成制度の拡充を求める請願書、請願第2号「亀山市バリアフリー都市宣言」に向け積極的な取り組みを求める請願書の2件については、いずれも採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択いたしました請願2件についての取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願いたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま採択いたしました請願2件の取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願うことに決しました。

次に、日程第35、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、所管事務事業等の調査について、会議規則第98条の規定に基づき、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「消防・救急体制」について
2. 理 由 亀山市の「消防・救急体制」の充実を図ることを目的に、調査・研究を行うため

平成23年3月17日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「保育所」について
2. 理 由 亀山市の保育所が抱える課題解決に向け、調査・研究を行うため

平成23年3月16日

教育民生委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 大 井 捷 夫 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「農業」について
2. 理 由 亀山市の農業の課題と今後の施策のあり方について、調査・研究を行うため

平成23年3月15日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦 太 郎

亀山市議会議長 大 井 捷 夫 様

○議長（大井捷夫君）

お諮りいたします。

各常任委員会の所管事務事業等の調査を実施するに当たり、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、所管事務事業等の調査を実施するため、各常任委員会においては、議会の閉会中も委員会を開催できるものと決しました。

次に、日程第36、議案第35号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第35号訴えの提起についてでございますが、本市が所有する用悪水路、所在は亀山市関町古厩字西沖10番1につきまして、これに隣接する亀山市関町古厩字北畑375番1の所有者との間に土地の境界問題が生じております。

当該用悪水路は、平成9年の改修工事の際、隣接する土地所有者の方々の立ち会いの上、設置したものでありますが、当該所有者は、用悪水路が自己所有地を侵しているとし、用悪水路を破壊すると通告してまいりました。当該用悪水路が破壊されますと、周辺土地に浸水等が発生し、大きな被害が生じることになります。このため、平成23年1月20日に津簡易裁判所に対し用悪水路現状変更禁止仮処分命令申し立てを行ったところ、先般3月18日付でその決定がなされたところでございます。しかしながら、この決定はあくまで仮処分であり、市といたしましては、境界を確定し、今後の適切な用悪水路管理を行う必要がございます。このことから、その境界を確定する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、被告となりますのは、亀山市高塚町5番1号206の田中 豊氏であります。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたところでございますけれども、何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号訴えの提起については、産業建設委員会にその審査を付託いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午後 2時59分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの本会議におきまして、産業建設委員会にその審査を付託いたしました議案第35号訴えの提起についてを議題といたします。

直ちに、委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第35号 訴えの提起について

原案可決

平成23年3月25日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第35号訴えの提起については、亀山市が所有する用悪水路と隣接する土地との間に境界問題が生じており、当該所有者が用悪水路を破壊すると通告してきたものであるが、この用悪水路は平成9年の改修工事の際、隣接する土地所有者の方々の立ち会いの上、設置したものであり、また破壊されると周辺の土地に浸水等の被害が発生することになることから、その境界を確定する訴えを提起するためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論でございますが、通告がございませんので、討論を終結し、議案第35号訴えの提起について採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号訴えの提起については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第37、議員提出議案第1号東北地方太平洋沖地震災害に関する支援と、災害に強い安心・安全なまちづくりを求める決議（案）についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ただいま提出をさせていただきました議員提出議案第1号東北地方太平洋沖地震災害に関する支援と、災害に強い安心・安全なまちづくりを求める決議（案）について、提案理由の説明をいたします。

皆さん方には、お手元に議員提出議案の議案書が配付されております。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震災害に関する支援と、災害に強い安心・安全なまちづくりを求める決議（案）。

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0を記録する我が国観測史上最大の地震であり、東北地方を中心に多くの被害や犠牲者を出すなど、私たちがこれまで経験したことのない未曾有の大惨事をもたらしました。

いまだ安否確認のできない方々、不自由な避難所生活を強いられている多くの方々が見えます。また、原子力発電所の事故による放射性物質の漏えいにより、多くの住民が不安な状況に置かれています。

この地震によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族や被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本市議会は、ここに一刻も早い安否確認と一日も早い復興を願い、市民と一体となって積極的な支援を行うことを誓います。

さらに、亀山市においても東海地震、東南海地震、南海地震の発生が危惧されている中、この地震を教訓として、いま一度本市の地域防災計画を見直し、災害に強い安心・安全な亀山市をつくることを強く求め、ここに決議いたします。

平成23年3月25日、亀山市議会。

以上、提出議案の説明といたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、討論を終結し、議員提出議案第1号について採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号東北地方太平洋沖地震災害に関する支援と災害に強い安心・安全なまちづくりを求める決議については原案のとおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で、今期定例会の議事はすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年3月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午後 3時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
平成23年3月25日

議 長 大 井 捷 夫

1 番 高 島 真

1 2 番 前 田 耕 一